

平成20年第1回(3月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(2月25日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
市長施政方針.....	6
報告第1号の上程、説明、質疑.....	9
議案第4号の上程、説明、質疑、採決.....	11
議案第5号～議案第11号の上程、説明、質疑、採決.....	12
議案第12号～議案第16号の上程、説明.....	15
議案第17号～議案第30号の上程、説明.....	23
議案第31号～議案第43号の上程、説明.....	37
議案第44号～議案第46号の上程、説明.....	44
議案第47号の上程、説明.....	45
議案第48号の上程、説明.....	46
散会宣告.....	46

第2号(2月29日)

議事日程.....	49
本日の会議に付した事件.....	50
出席議員.....	50
欠席議員.....	50
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	50
職務のため出席した者の職氏名.....	51
開議宣告.....	52

議事日程説明.....	5 2
議案第 1 2 号～議案第 1 6 号の質疑.....	5 2
議案第 1 7 号の質疑.....	5 7
議案第 1 8 号～議案第 3 0 号の質疑、委員会付託.....	7 8
議案第 3 1 号～議案第 4 3 号の質疑、委員会付託及び討論、採決.....	8 1
議案第 4 4 号～議案第 4 6 号の質疑、討論、採決.....	8 9
議案第 4 7 号の質疑、委員会付託.....	8 9
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決.....	9 2
散会宣告.....	9 3

第 3 号 (3 月 1 1 日)

議事日程.....	9 5
本日の会議に付した事件.....	9 5
出席議員.....	9 5
欠席議員.....	9 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	9 5
職務のため出席した者の職氏名.....	9 6
開議宣告.....	9 7
議事日程説明.....	9 7
一般質問.....	9 7
飯 田 正 志 君.....	9 7
内 田 勝 行 君.....	1 0 6
森 良 雄 君.....	1 1 0
木 内 一 郎 君.....	1 2 4
室 野 英 子 君.....	1 2 7
山 下 一 君.....	1 3 2
飯 田 宣 夫 君.....	1 3 4
小 野 忠 宏 君.....	1 3 9
三 須 重 治 君.....	1 4 1
関 邦 夫 君.....	1 5 0
古 見 梅 子 君.....	1 5 7
散会宣告.....	1 6 1

第 4 号 (3 月 1 2 日)

議事日程.....	1 6 3
-----------	-------

本日の会議に付した事件.....	1 6 3
出席議員.....	1 6 3
欠席議員.....	1 6 3
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6 3
職務のため出席した者の職氏名.....	1 6 4
開議宣告.....	1 6 5
一般質問.....	1 6 5
杉 山 誠 君.....	1 6 5
鈴 木 基 文 君.....	1 7 6
酒 井 勲 一 君.....	1 8 0
大 川 孝 君.....	1 8 4
木 村 建 一 君.....	1 9 0
散会宣告.....	2 0 7

第 5 号 (3 月 1 4 日)

議事日程.....	2 0 9
本日の会議に付した事件.....	2 1 0
出席議員.....	2 1 0
欠席議員.....	2 1 0
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 0
職務のため出席した者の職氏名.....	2 1 1
開議宣告.....	2 1 2
議事日程説明.....	2 1 2
諸般の報告.....	2 1 2
議案第 1 2 号～議案第 1 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 4
議案第 1 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 9
議案第 1 8 号～議案第 3 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 2
議案第 3 1 号～議案第 4 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 4 3
日程の追加.....	2 5 0
報告第 2 号の上程、説明、質疑.....	2 5 0
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5 2
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5 4
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5 5
発議第 3 号～発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5 8
閉会宣告.....	2 6 3

署名議員.....	2 6 5
-----------	-------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

本日、20番小野忠宏議員が欠席の届け出がありますのでお知らせをいたします。

ただいまから、平成20年第1回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。9番、飯田正志議員、10番、森良雄議員を指名いたします。

会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月14日までの19日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。ご承知願います。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員からの法に基づく、例月出納検査結果報告並びにその他の議長の会議、出張等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、議長会の報告をいたします。

1月31日に開催されました、静岡県市議会議長会の定期総会におきまして、平成20年度の役員が決まりました。伊豆市につきましては、静岡県市議会議長会の監事、東海議長会の理事、全国議長会の評議員、地方議会議長連絡協議会の理事市となります。また、来年1月に開催されます静岡県市議会議長会定期総会の開催市となりますので、報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

ここで監査委員の報告の申し出がありますのでこれを許します。

監査委員、磯晴雄君。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄。

監査委員としての最新の監査報告をいたします。

ただいま議長の報告のとおりでありますけれども、少し付け加えさせていただきます。

通常の監査、例月出納検査、原則として毎月20日と定期監査は年1回、各部課の事業の進捗状況を現場へ出て確認します。実施した後は、都度、市長、議長に監査結果を報告しています。軽微の事務はその指摘をしておりますが、大方は、問題なく処理されていると思います。

さて、今後はますます監査の質の向上を求められ、法律の改正により監査整備が求められてきます。それらのことを踏まえ、我々監査委員は当局の指示により、地方財政健全化法の行政管理講座に参加しましたので、以下を報告します。とりあえず趣旨をまとめたものを朗読します。

その前に、今後の議員は、費用の決算書、バランスシートが読めるようにということを求められております。また、公金会計は一般会計と特別会計の連結決算となり、財政状況が一目でわかることとなります。

以上朗読いたします。

地方自治体の財政の健全化に関する法律について、平成19年6月に地方自治体の財政健全化に関する法律が成立しました。この財政健全化法は、現行の財政再建団体制度の50年ぶりの見直しであり、現行制度がいわゆる夕張市問題に十分に機能しなかったことを踏まえ、この問題点を改善した制度です。

財政健全化法では、普通会計の実質赤字比率に加えて、公営企業まで含めた赤字の比率、連結実質赤字比率、借金団体の財政負担、実質公費公債費比率、公社第三セクターに対する将来的な税金負担の割合、将来負担比率を基に早期改善を目指す黄色信号としての健全化段階と、赤信号としての再生段階を規定しています。

すなわち、公営企業の公社3セクなどを含め、単年度フローだけでなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断書を導入するとともに、財政悪化を可能な限り、早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させるという仕組みが織り込まれています。財政状況の判断書に

については、監査委員の審査対象として情報の信頼性を確保し、議会に報告されることで、議会によるガバナンスの強化を図っています。

また、黄色信号や赤信号がついた自治体や公営企業については、健全化計画等について、議会の監視下に置くとともに、地方自治法に基づく個別外部監査の強制導入を規定しています。この法制は、平成19年度決算数値から財政状況の判断指標が公表されることになっています。詳細な指標算定手法は、今後、省令で定められる予定であるが、既に執行中の平成19年度財政判断指標はその数値が公表されるまで、あつかわずかです。財政健全化法への自治体、監査委員、議会の対応は早急に準備を進めていかなければなりません。

以上です。報告を終わります。

議長（堀江昭二君） これで諸般の報告を終わります。

市長施政方針

議長（堀江昭二君） 日程第4、市長施政方針。

提案理由の説明に先立ち、市長の施政方針の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 平成20年第1回伊豆市議会定例会にあたり、市長施政方針を行います。

平成20年度予算案及びこれに関する諸議案の提案にあたり、市政に取り組む基本方針とともに、概要を申し上げます。

今、世界は急速に変化をしております。豊富な労働力を誇る中国やインドの成長が本格化し、世界経済に大きな比重をおさめつつあります。アメリカ経済は、混迷を深め、パワーバランスは多極化へと大きく転換しています。地球環境への意識の高まりにも呼応して大量消費の生活スタイルや、価値観への指示も揺らぎつつあるように見受けられます。

中国やインドなど新興国における、さまざまな需要の拡大は投機的な動向とも相まって、エネルギー価格を初めとする資源価格の高騰、雑穀価格の高騰を引き起こしています。そして、ガソリン価格や日用品のみならず、バイオ燃料ブームの影響も加わり、小麦やトウモロコシを原料とする日常食品にまで値上げが及んでいます。国際情勢は、もはや私たちの生活に密接に関係し、影響を及ぼしています。先日来の中国産冷凍ギョウザによる中毒問題も、私たちの生活が、もはや輸入に依存せずには維持できないことを皮肉にも浮き彫りにしました。

世界が食やエネルギーを初めとする経済、さらに、大気や気候、水、緑そして生態系などの環境面においても相互に深く関連していることは、今や人々の共通認識であります。そして、地球規模であるがゆえに進行が早く、責任の所在があいまいになりつつある悪循環を伴っています。この厳しさ、難しさをはらんだ時代の中で私たちにできることは、小さなところから問題や課題の解決に取り組むことではないかと考えます。

ここで、伊豆市の現況を申し上げます。

農業振興においては、高齢化や後継者難等で農業離れが進行し、遊休農地が増加、環境や景観の面からも憂慮すべき状況ですが、地域の人たちと一体になって、解消に向けた取り組みをしていきます。さらに、地産地消の面では、引き続き協議会を中心に生産や流通の仕組みづくりを進めていきたいと考えています。なお、平成20年度には、特産品であるワサビとシイタケの全国大会の開催が伊豆市で予定されており、全国に向け情報を発信するよい機会と考えております。

次に、林業振興では、森林の荒廃も深刻な状況となっており、その整備が急がれております。18年度から始まった静岡県森の力再生事業を積極的に活用しながら、整備促進を図ります。また、シカやイノシシなどの獣害に対しても関係機関の協力を得ながら、積極的な取り組みを図っていきます。

次に、17年度から実施してまいりましたウエルネス産業育成事業ですが、県の伊豆メッカづくり推進事業補助金が終了したため、20年度は市の単独事業として実施します。なお、実施に当たっては、平成21年度に開催される国民文化祭へつなげることを意識して行います。

さらに、観光振興事業として、伊豆サイクルフェスティバルは、平成19年度まで県の補助金を受けて行ってきましたが、補助の終了に伴い、平成20年度からは伊豆市と日本サイクルスポーツセンターの両者で実行委員会を組織し、日本自転車振興会の補助を受け、ツアーオブジャパン伊豆ステージと併せて実施いたします。

次に、伊豆の国市と共同による広域廃棄物処理施設整備の取り組み状況ですが、地元の堀切地区を対象とした先進施設の見学を行うなど、事業に対する理解を深める努力を続けております。なお、地元との同意に向け最善の努力をいたします。

さて、わが国の経済は、企業の海外進出の進捗などにより、地域間格差は顕著になりつつあり、今後、ますますその状況は、拡大していくものと思われれます。平成20年度の地方財政計画は、地方税と交付税の微増により0.3%の伸びとなっていますが、石油製品の高騰などから、消費者物価指数の上昇が見込まれ、楽観できない状況であります。国では、来年度においても、基本計画2006、2007を踏まえ、成長力の強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳入歳出一体改革を進めることとしています。

このたび提案する平成20年度各会計予算案は、これまで申し上げてきた社会環境の変化や、新たなニーズに応えていくことを念頭に置き、財政状況が厳しい中であって、政策の充実と財政の健全化の両立を目指し、真に必要な事業施行に因應するための財源の重点配分を行いつつ、施設運営の効率化を始めとして、行財政改革を推進するとともに、歳出全般にわたる見直しを行いました。

予算の規模は、一般会計予算を139億5,600万円として、対前年度では12億6,100万円の減額となります。増減の率はマイナス8.3パーセントですが、合併特例債事業で進めてきた斎場整備が終了するため、この事業費6億6,800万円を除いた増減率は、マイナス3.9%となります。

歳入予算については、地方再生対策費の新設などによる交付税の増を見込んだものの、市税や交付金の減が見込まれるため、財政調整基金からの繰り入れを予定しました。

主な歳入では、市税は、原油高などの影響による法人税割の減収見込みと個人所得の伸びが見込めない反面、交付税は地方再生対策費の増などが見込まれます。また、市債については、特例債事業の減などにより、借入残高が減少いたします。

歳出予算については、全般にわたる見直しを行い、現下の経済情勢や税収動向を踏まえて、行政のスリム化・効率化を一層徹底しました。

まず、人件費は、職員の定員管理計画に基づいて削減を図りました。また、需用費や委託料など物件費を抑え、経常的経費の縮減に努めております。

公債費については、償還のピークを超えたため、後年度負担の軽減を図る公的資金繰上償還を見込みました。

投資的事業では、20年度に供用が開始される天城北道路大平ーフインターチェンジへのアクセス道路整備を特例債事業として進める一方、健康づくりやスポーツ振興の拠点である天城ドームの改修事業を合併特別交付金事業として予定しております。

その他、生活環境対策として、年川最終処分場の拡充のための調整池設置工事のほか、伊豆の国市と建設協議を進めている広域廃棄物処理施設整備事業、さらに、治山事業や急傾斜地対策、河川整備、橋保育園の耐震補強工事、修善寺南小学校・天城中学校体育館の耐震設計など、安全・安心のまちづくりのための事業を重点的に実施してまいります。

特別会計については、後期高齢者医療制度の開始に伴う後期高齢者医療特別会計予算の新設、上水道事業会計では、新八幡配水池建設事業を予定しています。その他、平成19年度中に指定管理者制度を導入した天城ふるさと広場事業特別会計は廃止いたします。

ここで、本年度までに進められてきました主な事業と、懸案となっていた事項の経過を報告いたします。

まず、平成16年度から進めてまいりました新火葬場「伊豆聖苑」が3月に完成し、4月から供用を開始します。総事業費は11億6,300万円で、財源としては、合併特例債8億8,600万円、斎場施設整備基金1億9,800万円と、一般財源7,900万円で整備いたしました。火葬炉は無臭化・無煙化を図り、周辺環境にも十分配慮した設備としました。なお、来る3月27日には竣工式を行う予定であります。

次に、田方消防本部田方南署の建設につきましても、本年度の完成後に引っ越しを済ませ、4月8日に落成式が行われる予定です。

次に、天城北道路は、第一工区の大平ーフインターチェンジまでの整備が進められておりますが、4月11日に開通式を行います。今後は天城湯ヶ島インターチェンジまでの第二工区の早期着手と完成が待たれ、さらなる利便性の向上を期待いたします。

次に、伊豆赤十字病院の産科医確保につきましては、12月議会の折に、産科医確保に関する議決並びに、地域医療体制の確保を求める意見書が議会より提出され、精力的に動いてい

ただいた結果、おかげさまで2月1日に産科医1名が確保され、3月1日より産婦人科の診療が再開される運びとなりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。しかし、全国的に医師不足が生じており、しばらく安定するまでの間、今後とも引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

さらに、4月より柏久保保育園が民営化され、新たなスタートが切られます。行政の組織としても「こども課」を新設し、幼保一元化に向けた取り組みを強化してまいります。

以上、20年度の基本方針とともに、予算並びに施策の基本的な考えを簡潔に申し述べましたが、地方自治体の財政の健全化に関する法律により、今後は財政の健全化判断が4つの基準に基づき、3段階のスキームに区分されることとなります。早期健全化段階及び、財政再生段階にならぬよう、ニューパブリックマネジメントの理念に基づき、無駄を省き、効率の良い、コンパクトな行政運営に努め、市民と共に創る「共創」の考えで、これまで以上に市民の皆様の知恵と力をお借りしながら、新しい公共が形づくられていくことを願っております。市民の皆様、議員の皆様の一層のご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます。以上、市政方針を終わります。ありがとうございます。

議長（堀江昭二君） 以上で市長の施政方針の説明は終わりました。

報告第1号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第1号 専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償額が決定したため報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、報告第1号について補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の事故の関係でございますが、市道それから個人の車によります事故でございます、その和解が整いましたので報告をいたすものでございます。

損害賠償の額 8 万 1,550 円でございます。相手方は伊豆市佐野の個人でございます。事故発生場所でございます。伊豆市佐野 869 の 1440 付近ということで、修善寺グランドビレッジ内でございます。3 ページに現場の位置図、それから事故の発生図というのがございます。これをごらんいただきながら申し上げますが、事故の概要でございますが、個人が所有します自家用車、これが市道佐野杉原線、市道下根岸奥野線の境界にあります側溝にありましたグレーチング、この上を通過したところ、このグレーチングが跳ねあがりまして、車両の左フロント部分を損傷させたというものでございます。管理上の瑕疵ということで、過失割合といたしまして伊豆市 7 割、個人 3 割ということで総修理費 11 万 6,500 円に對しまして、8 万 1,550 円の損害賠償の額ということで、決定したものでございます。

補足ですが、この損害賠償の金額でございますが、いわゆる保険、総合賠償保険の中で全額が保険会社から支払われるというものでございます。

以上、専決処分の報告でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10 番、森良雄議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。

専決処分について、質問させていただきます。

まず、原因は何なのか。例えば、グレーチングが軽すぎたとか、それともグレーチングの相手側に不具合があったのか。まず、それを一つお聞きしたい。

それから、私あちこち歩いていて感じるのは、確かにこういう事故は起こり得るであろうと思えるものが結構あると思うんですが、その辺の把握を進めているかどうかお聞きしたい。最近、私、鹿島田公園の角にある溝蓋の異常を指摘しているんですが、これなんかも多分同じような状況じゃないかと思うんですけれども、ほかの点検及び整備について考えているかどうかお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 原因としましては、グレーチングが固定式でなかったということと、もうちょっと言いますと、部分的に反り返っていたのかなと思われま。この未固定式は 10 年以上前に流行ったわけですが、少しずつではあります、改良の場合は、現在は固定式を使用するようにしております。

それと、かなり未固定式が多いわけですが、毎週、道路パトロールを行っておりますので、そういった把握には、なるべく努めるような努力はしております。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10 番（森 良雄君） 道路パトロールしているということなんですけれども、例えば私が指摘している鹿島田公園の溝蓋なんかは、当然、もうご存知だと思っんですよね。もう少し、

気がついたら指摘を受けたらすぐ直すぐらいの気持ちが必要なんではないかと思うんですね。鹿島田公園の例は、溝蓋、厚みが10センチ位あるのが10センチ位持ち上がっているんですよ。当然、自動車が引っかかる可能性もあるだろうし、側溝の溝蓋ですから、子供たちがこの上で遊んで、ぐらぐらしているから喜んで遊んでいるわけですね。見る限りでは、何でこんな設計しているのかなというような思いもあります。

それから、道路パトロールというお話が出たんですけど、伊豆市の場合は、本当に点検しているのかどうなのか。皆さんご存知だと思いますが、道路には施工後に直径10センチぐらいのいわゆるテストピースを取るんですね。普通はあのテストピース取ったあとは埋めておくものなんですけど、伊豆市は埋めておかない。結構いたるところにあるんですね。私は数年前までは指摘していたんですけども、いやになって止めちゃったんですけどもね。パトロールしているというのだったら、しっかりパトロールしてもらいたい。パトロールについてもう一度しっかりやってくれるかどうかお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） しっかりやっていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） これで質疑を終結いたします。

以上で報告は終わります。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第6、議案第4号 伊豆市教育委員会委員の任命について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第4号 伊豆市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、教育に関し識見を有する者のうちから任命する教育委員につきまして、議会の同意を求めるものであります。任命したいものは、遠藤浩三郎氏並びに、廣沢智純氏です。遠藤氏は現在67歳、廣沢氏は56歳で、参考資料の略歴のとおりであります。遠藤氏、廣沢氏ともに教育学術や文化に関し、豊かな識見を有しており、住民の信頼が厚く、教育委員として適任者であると判断いたします。

なお、任期は平成20年5月12日から4年間となります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

今、任期について説明がありましたが、20年5月11日からということですが、再来月4月20日に市長選挙が行われます。各候補予定者はそれぞれ教育についていろいろ述べているようですが、大城市長さんはもうお辞めになると言っているわけですが、任期が5月11日からなんですから、それぞれ市長候補者の皆さんの教育方針にのっとなって、委員を決めてもいいんじゃないかと思うんですけれど、その辺はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） これは先ほど申し上げましたように、法律第4条の規定に基づいて推薦するものでありまして、森議員のおっしゃるように4月ですか。新しい市長が決まってからということではその間、空白になってしまいますので、それはできないと思います。ですから、私のときに、教育委員会としてそのメンバーをそろえたいと思いますのでぜひご同意をいただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第4号 伊豆市教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって議案第4号はこれを同意することに決定いたしました。

議案第5号～議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第5号 伊豆市持越財産区管理委員の選任についてから日程第13、議案第11号 伊豆市矢熊財産区管理委員の選任についてまでの7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第5号 伊豆市持越財産区管理委員の選任についてから議案第11号 伊豆市矢熊財産区管理委員の選任についてまでの7議案について一括して提案理由を申し上げます。

伊豆市の7つの財産区、持越、市山、門野原、吉奈、月ヶ瀬、田沢、矢熊の7財産区につきましては、財産区管理会が設置されており、その管理会委員の選任には、伊豆市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めることとなっております。

このたびの委員選任に当たり、各財産区管理会長より委員の推薦書が提出されました。各候補者とも適任と認め、選任したいので、よろしくご審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

特に質問というほどのものもないんですけども、この人たちについても私は全然知りません。ですから、問題を提起する気持ちはないんですけども、失礼な言い方しますと、客観的な見方をすると、会計報告なんか、例えば会計帳簿類ちゃんとつけているのか、どのような方法でやっているんだろうなという疑問もあるんです。多分、行政当局で相当な支援をしているのではないかなと思うんです。その辺の実態はどうなのでしょう。天城だけこの財産区というのを必要性があっただけでおいておるんだと思うんですけども、伊豆市に吸収するとか、それぞれ独立してもらおうとか、そういうお考えはないかどうか。その辺、もしありましたらお伺いしたい。

それからもう一つ。12ページに教師という略歴があるんですが、これどういうあれなのかと思って、もしあれでしたら具体的なご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、財産区というものはどういうものであるかということをもまず皆さんにご報告させていただきたいと思います。

自治法294条の1項並びに296条の5の第1項で規定されておりまして、いわゆる財産区というのは特別地方公共団体ということで自治法で定められております。

そうした中、この伊豆市の中の旧天城湯ヶ島地区、もっと細かく言いますと、上狩野村地

区なんです、その地区で明治13年太政官布告町村会法が公布されました。その段階で湯ヶ島村あるいは月ヶ瀬村、市山村こういったものがございました。明治21年4月の法律によりまして明治の大合併が行われました。その時に、いわゆる湯ヶ島村を含めた8つの村。これが上狩野村ということで統合されたわけでございます。そのときに財産をどうするかということが議論なりまして、この時に財産区制度ができたわけでございますが、市町村の市制の実施に先立って行われた、町村の大合併の際に、旧来住民の利用に供されてきた旧町村の財産または営造物について新町に統合することなく、旧町村の財産として従来慣行にしたがって旧町村に残し、その管理処分についての独立の人格を認めたとようになっております。ですので、現在、この旧天城湯ヶ島地区上狩野村地区において8つの財産区が存在するというところでございます。そのうち、今回上程させていただきました7つの管理会におきましては、自治法296条の2の第4項によりまして、管理会を設置することができるようになっております。

今回は、議会同意を得るということは、この管理会条例の第3条に基づいて行っております。なお、296条の2の第2項には7人以内の人をもって組織するというように規定されております。

それから、この教職が入っているというご質問でございますが、この管理会とは任意機関でございますので、特段、公務員であってもよいと言われております。

議長（堀江昭二君） 森良雄議員。

10番（森良雄君） 12ページの方について、教育委員会の教師というのは普通あまり一般に使うのかなと。例えば、どこどこ小学校の先生をやっているとかっていうような表現が出てくるだろうと思うんですけども、この場合だけ特別に教師とお使いになっているようだったものですから、何か変わったそういう職席というのがあるのかなと思って聞いた次第です。

それと、前段の質問について戻りますけれども、財産区がどうのこうのと言っているわけではないんですよ。財産区について、前の議会でいろいろご説明も受けましたものでね。ただ、今、部長さんがおっしゃったように、やはりこれは独立する団体だと思っただけなんです。そうしますと、やはり会計帳簿類等も自分らでもって作れるような独立性を持ってもらいたいと思って質問した次第ですので、ぜひ、そういうのも指導していただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 先ほども申しましたけれど、この財産区というのは特別の地方公共団体というふうに規定されておりますので、本来、財産区の管理者は市長になります。ということは、財産区の会計等についてはすべて市が行うというのが正式なやり方でございます。

ところが、今までの現状を見ますと、各地区でそれぞれの会計を持って運営をしておったのが実状でございます。これを機会に、財産区の条例化をすると同時に、今後は会計方式等をきっちとこれからつめまして、基本的には、伊豆市が財産区の会計等の管理を一切すると

ということがこれからの一つの課題になってまいります。現在は伊豆市の職員が、これは市長の任命で各地区にいます職員が会計をするようにということで指導しておりまして、今後は、一ヶ所でその財産区の会計を全部やるように、いわゆる市でやるようになるかと考えております。

議長（堀江昭二君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号 伊豆市持越財産区管理委員の選任について、議案第6号 伊豆市市山財産区管理委員の選任について、議案第7号 伊豆市門野原財産区管理委員の選任について、議案第8号 伊豆市吉奈財産区管理委員の選任について、議案第9号 伊豆市月ヶ瀬財産区管理委員の選任について、議案第10号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任について、議案第11号 伊豆市矢熊財産区管理委員の選任についての7件について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第5号から議案第11号までの7議案は同意することに決定いたしました。

議案第12号～議案第16号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第14、議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第18、議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）までの5議案について一括して提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が6回目の補正で、年度末を迎え新年度予算との整合性も図りながら最終調整をしたものであり、各費目に置いて不用額の整理を行ったほか、財源調整として、環境衛生施設整備基金積立及び社会基盤整備基金積立が主な内容で、1億105万円を追加する内容となっております。

また、天城北道路アクセス道整備工事、災害復旧事業等において、年度内施工が不可能なものは、繰り越し措置をお願いするものであります。

特別会計においても、決算を見込み、最終調整をしたもので、国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、一般及び退職被保険者療養給付費等の追加はあるものの、その他の特別会計については減額補正予算となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に議案第12号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

第6回の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億105万円を増額いたしまして、総額を157億6,075万円とさせていただきたいというものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。58ページをお開きいただきたいと思います。

まず、市税でございますが、市民税関係で個人所得割の見込みの減ということで1億2,200万円の減額。

それから、固定資産税でございますが1億2,200万円の増額。これは現年度が8,700万円プラス。それから滞納分で3,500万円の見込み増ということでございます。

分担金及び負担金の分担金でございますが、農地災害復旧分担金の増額31万1,000円を増額させていただきたいというものでございます。

使用料及び手数料でございますが、万天の湯使用料500万円、テニスコート50万円、計550万円の増額補正でございます。

国庫支出金でございますが、まず国庫負担金。保育所措置費負担金100万円の減。老人保健事業負担金143万円の減が主なものでございまして、206万5,000円の減額。

それから、国庫補助金でございますが、地方道路整備臨時交付金5,445万円の増額、学校耐震補助安全安心な学校づくり交付金が964万6,000円、これは後ほど説明しますが、県の補助金の大規模地震対策補助金との振りかえでございます。それから農地農林災害補助で1,597万円等が主な補助金の増額内容でございます。

続きまして、県の支出金でございますが、県の負担金でございます。老人保健事業の負担金143万円の減額、保育所運営費負担金50万円の減額等が主な内容でございます。224万5,000円の減額。

県の補助金でございますが、先ほど言いました大規模地震対策補助金931万3,000円、これは土肥中の分でございますが、減額でございます。県単農業農村補助金が460万円。これは上和田線でございますが、事業費の減に伴いまして減でございます。急傾斜地崩壊対策で423

万円の減額ということで主な内容になっていますが、2,162万6,000円の減額ということでございます。

それから、委託金でございますが、県議選の委託、参議院選の委託、こういったもので1,664万6,000円の減額になってございます。

続きまして、財産収入でございますが、土地売り払いが1,496万円の増、立木売り払いが294万円の増、物品売り払い、ボーリングの機械でございますが、これが60万円。それから公用車の売り払いで272万円。これはごみ収集車の3台分でございます。2,122万円の増ということになっております。

続きまして、寄付金でございますが、福祉事業寄付金130万円ほどございます。これは後ほど説明申し上げますが、地域福祉基金に積み立てる予定でございます。130万円の増でございます。

繰入金でございますが、特別会計の繰入金。これは介護保険特別会計繰入金317万3,000円でございます。基金繰り入れでございますが、財政調整基金の繰り入れを2億5,000万円減額したいというものでございます。

続きまして、諸収入でございます。雑入関係で介護予防サービス計画費収入の425万2,000円の減額、これが主な内容でございます。トータル353万8,000円の減額となっております。

市債でございます。臨時地方道路整備事業債6,160万円で、これは大平本柿木線でございます。臨時交付金の増額に基づく減額でございます。

それから、合併特例債については470万円の減額。これは天北アクセス道路の関係でございます。合併推進債270万円の減額、合併支援県道整備負担金の変更に基づくものでございます。

それから、公共土木災害復旧債1,450万円。これは査定による事業確定による減額でございます。

農地農林等災害復旧費、補助率の動向による起債の減ということで1,910万円の減額をさせていただきますというものでございます。

続きまして、59ページの歳出を順に説明させていただきます。

まず、総務関係でございますが、先ほども歳入で申しましたが、県議会議員選挙、参議院議員選挙、この経費精算に基づく減額が1,508万6,000円となっております。

防災関係でございますが、田方消防南署建設事業、これに伴う上水道工事を予定しておりましたが、埋設に対する調整のおくれがございまして1,020万円ほどの減額をさせていただきます。

それから、企画部関係でございます。地域づくり推進事業ふるさとづくり補助金、コミュニティ補助金等の減でございます。154万円でございます。

続きまして、市民環境部、環境衛生課関係でございますが、一般廃棄物の収集処理事業、これは業務委託によりまして事業精査の結果500万円の減額と。

市民課関係でございますが、老人保健事業、老保特会への繰り出しが2,411万1,000円ほど

減額になっております。

それから、健康福祉部関係でございますが、社会福祉費、乳幼児医療費助成、これは実績見込みによる減で300万円の減。それから保育園の一般で市外委託児童運営費委託料の減、これも実績に基づくもので300万円の減。

健康増進課関係でございますが、予防接種事業、予防接種委託結核検診委託の減によりまして230万円の減額。老人保健法事業、いわゆる基本健診、がん検診委託の減でございます。これは35歳以上の対象の検診でございますが、これが1,742万円の減額。

続きまして、長寿介護課関係でございますが、施設入所事業老人保護措置費590万5,000円の減。障害者の地域生活支援事業、これで750万円の減額。

それから、介護保険事業でございますが、介護特会への繰り出し、給付費分で1,500万7,000円、地域支援分で853万5,000円の減。総額で2,354万2,000円ほどの減額になってございます。

それから、観光経済部関係でございますが、農業水産課関係でございます。中山間地の直接支払い事業関係、これが421万9,000円の減額。

農林業整備課関係でございますが、治山事業、これは環境保全林管理委託費の減額ということで100万円、それから林道整備事業についても同じく200万円の減という状況になっております。

それから、観光商工課関係でございます。これは海水浴場の管理ということで、清掃委託、海難防止委託の減ということで307万円でございます。

それから、経営管理課でございますが、万天の湯テニスコートの管理において機械燃料費等の減がございまして160万円減額させていただきたいという内容になっております。

続きまして、土木部関係でございます。

まず、市道の整備関係でございますが、市道21009号線、北又日影線の改良でございますが、これは県単の追加割り当てがございまして、6,060万円ほどの増額補正にしております。市道上和田線の改良については1,360万円の減額となっております。

それから、市道22010号線、本立野線の改良並びに32399号線、加殿の関連でございます。これらの改良工事については、設計遅れにつきまして500万円の減額をさせてもらっております。

それから、県単独道路整備負担金。これは790万円の減、合併支援重点道路の負担金300万円の減ということで、それぞれ決算を見込んでの精査でこういう結果になっております。

それから、急傾斜地崩壊対策関係でございますが、県単の急傾斜事業で本立野関係が660万円。同じく県単急傾斜地崩壊対策事業負担金で288万円の増額でこれはふえてございます。

それから港湾関係でございますが、県単港湾改良負担金の減ということで、これは松原大橋のそこだったと思いますが1,400万円の減額になってございます。

続きまして、教育委員会関係でございます。学校教育の方でございますが、まず、事務局費の中で外国人講師派遣委託、教職員の健康診断の手数料の減ということで287万5,000円ほ

どの減額。

それから、中学校の耐震補強でございますが、土肥中耐震工事監理委託の減ということで、これは補助金の精算も伴いますが71万円の減ということでございます。

土肥給食センターについては、臨時職員賃金の減ということで100万円、中伊豆給食センターは配送業務委託が260万円ほどの減額というふうになっております。

それから最後になりましたが、社会基盤整備積立金5,330万円ほど積み立てたいということ。環境衛生施設整備基金積立で3億円、地域福祉基金積立金で130万円、先ほど申し上げました寄付金の分の基金を積み立てるというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第13号と議案第14号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、議案第13号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について概要を申し上げます。

98ページをお願いいたします。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億849万6,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,015万円とする補正でございます。平成19年度の国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、医療費の伸びに伴い保険給付費において、予算に不足が生ずる見込みとなったため予算の追加をお願いするものであります。

まず、103ページの歳入をお願いいたします。1款、国民健康保険税は本算定により課税額が減少となったことに伴う減額でございます。3款の国庫支出金及び4款医療給付費交付金につきましては、保険給付費の増額に伴う追加分でございます。6款共同事業交付金については、今年度分交付額決定に伴う減額を計上いたしました。

次に、111ページ、歳出をお願いいたします。第1回目の補正予算で前年度までの実績を基に、予算額の修正をお願いいたしましたが、その後一般被保険者、それから退職被保険者ともに医療費が伸び、2款の保険給付費に不足が発生する見込みとなったものであります。特に2目の退職被保者分につきましては、入院それから外来とともに大幅な伸びとなっております。対前年比126.7%の伸びとなっているところでございます。

このため、次の113ページ、2款保険給付費の1項療養費に1億1,762万1,000円、それから2項の高額医療費に593万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

このほか共同事業拠出金等確定したものにつきましては、合わせた整理を行ったものでございます。

次に、議案第14号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第3回）について概要を申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億9,660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,518万2,000円とする補正でございます。

まず、124ページの歳出をお願いいたします。老人医療費につきましては、当初予算では過去3カ年平均で医療費動向を予定したわけですが、今年度の予算額を11月診療分までと見てみますと、対前年比92.6%でこれまでで最も低い医療費の支出であることから、残り3カ月分を考慮した上で、1款1項1目の医療給付費を3億円減額するものであります。

また、2目の医療費支給費につきましては、補装具等の医療費給付費が伸び、予算に不足が見込まれることから、340万円を追加するものでございます。

次に、122ページの歳入に戻っていただきたいと思っております。歳出予算の減額に伴い、負担割合に応じまして、それぞれ減額としたものでございます。

以上、概要について説明させていただきました。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第15号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第15号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）につきまして説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,199万8,000円を減額し、総額を25億6,917万3,000円とするもので、介護給付費の年間給付見込みに伴う調整とそれに関連する財源の補正が主なものでございます。

127ページをお開きいただきます。歳入についてでございます。1款1項の介護保険料1,199万7,000円の増加は、収納の実績見込みによるもので、3款国庫負担金3,463万1,000円の減額から5款県負担金1,399万8,000円、それから7款1項の一般会計繰り入れ金2,354万2,000円の減、これはそれぞれです。介護サービス給付費の減に伴う法定負担割合に基づく減として計上するものでございます。

それから、歳出といたしましては、2款1項介護サービス等諸費を1億2,900万円減額いたします。介護給付費の伸びが少なかったということによりますけれども、当初見込んでおりました関係、特養中伊豆のオープンが遅れまして、施設入所、デイサービス、これが少なかったことも原因と思われれます。それから3項高額介護サービス費の150万円、4項特定入所介護サービス費等750万円の増は前年見込みによる増でございます。

それから4款も実績見込みによるものでございます。5款の基金積立金407万9,000円は介護保険料の一部を介護給付費準備基金に積み立て、7款2項繰出金317万3,000円も給付費の減額に伴い、法定割合によりまして一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第16号について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） 143ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計補正予算（第3回）でございます。予算の総額から211万円を減額いたしまして、総額を19億5,188万5,000円とするものでございます。

まず、繰越明許費のご説明を申し上げます。145ページをお願いしたいと思います。下水道の建設費でございます。白岩処理区の管渠工事1,800万円を繰り越すものでございます。

工事内容でございますが、宮上第1工区の管布設工事でございます。100ミリの圧送管から250ミリのVU管、1,310.3メートルを事業費9,500万円を実施中でございます。現場は転石層によります掘削効率と片側交互交通によります作業効率の低下等の要因によりまして、250ミリの部分147メートル、事業費にいたしまして1,800万円につきまして、平成20年5月30日まで繰り越しをいたすものでございます。

それでは、補正の内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、148、149ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございます。8、1、1目の繰越金でございます。1,079万円を増額いたしまして、8,882万6,000円とするものでございます。これは前年度からの繰越金でございます。

11、1目の下水道事業債でございます。1,290万円を減額いたしまして、4億4,110万円とするものでございます。内訳といたしましては、公共下水道390万円、流域が400万円、特定環境保全公共下水道が500万円。この減額の理由でございますが、公営企業金融公庫の利率7%以上の借入れ、2億1,955万8,756円を繰り上げ償還すべく、借りかえ債2億1,700万円を前回12月補正で計上いたしました。県と協議の結果、残債期間の短いものについては借りかえの対象としない旨の決定がなされましたため1,290万円を減額し、借換債を2億410万円とするものでございます。

次に、150、151ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。単独事業費でございますが、211万円を減額いたしまして4,739万円とするものでございます。211万円の減額は22節の補償補てん及び賠償金を減額するものでございます。この工事補償費は上水道管の移設の補償費でございます。残額が生じる見込みがございますので、これを繰上げ償還の財源にいたしたく減額をするものでございます。

2、1、1目の元金でございますけれども、補正額はございません。予定していた全額を繰上げ償還するというところでございます。財源の部分をごらんいただきたいと思いますけれども、地方債を1,290万円減額いたしまして、一般財源を1,290万円とするものでございます。先ほど起債の部分で説明した理由によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第12号追加説明を許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 60ページへ戻っていただきますでしょうか。一般会計の補正予算でございますけれども、先ほど抜かしてしまいましたものですから。

繰越明許費の関係でございます。

これにつきましては、土木費、それから災害復旧費が主な内容でございます。まず、道路

橋梁費ということで市道大平本柿木線の改良工事というところがございます。これについて4,083万円ほど繰り越しをさせていただきたい。

続きまして、市道整備でございますが、市道南田線それから市道の最勝院線の改良工事ということで1,580万円をお願いしたいというものでございます。それから国、県道の関連事業でございます、市道下宿久保田2号線、それから市道向原山崎線これについて1,200万円をお願いしたいというものでございます。

続きまして、天城北道路関連でございますが、これはもう皆さんご存知のように橋梁を現在作っておりますが、その下部工、それから、路床工、盛土工でございますが、これについて8,755万円の繰り越しをお願いしたい。

それから、河川維持改良工事でございますが、これは関野川それから唐沢流路工この2本でございますが、これが1,400万円。それから、修善寺駅周辺整備合意形成事業ということで調査設計、これは伊豆箱根へ委託している部分でございますが1,953万円。

それから、災害関係でございますが、農地災害復旧、これはワサビ田工事575万9,000円。

続きまして、農業用施設災害復旧でございますが、これは水路復旧、道路復旧合わせまして2,770万8,000円ということでございます。

林業用施設災害復旧工事でございますが、林道上池線ほか3路線のものでございまして、1,427万8,000円の繰り越しをお願いしたいというものでございます。

それから河川災害復旧につきましては、内堀田川の河川災害、北又川の河川災害これにつきまして1,081万2,000円の繰り越しをお願いしたいというものでございます。

道路橋梁災害復旧につきましては、市道土肥大洞線ほか7路線、それから、補助災害市単附帯工事をひっくるめまして9,077万9,000円の繰り越しをお願いしたいというものでございます。

それから、61ページの債務負担行為の補正でございますが、これについては、伊豆の国市と伊豆市の広域廃棄物処理施設整備事業に関する、まず基本設計が303万4,000円、それから測量地質業務委託296万7,000円、それから下に変更と書いてございますが、これは環境アセス、生活環境影響調査でございますが、これを補正後1,686万6,000円の計2,286万7,000円を債務負担行為補正ということでさせていただきたいというものでございます。

それから、62ページの地方債補正でございますが、1月に臨時で災害関係については補正をお願いしましたけれど、当初66.7%の補助率を見込んでおりました。しかしながら、合併特例によりまして旧町の補助率の適用があります。そんな関係で大きいものと88.5%までの補助というものがございまして、ここで災害関連は大きく減額をさせていただいているというものでございます。補正前の額が14億7,000万円であったものが13億6,190万円ということですのでさせていただきたいと。上の市町村合併から急傾斜地の崩壊対策、これまでは事業精査による補正でございます。

それから、学校施設整備事業については、補助金の増による減額の補正になります。先ほ

ど言いました公共土木災害それから農林水産業の災害復旧については、補助率がそういうことで動きましたものですから、減額補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、平成19年度補正予算の提案理由及び補足説明を終わります。

それではここで11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号～議案第30号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第19、議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算から日程第32、議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの14議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算から議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計までの14議案について一括して提案理由を申し上げます。

主な歳入では、市税は原油価格の高騰などによる法人税割の減収見込みと個人所得の伸びが見込めないことなどから、対前年度7,542万円減の48億5,287万円を見込み、交付税は地方再生対策費の増などにより8,000万円増の46億7,000万円を見込みました。

また、市債については、特例債事業の減などにより、前年度より6億9,840万円少ない8億2,250万円を予定しました。

その結果、平成20年度の償還額を差し引いた借入残高は、147億4,964万円となり、19年度末に対し9億1,400万円の減を見込んでいます。

歳出予算については、全般にわたる見直しを行い、行政のスリム化、効率化を一層徹底しました。人件費については、職員の定員管理計画に基づき、22人削減を図り前年度に比べ1億770万円の減。さらに、需用費や委託料を抑え、物件費は対前年度2億575万円の減となるなど、経常的経費の縮減に努めました。

一方、後期高齢者医療制度の開始に伴い、老人保健特別会計への繰り出しから、後期高齢者医療広域連合への負担金に振りかわったことにより、補助費が2億4,039万円の増となりました。

公債費については、償還のピークを超えたため1億9,028万円減となりましたが、さらに、

後年度負担の軽減を図るため、公的資金繰り上げ償還を約3,000万円見込みました。

投資的経費としては、20年度に供用開始する天城北道路ハーフインターチェンジへのアクセス道路の整備を特例債事業として3億1,900万円を予定。また、天城ドームの改修工事を合併特別交付金事業として予定しました。

生活環境対策としては、年川最終処分場の拡充のために調整池設置工事を計画し、伊豆の国市と建設協議を進めている廃棄物処理施設整備事業も継続して予定しております。

また、治山事業や急傾斜地対策、河川整備も緊急性、必要性に配慮のうえ予定したほか、橋保育園の耐震補強の工事や修善寺南小学校、天城中学校体育館の耐震設計などの事業を重点的に実施する内容となっています。

特別会計では、後期高齢者医療制度の開始により、新たに設置した後期高齢者医療特別会計予算が3億2,174万円となり、それに伴い、老人保健特別会計が3億9,643万円、国民健康保険特別会計が41億1,123万円、介護保険特別会計は27億8,160万円となりました。

上水道事業会計は、建設改良事業として、新八幡配水池建設工事に4億6,200万円、簡易水道事業特別会計は八木沢、小下田地区、基本設計計画業務の委託料2,000万円を計上しました。

それぞれの予算の詳細につきましては、担当部長に説明させますのでよろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

最初に、議案第17号と議案第18号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、議案第17号につきましてご説明をさせていただきます。

本年度の歳入歳出予算を139億5,600万円というようにしたいというものでございます。

2ページの歳入からご説明を申し上げます。

まず市税でございますが、市税につきましては、前年対比7,542万7,000円の減ということで48億5,287万4,000円とさせていただきたいというものでございます。主には、市民税の個人が5,600万円の減、法人が5,520万円の減という状況でございます。固定資産税につきましては、逆に固定資産税本体が4,700万円の増というような予算計上をさせていただきました。

なお、入湯税につきましては100万円増額の1億2,600万円という計上をさせていただきました。

続きまして、地方譲与税でございますが1,010万円の減。それから利子割交付金につきましては350万円の増額、1,600万円の計上でございます。配当割交付金につきましては800万円の増額計上、1,400万円にさせていただいてあります。それから株式譲渡所得割交付金につきましては、150万円の増額計上でございます。

地方消費税の交付金でございますが、これは国の増減見込み0.96に考慮しまして、いわゆ

る96%に考慮しまして、19年度の見込みのおおむね98%を歳出の根拠としております。1,740万円の減額で3億6,200万円。

それから、ゴルフ場の利用税交付金でございますが、600万円の増額ということで1億4,000万円。特別地方消費税交付金については、増減なしということでゼロでございます。

自動車取得税の交付金でございますが、県の増減見込み96%に考慮いたしまして、同じく19年度見込みの96%で算出しております。2,800万円の減ということで1億9,100万円の計上でございます。

地方特例交付金でございますが、これは児童手当の制度拡充に伴いまして、その分の見込み増ということで500万円ほど計上しております。特別交付金については、960万円ほどの減ということで、トータル410万円の減の1,700万円の計上とさせていただきます。

続きまして、地方交付税でございますが、普通交付税で1億1,000万円の増、特別交付税については3,000万円の減、これは災害等による減を見込んでございます。ただ、普通交付税の1億1,000万円につきましては、先ほど市長も申し上げましたように、地域再生対策費ということで2億200万円の増が見込めるということでございます。ですから実質的には9,200万円の普通交付税の減ということでございます。この地域再生対策費が増額ということになっておりますので、トータルでは8,000万円の増の46億7,000万円というようにさせていただきますというものでございます。

交通安全対策特別交付金については100万円の減。

それから、分担金及び負担金については468万2,000円の減の2億6,156万4,000円の計上でございます。

続きまして、使用料でございますが243万4,000円の減を見込んでございまして1億6,139万4,000円でございます。

それから、国庫支出金でございますが、地方道路の臨時交付金1億670万円の増、安全安心な学校づくり交付金5,350万円の減がございまして、トータルでは4,567万3,000円増の7億4,375万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、県の支出金でございますが、合併交付金6,300万円の減。消防関係で3,700万円の減、選挙委託関係で4,800万円の減ということでございまして、トータルで2億1,451万3,000円の減、7億5,452万5,000円を計上させていただいたものでございます。

財産収入についても360万円の減ということで、2,164万2,000円を計上させていただきました。寄付金については1,000円の計上でございます。

繰入金でございますが、これは前年対比51.2%減の2億9,850万円の減額、2億8,501万1,000円の計上をさせていただいております。内訳でございますが、財政調整基金に2億4,500万円、減債基金の繰り入れで3,000万円、それから斎場の施設整備の基金の繰り入れで1,000万円という内容になっております。

繰越金でございますが、7,539万円減の1億5,031万円の計上とさせていただきます。

続きまして、諸収入でございますが、国交省の移転補償、これは独鈷の湯の関係でございますが、500万円の増、資源ごみの売り上げ300万円の増、こういったものを雑入に組み込んでございまして、トータルで2,787万3,000円の増額ということで1億8,831万8,000円を計上いたしました。

続きまして、市債でございますが、前年に比べまして6億9,840万円減額ということで、前年比45.9%の減という状況をつくり上げました。合併特例債につきまして4億8,140万円の減。臨時財政対策債3,700万円の減、こういったものが主な内容でございます。

なお、これに伴いまして自主財源でございますが、20年度予算ベースでございますが、59億2,111万4,000円、依存財源につきましては80億3,488万6,000円ということで、それぞれ減になっています。自主財源については6.8%の減、依存財源については9.4%の減という状況で歳入予算を組ませていただきました。

続きまして、歳出でございます。

まず、議会費でございますが250万5,000円の減額、1億6,181万6,000円を計上させていただきました。

総務費でございますが、電算センターの負担金が2,900万円の減、コミュニティ施設整備で2,100万円の増、電子入札の利用負担金236万8,000円の増、税の過誤納の還付金3,390万円の増、固定資産評価資料作成事業で4,100万円の減。以上の状況から4,417万2,000円の減ということで、18億7,970万9,000円の予算計上とさせていただきます。

民生費でございますが、民生費につきましては前年対比0.8%の増、これは老人保健費が5,400万円の増、それから、介護特別会計の繰り出し2,200万円の増、橘保育園耐震補強で4,200万円、国保繰り出し、これは人件費も含めますが、3,100万円の減ということでトータル2,358万7,000円の増ということになっておりまして、総額31億5,554万1,000円という予算になっております。

衛生費でございますが、火葬場の整備事業の終了によりまして、38.2%の減額予算になります。減額額は7億1,776万5,000円の減額になっております。その中で特筆すべきものは、年川の最終処分場の調整池工事が5,600万円の増、簡水特会の繰り出しが2,100万円、火葬場の整備事業6億6,800万円の減額ということが主な内容でございますが、総額11億6,129万6,000円というふうになっております。

労働費については273万1,000円の減で2,574万6,000円でございます。

農業水産費でございますが、市民農園の土地購入費ということで1,581万6,000円の増、治山事業関係が3,600万円の減、全国ワサビ生産者大会協賛金として10万円の計上をさせていただきます。総額1,624万5,000円の減ということで5億5,482万8,000円に計上させていただきます。

続きまして、商工費でございます。観光協会の補助ということでビーチクリーナー1,180万円の増額予算でございます。

それから、ふるさと広場特会への繰り出しが1,900万円、これはなくなりしますので減額になります。天城ドームの改修に6,200万円、これは、合併特例交付金において行う予定でございます。天城温泉会館への繰り出しが1,200万円の増額ということになりまして、前年に比較しまして4,678万8,000円の増、6億2,965万6,000円の計上とさせていただきます。

土木費関係でございます。天北アクセス道路整備で1億8,800万円の増、小土肥海岸の歩道橋1,500万円の増、耐震診断の補助で800万円の増、地方特定道路整備、これは本柿木で現在やっております橋梁関係でございますが、これが1億2,000万円の減額ということになります。

それから、下水道特会への繰り出しが8,000万円の減。これが主な内容でございます。前年に比較しまして6,215万6,000円の減額、21億7,049万8,000円の計上とさせていただきます。

続きまして、消防費でございますが、主に総合防災訓練が終了したことに伴いまして5.7%の減、なお、消防指令車を2台購入しようということで600万円を予定してございます。トータルで4,225万3,000円の減、7億360万2,000円を計上させていただきます。

続きまして、教育費でございますが、土肥中の耐震工事の終了によりまして14.7%の減という状況になりました。土肥中については1億3,900万円の減でございます。天城給食センターの改修も同じく終了いたしまして1億3,000万円の減、修善寺南小体育館の設計850万円、天城中体育館の耐震設計が700万円を今回プラスの要因で計上させてもらっております。

それから、幼稚園臨時職員の減ということで900万円の計上をしたところ、前年に比較しまして2億5,037万4,000円の減ということになりまして、総額14億8,253万6,000円という計上になりました。

続きまして、公債費でございますが、8.7パーセント減の状況でございます。金額的には1億9,028万円の減の20億683万円を計上させていただきます。

続きまして、諸支出金でございますが、各種基金の受取利息分、これら基金積み立てを計上したことによりまして322%の増という状況になりました。これが209万6,000円をプラスしまして274万7,000円の計上とさせていただきます。

なお、先ほど市長も申し上げましたように、経常的経費において人件費が3.3%の減、扶助費については2.2%の増、公債費は8.7%の減というようなことになりまして、あと、補助費関係につきましては、先ほど市長が申し上げましたように後期高齢者への負担金の計上に伴いまして、この補助費関係が2億4,000万円ほどふえたというのが状況でございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為でございますが、先ほど申し上げましたように中伊豆体験農園の用地購入ということで本年度1,581万6,000円を計上させていただきます。その土地は2段になっておりますので、2カ年に分けて購入するということで平成21年1,088万7,000円、計2,670万3,000円の予定でございます。

続きまして、地方債でございますが、臨時財政対策債をはじめとしまして、市町村合併特例事業、これは天北関連の天北アクセス道路関係で、合併特例債の適用ということになりま

す。

それから、市町村合併推進事業、これは県道の重点支援事業の負担金、日向矢熊関係でございます。合併推進債の適用事業でございます。

それから、農地施設整備事業については中山間地総合整備の負担金の部分で830万円の計上でございます。

農道整備関係につきましては、県営農道土肥中央線の負担金、これは過疎債の適用を考えております。

林道整備事業については、林道土肥戸田線の負担金と県営林道の達原線の負担金、これは過疎債及び辺地債、過疎債が1,000万円、辺地債が1,050万円を予定しています。

治山事業につきましては、下白岩の治山事業、湯ヶ島の治山事業でそれぞれ300万円ずつの600万円を予定しております。

それから、市道整備においては、市道船原数沢線、それから市道出口平石線、市道数沢線については1,200万円の辺地債、出口平石線については310万円の過疎債の適用を考えております。

急傾斜地の崩壊対策事業は小立野地区、990万円を予定しております。

河川整備事業については、林之下排水路の改修に1,550万円の計上、トータル8億2,250万円の計上をさせていただきました。

続きまして、特別会計の予算書をお開きいただきたいと思います。公共用地特会でございます。議案第18号になります。

20年度の公共用地取得事業特別会計は、歳入歳出180万円とさせていただきたいというものでございます。この会計につきましては、公共用地取得特会で貸し付けています貸付料168万円と基金利子11万7,000円の計180万円を積み立てるという予算計上になっております。貸付金については、御幸橋駐車場がおおむね120万円の歳入、それから横瀬駐車場が48万円の収入ということで見込んでございます。貸付料と基金を足したものを180万円積み立てるという状況になっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第19号について、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） それでは、9ページをお開きください。

平成20年度は、歳入歳出とも3,578万円ということをお願いしたいと思います。この会計は、伊豆縦貫自動車道天城北道路の早期開通を図るため国にかわり市が用地を先行取得したための会計です。ちょっと言いますと、平成15年に3億8,260万円、16年に1億8,860万円、計5億7,120万円借り入れたわけですが、それに利子を加え、それぞれ平成16年から19年、17年から20年と後4年間で再取得委託金として市に納めていただくものです。

なお、そういったことで平成20年度が最終年次となります。

以上よろしくお願ひいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第20号、議案第21号及び議案第22号の3議案について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第20号 国民健康保険特別会計予算について概要を申し上げます。

18ページになります。歳入のうち1款の国民健康保険税ですが、後期高齢者医療制度に移行することから、所要の税負担の考え方を変更すべく国保運協の答申を受けまして、被保険者の負担増にならないように計上をいたしたものでございます。全県下的に見まして、伊豆市の保険税の位置といたしましては、21市中19年度同様の低い方から見まして、熱海市が一番低いわけですが、その次であります。

次に、3款の国庫支出金は、特に後期高齢者医療制度の移行に係る老人保健、医療費拠出金等の変更と介護保険納付負担金等の減額によるもののほか、普通調整交付金に係る前期高齢者分の制度改正によりまして、前年度より減額を見込んだものでございます。

次に、4款の支払基金交付金は、制度改正による退職者の減と前期高齢者交付金の増を見込んだものでございます。

次に、6款の共同事業交付金ですが、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業について、昨年とほぼ同額を見込んだものでございます。

次に、歳出ですが、1款の総務費は事務費のうち、人件費及び負担金等について新たに一般会計から本会計に繰り入れて支出すべく形状変更をしたもので、事業費総額についてはほぼ同額でございます。

2款の保険給付については、医療費制度改正に伴い、65歳以上が前期高齢者医療制度に移行することや、被保険者数が減少していることなどから、19年度を第1回補正後と同額の26億8,707万3,000円といたしたところでございます。

3款の老人保健拠出金につきましては、制度改正による後期高齢者支援費等に変わるため、国庫負担額は減少が見込まれることから、8,827万4,000円の減額といたしました。

4款の介護保険納付金については、加入者のうち人数の減や平成18年度の精算分を考慮いたしまして3,295万3,000円の減額をいたしたところでございます。

6款の保健事業費につきましては、前年度から創設されるところの特定健康診査及び特定保健指導普及費等を見込んだものでございます。

次に、議案第21号 20年度伊豆市老人保健特別会計予算について概要を説明いたします。

63ページになります。

本予算の要求ですが、4月1日より後期高齢者医療制度に移行するわけですが、3月分の医療費の支払いが20年度に発生いたします。この3月分の医療費と月遅れの請求分といたしまして、概略12分の1カ月を計上したものでございます。

まず、歳入ですが、1 款の支払基金交付金は拠出割合の調整によりまして、その50%分を計上したものでございます。

2 款の国庫支出金につきましては、その国庫負担率に応じまして12分の4を計上いたしました。

同様に、3 款県出金及び4 款の繰入金につきましてもそれぞれの負担割合に応じて計上したものでございます。

次に、歳出ですが、1 款の医療諸費のうち医療給付費は20年度伸び率を国の指示によりまして1.04%を見込みまして、その1カ月分を計上したものでございます。1 款のうち2 目の医療費支給費は、それぞれの内容により1カ月から3カ月分を計上したものでございます。

以上、本会計の精算をすべく計上をしたものでありますけれども、内容によっては若干次年度等で精算するものも出てくると思っておりますのでございます。

次に、議案第22号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明いたします。

本予算は、4月1日より実施されます後期高齢者医療制度における、伊豆市が実施すべく事業費について計上をするものでございます。概要は、被保険者の資格の手続、それから保険料の賦課徴収、それから保険給付の申請等々についての業務の執行に係る費用を計上するものでございます。

資料については75ページをお願いいたします。

1 款の後期高齢者医療保険料は、全国平均の特別徴収割合における賦課総額の8割を計上し、普通徴収分は2割分を計上いたしました。

3 款の繰入金は、事業費及び保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金で、それぞれ事務実費と広域連合にて見込み、被保険者案分した額を計上したものでございます。

次に歳出ですが、1 款の総務費は事務実費を計上し、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、伊豆市が徴収する保険料見込み額と保険料軽減見込みによる基盤安定分を合算した額を納付すべき負担金として計上したものでございます。

以上、概要について説明をいたしました。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第23号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは議案23号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計予算について説明をいたします。

83ページ以降でございます。

ことは、前年度の実績見込みを踏まえましての予算編成でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ27億8,160万円で、前年に対しまして1億3,270万円の増額、前年度比105%となっております。これは介護給付費と地域支援事業費の増額が原因でございます。

87ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細の総括で説明をさせていただきます。

す。

まず、歳入でございます。1款の保険料4億5,280万円。3,285万円の増を見込んでおります。

3款国庫支出金6億4,784万3,000円、それから4款、5款、これは介護給付費等の法定割合に基づく財源としてそれぞれ計上をいたしました。

それから7款の繰入金4億6,083万5,000円、5,057万4,000円の増額でございますが、介護給付費とそれから地域支援事業費の増に伴いまして、一般会計からの繰入金と、それから介護保険事業計画3年目を迎えまして、介護給付費準備基金からの繰入によるものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費3,940万8,000円、115万円の減額でございます。

それから、2款保険給付費は26億820万2,000円、1億590万2,000円の増額で、前年度比104.2%となっております。増額の主な要因でございますが、昨年8月に開設いたしました特養中伊豆の施設入所、それからデイサービス、ショートステイ等、これが本格的な利用が始まるということでそれを計上したことによります。

4款地域支援事業費は、1億3,078万1,000円、2,818万円9,000円の増額で、介護予防が必要な人や要支援1、2の人に対するケアマネジメント事業を行います地域包括支援センターを充実いたします。

5款以下は、それぞれ科目を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第24号から議案第26号及び議案第29号、議案第30号の5議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、上下水道部所管の5会計につきましてご説明を申し上げます。明日、細かい部分のご説明ができる機会をいただいておりますので、本日は議決科目でございます款、項につきましてご説明を申し上げます。

121ページをお願いいたします。

まず、簡易水道事業特別会計でございます。総額を8,470万円と定めるものでございます。これは対前年2,088万円、率にいたしますと32.7%の増額となっております。要因といたしましては、八木沢、小下田の基本実施計画の委託業務、これによる増額でございます。

122ページをお願いします。

まず、分担金及び負担金でございます。分担金は、加入分担金を3件程度見込んでございます。負担金につきましては、八木沢の簡易水道の起債償還の元利負担金でございます。

使用料は簡易水道使用料、手数料に関しましては、宅内工事の設計及び検査手数料でございます。

次に、一般会計繰入金でございますが、これに関しましては起債償還の元利金、人件費2

名分、それから水質検査手数料の一部、八木沢、小下田基本実施設計計画業務委託料といたしまして4,915万円の繰り入れをお願いいたしているものでございます。

繰越金は、前年度からの繰越金。

繰入でございますが、これは持越後藤沢の水源管理道路の占用料、わさび組合より受け入れるものでございます。

6の市債でございますが、持越金山簡易水道配水管布設替工事850万円を予定いたしております。充当率は90%です。

次に、歳出でございます。総務費、総務管理費でございますが、人件費2名分と旅費、需用費、役務費等の事務的経費で1,637万3,000円の計上となっております。

2款の簡易水道費でございますが、ポンプ施設の電気料、漏水の修繕料等の需用費、各施設の水質検査手数料、滅菌設備等の点検委託料、これに加えて八木沢、小下田基本実施設計計画業務委託料、工事請負費で石綿管等の布設替工事、これらを充当するため5,705万9,000円の計上となっております。

公債費でございますが、元利金合わせて20年度は1,122万3,000円となっております。

次に、2表でございますが、地方債でございます。850万円を予定しておりますが、持越金山簡易水道配水管の布設替工事といたしまして、事業費950万円を予定しております。充当率90%ということで850万円の計上となっております。

次に、143ページをお願いいたします。下水道事業特別会計でございます。総額を17億4,870万円とするものでございます。これは対前年720万円、率にいたしますと0.4%の増額となっております。

144ページをお願いしたいと思います。

分担金でございます。1,043万5,000円の計上となっておりますが、特定環境保全公共下水道の受益者分担金でございます。負担金、これは科目設定でございますが、市街化区域の下水道の負担金、これらを一応計上しているものでございます。

次に、使用料及び手数料でございます。

まず、使用料でございますが、下水道使用料が3億1,012万円、手数料は指定工事店の更新手数料を本年度見込んでおります、50万円の計上となっております。

それから、国庫支出金でございます。公共下水道分2,250万円、特定環境保全公共下水道分2億1,290万円の2億3,540万円の計上となっております。

6款でございます。繰入金、一般会計の繰入金でございますが、建設維持管理分といたしまして1億4,463万円、起債償還分といたしまして7億1,737万円、計8億6,200万円の繰り入れとなっております。

基金繰入金でございますが、土肥浄化センターの改築工事充当分といたしまして、900万円を繰り入れる予定といたしております。

7款繰越金でございます。前年度繰越金4,000万円を見込んでございます。

それから、8 款の諸収入でございますが、3 項の貸付金元金収入がございます。289万円の計上でございますが、これは中伊豆地区の接続工事の貸付返済金でございます。雑入104万9,000円は消費税還付金を予定しております。

9 款の市債でございます。公共、流域、特環合わせて2億7,730万円を予定しております。

次に、145ページ歳出でございます。

まず、1 款 1 項の下水道建設費でございます。6億2,948万1,000円の計上となっております。これは公共下水道事業費、単独事業費、流域下水道事業費、特定環境保全公共下水道、それから特定環境保全の公共下水道の処理場建設費等で6億2,948万1,000円の計上となっております。

2 項の下水道管理費でございますが、まず、業務費それから処理場管理費、管渠の管理費等の経費で3億9,984万8,000円の計上となっております。

公債費につきましては、長期債の元金4億4,900万円、利子2億6,937万円、計7億1,837万円の計上となっております。

次に、農業集落排水特別会計でございます。

179ページになります。総額を1億1,830万円と定めるものでございます。これは対前年450万円、4%の微増となっております。

180ページをお願いしたいと思います。

まず、1 款 1 項でございます。分担金でございますが、新規接続を2件見込んでございます。

それから、2 款 1 項の使用料でございます。2,790万円は使用料でございます。

3 款の国庫補助金でございます。これは加殿の集落排水の改良工事を予定してございまして、補助率2分の1で300万円の計上となっております。

4 款の繰入金でございますが、一般会計繰入金でございまして、起債充当分といたしまして6,194万円、それから施設維持管理経費充当分といたしまして2,156万円、計8,350万円の計上となっております。

それから、7 款の市債でございます。270万円の計上となっておりますが、加殿集排の改良工事分といたしまして270万円の計上でございますが、補助残の90%が充当率となっております。

次に、歳出をお願いしたいと思います。

まず、1 款 1 項の業務費でございますが、これに関しましては、人件費、それから処理場管理費におきます放流水の滅菌用塩素等の薬品費、それから電気料、緊急修繕、管理委託、これらで4,716万円の計上となっております。

2 款の施設費でございますが、まず、加殿の処理施設の改築設計業務委託、それから中伊豆、冷川集排の下水道台帳の整備委託、それから修善寺地区の農集排のポンプ施設改良工事等で870万円の計上となっております。

公債費でございますが、長起債の元金3,254万円、それから利子2,940万円、計6,194万円の計上となっております。

第2表の地方債でございます。181ページでございます。270万円を予定しておりますが、加殿の処理場の処理施設の処理槽の改築工事設計委託業務といたしまして450万円、それから、修善寺地区の農集排のポンプ施設の操作盤の改良工事に225万円を予定しております。これらの地方債ということで、いずれも補助事業でございますので、補助残の90%、270万円の計上となっております。

次に、239ページをお願いしたいと思います。

上水道事業会計でございます。本年度の業務量でございますが、給水戸数が1万3,388戸、年間総給水量を571万2,000トン、1日平均給水量にしますと1万5,649立方メートルということで、前年度より14立方メートルほど減少をいたしております。

主な建設事業でございますが、本年度、新八幡の配水池の築造工事を予定しております。PC造の1,000トンでございます。1,000トンの量と言いますと、その配水池で賄うその戸数のおおむね12時間、これに消火栓等のそういう水量を加えたものでございますので、消火栓等がなければ、おおむね13時間という計算になっております。4億6,200万円を予定しております。

それから、水道施設整備事業、これは、緊急遮断弁の更新整備、それから浄水施設の屋上の防水工事、それから小土肥石上の滅菌器の取りかえ等で1,160万円。総配水管布設替事業は、古川、横瀬、半経寺、茅野、徳永、小土肥を予定しております。6,560万円。配水管新設工事でございますが、牧之郷、上和田を予定しております。1,630万円。

それから、天城北道路関連事業といたしまして800万円。下水道事業関連といたしまして2,500万円を予定しております。

3条の収益的収入及び支出でございますが、下水道事業収益でございますが、5億8,390万2,000円ということで、対前年897万7,000円、1.5%の減少でございます。理由といたしましては、給水収益の減収、それから一般会計繰入金の廃止による減収でございます。

営業費といたしまして、5億8,355万3,000円計上してございますが、これは給水収益、それから検査手数料、加入分担金、下水道料の賦課徴収事務委託料等で5億8,355万3,000円の計上となっております。

支出でございますが、5億6,171万6,000円でございます。対前年2,129万3,000円、3.7%の減少となっております。これは、人件費1名分、それから減価償却費、繰り上げ償還によります企業債償還利息、それから消費税等の減少による減額となっております。

営業費用でございますが、検針員の賃金それから各施設の点検清掃業務、水質検査、修繕費、動力費、減価償却費等で4億8,615万1,000円、営業外費用といたしまして7,346万1,000円は企業債の償還利息。特別損失200万4,000円でございますが、住所不明それから倒産等の徴収不能の欠損処分金を予定しております。

240ページをお願いしたいと思います。4条の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、企業債2億2,850万円でございます。これは八幡の配水池に係る企業債でございます、充当率は50%でございます。

それから、出資金2,950万円は、下水道関連工事の出資金、それから、水力発電の交付金これで2,950万円ということになっております。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費、これは人件費2名分、それから、先ほど第2条でご説明申し上げました建設改良事業工事等の委託料、これらで6億705万7,000円になっております。

それから、企業債償還金でございますが、1億4,174万7,000円は償還元金でございます。

次に、253ページをお願いしたいと思います。温泉事業会計特別会計でございます。本年度給水戸数は320戸予定しております。年間総給湯量、152万立方メートルでございます。1日平均給水量は3カ所合わせまして1日当たり4,163トンで、ほぼ前年と同量ということになっております。

主な建設改良事業でございますが、配湯管の布設替事業といたしまして3,200万円、それから温泉施設整備事業といたしまして1,600万円。

3条の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、主な収入は温泉の使用料でございます、7,419万8,000円でございます。これは前年並みでございます。

支出は、営業費用で7,100万9,000円でございますが、これらは水質検査それから源泉の借地料それから動力費、人件費は3名分でございます。減価償却費、改良に伴う固定資産の除却費等で7,100万9,000円の計上となっております。営業外費用の24万7,000円は消費税でございます。

254ページをお願いしたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。資本的収入はございません。資本的支出は4,800万円でございます、配湯管の布設替え、それから水中ポンプ入れ替え等の工事請負費で4,800万円の計上となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長(堀江昭二君) 続いて、議案第27号と議案第28号の2議案について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事(伊郷哲郎君) それでは、湯の国会館事業と天城温泉会館事業特別会計につきまして、細部の説明をいたします。

最初に、伊豆市湯の国会館事業特別会計でございますが、201ページをお願いいたします。

本年度の歳入歳出の予算総額を8,184万円とするものでございます。前年と比較いたしまして、563万円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算で説明いたします。

歳入でございますが、主なものは第1款の使用料及び手数料です。入館者を前年度より3,700人増の7万9,000人と見込んでおります。入館料と温泉使用料で4,630万円、浴衣等の貸出料545万円で5,175万2,000円の計上をさせていただきました。

2款繰越金436万8,000円、3款レストラン、売店等の諸収入で2,572万円を見込んでおります。

歳出でございますが、第1款の総務費、前年と比較いたしまして473万円減の6,221万円で職員の給与費、温泉施設の維持管理費が主なものとなっております。

また、第2款の事業費でございますが、レストラン、売店関係の経費で前年比41万9,000円の減、1,962万9,000円を計上させていただきました。当施設の安定した経営を行うために、さらに経常経費の節減に努め、自然景観、泉質のよさ等を積極的にアピールし、利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、天城温泉会館事業特別会計につきまして説明いたします。221ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を1億400万円とするものでございます。前年と比較いたしまして499万円増額の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものとして第1款の使用料及び手数料。入館者を前年の実績見込みより3,000人少なく4万人と見込み、2,930万円の計上とさせていただきました。

第2款の一般会計繰入金につきましては、前年の補正予算等の実績に400万円増の5,300万円を計上させていただきました。

第3款の繰越金100万円。

第4款の諸収入はレストラン、売店テナント等の収入でございますが、前年比120万円減の2,070万円を見込んでおります。

次に、歳出でございます。

第1款の総務費、前年比505万7,000円増の8,448万5,000円の予算計上でございます。主なものは職員給与費、温泉施設の維持管理費となっております。また増額の理由ですが、源泉の故障を補う経費となっております。

第2款の事業費ですが、レストラン、売店関係の経費で前年比8万5,000円減の1,951万5,000円の計上とさせていただきました。伊豆への流入人口が減少する中、団体客の誘客に努め、ウエルネス事業にも積極的に協力し、利用客の増加を図りたいと思っております。また、維持管理経費の削減も図り、努力してまいりたいと思っております。

さらに、劇場ホールにつきましては、旅館等と連携し利用の促進を図りたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 以上で平成20年度予算の提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております各予算の議案に対する質疑は、29日開催予定の本会議にお

いて行います。

なお、議案に対する質疑の通告期限は、申し合わせにより27日の正午となっておりますので御承知ください。

それではここで休憩といたします。13時開会といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号～議案第43号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第33、議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第45、議案第43号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についてまでの13議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正から議案第43号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正までの13議案について一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、いずれも伊豆市の条例の一部を改正するもの及び制定するものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第31号と議案第32号について総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第31号について補足説明いたします。

伊豆市事務分掌条例の一部改正ということでございます。新旧対照表169ページをごらんいただきたいと思います。

まず、条文ごとでございますが、1条総務部・企画部関係でございます。企画部でございます電子計算組織による情報に関すること。情報化の推進に関すること。これを総務部に移すというものでございます。

市民環境部につきましては、市民生活に関することという表現が広い意味でございますの

で、これを戸籍及び市民記録管理に関すること。並びに後期高齢者事務が4月1日から入りますので、後期高齢者医療保険に関することという条項を付け加えたということでございます。

次のページでございます。

今回大きな改正として、観光経済部にございます農林水産業の振興ということで、いわゆる事業系の部門、農道でありますとか林道でありますとか、治山でありますとかそういうものを土木に一括して事業の方は行うということで、土木部に移管をいたします。それに伴いまして、部の名称を土木部から建設部ということに改正をするということでございます。建設部の中に従来の道路河川に加えまして、港湾及び漁港その他土木工事ということで、農林・土木に関する工事が入っております。農業農村整備に関することということで、いわゆるハード部門は建設部、それから、観光経済部には農林水産業の振興ということで、ソフト部門については観光経済部という改正文でございます。

なお、この条例そのものには出てまいりませんが、市長が施政方針の中で健康福祉部の中に子ども課を新設するというので、これは現在の社会福祉課あるいは長寿介護課の部門、これを子ども児童部門、児童行政に関する分、これらをつかさどる課として新たに付けるということで子ども課を新設するというので、条例自体には出てまいりませんが、今回この事務分掌条例を改正ということで提案するものでございます。

続きまして、172ページでございます。議案第32号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

現在、育児を行う職員に職場生活と家庭生活の両立を図ることができるように、育児休業に関する条例があります。今回、さらにこの制度の充実を図るため、育児短時間勤務が新設され、この制度を施行するための条例改正であります。

これは国において昨年8月1日、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律として施行されていることに準拠しております。育児短時間勤務制度は、一般職の職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学前までに子供を養育するため、短時間の勤務をすることができる制度であります。勤務時間は1日当たり4時間または1日当たり5時間、あるいは週のうち3日または2日半等の勤務形態から選択することができます。育児短時間勤務制度は、常勤職員としての身分を変更しないまま、短時間勤務を行うことができる制度であります。この補充のために、1つの職に2人を並立して任用できる規定や、任期付きの短時間勤務職員の採用ができる旨の規定を整備するものであります。

この制度の運用に当たりましては、関連する条例の改正が必要となりますので、勤務時間、給与、手当等の関係する4つの条例の改正をこの条例改正によって行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて条文の構成と概要について説明をいたします。

180ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、1条関係でございます。これは、先ほど言いました法律改正に基づきまして、職員

の育児休業に関する条例を改正するものでございます。

次の181ページが一番下段の部分でございますが、ポイントとしまして、復職時における給与等の取り扱いということで、育児休業職員の復職時の期間を2分の1、従来10分の1でございましたが、これを100分の100、10分の10に見直すという改正等でございます。

続きまして、第2条関係になります。184ページ、2条関係の改正でございます。これは、伊豆市職員の育児休業に関する条例の中に、育児短時間勤務制度の導入ということで、これを盛り込む改正をしたものが2条関係の改正になります。

次が3条関係でございます。192ページ、これは伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。この制度導入のために、勤務時間、休暇等に関する条例、この該当部分、改正部分が生じてまいりますので、ここで改正するものでございます。

続きまして、195ページ、第4条関係の改正でございます。これも給与に関する条例中、関係事項が出てまいりますので、この4条関係で改正をするということでございまして、ここにおきましては、再任用短時間勤務職員の定義規定の改正であります。

第5条関係でございます。企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。この条例中、関係条文の一部改正が生じてまいります。ここで改正をするということでございます。この条文の施行については、4月1日からの施行ということでございます。

以上、2条例の補足説明といたします。よろしくご審議をいただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第33号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第33号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をいたします。

196ページをお開きいただきます。介護相談員の設置を平成19年度をもって廃止するため、介護相談員の報酬月額に関する記述を削除するものでございます。介護相談員制度は、介護保険制度発足時に介護保険の普及、定着を図る目的で設置されたものでございます。苦情処理や相談窓口の整備も進んだ今日においては、その役割がなくなったため、廃止するものでございます。別表の下段の項中、介護相談員月額3万円を削るものでございます。平成20年4月1日から施行をいたします。

以上が33条関係でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第34号から議案第36号までの3議案について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、198ページをお開きいただきたいと思います。

伊豆市特別会計条例の一部改正についてでございます。

この改正につきましては、天城ふるさと広場事業特別会計が今回指定管理者ということになりましたので、この会計を廃止します。

なお、それに伴いまして国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計、介護保険特別会計についても、既にこの特別会計の設置根拠はできております。各国民健康保険法、老人健康保険法、介護保険法それぞれできておりますので、今回これを機に、これら3つも同時に削除したいという内容になっております。

続きまして、議案第35号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

200ページをお開きいただきたいと思います。

これは、都市計画法に基づく開発行為等の許可について、今まで静岡県で行ってまいりましたが、平成20年4月1日より権限移譲によりまして伊豆市にこの事務が来るということから、今回この手数料関係のものを一括ここに計上させていただくという内容になっております。

続きまして、議案第36号、215ページをお開きいただきたいと思います。伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてでございます。

これにつきましては、地方自治法の234条の3項において長期継続契約についてうたってございますが、毎年度更新を繰り返すよりも、長期にわたって契約を締結する方が合理的であるといった場合に、この長期継続契約ができるということであつております。

次ページをお開きいただきたいと思います。それぞれの契約の内容の中で文言を若干換えてございます。

第2条においては、今までは事務機器及び情報処理機器の賃貸借に関する契約とあつてございましたが、複数年度にわたり契約を締結することが商慣習上一般的である物品を借り入れる契約、いわゆる借り入れ契約において、特に医療器具の関係の問題が生じました。そういったことを踏まえまして、今回この文言をこういった商習慣上一般的である物品の借り入れという言い方をしまして、医療器具の借り入れについての内容を加えたというふうにご理解いただきたいと思います。

それからもう1点は、初年度の初日から継続的な役務の提供を受ける必要がある業務に係る契約。一般的に長期継続契約というのは、借り入れる契約あるいは役務の提供、こういったものを長期継続契約の対象にしておりまして、これらの内容の中で、特には一般廃棄物の収集運搬業務、こういったものをこの中に加えたいというふうを考えております。

なお、3条においては今まで前条の1号、いわゆる借り入れですが、借入においては5年以内、それから役務の提供については3年以内と若干幅を持たせさせていただきたいと。2年であったものを3年にさせていただきたいというものでございます。ただ、全てが上限の期限でございますので、3年以内という理解をしていただければと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第37号から議案第40号までの4議案について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第37号 伊豆市後期高齢者医療条例の制定について概要を説明させていただきます。

資料のページにつきましては、217ページをお願いいたします。

伊豆市後期高齢者に関する条例については、第1章の総則で伊豆市において行う事務の規定をいたしました。第2条1項1号で葬祭費の支給関係。2号では保険料の額の通知。3号から5号で保険料の徴収猶予。6号から8号では保険料の減免または免除。9号で保険料に関する申告。11号、12号ではそれぞれの被保険者の世帯情報、それから年金等の収入状況の情報について提供することについて規定をしたものであります。

次に、第2章で保険料について規定をしたもので、第3条では徴収すべき被保険者を市内に住所を有する者等に規定をし、第4条でその8月に確定した保険料の納付すべき納期を8月に規定し、あとは徴収に係る事務を規定したものでございます。

第4章では、罰則について規定をいたしました。

附則につきましては、社会保険の被保険者であった被保険者について、納期の特例を規定したものでございます。

次に、議案第38号 国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正でございます。参考資料につきましては222ページをもって説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、まず第1条ですが、20年4月からの後期高齢者医療保険制度が始まることに伴いまして、国民健康保険に要する費用の内、老人医療拠出金が前期高齢者納付金及び後期高齢者医療支援金に変更となります。この部分について、変更を一点いたしました。

それと第2条で、これまで基金積み立ての額を100分の30に達するまでとの規定であったものを、100分の5以上に相当する額に変更すると同時に、4条で予算不足にも対応できるようにしたものでございます。これは、貴重な基金の運用をより現実味のある基金運用ができるよう変更するものであります。

議案第39号 国民健康保険税条例の一部改正について概要を説明させていただきます。

資料のページは228ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、第2条1項で20年4月からの後期高齢者医療保険制度が始まることに伴いまして、国民健康保険の課税方法が基礎課税分と介護納付金分の二本立てから、基礎課税分、それから後期高齢者医療支援金分それから介護納付金の3本立てに変更となることに伴います変更をするものでございます。

第2項及び3項で、今回の課税方法の変更に伴いまして、基礎課税分について付加割合を見直したものであります。今までの4方式から資産割を廃止いたしまして、所得割、均等割、平等割の3方式とするものでございます。

また、後期高齢者支援金分につきましても、基礎課税分と同様の3方式とするものです。これは、介護の納付金と違い、全被保険者が負担するとの考えでございますので、同様の方

法とするものでございます。

それから、第3条から第8条においてそれぞれの税率を変更したものであります。改正する税率等につきましては、国保運協の答申を受けまして、公平負担の原則と高負担にならないよう調整をしたものであります。結果的には、県内の賦課額の状況から見まして、20年度予算では前年同様低い方から2番目という位置にあるわけでございます。

次の第12条から第18条で、新たに老齢等年金給付をもって当該世帯主に賦課する国民健康保険税を特別徴収する場合の規定を新設したところでございます。

第21条では、減額措置につきまして、これまでの7、5、2の軽減割合を保ち、それぞれの所要額を基準といたしまして算定をしたものでございます。

第22条で、後期高齢者制度の創設に伴い、後期高齢者が社会保険等の被保険者である場合等の被保険者について減免規定を設けたものでございます。

なお、今回の改正分につきましては、平成18年6月の健康保険の改正に伴い、改正が行われました20年4月1日施行の地方税法の改正部分との整合をとったものでございます。基礎課税分、それから支援金分の賦課限度額の規定、被保険者の後期高齢者保険への異動に伴う賦課の特別措置につきましては、今国会で地方税法が審議中のため成立後の改正となるものでございます。

次に、議案第40号 国民健康保険条例の一部改正の概要について説明をいたします。

資料につきましては、244ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、まず第5条6条で葬祭費の支給に関して、被保険者の死亡の場合は一律に葬祭費が支給されておりましたが、他の保険で葬祭費が支給される場合は支給しない旨、出産育児一時金と同様の規定を追加したものでございます。

次に、第7条で20年4月からの高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴いまして、保健事業のうち健診事業、それから保健指導事業が保険者に義務づけが規定されたことから国民健康保険の規定が一部改正され、保険者は特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であった健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないとの法規定となったため、条例にてこれ以外の事業を規定すれば足りるものでございます。

以上2点が今回の改正でございます。

以上よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第41号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第41号 伊豆市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について説明をいたします。

246ページでございます。税法改正の影響によりまして、介護保険料の階層が上がる人に対して、急激な負担増を緩和する目的で、平成18年度から2カ年間行われておりました激減緩

和措置が政令改正によりまして、平成20年度まで継続可能となりましたので、伊豆市におきましても、19年度と同様の緩和措置を行うものでございます。

248ページの新旧対照をお開きください。右側の下線部の部分で平成19年度を平成20年度までの各年に改め、保険料率の特例を延長いたします。

次のページをお開きください。次ページの下線部5項を加えまして、平成20年度の保険料率の特例の内容を19年度の特例と同額として記載してございます。

以上で説明を終わります。

議長(堀江昭二君) 続きまして、議案第42号と議案第43号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長(山本準次君) 議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について説明申し上げます。

251ページになります。

この改正は、平成20年3月31日をもちまして、土肥ふじみ幼稚園を教育機関として終了し、4月1日から土肥幼稚園へ統合するために行うものでございます。

土肥ふじみ幼稚園は、4月1日から普通財産となり、この改正により伊豆市立幼稚園は6園から5園になります。252ページに一部改正の新旧対照表がありますが、改正前にありました伊豆市立土肥ふじみ幼稚園の項を改正後は削ることになります。

土肥ふじみ幼稚園は、昭和53年4月、小下田小学校の校舎の一部を利用して、今の診療所跡、診療所側でしょうか。土肥幼稚園南分園として開園をいたしました。その後、土肥幼稚園南分園は、平成9年12月に新しい現在の園舎が完成し、土肥町立土肥幼稚園富士見園として開園、平成16年の伊豆市合併を経て現在に至っております。しかしながら今は園児数が少なくなり、今後も園児の増加が見込めず、教育上の配慮から閉園し、統合することをPTAや地元の皆さんへお話ししてまいりました。

園舎と施設その後の活用につきましては、補助金の適正化法を踏まえながら、地元の皆さんなどと協議する必要がございます。

また、統合となる土肥幼稚園では12月議会で議決をいただきました予算で狭かった駐車場をより広くするよう、またあと土肥中学校とも共用できるよう現在整備を進めてございます。

続きまして議案第43号 伊豆市学校給食調理条例の一部改正について説明を申し上げます。

253ページになります。

この法改正は、土肥給食センターの業務を平成20年3月末をもって終了いたすものであります。終了後の4月1日から天城給食センターから、土肥地区へ給食を配送いたします。

254ページに一部改正の新旧対照表がございまして、改正前にあった土肥給食センターは改正後は表中から削るということになります。

天城の給食センターは、昨年度からO157対策と土肥地区へ配送のため施設や建物の整備を本年度で行ってまいりました。ここに整備が整いました。

土肥給食センターは昭和38年に完成し、翌39年4月に土肥小、土肥中学校を完全給食として、その後、土肥南小、幼稚園へ給食を実施するなど、学校給食の充実に貢献してまいりました。

しかし、築後45年が経過し、よる年並みにあらがって設備の補修や更新、建物の修繕を行ってまいりましたが、建物状況や費用対効果を考えますと、そろそろ限界でございます。改築の検討、それから、西海岸地区での市町を超えての共同調理場の可能性などを考えましたが、天城給食センターの改修となったわけでございます。

土肥給食センターが終了いたしましても、天城・土肥地区とも給食は今までどおり実施でき、両地区とも衛生状況の改善かつ経費節減ができるのではなからうかと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、29日開催予定の本会議において行います。

質疑の通告期限は27日の正午です。

議案第44号～議案第46号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第46、議案第44号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてから日程第48、議案第46号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第44号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてから議案第46号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてまでの3議案について一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、島田市及び庵原郡川根町の合併に伴い、平成20年3月31日をもってそれぞれを組織する地方公共団体の数の変更をするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、3議案について補足説明いたします。

一部事務組合それから広域連合、それぞれの組織の異動がございましたので、この異動に

ついて脱会、それから新たに加えるものという整備をいたすものでございます。

44号議案につきましては、先ほど説明いたしましたように、川根町が脱会するという形になりますので、その項目を削るとともに、新たに静岡県後期高齢者医療広域連合を加えるという改正でございます。

45号、46号につきましては、それぞれ川根町が脱会することによりまして、これを削るというものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、29日開催予定の本会議において行います。

質疑の通告期限は27日の正午です。

議案第47号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第49、議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。

辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別土地等に関する法律、第3条第1項の規定により、上船原新田地区の辺地総合整備計画策定をするものであります。

議案の詳細につきましては、企画部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、259ページをお開きいただきたいと思えます。

ただいま市長が申しましたように、上船原新田の辺地に関しまして、総合整備計画を議会に上程してご同意をいただくものでございます。

この計画は平成20年から23年までの4年間、市道船原数沢線の改良工事を行いたいというものでございます。延長が450メートルという状況でございます。事業費は4,000万円。これは主にはこの道路は非常に狭いということがございまして、待避所的なものを各所に設けようということで計画をしております。

なお、事業費の充当率は100%、元利償還金の80%を交付税措置できると、こういった事業でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、29日開催予定の本会議において行います。

質疑の通告期限は27日の正午です。

議案第48号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第50、議案第48号 特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第48号 特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について提案理由を申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律、第3条第1項の規定により、伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するものであります。

議案の詳細につきましては、市民環境部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第48号について概要を説明します。

今、提案理由のあったとおりでございます。法第3条にて事務を郵便局を指定し法第2条2項において議会の議決を得る旨の規定があることから、郵便局の指定を提案するものでありまして、協議の内容等につきましては、住民票とそれから印鑑証明ということで従来どおり協議をしていきたいとこのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、29日開催予定の本会議において行います。

議案に対する質疑、通告期限は27日正午となっております。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、2月29日午前9時30分より再開いたします。

よって、この席より通告いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時41分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第12号～議案第16号の質疑

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第5、議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）までの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

なお、伊豆市議会申し合わせ事項の本会議の運営についての中に、委員会付託案件に対する質疑は、大綱にとどめることとし、所属委員会に係る事項については、緊急性を要する特別な事情があると認められる場合以外は質問を控えることとなっております。

したがって、発言通告にあります、森議員の繰越明許費の土木費に関しましては、所属の土木水道委員会の付託案件審査において質問があれば、お願いすることといたします。

それでは10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について質問させていただきます。

まず、議長からのお言葉がありましたけども、私はこの繰越明許費、金額においても内容においても、是非、全議員に知っていただきたいと思っておりますので質問させていただきます。

繰越明許費、土木費、災害復旧費について、工事名、発注先、契約金額、事業内容、繰り越し理由についてお聞きしたい。

債務負担行為、追加事業名ごとの業務の詳細、見直しについて、変更事業の業務の詳細、

見通しについて伺いたい。

地方債補正について変更の理由を伺いたい。

64ページの14の1の4、使用料の増額について伺いたい。

68ページ17の2の1、不動産売払収入の詳細について伺いたい。

17の2の2、その他財産売払収入の詳細、内容、相手、契約方法について伺いたい。

84ページ、4の2の2、塵芥処理費減額の理由について伺いたい。

94ページ、13の2の1、基金積み立ての目的、理由について伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 補正予算に対する質疑でございますが、関係部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、繰越明許費について、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは60ページの繰越明許費、そのうちの11の災害復旧費の中の1の農林水産業施設災害復旧費、これについてお答えをいたします。

この災害復旧費につきましては、昨年の台風9号によるものでございまして、今回の繰り越しの理由としましては、国の災害の査定の関係や、予算が12月の補正ということで、工事発注が1月中旬となったためでございます。

それと、1月の20日と2月3日に、近年にない大雪に見舞われたためでございます。そのほとんどの現場がワサビ田関連、それと林道でございまして、また特に天城の場合は、猫越とか滑沢とかというところで非常に山の奥地のため工事ができない状況となりまして、年度内の完了が不可能になったためでございます。

なお、現段階ですと一部の現場を除いて、5月末までには完了する予定でございます。

まず、農地災害復旧事業、575万9,000円でございますけども、この中身は5本の工事の繰越でございます。

それから、次の農業用施設災害復旧事業、2,770万8,000円、これ9本の工事の繰越となります。

それから、林業施設災害復旧事業1,427万8,000円、この5本の工事でございますが、全部で19本の工事の繰り越しとなるわけでございますけども、1本1本説明してもよろしいですが、非常に数が多いものですから、後ほど一覧表をお渡しするということでもよろしいでしょうか。

それでは後ほどそういう形でさせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 負債負担行為と塵芥処理費について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） ご質問の追加分に係る業務の詳細についてですが、まず基本計画は、2市で建設予定のごみ焼却施設の計画内容を明らかにするために策定するもので、その主な内容は、施設整備の方針や周辺整備また施設の配置、導線や事業方式などについて計画を立てるもので、伊豆の国市が平成19、20年度に行う場合の事業費945万円から国庫交付金を除く残額に対する当市の負担金303万4,000円を債務負担限度額としたものでございます。

次に、測量地質調査は、先の基本計画の策定に先立ち、建設候補地の地形や地質調査を行うもので平成19、20年度に伊豆の国市が行う場合の事業費924万円から国庫交付金を除く残額に対する当市の負担金296万7,000円を債務限度額とするものでございます。

2点目の変更分に係る業務の詳細ですが、先の業務内容2市で取り組む施設整備に伴い、国県の関係法令に基づき、建設候補地等の生活環境に及ぼす影響について事前調査や予測及び分析評価などを行うもので、平成19、20年度の取り組み予定を平成19、20、21年度に変更し、伊豆の国市が行う場合の事業費5,250万円から国庫負担金を除く残額に対する当市の負担金1,686万6,000円を債務負担限度とするものでございます。

なお、これら業務の見通しについてでございますが、建設候補地の地元及び地権者の合意を得た後の取り組みとなります。

したがって、2市の準備会において最善の努力をし、早期に着手したいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

次の塵芥処理費の減額の理由ということですが、

説明欄の3、一般廃棄物収集処理事業の13の43一般廃棄物収集運搬業務委託の500万円の減額理由でございますが、議員ご承知のとおり、平成18年度に清掃センター業務員の退職等により現業職員数が減少となる中で、従来、センターで行っていた旧3町の可燃ごみの収集運搬業務を本年度から民間に委託をして実施しているところでございます。

したがって、この業務委託に係る契約額の決定に伴い、既定予算額4,334万4,000円との差額500万円を減額補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 地方債補正と財産収入と基金積み立てについて、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、62ページの地方債補正から順にご説明をさせていただきます。

地方債補正につきましては、災害を除く各事業債については、年度末を迎えまして、事業費及び補助金交付金等の財源が決定し、最終調整をしたものでございます。

災害復旧債については、補助事業の査定終了により事業費の決定と農林災害の補助率増向等による財源調整により起債の額を変更いたしました。

一つ例をとってお話しますと、例えば、62ページにございます中学校の施設整備事業とい

うものがございます。これにつきましては、補助金の増ということになるわけですが、当初の県の大規模地震対策の補助金931万3,000円を予定しておりましたが、国の有利な補助金がございます、これが安全・安心な学校づくり交付金という制度でございますが、これが964万6,000円ということで30万円ほどの増になっております。そういったものを活用してその残りの分を起債に充当したということでございます。

なお、災害につきましては、当初66.7%、一般的にですが、この災害補助を活用して予算を計上しました。

しかしながら、合併特例、いわゆる旧町単位での補助率が違うということがございます。

例えば、農地災害では、修善寺地区で76.6、土肥地区81.4、天城地区は84.9とそれぞれ補助率が違うものですから、それを活用したことによりまして、補助金の額が上がったと。ですからその残りについて、起債を充当したということでございます。そのために起債の額が下がったということをご理解いただければと思います。

続きまして、不動産の売払収入でございます。68ページでございます。

詳細をといいますとかなり細かな状況になりますので、主だったところをご説明させていただきます。

まず、不動産の中の土地売払収入でございますが、大きくは中伊豆の八幡でございます、山手スピチュラルホテルさんへの進入路、これにつきまして道路敷あるいは山林、原野、それから構造物、いわゆる石積みですが、これらを踏まえまして総額765万350円で売却してございます。

これにつきましては、例えば、山林、原野、道路敷については、市場価格等、取引実例の価格をもとに決めてございます。

それから構造物、これにつきましては、10年ほど前につくったものでございます。その関係上、当時の設計額、請負比率これらをひもときまして、それに対して減価償却の率を掛けて残りの残存価391万230円、というような出し方をしております。

それからそれ以外には、昨年の夏の土肥新田の国道の地滑りがございました。その現場の下流部の災害緊急砂防工事の堰堤建設用地として売却しました。これは県の方で近傍の価格を評価しまして、その価格で売却をさせていただきました。これが221万4,786円ということでございます。

それらが大きなものでございまして、合計、土地だけでは8件、1,496万3,629円で売却しております。

それから、立木の売り払いでございますが、これは主に道路整備にかかわる雑木林等の売却が主なものでございます。これらも県の方で鑑定をしまして、トータルで、面積的には山に近い部分と沢に近い部分と、こういうふうな分け方をしてございまして、トータルでは188万6,188円というのは、まず1件でございます。

それらが主でございまして、それら全部で9件でございます。9件の295万7,623円での売却

をしてございます。

それからその他の財産の売り払い収入ということで、これは2件でございます。

まず、1件は天城湯ヶ島で、昔、温泉掘削をした機械がございます。もうほとんど使える状態ではなく、昭和55年に購入したものでございますが、20年以上の保管をしておったわけでございますけど、結局、なかなか使えないという状況がありまして、鉄くずと同様のような価格、60万円で売却をさせてもらいました。

それから、環境衛生の分野でございますが、清掃センターのごみ収集車3台を売却いたしました。これが272万円、これは公募による郵便入札を行いました。

続きまして、94ページ、基金の積み立ての目的ということでございますが、社会基盤整備基金の積立金ということで5,330万円積み立てを予定しました。

これにつきましては、基本的には今年度予算にも計上しましたが、設計費、いわゆる修善寺南小学校の体育館、あるいは、天城中学校の耐震補強工事、こういったものを設計額として組みましたが、当然来年度はそれに相応する金額がかかるわけでございますので、その準備積立というようなつもりで5,330万円を積み立てる予定でございます。

それから、環境衛生の施設整備基金積立3億円、これにつきましては、今いろいろ出ております焼却施設、こういったものを将来的に積み立てていこうと、いつ建てるかわかりませんが、そういった意味での積立を3億円というふうに計上させてもらいました。

それから、地域福祉の基金積立金ということでございますが、これにつきましては、個人あるいは法人からいろんな福祉のためにということで、寄付をいただいております。これが概ね130万円ほどございまして、これを地域福祉基金として積み立てようということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 使用料について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは64ページの14款、使用料及び手数料4の商工観光使用料でございます。

万天の湯及びテニスコートの550万円の増額補正について説明いたします。

19年度につきましては、万天の湯の再開直後の予算編成でございました。年間を通しての使用料金に見込み不足があったものと考えますが、万天の湯の再開が市内外の皆さんに知れ渡り、見込みを上回る皆さんのご利用をいただいた結果だと思っております。また、20年度の一般会計でも説明しましたとおり、20年1月末現在で前年18年度と比較いたしますと、1,300人ほど増加利用となっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑。

森議員。

10番（森 良雄君） 丁寧なご説明をいただきましたので、再質問は特にするつもりはないんですけども、後ほど資料を出していただけるということなので、一応私は再質問を用意しましたので、その内容についてできれば、後ほどの資料に組んでいただければと思います。

まず、繰越明許分、なぜ知りたいのかということから申し述べたいんですが、以前にも言ったことがあると思うんですけど、ちょっと繰越明許が多過ぎるのではないかなというのが私の判断なんです。私の今までの職業経験からいくと、公共工事というのは、まず、業者の責任として納期を守る、これが大事なんですよ。

今回、ご説明では天災だったと、これは天災ならしょうがないなと私も思います。しかし、公共工事において天災だからといって天災ならなおさら復旧は最優先でやらなきゃいかんという使命があるはずですよ。業者としての使命がある。業者として納期を守る。ほかの、公共団体で納期を守れない場合、まず次の注文はないものと思えとそういう社会じゃないかと思うんですね。

ぜひそういう面で、納期だけはしっかり守らしていただきたい。それで、できれば、でき型についても、ご説明いただきたい。でき型の中で、今年度までに出来高をどのくらいお支払いになっているのか。例えば1,000万円のうち500万円は支払いましたというようなこともできれば、報告いただければと思います。

そういう観点で、この質問の趣旨は業者にオーバーワークがあるのではないかという気持ちもありますので、ぜひお願いします。

それと、できれば69ページの財産売り払いについて、車の車種についてご説明できれば伺いたい。これだけお願いしたいと思いますが。

よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 車種といたしますか、ごみ収集車が3台ということですので、いずれが2台の三菱が1台、併せてごみ収集車3台、これでよろしいでしょうかね。

〔「パッカー車のことですかね」と言う人あり〕

そうです。パッカー車のことです。

議長（堀江昭二君） これで、森議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わります。

ただいまから議題となっております議案第12号から議案第16号までの5件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第17号の質疑

議長（堀江昭二君） 日程第6、議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますのでこれを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

2ページ。前年度に比べ、市税の歳入増の内容について説明をいただきたい。

公債費の増額、特に公債費のこの予算書で、公債費が大きく変わるのかなと見ておりますので、この予算書で公債比率はどのくらいになるのか。お伺いしたいと思います。

62ページの電子入札利用負担金について、実施時期、方法についてお伺いしたい。

70ページの庁舎建設事業。事業内容、場所、規模、目的の詳細について伺いたいと思います。

80ページ、2-1-8バス路線維持事業補助金。路線バス廃止対策遠距離通学助成金、路線バス廃止対策タクシー利用助成金、路線名、利用状況等についてお伺いしたい。

157ページ、フッ素洗口事業委託料。事業の内容についてお伺いしたい。

165ページ、火葬場業務委託料、委託業務の内容、委託先、契約どのような内容か伺いたい。

169ページ、施設基本計画策定業務負担金、生活環境影響調査、測量・地質調査業務の内容。これは今説明いただいた分だと思いますので、同じような内容でしたら結構です。

175ページ、施設改良工事。粗大ごみ処理機補修工事。工事の内容をお伺いしたい。

179ページ、新し尿処理施設基本計画等策定委託料、目的、内容を伺いたい。

181ページ、調整池設置工事。場所、工事の内容について、できれば今までご説明いただいておりますが、もう少し詳しくお聞きしたい。

195ページ、土地購入費。面積、評価、坪単価、伺いたい。

233ページ、天城ドーム改修工事、工事の内容を伺いたい。

340ページ、図書館費、 図書購入費、修善寺490万円、土肥80万円、天城80万円、中伊豆80万円。質問の趣旨は、教育費がこの4年間大きく減少している。これ見ると、なんか一目瞭然のような気がしますので、合併前の旧町の内容と比べて、お伺いしたいと思います。

続いて、伊豆市の職員数は何ですか。これ予算書に載っている職員数、それと全協でお配りいただいた職員数に違いがありますので、できれば、4月1日には何人になる予定ですというような数字をお聞きできればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員からご質問のありました議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算に対するご質問でございますが、ご質問はそれぞれの担当部長から答えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 初めに、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、税の関係でのご質問が1点ございましたので、お答え申し上げます。

まず、市税の関係については、市税歳入増ということですが、ごらんいただくように歳入は減でございます。トータルで7,500万円の減ということで当初予算の方は見込んであるということでございまして、その減の主たる理由は、市民税、個人市民税、法人市民税の減によるものが主たるものでございます。

これにつきましては、いわゆる個人所得によります税の見込みということで、今年度、実績を踏まえて来年度の見込みをするものでございまして、この課税所得の伸びがないというようなことで、減額となっております。法人等につきましても、税収の本年度実績を踏まえた中で、この見込みをさせていただいたというものでございます。

それから、職員数の関係でございます。

全協でお配りした数字はそのままで、予算上の数字でございまして、職員数ということでございますと、特別職も含めて462名というのが予算上の職員数でございまして、おっしゃられます実質的に4月1日現在の見込みということになりますと、1名異動がございまして、461名というのが市長、副市長、教育長を含めた数字でございます。職員数だけで申しますと458名で、4月1日の見込みでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは一般会計の中の公債費の増額により、公債比率はいくらになりますかという分野からご説明をさせていただきます。

まず、公債費が増額という森議員さんからのご指摘でございますが、公債費については、前年度より1億9,000万円程減額になっております。ということからしますと、ちょっとこの内容は違うのではないかなと思います。

それと、公債費比率でございますが、この公債費比率というのは、標準税収入額分の公債費充当一般財源そういう割り算をします。そうしますと、現状としては、公債費で充当一般財源というのはすぐに出ないものですから予算ベースでは我々出しておりません。

ただ、基本的には、全体的に見ますと、標準税収入にもよりますが、18年度の16.0%よりは下がるのかなという予測はしております。そういうことでご勘弁いただければと思います。

それから電子入札でございますが、電子入札につきましては、20年度から県の方の入札に加入します。4月に加入手続的な、いわゆる初期のセットアップ、こういったものが行われます。それから、登録番号の配布、こういったものも当然出てきます。

なおかつ、いろんな法規的な改正等も行わなければならないということもありまして、恐らく夏以降に最初の電子入札が行われるのではないかなと思っております。これは、たまたま今回、伊豆市と同様にほかの5市がこれに加入します。そことも連携をとって、同時にこれを実施したいというふうに考えております。

それから、庁舎の建設事業でございます。この庁舎の建設につきましては、修善寺の保健所敷地面積、修善寺保健所の用地を購入して、それを検討していこうということになっておりまして、これが4,200平米、現在の本庁舎の敷地面積が7,800平米、こういう状況でございます。

そういった中で、修善寺保健所をどうしていこうかというような、保健所の敷地を併せてどういうふうに庁舎を考えていこうかというようなところで現在進んでおりますが、庁舎自体の必要面積とすると6,500平米ぐらいいるのではないかとということまで今現在検討しているということでございます。

それから、バス路線の関係でございますが、バス路線につきましては全員協議会でもご説明したんですが、自主運行バス事業。これが19路線、これは天城湯ヶ島、修善寺、中伊豆を走っているバスでございます。それから、バス事業者が運行しております伊豆箱根バスがあるんですが、これが、前回、私、全協で1路線と申し上げましたけれど、2路線ございます。これは中伊豆地区を走っているバスのことでございます。

この補助金の出し方というのは、それぞれの路線ごとに、経費それから収入。実質的には、非常に利用者が少ないという状況があります。その関係で、差額分を補助金の対象額とするということになっております。

ちなみに、それぞれのバス路線の利用状況というお話しですが、そういう出し方としてませんで、平均乗車密度というのを出してあります。通常ですと5人程度あれば採算が合うという状況なんですけど、実際は2.24人しかございません。そのために、マイナス部分が出てそれを県費補助、国費の部分もございまして、補てんしているというのが実情でございます。

それから、路線バスの廃止対策遠距離通学助成金、それから路線バスの廃止対策のタクシー利用助成、これにつきましては、旧修善寺地区の大沢、山田、堀切この地区に適用している事業でございます。バスについては、人員というより枚数でやっておりまして、677枚、それからタクシーが772枚というような発行状況になっております。

これらにつきましても、利用状況といいまして、当初予算で見込むときには、路線バスの場合には、前年度の利用実績のおおむね70%を見込んで予算計上してございます。

それからタクシーの関係は、利用実績の大体50%を見込んで当初予算に計上しているという状況でございます。

なお、その3地区の対象人員が、高校生の方は12人、それからタクシー関係で老人ですが、これは82歳までの方を対象にしております。70歳から82歳までを対象に発行しておりますが、これは対象人員80人という状況でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それではフッ素洗口事業の委託料でございますが、157ページでございます。

フッ素洗口事業というのは、保育園それから幼稚園、そして小学校。幼稚園、保育園では週5回、それから小学校では週1回のフッ素洗口を実施しております。それでこの業務委託するものでございますけれども、薬液の調剤それから市内の27カ所に週1回配送する業務、これを薬局に委託をしているということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 165ページの火葬場業務委託の関係からご説明をさせていただきます。

まず、委託業務の内容でございますが、4月から供用を開始をいたします、伊豆聖苑の管理運営業務を委託するもので、主な内容といたしまして、会葬者の受付、案内や対応、また火葬炉設備の運転や各種設備の日常点検並びに聖苑内の清掃業務となっているところでございます。

また、この委託先及び契約方法でございますが、5社指名のうち、3社による入札を、平成20年2月22日に施行し、2月26日に第一建築サービス株式会社静岡支店と1,612万8,000円で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間の長期継続契約をしたところでございます。

次に165ページ、広域施設の整備事業でございますが、この予算につきましては、先の第6回の補正予算の債務負担行為の質疑の中でお答えしておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

179ページ、粗大ごみと焼却処理の関係でございます。焼却処理事業の工事の内容でございます。

工事の内容でございますけれども、4つほど大きくありまして、一つ目は、混練機の取りかえ、それから肥培貯留槽の取りかえ、それから養生コンベア、キレートタンクの取りかえ、それから設備の清掃、点検、整備を計画をいたしているところでございまして、混練機、肥培貯留槽のキレートタンクは、それぞれ密接な関係にある設備で、長年の使用経過中に、補修を重ねてまいりましたが、それぞれの設備で腐食が激しく補修の限界にきているので、取

りかえをするものでございます。

また、設備清掃点検整備でございますが、合併2年目の平成17年度より祝日も収集を行うようになりました。以前は、祝日は収集をしていなかったわけで、職員が5月の連休と正月の3日の年2回清掃を持しておりましたが、正月3日のみの簡易清掃しかできなくなりまして、煙道や各設備に飛灰、クリンカーが堆積しておりました、したがって、これらの飛灰、クリンカーを取り除くべき点検整備と燃焼ガスの流れをよくすることで不具合を減らし、また、新焼却施設の稼働まで施設を維持するために予算計上をし、実施すべく計画したものでございます。

それから、175ページの粗大ごみの処理事業の工事内容でございます。

この補修工事は、市内より搬入される粗大ごみを破砕する機械の補修工事であります。本設備は平成9年4月より稼働しておりました、その間、刃の交換等を実施してきたわけでございますが、現在、刃が磨耗していることから、1回の破砕ではできなくて2回の破砕をかけているという現状でございます。

したがって、今回、刃の交換と部分補修のために予算計上したものでございます。

それから、179ページのし尿等の計画策定委託料でございます。議員ご承知のとおり、柏久保地区にある清掃センターと、土肥横瀬地区にある土肥衛生プラントの2施設がいずれも築40年以上経過し、老朽化が激しく、安心安全な運転管理等が大変懸念されることから、本年度にこの施設の統合整備などにかかる基本構想の策定に取り組んでいるところでございます。

したがって、平成20年度はこの構想を受け、今後建設しようとするし尿処理施設の計画内容等を明らかにするために、処理方式や建設また運営方式等に係る基本計画の策定や、この施設にかかる候補地の選定作業に取り組む予定をし、計上したものでございます。

それから181ページの最終処分場に係ります調整池設置工事でございます。

工事の場所でございますが、現在、伊豆市年川にある安定型最終処分場のところでございます。

工事の内容は、既設の処分場における残容量不足が懸念されることから、平成18年度に取得した土地を活用し、この処分場を拡張するため、議員ご承知のとおり、本年度この設計及び許認可また、地質調査等の業務に取り組んでいるところでございます。平成20年度の見込みにつきましては、さきの県における許認可を受けた中で、一般廃棄物の流出を防止するため、擁壁や堰堤による調整池の設置や場内外の汚水対策として外周水路または場内への立ち入り等を防止するための柵の設置をする予定でございます。

以上よろしくお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、195ページ、17-02体験農園の土地購入費1,581万

6,000円でございます。

この面積につきましては、2,452平米。評価額につきましては、固定資産税の評価額ということでお答えしますけれども、一筆の中で評価が3つに分かれておりまして、管理棟が建っている部分につきましては、宅地としての評価ということで平米あたり3,000円。駐車場の部分が雑種地ということで平米あたり1,500円。農園の部分が畑としての評価ということで77円ということになっております。購入の単価でございますけれども、平米あたりに直しますと、6,450円ということでございます。

なお、この土地につきましては、先日の全協で説明をいたしましたけれども、地権者であります農業生産法人が県の農業公社より買収したばかりの土地ということで、平成16年度に買収してあるわけでございますけれども、当初の段階で買い取りの要望があったわけですが、しばらく、買取について猶予をいただいたということでございます。価格については、その時点で、その法人が公社から買収した価格と同額で買い取るということで、お話をさせていただいてきております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは233ページの11天城ふるさと広場事業、天城ドーム改修工事、6,195万円について説明いたします。

天城ドームは、伊豆市の施設としては欠かせない施設となっておりますが、外装は塗装のさび等が目立ち、防水がはがれた状態で、窓サッシにつきましては、開閉のワイヤーの調整が必要となってきております。

今回の工事でございますが、足場等の仮設工事8,670平米、防水工事1,454平米、その下地補修300平米、外部鉄骨塗装7,960平米、窓サッシのワイヤー調整125カ所という内訳になってございます。

また、天城ドームの今後を考慮いたしまして、合併特別交付金を充当いたしまして工事を行うものでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続きまして、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 合併前の各庁の図書購入費ということでございます。資料は、15年度の決算の資料を申し上げます。予算書ではなくて、決算の資料でございます。修善寺では699万円ということになります。土肥は199万9,000円、1円単位は省かせていただきます。それから、天城が71万8,000円、中伊豆が173万2,000円でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

質問ではありませんけれども、後で教えてください。

公債費比率について、今年度、わたしの言い方もちょっと悪かったのかもしれませんが、今度の予算では、借金がだいぶ減らされているように認識しておるんですが、ですから公債費比率は当然減るだろうと。どのくらい減るのかなというふうに感心があったもので。概略でもいいから、当然、公債費比率は、16パーセントあったと。それが見込みとしてどのくらいを考えているのか、わかるようだったら教えていただきたい。今日じゃなくても結構です。

バス路線。ご説明いただいたところは大体いつも聞いておるんですが、今日じゃなくて結構ですから、できれば路線ごとにどのくらいの利用率があるのかなということもお聞きしたい。

年川の処分場についても、今ご説明いただいたことは今までにお聞きした内容なんですね。わたしは堰堤がどのへんにできるのかなというところ、どういうところが、どの辺が改修されるのか、そういうところに興味を持っていますので、後でも結構ですから、お伺いしたい。

それでは、再質問に入ります。

電子入札について。これってどうもお考えはこれからということのようですが、伊豆市では、随意契約は事務規則では130万円までのはずです。電子入札をどのくらいの金額から考えているのか。当然一般競争入札だと思うんですが、その辺を確認したい。

庁舎建設事業。お答えの中からはいきますと、土地の面積は4,200平米で、必要分が6,500平米あるということですので、2階建てとか3階建てになるのかなということですが、概略仕様が決まっていたら、お聞きしたい。

火葬場業務委託料1,155万円。どこがやるかというようなことも決まっているということのようですが、この会社ですね、第一建築さんで、維持管理に1時間何人くらい常駐するのかおわかりのようでしたらお伺いしたい。

169ページの堀切の件ですが、きょうのお話では、堀切はまだ予定地なんですね。この辺を確認したいと思います。

次に、175ページの施設改良工事について。4つの大きな工事内容をお伺いしました。それぞれの予算内容がわかりましたらお伺いしたい。

粗大ごみ処理補修工事500万円。これは定期的に出てくるんですね。まず、お聞きしたいなど。確か、この機械は2台、伊豆市はお持ちだと思うんですけどね。私の記憶が間違っていたら間違いと指摘していただいて結構です。下にあるのか、上にあるのかどっちの機械なのかお伺いしたい。

先ほど、磨耗するということをおっしゃっていますが、わたしはね、この機械そのものの選定が間違っているんじゃないかというふうにお考えしておりますからね、機械というのは磨耗す

るのが常識なんですね。本当に磨耗しても使える機械もあるんですね。その辺もできたらお伺いしたい。

233ページの天城ドーム改修工事。わたしはこの質問出したのは、開閉装置が具合が悪いと聞いていたもので、天井の開閉装置でも補修するのかなと思って質問したのですが、どうも内容は、外装だけで6,195万円かかるのかどうか。それを確認したいです。

次、図書館費について。修善寺の15年度の決算額は699万円ということなんですけれど、僕は旧修善寺町は図書購入費は1,000万円くらい使ったのではないかと思ったんですけれど、そのへんちょっと僕の記憶違いかどうか。僕も昨日修善寺の決算書を見てきたら960万円になっていたような気がしたもので。私も確認ミスがありますので、そのへんちょっと確認したいと思います。なぜこの図書購入費を取り上げたか。わたしの記憶間違いだったら申し訳ないですけれど、修善寺町では960万円使っていた図書購入費が、伊豆市になったら490万円だと。土肥、天城、中伊豆それぞれやはり半減以上しております。

今、教育だ教育だと叫ばれているときにね、教育費がどんどんどんどん減少していく。さっきも言いましたけれど、一番この数字が見やすいと思って取り上げたんですね。僕は学校の先生方は泣いていると思うんですよ。事務管理費なんかどんどんどんどん減らされてね。よく頑張って、12月の一般質問で教育長おっしゃった。伊豆市の教育は上がっていると。よっぽど先生方が頑張っていると思う。教育長、伊豆市の教育はこれで大丈夫ですか。そのへんちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、最初に、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、市債の関係でございますが、森議員さんに市債と公債費、歳入と歳出、この辺をご理解いただかないと話しが次に進まないのかなという気がするんですが、一般会計ベースでいきますと19年度末で156億6,400万円ほどの残高がございます。起債を借りる、いわゆる市債、歳入部分ですが8億2,000万円ほど計上してございます。元利償還で返還する部分が17億3,700万円というふうになりますので20年度末においては147億4,900万円と、要するに下がっていくということですので、その辺をまず理解をしていただければと思います。

それから、電子入札でございますが、現在考えておりますのは、対象工事をどの程度にするかという部分から入っていかないとですね、例えば、地元の小さな中小の企業ですと、なかなかこの電子入札についてはなじみがない状況でございますので、その辺の、対象工額の決定等をこれから詰めてですね、きちっとしていこうと。

ただ、実際にはいろんな業者の方々に来てもらって研修をしておりますので、11月に行いまして、もう一度近々やるつもりであります。あとは県との連携、あるいは先ほど言った5市との連携でやっていこうということでございます。

それから、庁舎の関係は、今ある建物の場所と保健所の建物、これとの連携でどういうふ

うに有効利用できるかというところを踏まえて、修善寺の今回の予算には、保健所跡地の測量、こういったものを入れてございます。あと、そういったその利用、活用をどういうふうにしていくかというようなことを考えていくことになるかと思えます。

いずれにしても、都市計画区域にあるものですから、建ぺい率の問題等も踏まえて、今後その辺を詰めていくということになるかと思えます。

ただ、一般的にどれくらいの費用がかかるかということ、土地購入まで入れて24、5億くらいかかるのかというようには考えますけれど、これらも今後詰めていくということになるかと思えます。というのは、財政的な裏づけも当然必要になりますので、それらを検討しなければならぬということでございます。

それから、バス路線の関係でございますが、何人利用という試算を我々しません。というのは、総バス路線が19路線もあるわけですので、そのバス路線にどれくらいの人が乗車して動いているのかと、それぞれ行く場所も違いますよね。ですので、先ほど言った乗車密度という試算の出し方をしまして、通常は先ほど言いましたように、5人が採算ベースの分かれ目なんですけど、この路線については2.24人ということで、非常に少ない。そのために補助が必要になっていると。補助もその会社の経理内容によって変わってきたりとか、いろいろ出し方がございまして一概にそれは言えませんので、また、そういう資料がということであれば、お出ししますが、もしここでどの路線だと言っていたらその乗車密度というものは出すことはできます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 165ページの火葬場業務の委託の関係でございますが、業務日で割ってみますと、1.5人工の設計計上をしてあるところでございまして、これは、何もなくても1人は必ず常駐があります。人数の多いときには2人になるとか、それからまた外の清掃をするとかというときには3人、4人になるかと思えますので、それを営業日で割りますと設計上1.5人工になるということでご理解いただければと思います。

それから169ページの関係で堀切地区のことでございますが、了解を得てから、工事にかかるということは何度も言っておりますので、いわゆるそういうことで、まだ了解が得られていないということでご理解いただければと思います。

それから175ページの粗大ごみの破碎の関係でございますが、これは、下にありますいわゆる粗大ごみを破碎するものでございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 天城ドームの開閉装置の関係でございますけれども、現在の段階では修理する予定は持ってございません。また、先ほど説明しました工事内容での6,195万円の予算計上でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 図書の購入費の修善寺の分でございますが、決算資料699万円で間違いないだろうと思います。最近、資力が落ちておりますので、心配なところはありますが、まず間違いないと。

しかしながら、1,000万円クラスというのは合併前、数年前は確かにそれぐらいの予算であったと記憶をしております。

それから、教育につきましては、通告にございません。お答えいたしたくても、気持ちの整理がついておりませんので、答弁の方は控えさせていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 今の図書購入費が少なくなっているということでございますが、平成15年当時ですか、あれから比べると学校には相当パソコンを入れております。情報等はですね、ご承知のようにパソコンが大分、情報の原動力になっていると思いますし、調べものもパソコンでできるような世の中になっております。あと先生方もそのパソコンを利用して、いろんな集計とかワープロとか業務ができていますので、この図書費だけ見てですね、教育にあんまり金を使ってないという判断は、それだけではちょっと、違うんじゃないかと思えます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 公債比率。私は、いいですよ、お答えしなくても。当然、公債比率はこの予算書では下げるような趣旨で借金を減らしているなど判断したから、お伺いしているんであって、当然、公債比率は下がるんだという観点から質問しております。ぜひその辺は年度末には14%を狙ったんだとか、結果的にこうなったというんならしょうがないんですけども。もしそういう狙いがあるんだしたらお聞きしたいなど。

バス路線についても、5,000万円近い予算が計上されているわけですね。積算の根拠を知りたいんですよ。56路線があるんだとか。56路線の積算根拠はこうなんだと各路線十派一絡げでね2、3人しか乗っていないという計算でやりましたというんならそれはそれで結構です。

電子入札にしても、電子入札について私は一般質問で再三しているわけですね。準備はしていますというお答えだったと思うんですが、結果的にはこれから、質問ではないですが、しっかりやっていただきたい。

庁舎建設事業については少し聞き漏らしたんで申し訳ないんですが、土地購入費だけで5億円かかるんですか。それとも50億程度といったのか、その辺をちょっと確認したい。

火葬場については1人は常駐するということですね。清掃等にも1人ということなんですが、結構、広いと思いますが一人で大丈夫ですか。その辺どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

粗大ゴミの処理補修工事、どうも下のほうにあるやつ。あれは粗大ゴミ、粗大ゴミという

から何をやるのかなと思ったら、どうも鉄の方をやっているやつではないですか。まず、それを1点確認したい。この機械さっきも言ったけど、あの機械で鉄を粉碎したら壊れるに決まっているんですよ。壊れたっていいんですよ。能率が落ちたっていいんです。能率がいいのは最初の1カ月だけです。私になんでこんなことを言うかというのと、あの機械は鉄を切るための機械ではないんですよ。刃先の材質を見るだけで分かってしまうんです。S K材を使っているんでしょう。S K材に焼きが入っていれば一発で刃先がこぼれるのは常識なんです。それをあそこへ使っている。あれは木村という会社から購入している。はっきり言わせてもらうけど、木村にだまされたんじゃないですか。

図書購入費、いずれにしても旧修善寺町は1,000万円近く使ったんですよ。市長さんはパソコンを使っているからいいんだというお答えですけど。図書の目的とパソコンの目的は全然違うんじゃないかと僕は思うんです。山本教育委員会事務局長さん遠慮して何も答えなかったけど、私はあなたの全協での最後の発言に非常に感銘を受けているんです。できればね、全協で言ったこと言葉は残りませんが、ここで言った言葉は、伊豆市が残る限り残りますから、永久保存されます。ぜひもう一度ね、やはり教育予算というのをとらなければいかんという、最後の名言をもう一度言っていただけたらと思うんですけどお願いします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） どうしても公債費についてはご理解いただけないようでございますが、いわゆる公債費比率を出すというのは先ほど言ったように、現状をきちっと固まった数字がないものですから出しようがないというのが実状でございます。ただ、我々が目標としているのはいわゆる公債費残高、残高をどうするかいうところに先ほど行き着くわけでございまして、これを極力減らすというのが目的でございます。公債比率はあくまでも指標でございますので、あくまでも決算が出ないとわからないということをご理解いただければと思います。

それから庁舎建設の関係で、総額で24、5億かかるよという想定をしているということでございます。ただ土地代だけでは2億5,000万円ぐらいではないかと市場価格を踏まえるとそれくらいかかるんじゃないかというふうに考えております。

それから、路線バスの関係でどうしてもわからないということでございますが、先ほどらい言っているように収入はバスの乗車料金です。それを総額として出して、いわゆるバス経費というのは、その会社が全体的にその自主運行の路線ばかりでなくて、全体のバスの運行経費がでます。その経費を距離数といいますかそういう形で割り出してその路線にどれだけかかるということを算出します。その差額分がいわゆる補助対象の事業費ということになってくるんです。そういうことをご理解いただければと思います。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 火葬場業務の委託の人工の問題でございますけども、先ほど説明いたしましたように、既に入札をしたときに落札がありますので、十分いけるというこ

とで考えております。

175ページの粗大の修理の関係でございますけれども、S K材には当然使うわけで、その焼きの硬度の問題でございますので、それはやはり適した硬度のものを使用するというところで、実施をしているところございまして、鉄は切れないということで鉄は切ってはおりません。それが鉄かどうかというのは、電化製品の周りについているブリキ上の薄いものですが、それらは切れる硬度を使っておりますので、刃を使っておりますのでそれは切ります。したがって、いわゆる鉄骨とか、そういう骨材は全く切っているところではございませんのでご理解いただければと思います。

議長（堀江昭二君） 以上で、森議員の質疑を終わります。

それでは、50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第17号 平成20年度一般会計予算について質疑を行います。

1点目です。中央財政計画。いわゆる、国が当初予算出す時に、全国の地方に対して、こういうことで予算を組みましょうということの基本方針を出すんだけど、一般的には内観と言われてはいますが、その中で、地方税が0.2パーセント増を見込んでいるんだが、地域経済の状況には差があることを踏まえて、適正な収入の見積もりを行う必要があるというふうに言っております。したがって、当然国の方では地方税が0.2パーセント上がるから、そのとおりやりなさいよってということじゃないというふうには当然理解しております。

そういうことを前提にした上で、伊豆市の市民税ですね、現年課税分を見てみますと、前年対比で見ると、総務部長も少しお答えになっておりましたけれども、個人の方はマイナス3.6%、法人の方はマイナスに21.2%、こういうふうに予算を計上しておりますが、マイナス要因についてお尋ねをします。というのは、税源移譲があったりとか、それから、住民税の減税が廃止された。今年度予算ですね。少し増えるのかなと思ったら、マイナス要因だったものですから、どのように見られているのかお願いしたい。その上で、個人法人とマイナスということを考えると、当然収入が減っているということになります。市民生活や、市内の業者の営業下支えする政策はあるのかどうか、その辺がちょっと見えないものですかからお願いしたい。

2つ目です。道路特定財源。非常に今、国会で論議されておりますけれども、どこに配分されているのか少し見当たりません。あるんでしょうけれども、私にはよくわかりませんの

でお願いしたい。ページ数がちょっとわかりませんで申しわけないんですが。

それから、3つ目に、205ページから207ページに関連する分野ですが、市長は施政方針で幾つかのことを述べながら政策の充実をというふうにお話しなされておりました。

その一つに、深刻な森林の荒廃に対する整備、促進が挙げられておりますけれども、その中の林業振興費、内容を見ますと、一つ一つちょっと追ってみたんですが、その中の、一つ目の林業振興事業というのが、前年対比マイナスとなっているけれども、予算の提案のときに、県の森の力再生事業に切りかえるというご説明でした。民有林間伐をこれは、前年度の予算の中にあつた分野なんですけれども、そうしますと、県の森の力再生に切りかえたというか、するということなのかちょっと理解ができませんのでお願いしたい。

それから、森林組合補助金は減額されておりますけれども、それについてお尋ねします。

林業事業費の2つ目、流域広域保全林整備事業を森林整備事業へということで、名称変更したのかなと思うんですけれども、内容の変更もあれば、お答え願いたいと思います。

林業振興費の放置竹林対策事業、これも前年対比マイナスということになっておりますが、竹林整備をする箇所が減ったということなのか。ちょっとわかりませんのでお願いしたい。

林業振興事業費の中の、森林ボランティア交流推進事業について、市民との協働のまちづくりという意味では、私はこの分野というのは非常に重要な事業かなと思っているんですが、森づくり伊豆の会に切りかえていくというご説明でありましたが、そうすると何がどうなったのかよくわかりません。マイナス予算となっておりますけれども、何か変更あつたのかお願いしたい。

いわゆる全体として、個々の質問になってきたんですけれども、森林整備促進をという市長の当初予算の所信表明の中で述べている中での裏づけが少し欲しいなということで、個々に質問させていただきました。

次に195ページ、地産地消推進事業についてお尋ねしたいと思いますが、前年度の予算審議の中で、こういうふうにお話しをされておりました。伊豆市地産地消推進協議会でその計画をつくっていきたいんだと。地元宿泊施設や飲食店を中心に取り組んでいきたいというふうに述べられました。今年度の予算説明では、学校給食から旅館、ホテルへ地産地消推進事業を広げていきたいと。今日は質疑をやっているわけなんですけれども、今時点で知り得たことから判断すると、前年度の説明と今年度の予算を比べてみたところ、思うように事業規模が広がらなかったのかなというように思っております。

その点の説明をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま木村議員から、議案第17号 平成20年度一般会計予算に対するご質問が出されました。項目別に担当部長に答えさせますのでよろしくお願ひいたします。

議長（堀江昭二君） 最初に、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、私の方から1点目、2点目について補足説明をいたします。

大変難しい問題も含んでいるのかなと思いますが、まず、税の関係、2点目でおっしゃっておりますように、いわゆる所得、収入が減ることによるそれぞれ市民税、法人税の減ということでございますが、国の見込み等々もあるわけでございますけれども、伊豆市の現状として、今年度実績等を踏まえますと、この3月補正でも現年の個人市民税、これを1億2,200万円ほど当初、昨年計上したものを減額で計上してあるところでございます。昨年の予算立ての段階で、個人所得等の伸びも少しあるのかなというところで見込んだ数字、それから税源移譲によります法人税のはね返り分といいますか、それらを見込んで昨年の予算の数字を立てたわけですが、少し現実に税源移譲分としての見込み分、これも若干見込み違いのところがあったのかなというところがございます。トータルして昨年度よりも、減というかたちでございますし、それから、法人税、これにつきましても、昨今の原油高等景気の不透明感から減額を見込んでおるものでございます。

これらを下支えする政策というようなことでございますけれども、行政としてと言いますか、一つは社会基盤整備といいますか、インフラ整備、これらに重点をおいて、基幹道路をはじめとして、それらの整備を充実していくということも行政としてできる大きなことかなというふうに思います。それぞれ関連がございますけれども、課税の方としましては、やはりその景気の上向きということに左右されますので、これに期待するところでございまして、適正な課税と収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 3点目の木村議員さんからの道路財源はどこに配分されるのかというご質問でございますが、道路特定財源は地方に配分されます地方道路譲与税、これは今年度7,440万円程計上してございます。それから、自動車重量譲与税2億1,360万円、それから、自動車取得税の交付金これが1億9,100万円を計上して、合計で4億7,900万円ということで前年対比3,810万円の減というふうになっております。この金額は、一般財源として受け入れるものにしてございます。もともとの目的は、当然道路財源ということですから、道路建設のために使うという形では考えております。この財源でございますが、8款2項の道路橋梁費、ごらんいただければわかると思いますが、その中の一般財源分、いわゆる財源内訳の中に一般財源分とございますが、3億9,017万円。それから8款1項の土木総務費、これは人件費等入っておりますが、これの一般財源分の1億1,297万1,000円に基本的には充当しているというものでございます。

ただ、その他なんですが、揮発油税というのがございます。この揮発油税の中から、国庫補助金として交付されております、地方道路整備臨時交付金1億7,655万円。これについても特定財源として、8款2項の2目及び3目、2目というのは道路新設改良費、それから3目が高規格道路整備費の道路橋梁費に充当しているということで、ご理解いただければと思います。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、林業関係につきましてお答えいたします。

まず、一つ目の林業振興費の減でございますけれども、緊急な森林整備が必要な市内の民有林のほとんどが、県の進めます森の力再生事業、この対象森林に指定されまして、19年度は風倒木の処理につきましては7.26ヘクタール、環境伐につきましては76.35ヘクタール。合計で83.61ヘクタールが実施をされました。

事業費では、6,458万5,000円ということで、これも森づくりの県民税が市内の森林整備に活用されたということでございます。この事業につきましては、今お話したとおり、100%県の森づくり県民税で賄われるため、市の負担や所有者の負担もありません。今後も森林所有者の方々にPRをして、ぜひ進めていきたいというふうに考えております。

また、森林組合への補助でございますけれども、組合員への指導ということで交付しておりますが、内容を精査の結果の減額でございます。指導というのは、本来、森林組合の業務の一つでございます。事業もふえている中で、自立の方向へ行っていただきたいということで、何とか減額した中でもいけるのではないかとということの中で減額をさせていただきました。

2つ目の流域広域保全林整備事業、これにつきましては、国庫補助事業の名称でございます。県単独事業及び市の単独事業を含めまして、森林整備事業を一元化して明確にするために変更いたしました。

3つ目の放置竹林対策事業につきましては、竹林につきましては、所有者の積極的な取り組みに対して補助を行っているわけでございますけれども、19年度は実施が残念ながらありませんでした。そんな関係で20年度につきましては減額しましたが、今後とも補助制度のPRを図りまして、利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

4つ目の森林ボランティアの交流促進事業の中の森林ボランティアの受け入れにつきましては、これまで東京にありますNPO法人の地球緑化センターに委託しておりました。地球緑化センターとは、中伊豆時代から、平成12年頃からのお付き合いでございます。連携してボランティアの活動をやってきたわけでございます。この森林ボランティア活動といいましますと、森林ボランティアを通しましてですね、山に対して皆さんに目を向けていただきたいという部分とですね、都市との交流という部分もございました。その中で、委託をお願いしていたわけですが、委託費の中で、通信費や人件費、事務費にある程度経費がかかって

いたわけでございます。20年度予算がマイナスとなるのは、地元にも、先ほどお話しがありましたように、地元が発足しました森づくり伊豆の会、これが今までのこの地球緑化センターとの森林ボランティアの活動の中で生まれた組織でございます。その団体が昨年発足したものですから、その団体をお願いすることによりまして、その団体の育成も含めまして、地元の組織ということで、経費の節減になるということでございます。今まで東京のNPOとやっていたものですから、いろいろ経費面でも多くかかっていたわけですが、今度地元ということでそういう部分でも経費が削減できるというものでございます。

市全体の森林整備については、20年度は160ヘクタールを予定しており、19年度に比較しまして、18%の伸びを予定しております。森林につきましては、40年から50年生というものが最も多くて、整備の必要性はそれぞれ所有者の方々もわかっているわけですが、現在の林業の状況から考えますと、なかなかそこまで手が回らないというのが実態だと思います。

市でも整備の促進のために、国県の補助に対しまして、市がさらに付けましをして補助制度を設けて呼びかけてきていたわけでございますけれども、現実になかなか進まない状況があったわけでございます。

今回の再生事業が18年度から始まりまして、10年間を予定しておりますが、その間、積極的にこの事業を活用して整備を進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、持続的なものにしていくには、やはり業として成り立つ形ですね、やはり森林所有者に多少でも利益が還元できるような方向に持って行かなければ、やはり持続的なものにはなっていないと。この辺がなかなか難しいですけれども、そういう方向になるべく持っていかねばならないなというふうに思っております。

次に、地産地消の関係でございます。昨年2月に、伊豆市地産地消推進協議会を立ち上げまして、その中で伊豆市の地産地消推進計画を策定いたしました。それに基づきまして事業を進めてきておりますけれども、当初の計画からいきますと、多少時間がかかっているかとは思っています。

19年度で取り組んできたことをお話ししますが、まず、協議会の中へ3つの部会を設置いたしました。1つは学校病院等推進部会、2つ目としまして、旅館飲食店等推進部会、もう一つは、一般家庭推進部会。それぞれの部会の中で、検討していただいております。

その中で、今回特に、県から学校給食の地場産品導入モデル事業の指定を受けまして、この事業を重点的に取り組んできたわけでございます。また、取っかかりとしてもですね、学校給食が一番進めやすいという部分もでございます。具体的には、現在の地場産品の利用状況の調査から入りまして、供給できる食材がどういうものがあるのか、どういう流通で調達できるのか。また、学校給食では年間を通してこういうものを使いたい、供給可能なのかとか、いろいろな議論をしてきております。

昨年12月にその一環で、学校給食メニュー施策研究会を開催し、その時たまたま議会があったのかなと思っておりますが、一部の議員さん方にも試食をしていただきました。木村議員さん

も食べていただいたと思いますけれども、すでに地元の食材を使った給食のメニューもかなり取り入れられてきております。その中で、やはり問題は、それぞれの情報というものがやはり少ないかなということの意見が結構あります。早急にですね、食材の調達の納入システム、要するに仕組みづくりですね。そういうものを構築する必要があるということで、現在、農協などにも入っていただいて、いろいろ検討しているところです。これができることによって、旅館とかホテルへの供給体制もできるということで、そこにも供給にもつながっていくのではないかなというふうにも思っております。

また、それ以外の取り組みとしましては、子供たちに対する地場産品の栽培とか、収穫体験料理教室なども実施をしてきております。

昨年11月には、土肥の南小児童によります、ヤーコン収穫体験とか、家庭教育学級での料理講習、この1月末には、中伊豆中学校で市の特産品学習会というものを開きまして、生産者から直接お話を聞いたり、地場産品を使った料理を実際に自分たちでつくったりしてきております。

また、生産の部分では、地域との差別化をどうやっていくか、安心・安全な農産物づくりをどうやって進めていくのかということを中心に進めております。具体的には、弘法芋の生産拡大のための講習会とか、堆肥を活用した農業の推進なども進めてきております。

その他に地場産品や料理を紹介した、地産地消と食育ですね、食育と密な関係があるわけですし、今、合同のパンフレットの作成をしているところでございます。これによって、地域のみなさんに知ってもらおうきっかけにしていきたいと考えております。

それから、旅館ホテルにも拡げていきたいというふうに申し上げましたが、これについては生産者にとっても身近なところで使ってもらえることによって、この生産に対する意欲というものも出てくると思いますし、特にワサビ、シイタケなどは、観光客を通して、全国に発信ができるわけでございます。大いにPRになるわけです。

また、旅館ホテル側につきましても、地場のものを使うことによって、食についての付加価値やその旅館の売りにも繋がっていくものだと考えております。そういうことから、ぜひ、そういう部分でも旅館とかホテルへ広げていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 冒頭の、市税についてお尋ねいたします。

見込み違い、当然これは予想ですから、常に19年でも20年でもそうなんです、こういう認識にあるのかなということで一つお尋ねしたいんです。見込み違い、所得の伸びがあるうと思っただけでなかなかそうはいかなかった。そうすると、でも現実には、個々の市民にとって見るならば、市民税と今言った税源移譲によって云々であるんですけども、定率減税廃止で負担がふえているのかなというふうに私は認識しているんですね。そうすると、そ

れに対する下支えが、社会基盤整備だと。それも一環でしょうけれども、負担がふえていることに対する生活を、きちっと地方自治体として守っていくという立場でどう編成されたのか、社会基盤整備だけでどうなのかなということを少し感じたものですから、その点の考えを、もう一度。住民は負担がふえているという認識の基で予算編成なされたのかな、わかっていればいいですよ、現実にもらう収入から出ていくお金は減っているのかなというふうに思っているんですけども、そうすると、市民生活を下支えするさらなるものがあるのかなと思ったものですからね、お願いしたい。

次に、道路特定財源。いろいろと調べて、私がいろいろと読ませていただいた中で、なるほどなということでした。企画部長言われるように、国の方からは、道路特定財源来ますけれどね、来るのは自治体で道路だけに使いなさいという方針ではないですね、基本的な考えはあるでしょうけれども、わかっただけで結構です。どこに使われているのかなということもやっとなさ、なるほどと。例えば、道路新設合併支援だとか、高規格とかですね、そういうところに使っていると。自分の考えが、予算配分は正しかったのかと思うんですが。

1点だけ聞きたいのは、いろいろと道路財源がなくなっちゃうと、一般財源化すると、市民生活の本当に影響を及ぼすと、大変だということが今言われているんですけども、いわゆる防災とか、震災対策、交通安全とか云々市民生活にとって必要となると高規格もそうなるんだろうけれど、それはちょっと横に置いておいて、地方道における市道の維持補修に対する補助というのは当然ないと思うんでね、それが道路特定財源によって、なくなることによって、一般財源化することによって影響力があるのかどうか。非常に難しいかもしれませんが、お尋ねしたいというふうに思うんです。

次に、林業振興費の中身についていろいろる説明を受けました。聞いていて、この辺はちょっと確認したいんですけども、林業振興事業費が減り、松くい虫も林業振興事業費の中に入っているからいいですね、それも減るということで全体としてみると、前年対比で見ると約500万円くらいですかね、減っているわけですよ。約500万円です。ですけども、今の部長のご説明ですと、前年対比18%アップと。160ヘクタールに伸びるんだよということが言われていました。減っていて、伸びるという関係がいまいちわからないものでお願いしたい。

最後の地産推進事業。いわゆる市民が一緒になってですね、今詳細な説明があった。3つの部会に分かれてやられていると。やられてきつつある。当然市民のいろんな意向があるでしょうけれども、1年たってから何もやってないという方針じゃなくて、今聞いている中で、そういう理解はしません。さらに時期的には当初の目標よりも遅れたかもしれないけれども、いろんな諸団体が地産地消ということでやられている、やろうとしているということはよくわかりました。この辺の答弁を聞いて内容的に非常にわかりました。

お願いします。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 税源移譲の絡みで、一つは定率減税がなくなったというようなことがあるわけございまして、国の方はその住民税と所得税を低くする代わりに、住民税とというような形の中でございますけれども、実質的には、おっしゃるようにいわゆる住民税への負担が多くなっているということは言えようかと思えます。

税収そのものは先ほども言いましたように、総所得によって課税されるということであつたり、収納率の関係で動くわけでございますが、一つの数字としてですね、所得自体はやはり減っております。総所得としてはですね、で、平均税率という形が一番わかりやすいのかなと思えますので、いわゆる18年の平均税率として4.4%であります、19年では5.9%、これはあくまでも全部の平均でございますけれども、その分住民税としての負担が大きくなったということは総額として言えてくるのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 道路財源の場合、伊豆市の場合、例えば過疎地域などの過疎計画を見てもですね、先ほど総務部長が言った社会基盤の整備、いわゆる道路を作りたいというような意向がかなりございます。そういった意味では、そういった影響というのは当然あるかなというように思います。ただ、今回の予算の中では、かなりそういった部分、道路関係は削ってございます。なぜ削るかという、当然伊豆市の場合高齢化が進んでいるという状況があります。なおかつ、総合計画でいう目標の人口にも達していない状況がありまして、人口減少の状況があります。そうした中では、当然前にもちょっと申し上げましたけれど、経常的経費、いわゆる扶助費、こういったものがふえるわけです。そういったものを当然加味して予算編成していくわけですので、そこへ持ってきてこの道路の財源がなくなるということは、この道路ができないという部分になってくるわけです。

そういった意味からすれば、道路とこの一般財源、別の財源ですね、いわゆる市税なんかを踏まえたところにおいて、その市税が道路へ行かなくなるという状況になってしまえば、当然厳しい状況になるわけですので、非常にこの扶助費なんか逆に入ってきて、道路財源がもらえなくなるということになれば、これは非常に影響がでかいのかなというようなことは考えられるかと思えます。

いずれにしても、先ほどの市民生活に下支えする政策があるかないかというお話があつたんですが、こういう成熟社会になってまいったときにですね、どういう方向にこれから進むかというのは行政はもちろんでございますが、これから地域それぞれがですね、どういうふうにかこのまちをつくっていくんだという基本的な考えを地域の皆さん持つ必要があるのかなという気はしております。これは我々、今後地域に入って、自分たちの地域をどうしていきたいんだということをきちっと押さえないと、ただ道路つくっていいというばかりではないものですから、その辺にこれからメスが入っていくんではないかなという気がしております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、ご説明をいたします。おっしゃられたように、市の予算上では確かに減っております。500万円程度減っているわけでございますけれども、森の力再生事業についてちょっと説明しますけれども、これは、市の予算を一切通しません。これは県と、施業する事業者、それと森林所有者、これら三者の協定を結びまして、実施するわけですが、実際は県から事業者に直接支払われるというものでございまして、市の予算上へは全然出てきておりません。市の立場とすれば、森林組合あたりと連携しまして、収支とか普及の活動といいますかね、そういうことを一緒になってやっているわけですから、確かに予算上だけみると、ちょっと森林整備が積極的な予算になっていないじゃないかというふうに見られるかもしれませんが、実際は先ほどお手元にお渡しした資料を見ていただければわかると思いますけれども、実際、伊豆市の森林整備については、ある程度ふえてきているということで、来年度だけ見ますと、森の力再生事業へ今の予定ですが、120ヘクタールほどの予定をしております。ですから、ほとんど右よりについてはほとんどそちらの方にシフトしていった方が、とにかく市もお金出さなくてもいいし、所有者も一切お金いらぬものですからね、ぜひこの事業を10年間の中で活用していきたいというふうに思っています。

ただ、一つ問題がございまして、どんどん森林整備をやっていかなければならないわけで、伊豆市の中ですら、森林整備をしようとしている森林が約3,800ヘクタールあると言われております。それをやっていくには、相当なペースで、規模的にも多くやらなければならないかなと思うわけですが、今一番問題となっているのは、実施者、施業者ですね、そこがやはり少ないということで森林組合さんの方にもお話しして、その辺の作業員の確保とか、いろんな形でお願いをしているわけですが、その辺が今ひとつ広がってっていない。そういう中で、県と一緒にしまして、森林組合だけでなく、ほかの事業体、森林事業体を育成しましょうというような形も出てきております。それで今回、去年の暮れですか、市内の土建業者の方々にもこの事業の説明をさせていただきまして、森林整備の部分への参入もちょっとお話をさせていただいております。その効果もありまして、1社だけ、この森の力再生事業に参加する業者も出てきております。そういう形で、施業する人と言いますかね、整備者側の拡充をしていかなければ、やはり森林整備は進んでいかないのかなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、木村議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

議案第18号～議案第30号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第18号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第19、議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの13議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますのでこれを許します。

議案第22号、議案第28号について、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第22号 平成20年度後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行いたいと思います。

制度的に市が医療費の支払いというのは直接関与しないということは、当然知った上です。被保険者から保険料を徴収するわけですから、市は。そうしますと、高齢者の健康や医療を受けることを保証するという立場にあるのかなと思っています。そういう角度から質問をしたいと思います。

したがって、75歳以上の高齢者からすると、保険料を、基本的にほとんどの方ですね、年金から自動的に天引きされる。そうすると、当然払うからには、必要な医療を受ける権利が今まで通りあるんじゃないかと判断をするわけですね、当然のこととして。高齢者が必要な医療を受けられるのかどうかということです。一つ目の質問。

それから、国民健康保険のとき、当然このとき高齢者が入っているわけですがけれども、支払が大変な時には、納税相談とか分割納付とかいろいろなことをやっていました。当然それによって収納率が少し上がったとかですね、こういう一対一というか市当局と払う方、高齢者の方との接触というか交流があったわけですがけれども、新しい制度では、当然普通納入のいわゆる年金から引かれる形で、残念ながらできません。市の対応として、今までどおりの、納税相談がどの辺までできるのかということは、非常に難しさがあると思うんですけれども、私はできないという、なかなか大変ではないかというふうに判断しているんですけれども、その点の、この制度に基づく考え方についてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、議案第28号 天城温泉会館事業特別会計予算について質問いたします。

レストラン収入の原案の減をしたいという提案ですがけれども、以前から何度となく議場で論議しているんですが、健康食メニューづくりということが言われていました。これが大きなね、やっぱり今後の取り組みの課題となっていたと思うんですがけれども、今年度どうしようとしているのかなということがちょっと見えないものですから、お願いしたいと思います。以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまご質問がございました、議案第22号につきましては市民環境部長。議案第28号につきましては、観光経済部参事から答えさせます。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） それでは、議案第22号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、お答えをいたします。

高齢者に対する必要な医療の確保につきましては、今回の医療制度の改正趣旨からいたしまして、国民皆保険制度の持続を前提としたものであります。加入する医療保険が変わるもので、医療給付の低下をするものではありません。これまでと同様の医療給付が受けられるものでございます。

保険料の納付に対する相談につきましては、特別徴収の方については、国の制度決定に伴うもので、本人の希望により、特別徴収または普通徴収を選択する制度になっておりません。納税相談につきましては、これまでも税の未納部分について分割納付の相談や、納税の猶予について行っているものであります。生活困窮等の保険料減免の申請受け付けも市の業務となっていることから、後期高齢者につきましても市が実施するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第28号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、お答えいたします。

天城温泉会館事業の健康食メニューづくりが課題とのご質問でございますが、入館者が年々減少しておる傾向でございます。レストランを利用する方々は、地域の特色あるメニューを希望するケースが多く、特にワサビ、シイタケ、シシ肉などを使った料理の注文が多くなってきております。健康食につきましては、以前から黒米を中心とした健康黒米弁当がありますが、比較的安価で、地元の食材を使いヘルシーなメニューですので、年配者などには非常に喜ばれております。

今年度のメニューの取り組みでございますが、昨年9月から始めました天城定食を見直し、地場で獲れた安心安全な食材に変更し、温かい食事の提供や、現在あるメニューに地元の食材を使ったプラス一品の提供を考えております。また、今後は一般のメニューの中にも地元でとれた素材を活かした特色ある健康食の提供を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑。

木村議員。

26番（木村建一君） 議案22号についてお尋ねします。

一点だけです。

いわゆる医療の確保持続を前提とした中身だと。したがって給付の低下ではないとの認識のようですけども、一つだけお尋ねします。異論なんですけどね。中心点は制度の問題ではないですから、後期高齢者の医療内容というのは、2008年度の診療報酬、いわゆる医療の値段の改定というのが、ちょっと前、2月13日に決まったんですけども、その中身を見てみますと75歳以上の診療報酬が、外来、入院、在宅、終末期このすべての分野で74歳以下は差をつけるという項目が私は見受けられた。というのは、外来をみますと75歳以上だけを対象にした、後期高齢者診療科というのを設けたんですね。かいつまんで言いますと、これは75歳以上は定額制にしたと。この報酬が具体的に手当てされるのは、患者一人について、原則として、一医療機関というふうに限定してしまったんですね。そうすると、病院にとってどうなるか、必要な検査とか治療があっても回数がふやそうとすると医者負担になる。で止めようとするといわゆる基本的には6,000以上やりませんよということですから、もっとやってくださいとなると、病院が出さない限りは、いわゆる被保険者、高齢者の方が出すようになるかと私は認識したんです。その点どうなのかなと思ったものですからお願いしたい。

天城温泉会館のいわゆる健康食メニューについてお尋ねですけれども、去年を振り返ってみますとね、天城流の湯治用の体験食というのは、大変喜ばれているんだけど、参加が少なく、非常に苦労されている。今後、今後って一年前ですね、健康食のPR不足ということがあったりとかいうことも感じられる、予約制にするなどについて今後検討していきたいという説明があったんです。いろいろと苦労されているのかなっていうふうに感じましたが、今聞いた、いろんなところ、健康食をつくっているとか、天城定食を使っている、地元の食材を入れてというふうな苦労及び努力はなるほどなと思ったんですが、いわゆる一年前にお話しした健康食のPR不足というのが、ちょっと感じられたものですからね、その点について、今後どうされようとしているのか。いいものを作ったのだったら、やはり地元の方々も含めながらこんなメニューをつくりましたよということが、今後やられるのかなというふうに思っているんですけども。1年前は、そのPR不足を補いたいということで1年間が過ぎました。

残念ですけど、レストラン費、食事がマイナス70万円予算にせざるを得ないというふうな提案なんですけども、今年度、その点はどういうふうにならされて、なるべくマイナス70じゃなくて、それを少なくするような手だてというのはあるでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） ただいまのご質問につきましては、制度の問題でございますので、市の政策という中とちょっと意味合いが違いますし、また私の方でそこまで承知していなかったものでございますので、大変申し訳ございませんが、後日、木村議員の方にお答えをしたいということでご勘弁願えればと、このように思います。

よろしくお願いいいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） PRにつきましては、昇り旗等それからチラシ等でしていたわけですが、なかなかやはり健康食という名前に飛びつかないというのが現状でございます。なかなかレストランの増収には繋がってございません。ですので、やはりウエルネス事業と関連させまして、やはり天城温泉会館を使つての利用の事業をふやしてもらうとか、その場で健康食を提供して、少しずつそのPRといいますか、皆さんに提供していきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 以上で、木村議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第30号までの13議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

それでは、ここで昼休憩といたします。

1時までです。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

議案第31号～議案第43号の質疑、委員会付託及び討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第20、議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第32、議案第43号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についてまでの13議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第31号、第34号、第35号及び36号について、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第31から36号まで質問させていただきます。

議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について。改正の目的、理由、改正の必要性について伺いたい。

議案第34号 伊豆市特別会計条例の一部改正について。改正の目的、理由について伺いたい。

議案第35号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について。改正の目的、内容、追加の部分はどんな内容か、追加の部分は増税になるのか伺いたい。

議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について。改正の目的、理由、必要性について。現状はどんな業務が長期契約か。新たに長期契約をするものの業務はどんなものか。第3条で、3年以内に延長する目的、理由、必要性。これは行財政改革に逆行する改正ではありませんか。伺いたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員からご質問がありました議案第31号、34号、35号、36号について。

まず、31号につきましては総務部長から、34号、35号、36号は企画部長から答えさせます。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 議案第31号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは議案第31号 事務分掌条例の一部改正についての補足説明をいたします。

改正の目的、理由ということでございますけれども、これは今回の改正で大きなものは、現在、観光経済部で行っております農林土木事業というのがございます。これを土木部に統一しようと移管しようというものでございます。これは業務の効率的な執行を図りたいそれから、住民にとってもわかりやすいというようなことで、ねらったものでございまして、具体的には生活に直結します道路、それから、農道、それぞれ所管が違うわけでございます。農業用の水路、それから消火栓の水路といいますが、そういうものでありますとか、農業サイドで行っております治山、急傾斜事業というようにそれぞれ所管の部にまたがって、また分庁しておりますので、中伊豆それから天城というふうに事務所の方も窓口の方も変わっているということで、これらを一つの部署に統一することによりまして、住民サービスの向上にも繋がっていくのかなというのが一つの理由です。

また、もう一つの理由といたしまして、県の上部機関であります、県の組織、これも昨年の改正で建設部、それから産業部というようなことで変わっております。県の建設部におきましては、今言いました、そういう技術的な農業、一般土木、農林土木関係を統一した部署で行っております。そうした関係で、現在行っております農業サイドで、ハードの部分、これについては土木部に統合していくということが大きなことでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第34号から36号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 34号、35号につきましては、前回の全員協議会で申し上げたとおりでございますが、再度答えるということでございますのでお答えさせていただきます。

まず34号の特別会計条例の改正でございますが、これにつきましては、平成19年10月より、天城ふるさと広場が指定管理者になったということから、この特別会計での経理が不要となったということに伴いまして、今回、いわゆる国民健康保険法あるいは老人保健法、介護保険法で、上位法で定められております会計設置条例がもうすででございますので、これを機会にこれも削除させていただきたいというものでございます。

それから続きまして35号でございますが、これは35号につきましては、都市計画法に基づく開発行為等の許可については、今まで静岡県で行っておりました。このたび権限移譲によりまして20年4月1日からこの事務を伊豆市が行うということになります。なお、その内容につきましては、県と同じ形での手数料になっておりますので、増税というご意見ではちょっと合わないというふうに理解しております。

それから、長期継続契約については、若干お時間いただきます。これについては4点ほどご質問がございます。

まず、改正の目的、理由、必要性ということでございますが、地方自治法の234条の3項において、契約に当たり毎年更新を繰り返すような長期にわたって締結する方が合理的な場合に、この制度を活用することができるというふうに規定されております。この合理的という部分が重要なことございまして、生産性の向上、いわゆる経費の削減であるとか事務の効率化、長期安定契約を図れるということから、今回この契約の内容を変えさせていただきたいというものでございます。ただ、現状の契約につきましては、借り入れ、借り入れですと、例えば複写機、それから印刷機、パソコン。こういったものをやっております、これは現状5年の契約になっております。

それから、役務の提供。役務の提供というのは、宿直警備業務であるとか清掃管理業務、こういったものが、実際に長期の継続契約を行っております。

今回新たな契約ということで、借り入れという部分でございますが、これは医療事務機器、例えばAED、こういったようなものを借りる場合に5年契約をしたいと。それから役務の提供においては、一般廃棄物の収集業務、こういったものを加えたいというふうに考えております。

それから、最後の質問で3年以内とする理由ということでございますが、借り入れというものは、基本的には5年以内とうたってございます。

それから役務の提供というのは3年以内ということでございます。上限を3年ということでございますので、この内容については、今後2年のものもあるというふうにご理解をいただきたいと思っております。その理由というのは、例えば、こういった契約を締結する場合に、機器の導入等相当な初期投資が必要な場合、あるいは特別な訓練を受けさせる必要がある場合、それから、専門的な知識または技術を必要とするような場合において、長期的な契約を考えていったらどうかと。いわゆる、業者が参入しやすいようにしていったらどうかと。

例えば1年で契約切れで今度仕事が取れないということになりますと、なかなかその投資

の元が取れないという状況もありますので、そういった意味で、この長期継続契約を新たな形で、3年、5年というふうにさせていただきたいというふうをお願いするものがございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 4つも5つもあったので、ひとつに集約しようかなと思っているのですけれども、その中で、31号について、土木部がなくなるんですね。そして建設部に全部入っていくのか。それから、農業部門が振興事業と現業的なものが分離するというようになっておるようだけれども、やっとどれを天城に行けばいいのかわからないで、最近やっとなれたかなと思ったら今度、振興部門は天城へ残って農業用水とか田んぼの問題とかとなると、この部門については、中伊豆に行かなければならないのか、大変また面食らうんじゃないかなと思うんですけどね、その辺はどのようにお考えになっているのか。

それと、この組織変更ね、これもやっぱり新しい市長さんがやるべきじゃないかと思うんですね。どの候補者もみなさん行財政改革に熱心に取り組むというようなことをおっしゃっている現状、当然、組織変更考えるんじゃないかと思うんですけども、その辺も考慮しているのかどうか。31号についてはお聞きしたい。

続いて議案第36号。

企画部長、ごみ収集業務は全く考えていないんですか。これでやるということは。

僕はこの質問の趣旨は、今度ごみ収集は3年契約をするのかなというふうに考えたのかなと思って質問出したんだけど、それは考えていないのかどうか。もし考えているんだったら、ごみ収集について、周辺自治体で複数年で契約しているところがあるのかどうなのか伺いたい。

以上。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 私どもの方はですね、先ほど言いましたように、例えば区長さんからの要望等を見る場合にですね、やはり区長さんにとってはですね、国道も県道も市道も農道も区別なく、その管理部門がどこであるかというようなことは関係なくそこをなんとかしてもらいたいという形があるわけございまして、やはりそうした生活に関連した基盤的なもの、これについては統一した方がわかりやすいだろうということで今回出させていただいたということでございまして、その他の関係の改正分については、いわゆる内部事務の異動というようなことございまして、直接的に大きなものは、先ほど県の組織ともリンクしました対応にするほうがいいのではなからうかということで、出させていただいております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 新たな契約業務としては、一般廃棄物の収集業務、役務の提供ということで申し上げたものがございます。それから、この一般廃棄物の収集についてはです

ね、沼津市それから伊豆の国市等でもこういったもので、長期継続契約という制度を使って行っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 沼津市、伊豆の国市も随意契約でやっているんですか。それもお聞きしますよ。随意契約でやるんですね、これ。それを確認したい。伊豆市契約事務規則では、随意契約は最大でも130万円ということをご承知ですか。それをまず確認したい。その上で3年契約でやるということもご承知ですか。

伊豆市の契約方法でいくと、新規参入は少なくともごみ収集は不可能であるということをご承知しておりますか。それもお聞きしたい。以上。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんのご質問は、あくまでも長期継続契約に対して今回質問されているわけですし、今おっしゃられている内容は契約のやり方のことを言っているわけですから、それは質問以外の事項ではないかと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） この契約は随意契約を前提にしているんでしょうということを私は言っているんだ。教えてください。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 長期継続契約についてのご質問で条例改正をしようという内容ですので、その手法として、いわゆる随意契約であるとか一般競争入札であるとか、そのことについて今回提案しているわけではないので、その辺きちっとわきまえていただけませんか。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、森議員の質疑を終ります。

次に、議案第36号ついて、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 今、話題になりました議案第36号 長期契約の締結の件について質問いたします。

いわゆる主たるものは、今、前の提案の時にもお話ししておりますけれども、いわゆる役務の関係について、2年を3年以内をしたいということですね。それで、お尋ねしたいのは、通告を出していますが、競争原理という面から見ると、契約期間が短ければその都度契約をやるわけですから、例えば2年だったら2年でやっていくと。今度は3年以内ということは2年も当然入ると理解しているんですけども、そうするとそこでまた契約が働いて云々となるんですが、そういう可能性があるかと。あくまでも、絶対に低くなるということをお尋ねしたい。

見ていないんですけれどもね。かといって高くなるとも見ていません。しかしながら、通告には働く者の立場と書きましたが、いわゆるそこで契約した会社等々で、働いてる人からすると、契約が終わったらもうすぐに就職先がないという不安定な状況になってくるわけですね。それも可能性があるということですから、お尋ねしたいというように思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまの木村議員のご質問は、企画部長から答えさせます。

よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 木村議員さんのおっしゃられる内容の中で、先ほど申し上げた部分が包括されていると思います。ただ、一方にはですね、この契約をすることによって、単年度でやることによってほかの業者が参入できないという実は意見もございます。この辺は微妙なところでして、さきほど私が森議員さんのご質問にお答えしたとおり、例えばその業務が、投資が必要だというようなことを考えたときにですね、参入できるということはある程度期間が長ければ参入しやすいという逆の見解もあると思います。そういう意味で、今回は3年にしたというのは、この周辺の状況を踏まえて今3年で動いているものですから、それに追随するような形でいきたいなというように思っています。

ただいきなり内容的にそれほど難しい業務でないといいますが、投資も必要ないというものであればそれは2年ということも考えていいと思っています。

ですからいずれにしても、入りやすいということをまず前提に、今回検討しまして3年がある程度、役務の場合はいいんじゃないのかなというように考えました。

議長（堀江昭二君） 再質疑。

木村議員。

26番（木村建一君） 今、具体的なお話ができましたので、例えば今回については一般廃棄物収集業務を条例の第2条の2の中に入れたいと、いわゆる役務の件で。当然この下にまた規則等々できるのか、ちょっと確認です。今言われたところ、我々が聞くと今度はこういうように一般廃棄物の問題とか入ってくるんだとなるわけですけども、これを見る限りではわからないわけですね。そうすると当然市長の権限で、では、その第2条の2項についてはこういう役務はこうしようかということは、いわゆる規則の方でうたうということと理解してよろしいでしょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 今までは総務部長通知でやっておりました。

これを機会にきちっと規則を作ろうということで既に案もできておりますので、今議会が通

れば早急にその作業に移りたいというように思っております。できましたらまたご希望があればお見せいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ただいま議案となっております議案第31号、議案第32号、議案第36号、第37号、議案第39号及び議案第41号の6議案については、会議規則第37条の1条1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第33号から議案第35号まで、議案第38号、議案第40号、議案第42号及び議案第43号の7議案は、会議規則第37条の第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第33号から議案第35号、議案第38号、議案第40号、議案第42号及び議案第43号について討論に入ります。討論ありませんか。

38号について反対討論ありますか。

それでは賛成討論。

〔26番 木村建一君登壇〕

議長（堀江昭二君） 木村建一議員。

26番（木村建一君） 議案第38号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金の一部改正について賛成討論を行います。

いわゆる貯金をどうするのかということですが、2つ提案されてました。

一つは、今まで、詳細は除きますが、過去数年間さかのぼって、医療給付費の100分の30まで、積み立てようということでしたが、今度は100分の5以上ということの改正の提案です。今までですと、100分の30に達するまで国保会計を維持するために、基金を蓄えなきゃならないという状況がずっとあったわけですね。現実には100分の30貯金がないと医療費が崩壊するということではないというふうに私は思っています。かといってゼロにはなかなか大変ですから、私は、100分の5以上が相当であるというふうに思っています。

2つ目には、提案理由の中にも説明されていますけども、いわゆる国保の急激な医療費の変動によって云々ということで、非常にその基金を運用するときに、制約があったんですが、現実にあった基金運用という提案理由がありました。私はそういうふうに、現実に国保会計の中で、不足が生じた場合については、基金を運用するということが現実的じゃないかなというように思っていますので、賛成をいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 他に討論はありませんか。

以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決いたします。

原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 伊豆市特別会計条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第35号は原案どおり可決されました。

次に議案第38号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号～議案第46号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第33、議案第44号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてから日程第35、議案第46号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の減少についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております本3案は、会議規則第37条、第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより3議案を一括して採決いたします。

議案第44号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第45号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第46号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてまでの3議案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第44号から議案第46号までの3議案は原案どおり可決されました。

議案第47号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第36、議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について、質問させていただきます。

場所、集落に居住する住宅数、住民数、辺地度点数等は計算方法等の詳細について伺いたい。辺地対策事業債の詳細について伺いたい。新規事業については、新しい市長に任せるべきだと思いますがいかがでしょうか。目的、理由を伺いたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまご質問のありました議案第47号につきましては、企画部長から答えさせます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは辺地計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、場所、集落、居住に関する住宅数、住民数この質問でございますが、これは天城湯ヶ島地区の上船原地区ということになります。それから住宅の数でございますが53戸。住民数ですが、145人というふうになっております。

それから、辺地度点数と計算方法ということでございますが、まず基本はこの辺地になる、ならないというのは、地域の中心を含む5キロ平方以内の面積の中に、50人以上の人口を有することがまず前提条件でございます。

点数についての再質問については後ほどご説明いたします。

3番目の辺地対策事業債の詳細ということでございますが、これについては充当率100%、80%交付税措置があるというものでございます。

今回、新規事業という言い方をされておりますが、実はこの事業は平成15年に同じようにこの議会の承認をいただきまして、16年から19年の4年間の事業を既に行っております。ただ、実際には18、19の2年間で1,660万円の事業実施をしてきております。今回この計画期間、いわゆる15年に計画策定をしたわけですが、その計画期間が過ぎたということで、新たに継続的に事業を実施するためにこの辺地計画の変更を議会にかけ承認をいただきたいというものでございます。

それから森議員さんのおっしゃられている辺地度点数の出し方でございますが、まず、駅または停留所までの最短の距離とか、小学校までの最短の距離、中学校までの最短距離とか、高等学校までの最短距離とこういったものを全部組み合わせます。これは医療機関とか郵便局とかいろいろございます。それぞれその範囲が決められておりまして、その距離によって

単位を割り返しまして点数が出てきます。それで、100点以上いつているかいつていないかという見方をするとというものです。この辺地度点数をご説明いたしますと時間がかかりますので、必要であればこの資料をお渡ししますのでまた言っていただければと思います。

議長（堀江昭二君） 再質疑。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質疑をさせていただきます。

まず、今のお答えではこれは道路をおつくりになるというお話だと思いますが、どこへどんな道路をつくるのか、新規の道路をつくるのか、拡幅するのか改良するのか、改良するんだらうと思うんだけれども、上船原地区53戸で145人というのは上船原全域をさしているんだらうと思うんですが、これではちょっとどこへこの道路を考えているのかさっぱりわかりません。

それから、辺地対策事業債は80%ということですが、僕の調べた範囲では70%から80%というふうになっているわけですが、80%で間違いはないかどうか。

それから、償還期限は何年くらいをお考えなのか伺いたい。

それから、道路をつくることだと思しますので、周辺の今の話の中からは駅までの距離とか、バス停からの距離とかおしゃっていたもんで、この道路の利用は一日何台くらい利用されているかと思いませんか、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、この事業内容については全員協議会でお話したとおりでございます。数沢線という道路がございます。この道路のところに待避所的な要素のものをつくっていきたい。道路幅が4メートルの道路でございますので、非常に狭いという状況がございます。そんな関係で、待避所をそれぞれの箇所に設置していこうという計画でございます。

元利償還の80%の交付税というのは、過疎の場合は70だったと思いましたが、辺地債の場合は80というふうに決まっております。

それから、償還期限については手元に資料がございませんので、その辺地債の状況については後ほどご報告させていただきます。

いずれにしても、この市道数沢線というところの道路事情ですと、先ほど言ったように、4メートル幅の道路で幅員が狭い。最近、実はこの奥といいますか、奥側に東海部品という会社ができまして、そこに30有余の職員が現在勤めております。そんな関係で、朝晩、会社に行くときと帰るときに非常に車が来ますので、すれ違いに非常に問題があるということから待避所を設置していこうということで計画しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 東海部品のあるところだということで、大体あそこかとやっと思当

がつくんだよね。普通だったら、どこかと聞いているんだから地図くらい持ってきてここで
すというぐらいの説明はできないかどうかね。

それから、あそこのところね、渋滞するというお話なんだけど、本当に渋滞するのかなど。
渋滞するとお考えですか。利用する車、東海部品へ行く車はあるだろうけど、朝夕考えるん
だったら、行く車ぐらいしかないだろうと。要は経済効果ということは何も考えていないで
新規事業をどんどん進めて行くんですね。辺地対策事業債と言えども、伊豆市の借金の一部
になるだろうし、国民の税金を使うことは事実だと。何年間で償還するかということぐらい
考えないとね。10年なのか、20年なのか。ずっとこれ借金として残るんでしょう。支払いが
終わるまでは。

これはいつ、80%を払ってくれるという考えか、まずそこをお聞きしたい。こっちが払わ
なければ返ってこないんですよ。このたとえ辺地対策事業債と言えども、80%償還されると
言っても、伊豆市が払っていかなければ戻ってこないと思いますが、その辺を確認したい。
以上。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 渋滞は先ほどの答弁で訂正したものですから、森議員さんその辺
をご理解いただきたいと思います。

それから、交付税措置の関係でお話でしたが、いわゆる元利償還を毎年借り入れ
はするわけですが、その基本的には80%が戻ってくるということですので、実質市費とし
ての払いは20%ということになります。

ただ、前々から言っていますように、起債には理論償還という制度になっていますので、
交付税がその年に70来る場合もあれば90来る場合もある。こういうふうに考えていただけれ
ばと思います。ですので、ちょっと余談になりますが、公債比率の時にもそこらへんがです
ね、一般財源が明確でないものですから決算がでないとなかなか公債費比率を出すのは難し
いということになるわけです。おわかりでしょうか。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、森議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わります。

ただいま議案となっております議案第47号は、会議規則第37条、第1項の規定により、議
案付託表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

議案第48号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第37、議案第48号 特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定につ
いてを議題といたします。

これより質疑に入るのですが、通告がありませんので質疑はないものと認め、質疑
を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認め、よって委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第48号 特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議は、3月11日午前9時30分より再開し、一般質問を行います。

よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 1時44分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は16名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたします。また、質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

飯 田 正 志 君

議長（堀江昭二君） 最初に、9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

今議会で大城市長に対する質問が最後だということは、非常に残念のような気がいたしますけれども、市長も心置きなく答弁をされて去られますように、期待を込めて質問いたします。

次の、3つについて質問をいたします。

1番目、学校の統廃合について、市長と教育長にお尋ねします。

伊豆市の小学校の中には複式学級が行われているところがありますが、以前、教育長は、複式学級になるときに学校の統廃合を考えると発言したと記憶しておりますが、現在の状況

はどのようになっているのか、お聞きしたい。

次に、学校の統廃合は行政が主導して行うものなのか、それとも教育委員会が主導して行うものなのかをお聞きしたい。

2つ目、機構改革について。

合併して4年、現在の行政機構で不都合なところがあると思いますが、機構改革についてどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

合併当初を任された市長として、これからの行政に対してどのような期待をしているのか、お聞きしたい。

3つ目、医師不足解消の対策について。

全国的に医師不足が深刻な問題になっていますが、どのようにしたら医師が来てくれるのか、行政として何ができるのか検討すべきだと思いますが、それが財政的なものなのか、生活環境なのか、しっかりとサポートしていくべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きしたい。

以上、3つ、お願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

初めに、市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、教育長に答弁をしてもらいたいと思います。ご質問がありましたら、その中で私が答えるべきことがありましたら、お答えをさせていただきたいと思います。

したがって、続きまして2点目の機構改革につきましては、ご承知のように、4つの町が合併して1つの市になりました。これは大きな機構改革であります。しかし、統合された行政組織は大きく、また細分化されたところでもあります。さらに、4町で合わせた公共施設も、類似施設も含めて相当な数になりました。人と物が一つに収められたものを、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、少しずつ改善していくという課題を持ってスタートしたところであります。これは、伊豆市の財政状況が自主財源に乏しく、将来の見通しを考えた場合、事業や政策の見直しと人と物の整理統合のときだと思います。

なお、部課組織をもう少し統合すべきだと考えます。それは、国・県の縦割り行政の弊害もあり、駅前事業や企業誘致、限界集落の課題など、横断的な業務への対応ができるフラットな組織が望まれます。そこで、行政機構は常に時代に応じた柔軟な対応のもとに、簡素で効率的な組織を目指して絶えず見直しが必要であろうと思います。

続きまして、3点目ですが、医師不足の解消の対策につきましては、全国的な医師不足の中で、地域医療を支える病院や産婦人科、小児科など、特定の診療科で医師不足が特に深刻化しており、休診や病床数の減少など、地域医療に大きな影響を及ぼしております。

原因としては、病院勤務医師の過重労働、リスクの高い診療科への敬遠などに加え、平成16年度からスタートした研修医制度改革によるものと考えられます。医師そのものの絶対数

をふやすには10年近くを要すると思われます。

医師不足に対応する当面の対策としては、現状の医師の協力により地域医療を維持していかなければなりません。医師の拠点病院への集約化、勤務医の労働環境や待遇改善、女性医師が増加している中での院内保育所の整備などが挙げられております。伊豆市としてどのような支援ができるのか、財政的支援は可能であるのか、検討する必要があります。地域医療を維持し、身近な医療機関として、だれもが必要な医療を受けられるようにするための取り組みが必要であると痛感しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私のほうから1番目の学校統合についてお答えをさせていただきます。

12月の議会で内田議員の質問に、「基本的には複式学級になる前に学校統合を考えたい」、こういうお答えをいたしましたけれども、そのことは、議会報でも学校統合についての特集が掲載されております。今でもその考えは変わっておりません。

現在、大東小学校では複式学級が2つあります。過日、福祉文教委員の皆さんには参観していただきました。土肥南小学校は平成22年度に2、3年生が合計13名になりますので、やはり複式学級ができます。また、月ヶ瀬小学校では平成25年度に複式学級になると予想されます。そのため、これらの学校について統廃合を進めたいと市長にお話を申し上げました。しかし、私どもの任期が少ないこと、また統合に慎重を期するため、教育委員会の引き継ぎ事項とすることにいたしました。平成20年度中に精力的に地区の理解を得るように、お願いしていきたいというふうに考えております。

学校統合の主導についてですけれども、今、質問の中で一般行政か、それとも教育委員会の教育行政が主導としてやるのかと、こういう質問ですけれども、地教行法、言うなれば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中では「教育財産は、地方公共団体の長の総括のもとに」、こんなふうに記されております。また、同法の第23条には、「その廃止に関する事務は教育委員会の権限である」と、こんなふうに書かれております。

教育委員会では、学校の統廃合はあくまでも子供を主体に考えます。教育上の配慮からだけで可能ならば、これはもう教育委員会だけで進めることができるだろうというふうに思います。しかし、学校はその近隣の地区から考えますと、あくまでもまちづくりの拠点になっていると、こういうふうに考えられます。そんな観点での要望、あるいは計画についての質問もたくさん出てくるのが予想されます。子供たちの学習環境だけを考えて学校統廃合を推進することは、かなり難しいのかなというふうにも考えています。統廃合する場合の予算が絡む条件、あるいはまちづくりの観点というのは、市長部局と相談しながら進めなければならないというふうに思っています。一般行政がかかわってこなければならない面、これが非常に大きいかなというふうに考えております。

それゆえ、市長部局と教育委員会とが相互に意見調整をした上で、表立っては教育委員会がかじ取り役になって統廃合を進めていく、こんなふうに思いますし、いずれにしても、最終的には議会の了承を得て学校の統廃合に踏み切ると、こんなふうになるだろうというふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

9番（飯田正志君） それでは、1番目の統廃合、いろいろ何か、わかったようなわからないような、どこが主導するのかと言いますと、学校の統廃合は私はしなければならぬと思っています。教育長もそう考えると思います。

それが、何のためにするかと言いますと、教育というのは、よりよい社会人をつくるための訓練の場である学校が、少人数でいいか悪いかというところから始まると思うんです。ですから、社会に出たらいろいろな人とかかわって、それで社会人になっていきますから、小さな学校ではそういうことができませんから、だから大きな学校に行こうと。現状、大東小学校では、何人かの子供さんが大東小学校では駄目だからと、違う学校へ行っているとかあります。そういう事例があると聞きましたけれども、それを1点、ちょっと答えていただきたいと思います。

それから、教育委員会が主導するだったら、要するに、父兄さんを集めて統廃合するんだということを前提として話し合いをして、父兄とか周りの人たちの合意を得て市長に教育委員会としたら統合しますと、こういう統合をします。それについては廃校したところを、どう使ってくれますかとかという提案をしていかなかったら、前へ進まないです。主導は教育委員会がしますと。そちらの財政面は市長だから、みんなお互いイタチごっこでいつまでたっても統合できないです。

一番迷惑、困るのは子供ですから、子供たちをそういう大勢の中で切磋琢磨できない環境に置いていくというのは、教育委員会としての責任があると思うんです。大きな学校と小さい学校とでは教育格差ができます。それをちゃんと同じように教育をさせなかったという責任はだれがとるかと言ったら、教育長でしょう。それを置き去りにして、いや、市長がオーケーしないから統合できないと。市長は、いや教育委員会の問題だから我々タッチできないと、どちらが責任をとるかという責任逃ればかりやっているんです。その点をはっきりしたいから、どちらが主導するんだと。だから、市長が主導するならば、市長の意向に従って、教育長はその傘下に入って、組織的に、やりましょうとやればいいのに、お互いがこうやっているからわからない。その点、教育長の考え方を聞きたいことと、それから市長の考え方を改めてお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 確かに、飯田議員の言うことは僕もわかる面がございます。今、学

校で子供たちが少人数の中で、本当に例えば人としての資質が育っていないかと言ったら、決してそんなことはない。私は、基本的には複式にならなかつたら少人数であっても学校は残したいというのが僕自身の基本的な考え方にあります。これは、例えば適正規模というのは、国で示しているのは1学年が2ないし3学級というのを、要するに適正規模というようなとらえ方をしています。

そういうふうにと考えると、伊豆市の学校は適正規模にならない学校が非常に多いわけですが、けれども、しかし伊豆市の中で、では子供たちがそれだけ健全に育っていないかと言ったら、決してそんなことはない。今、大東小学校あたりでも、例えば4人であっても、これはもう先生方が非常な努力をして、例えば八岳小学校の交流をしたり、あるいは地域の人たちを呼び込んだり、いろいろな形で要するに配慮をしながら子供たちを育てている。ですから、あそこの子供たちは外へ行っても、今の状況で決して僕は人間的にマイナスの子供たちには育っていないというふうには考えています。

しかし、ただ学校の先生方の苦勞を考えると、複式になったら、これはもう統合をすべきだろうというのは僕の考えにあります。そこで、実際に統合を進めていく場合、これはもう親の問題だけでは解決しないだろう。例えば、僕らも保護者との懇談会は実施いたしました。もちろんいろいろな意見がございます。しかしそれで、では親が統合賛成だから、はい、では統合しますというわけにはいかないだろう。そこには、ではおまえたち、通学費の問題をどうするんだ。あるいは学校の跡地の問題をどうするんだと言われたときに、これはもう教育行政の中ではお答することはほとんどできないだろう。もちろんそれは持ち帰ってまた検討しますということで、市長部局と相談しながら、そこはまた地域に帰ってお話をしなければならぬだろう。そういう面で教育行政と一般行政が共同歩調をとってやっていかなければならぬだろう。

ですから、基本的には、要するに例えば地区での説明会等については、教育委員会だけ出るのではなく、これは市長部局のほうからも出席いただいて、その中で答弁できることは答弁していただきながら地域の了解を得ていくだろう。もちろん、最終的にはこれは反対者がきついているだろうと思いますけれども、そこはやはり皆さんの了解を得ながら、決断するところは決断していかなければいけないというふうには考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 大東小学校のよそへ通っている子の人数は？

教育長（室野純司君） 今、指定校変更という形だろうと思いますけれども、そういう中で、少人数だから指定校変更というのは、私どもは一応了解事項にありません。ただ、親が少人数だからほかの学校に行きたいという場合には、例えば住所を変更して大見小学校へ行っている。あるいは仕事の都合で、要するに親が共稼ぎでうちにいないから、例えば大見小学校区の祖父母のもとに預けて大見小学校へ行かせたり、こういう条件が要するに当てはまった場合には私ども認めています。そういった形で認めている子供は現在数人いるというふう

思っています。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 教育について、市長部局でやるのか、教育長部局でやるのかというようなところではありますが、私は、市行政の全責任は市長であると思っています、なかんずく市長であると思います。

ただ、教育につきましても、教育の普遍性であるとか、もうちょっとわかりやすく言うと、時の政権と申しますか、トップの考え方で教育が右にぶれたり、左にぶれたりしないような法で守られているわけです。ですから、そここのところは教育長部局でもってはっきり普遍性を、継続性を持って教育していただきたいと思っています。ただ、余りにも前例主義となりますと、なかなかこういう前進していかないのではないのかと、そんなことを思っているところでもあります。

ただ、学校の統合について、財政は市長部局ということでもありますけれども、教育についてどれだけかけられるかと。今年度予算についても相当な金額を教育にかけたつもりです。全体的な財政は年々厳しくなっております。今回、上程しております一般会計139億円に対しても、ほかの近隣の市、町から比べるとまだまだ過大であると思っております。その中で人口と学校、学校の数で見ますと、我が伊豆市には小学校が12校、中学校が4校ございます。それから、人口がほぼ同じの函南町では7校だったと思います。伊豆の国市は約人口5万人でございますが、10校だったと思います。ちょっと記憶ですから、一、二校ずれているかもしれません。

人口から比べると、1校当たりの人口は少ない。生徒で比べれば、生徒も時代によって変わりますから何とも言えませんけれども、ということで学校、いわゆるハードウェア、箱物と言ったほうがわかりやすいでしょうか。校舎であるとか、体育館、特に伊豆市では体育館が毎年次はどこだというような話になっています。その出費というのは大変苦慮しております、どこを削ってやるかと。ですから、そういうことも考えると、財政もぜひ考えていただいて、その中で文部科学省の方針に従った継続的な、普遍的な教育ができるかということを考えていかなければならないだろうと思っています。

それは、教育長部局だけではなくて、市長部局、担当部局とよく相談して方向を出して、住民の方々にご理解を得る努力をしていくべきだろうと思っています。それをかんがみますと、飯田議員からこれが最後だということで大変残念ですが、やや私としてはそういう努力が足らなかったのかなと反省している次第であります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再々質問。

飯田議員。

9番（飯田正志君） ちょっと教育長、先ほどの答弁で私おかしいなと思ったのは、子供た

ちは健全に育っていますという答弁しました。それで、先生方が大変だから統合しなければならない。これはちょっと違うかなと思うんです。先生が大変だと、仕事は当たり前のことで、先生が大変だから統合しなければならない。子供がちゃんと育っているんだったら、複式にする、複式でよかったら、それでいいわけではないですか。統合する必要はないわけです、子供のことを考えてやるならば。教師という、常々子供のためにやるんだというふうな話を僕は思っていましたから、子供たちは今変に育っていない、ちゃんと育っていますと。では統合する必要がなくなってくるという結論に達してしまうわけです。ところが、先生たちが非常に苦労して頑張っているから、ちゃんとやっているけれども、先生が大変だから統合するというなら本末転倒だ、それは、話がもとに戻ってしまう、話が。

私は、そうではなくて、要するにこれから高校へ行ったり、大学へ行ったり、社会に出たりするときに、いろいろな人とかかわるときに、同級生が3人、4人しかいない。それも男の子と女の子のバランスが悪かったり、野球もできなかつたり何かすると。それで人とも接触がないまま行ってしまうと、果たしてそれで健全な社会人としてちゃんとできるのかと。小さいときの影響で、要するにオオカミ少年ではないけれども、オオカミで育った、一人っ子で育った子がいいか悪いかということもありますから、なるべくいろいろな人と、人間というのは群れていくものですから、習性としたら。それを小さいときに教育の場でそういうことがなかったらと思うから、だからある程度規模の大きなところで子供の教育をしたほうがいいと思っていますから、だから統廃合しましょうと、それも年次を区切って。

だから、僕は一番ここで思うのは、大東小学校の場合はリーディングケースなんです、統廃合の最初のことでありますから。あと次々控えていますから、ここでちゃんとやっておかないと、前例となりますから、後ができなくなるわけでしょう。今の答弁だったら、もうできないでしょう、統廃合なんていうのは。それはもう一切統廃合のことは口にできなくなってしまいます。だって、子供はちゃんと育っているから子供については必要ないと、先生が大変だからと。先生なんていうのは、別に仕事でやっていることだからいいと思うことだから、その辺の答弁を、ひとつ教育長の考え方、統廃合を本当にする気があるのかないのか。それで子供は今ままでいいのか悪いのか。もともと、話がまたもとへ戻ってしまって、質問がちょっとできなくなりますけれども、これで最後ですから、しっかりと答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） ちょっと表現が悪かったかもしれません。

私は、あくまでも子供を主体に考えたい。でも、学校で教員が今の子供たちを育てる責任があるんです。そうしたときに、今例えば大東小学校の1年生は4人しかいません。これは男の子ばかりです。でも、その子たちを要するに健全に育てなければならないという責任が教員にありますから、もうこれは普通の、例えば単学級の学級とは、普通の学校の学級の先生とは違う苦労をします。そういった意味で先生方大変ですと申し上げました。

もちろん、これは4人の学年で私もずっと小学校卒業まで行っていいとは思っていません。

特に、今の大東小の1年生は男の子が4人ですので、女の子がいないということがちょっと問題かなとも考えております。そういった面では、年度ははっきり言ってしまえばあれですけども、平成何とか22年には、2校は統合を進めていくべきだろうというふうに思っています。そういった面で、私の任期中にそれは何とか結論を出せばよかったですけれども、もうあと少しの任期ですので、次の教育委員会のメンバーにそれはお願いをして、平成20年度中に何とか目鼻をつけていってほしいという引き継ぎは、していきたいというふうに思っています。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 真剣に考えていただきたいと思います。

次に行きます、機構改革。我々議員も、行政改革特別委員会で機構改革のことは勉強したり調査したりしております。確かに4町合併しているいろいろなものがくっついて、いろいろな意図が絡み合っていてわかりにくくなっているところがいっぱいあると思うんです。今回提案されました、土木部が建設部になって、産業課のほうの農業の関係がそちらに移ったということは、非常にわかりやすくいいと思うんです。私は前々からそれを言っていました。

今回も1つ提案したいんですが、国民健康保険の保険料の徴収の計算なんかは市民環境部がやっている。それを払っている市民の健康に対しては今度は健康福祉部がやっている。関連性があるのに部が別なんです。それからもう一つは、下水道の汚泥の処理のほうは市民環境部でやっています。下水道をつくるほうは下水道の上水道のほうでやっているという、私は部というのは大づかみでいいと思うんです。その中に課があって、そうすれば、先ほど市長が言ったフラット化みたいなことになっていきますから、部が課みたいに多く分かれてしまうと、縦割り行政がもっと厳しくなりますから、部というのはもっと大づかみで、1つでいいと思うんです。その中に課があって、その課で責任者が2人、3人いてやればいいことであって、市民から見ると、国民健康保険を払っていて、市民環境部へ行って今度はいつ健康診断があるかと言ったら、私はわかりません、そちらですと、生きいきプラザへ行ってくださいなんて言われても、市民はそれは戸惑いますから。

そういうことから考えていって、機構改革をもう一度しっかりとやっていただきたいと思えます。そうすれば、部長さんの数も減れば、多少どこかも減ってくるだろうと思えますので、その辺を最後の市長として後の人に残すためにも、ひとつ答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。

どこまで踏み込んで機構改革をするかというときに、タイミングとか状況判断があるかどうかと思います。おっしゃられるような改革が早期にできるように、今後努力していただきたいと、そんなふうに思います。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） まだまだいっぱい矛盾はありますし、議会のほうとしても行政改革の

ほうでしっかりとその提案をしていきたいと思っておりますので、ぜひ耳を傾けていただきたいと思っております。

次に移ります、医師不足。先ほどと同じように、医療の保険料を払っているけれども、医者がないから医者にかかれぬというふうな矛盾が出てくるのが懸念されます。我々は何のために保険料を払っているかという、いざというときに、病気になったときに医者にかかって、その病気を治して健康に過ごしたいと。市民としたら、市民の健康と安全は当たり前のように市がやってくれるなどと思っているんですが、先生がないと医者にかかれぬと。何のために保険料を払っているのかわからなくなってきました。

それで、我々は常に、議会もそうです、行政もうそうですけれども、日赤へ行って頼んだりお願いして、まさにお願ひします、お願いしただけで、我々は何もしていません、市としては。ですから、市として何ができるのか。我々はこのことをやります。ですから、あなた方も協力してくださいということがなかったら、お願いだけして、あとはあなたに任せるからやってよと頼むだけだったら、向こうも冗談ではないと思ひます。ですから、環境を整えますとか、要するに例えば財政はこうします。ほかの市町村もいろいろやっていますから、それを前例として見て、我々としたらどうできるかということも踏み込んでいかないと、先生は来てくれないような気がしますが、その点はどういうふうにお考えですか。市長、お願ひします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 飯田議員のおっしゃるとおりでございます、日赤の問題等、非常に苦慮した中で議会の御協力も得まして、産婦人科の件は何とか4月からも健診が続けられるという、そういうことで、本当に感謝しております。

医師の関係の、連れてくるといひますか、招聘するというその一番の根本は環境問題、環境だと言われている。私も産婦人科の問題で2年前からいろいろ苦労する中で、いろいろ他の市町村のことも研究といひますか、調べさせていただいた中で、お医者さんというの、まず病院の環境、その環境と申し上げるのは医療的な環境、いろいろな検査器具が整っていると、それから人的な環境、看護師さんが整っている、あるいはチームとなる、指導する上のお医者さん、この方がいらっしゃるとか、それからもう一つがお金の問題。集約しますとその3つがあるというふうにお言われているようでございます。

そうした中で、伊豆市の中にあります5つの病院がございませぬけれども、それぞれ特徴があって、1つに特化した病院というのは割といひわけですけれども、地域医療に携わる、そういう病院はどうしてもお医者さん方が細切れといひますか、1人とか2人とかの健診体制でやるということで、非常に不利になってまいります。それをどうして市が補佐するかといひましても、医療問題そのものの行政的な指導については、市が責任を持っておりませぬ、

県の責任でございまして、その中に市がどの程度できるかということは非常に難しい問題だと考えます。ただ、市立病院のないところといたしますか、そういうところは、それに準ずる形で、地域医療に携わっている病院に対して資金援助をするということも出ておりますので、市が、財政がどの程度できるかのかわかりませんが、そこいらのことが今後の課題になると、そのように感じております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 全国的に先生が足りないから、伊豆市もしょうがないではないかというふうな結論になってしまうと伊豆市民の人としたら寂しい話であって、全国に足りなかったらどこかしら辛抱してもらって、そちらのほうにお金をつぎ込んで先生を呼ぶという特徴も出したほうが、住みやすいまちをつくるにはいいような気がしますので、ぜひ前向きに検討していただくように、市長さんもここであれで非常に難しい質問かもしれませんが、後任者がいます。次の方にこういうふうな話があったということだけは伝えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、これで飯田議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 続いて、4番、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

子育て支援について。

現在、多くの自治体の子育てしやすいまちづくりを重要課題として取り組んでいます。キャッチフレーズの子供を安心して産み育てられる環境づくり、この言葉が定着し、今や全国共通語になった感じがします。しかし、子育て支援には何があるのか、何をしてもらえるのかよくわからない。このように漏らす子育て真っ最中の若いお母さん方と会いました。

地域福祉計画書の内容を読みますと、多くが文章化され、いま一つぴんときません。そこで以下の質問をいたします。

- 1、どのような具体的支援策が実施されているのか。
- 2、支援策個々の効果は。
- 3、新たな支援策の導入は。
- 4、啓蒙は十分か。

以上です。よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援についてでございますが、子育て支援は何ができるのかわからないというような市民の声があるということですが、私としてはそれなりにやってきたつもりでございますけれども、そういう声があるということは、あと何をしなければならないのか、よく精査する必要があろうかなと思います。

1点目の具体的支援策であります。保育所、特別保育、ちびっ子サロン、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ、家庭児童相談室等を実施しております。

2点目の支援策個々の効果ですが、利用している方、必要としている方がおりますので、効果はあると思っております。

3点目の新たな支援策の導入ですが、次世代育成行動計画の見直しのためのアンケート調査を平成20年度に実施し、子供の生活実態や子育て支援に関する要望、意見などを把握し、平成21年度に計画の見直しを行う計画であります。

4点目の啓蒙ですが、広報紙や窓口にパンフレットを置くなどしておりますが、より一層の啓蒙に努めたいと考えております。

なお、平成20年度から健康福祉部にこども課を設置し、少子化対策や幼保一元化などの各施策を推進し、子育て支援に努力をいたしてまいります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

内田議員。

4番（内田勝行君） 再質問をいたします。

今、市長が言われたのは総合計画の中の話です。主要事業、このことだと思いますが、お母さん方と話をしますと、そういうこともあります。金銭的な応援、そういうものもかなり要求があるわけです。それから地域福祉計画書の中を見ますと、ここに書いてある内容です。子育て支援、これは当然行政としてやるべき基本的なサービス、このような範疇に入ると思うんですが、先ほど言いましたように、助成とか、あるいは補助金、そういうものも具体的に話に上がりました。しかしながら、財政とのバランスということがあると思いますので、財産の豊かな自治体、そのような水準と同じレベルにするのは確かに問題があるかと思いますが、言葉はちょっと違うでしょうが、世間並みといえますか、そういうふうな支援はぜひしていただきたい、そんなことを思います。

それから、話の中で幾つか出てきたわけですが、産婦人科病院、先ほども話がありました。非常にこれが安定していない。あいたり閉まったり非常に不安である。そういうことが言われていました。それから、先ほどの飯田さんの質問にもありましたが、子供が多くいる学校、こういうところに行かせたいが、学区の線引きがあるので、できないと。それから、幼稚園、保育園の選択ができない。これも地域の事情、過去の旧4町の事情でやむを得ないとは思いますが、それからもう一つ、幼児の送迎バスがない、自分で送迎しなければならないと、そ

ういうふうな意見がございました。これらを充実させることには大変お金も要るわけで容易ではないと思いますが、いずれにしてもまずどんな支援策があるのか、今、市長が言いましたが、具体的にわかってもらうには、ではどうしたらいいか。つまり啓蒙なんです、その点からちょっと質問をいたします。

まず、福祉計画書の中の行政の役割というところに、出産育児に関する相談窓口の充実というふうに書いてあるんですが、この窓口はどの課にあるのか、あるいは各支所の窓口はどこなのか、お伺いします。

2点目、やはり行政の役割として、子育て家族に対し、子育てに関する情報提供を的確に行うと、このように書いてあります。的確に行う手段、どのようにやっているか。それも伺います。

それから、総合計画の中に子育てのことが書いてありますが、基本事業の中に保育の環境、あるいは幼児の教育環境の充実、その中に保育園舎の整備、これはかなり進んでいます。それから保育園の民営化、これも柏久保保育園が民営化されました。残された1つが、これも従来から一般質問に出ています幼保一体の総合施設の設置、これは進んでいないわけですが、これを庁議のテーブルに新たに乗せる見通しというものはあるかどうか。

以上についてお伺いいたします。お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいま内田議員から再質問、3つほどございました。本件につきましては健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1番目の出産育児の窓口でございますけれども、これは生きいきプラザの2階でございます健康増進課でやっております。今度この4月からはこども課が2階へと上がってまいりまして、出産部分の母子保健の部分とそれから児童も含めた部分、これが窓口の一本化みたいな形になるかと思っておりますので、少し窓口サービスについては上がると思っております。今現在も一生懸命やっておりますけれども、そういう状況でございます。

それから、子育て家庭の啓蒙といいますか、そういうことでございますけれども、先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、広報であるとか、窓口であるとか、あるいは今のちびっ子サロンであるとか、いろいろな保育園の活動の中でやるとか、そういったところでやっております。それから、子育て支援センターあたりといいますか、各4つの保健センターの中で、そういう小さい子供さん方のそういう遊びのものをやっております、そこでも掲示スペースもございまして、また、パンフレット等も出しております。

それから、3番目の幼保一体の総合施設の問題でございますけれども、これがこの平成20年度以降、こども課ができて幼保一元化といいますか、そういうことができるかどうかとい

うことで検討していくわけですが、総合計画の中の最後の事業でございますが、検討を進めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再々質問。

内田議員。

4番（内田勝行君） では、最後の質問にします。

先ほどから言っています支援策、ちょっと拾ってみたんですけれども、乳幼児の医療費の助成金とか、チャイルドシート購入金補助あるいは貸し出し、そして母子家庭等医療費助成金、児童手当給付、通学費補助、給食費一部助成、中学生医療費の補助、これは実現していませんけれども、こういうものもあるんです。お母さん方、こういうのに非常に興味がありまして、この辺を詳しく知りたいかということがあります。

ですから、市役所に行けば、説明してくれるからわかるんでしょうが、ですから私は、こういう制度がある。それにはどうしたらいいかということをもっと知ってもらわなければ、どうにもならないわけで、知らなくて損をしたと、言葉は悪いですが、そういうこともあるかと。

まず知ってもらおう。そういう方向をまず考えたら、次に立つ。その中に、私は以前から考えていたことがあったものですから、市役所へ行ってこういうものを借りてきました。これは母子健康手帳一式です。何か誤解されまして、内田さんおめでたですかみたいなことを言われました。この中に、これが母子手帳です、この大きなものであります。それからその中にありました児童手当、こういうものが入っています。

何を言いたいかと言いますと、妊娠しまして、この初期のうちに行きます教育あります、無料で。このときに要するに支援策を網羅したそういう冊子をつくって、この中に入れてやる。そうすれば、お母さん方はそれを見れば、こういう支援を受けるにはどうしたらいいか、こういうことがわかるわけです。ですから、この冊子をつくったら私はいいかと思えます。そうしたところが、こういうものが入っているんです、児童手当。これが1つ入っていました、同じ大きさで。これは手当をもらうにはどうしたらいいかと書いてある、詳しく。ですから私が言っているのをこれは網羅しますと、かなり大きくなるでしょうけれども、こういうものがあったら携帯できますから、母子手帳と一緒に。これを見れば、この中に支援策が全部書いてある。非常に私はいいと思えますが、これを投げかけましたら、それはいいというふうに褒めていただきました。ぜひ、そんなことも考えていただけたらなと、こんなふうに思います。まずは知っていただくということです。

以上ですが、この件いかがですか。検討していただけないでしょうか。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 内田議員から大変いいご提案をいただきました。帰ってすぐにでも検討させていただきます。

議長（堀江昭二君） これで内田勝行議員の質問を終了します。

森 良 雄 君

議長（堀江昭二君） 次に、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

虫歯について質問させていただきます。

今、内田議員から啓蒙してはというようなお話があったと思うんですが、実は私、昨年末、保健師さんのお勧めで歯科健診を受けた。その結果、今まで受けていたというか、歯についての、例えば歯が痛んだとか、そういうのがすべて解決して、今ではもう何を食べてもおいしいとか。ところが、修善寺に住んでいて、歯科健診を受けてくださいなんて言われたのは昨年末初めてだったのかなというような気もしますもので、伊豆市にはいろいろいい面がたくさんある。しかし、市民は知らない。その辺、やはり優秀な職員を抱えて、この歯の問題についても結構いい考えをお持ちになっている。ぜひ啓蒙してもらいたい。

そういう考えでいろいろ調べた結果、あれ、こんなことも伊豆市はやっていたのかというのがフッ素洗口というんですか、それについてもう少し具体的にお聞きできたらと。さらにそれをもっと子供たちの健康向上のため、歯の健康向上のために役立てられたらどうかという趣旨で質問させていただきます。

小学校、中学校の虫歯の健診について伺います。

健診の結果はいかがでしょうか。学年、学校で差異はありますか。検査の結果をご説明いただきたい。

旧天城湯ヶ島町では、フッ素でうがいをしていたようですが、現在はいかがでしょうか。天城以外でもやっているようですから、その辺の実情もお知らせいただきたい。天城湯ヶ島地区の児童生徒と他地区の児童生徒の間に虫歯の様子に違いが見られるでしょうか、伺いたい。

次に、通学費について。通学費の父兄負担について伺います。

遠距離通学費補助金交付規則を改正したようですが、実施はいつからですか。現行との違いはどのようなもののでしょうか。旧土肥町の制度との違いはどのようなものなのでしょうか。父兄の負担は増えるのでしょうか、減るのでしょうか。具体的な例を挙げていただいてご説明いただければいいのではないかと思います。

次に、アスベストについて。

ことしに入り、昨年末からですか、今までは使用されていないとされていた無警戒のアスベストが使用されていることが報道されました。白、茶、青以外のアスベストについての使用の検査の有無について、伊豆市における状況を伺いたい。

駅前の開発計画、修善寺駅前周辺整備事業が進められていますが、今年度の測量や設計の進行状況を伺いたい。設計ができたのなら、その内容を伺いたい。駅北の整備には利用して

いる住民の関心も高い。現状がどのように変更されるのか、伺いたい。整備に要する費用はどのくらいですか。開発に対する効果はどのくらいと見ていますか、伺います。

電子入札について。

電子入札の導入の準備はいかがですか。4月から実施できるのでしょうか。準備状況を伺います。実施のためには今までの入札との違いがありますか。手続などで違いがありましたら、どのような違いがあるのでしょうか、伺いたい。

特別養護老人ホーム。

伊豆市内の特別養護老人ホームの状況を伺います。現有施設のベッド数はそれぞれの施設で幾つありますか、伺います。待機者はいかがでしょうか。今後の整備はお考えでしょうか。計画はありますか。その他の施設サービスの状況についても伺いたい。

新しいごみ焼却場の建設について。

新しいごみ焼却場の建設の進行状況を伺いたい。堀切地区との話し合いはいかがですか。その他の地区との話し合いは進んでいますか。状況を伺いたい。今後の見通しを伺いたい。白紙に戻す考えはありませんか、伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員の質問に対し答弁を求めます。

最初に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私のほうから1番目と2番目、それからアスベストのほうについては、また市長のほうから詳しい答弁があると思いますけれども、私のほうから教育施設に関してだけお答えをさせていただきたいと思います。

まず、歯科健診についてですけれども、本年度の田方地区学校保健会の統計資料が出ていますので、それを見ますと、う歯のない者の数、この割合は田方地区の小学生の平均は83%でございます。それと比較いたしますと、伊豆市では修善寺、天城、中伊豆地区、この3地区は平均を上回っております。しかし、土肥地区は10%ほど下回っている。これが現状でございます。また、中学生についてですけれども、中学生ですと、う歯のない者の数、田方地区の平均が63%ございまして、伊豆市を見ますと、中伊豆地区と天城地区はそれを上回っております。しかし、修善寺地区は若干、それから土肥地区はかなりこれを下回っております。これが現状でございます。

これは、フッ素との関連でご質問していると思いますけれども、フッ素洗口ですけれども、これは現状では伊豆市全部の小学校で実施をしています。始めた年度で言いますと、天城地区は平成元年から、それから修善寺地区は平成7年から、それから中伊豆地区は平成8年から、土肥地区はかなりおくれて平成15年から実施をしております。田方地区を見ますと、これはもう今、伊豆の国市も、あるいは函南町も全部の小学校で実施しています。

なお、伊豆の国市は中学校でも実施している。これが現状でございます。確かに、実施の遅い土肥地区、これが虫歯が多いのは事実でございますけれども、フッ素洗口というのは歯

の質を強くしようとする取り組みでございまして、それ以外に歯磨きだとか、あるいは食習慣も影響するように感じています。保護者の意識の高さ、あるいは家族の協力なども歯の健康を保つ要素になるというふうには思っております。

現在、学校ではフッ素洗口をすることによって、歯の質を強くすることをねらっていると同時に、これは子供たちに歯を大切にしようとする意識を高めること、これもねらっております。また、フッ素洗口以外にも学校ではブラッシングといいたしでしょうか、要するに歯磨きがしっかり隅々までできているかどうか。こういう指導もしておりますし、あるいは家庭への啓蒙も行っていると。これが実情でございます。

それから、2点目の遠距離通学費の補助金交付制度の改正についてでございますけれども、平成17年度から実施しております現行の補助金交付制度を改正いたしました。平成20年4月1日より新しい規則によって実施をしております。

主な改正点でございますけれども、口頭で言うとちょっとわかりにくいところもあるかもしれませんが、できるだけわかりやすくご説明いたしますと、これは通学距離が自宅から学校まで3キロ以上の子供たちに補助するものでございます。今までの規則ですと、補助金を算定していた通学距離別の基準額というのがございまして、距離によって基準額が違っていましたが、今回、これを全部一律にいたしました。キロ加算をキロ当たり2,000円、これは片道でございます。往復ではございませんで、キロ当たり2,000円。ですから、片道3キロの子供は6,000円、これが要するにキロの加算でございます。それに加えて公共交通機関を利用している児童生徒、これについては通学定期代、これの半額を補助する。これを加えます。さらに、補助金をこれで計算いたしまして、自己負担が3万円を超える部分については超えた額を補助する。こういう規則でございます。

具体例で申し上げます。例えば、学校から5キロ離れている子供、ちょっと記録しながら聞いてください。5キロ離れている子供ですと、そしてその子供が1年間の定期代が9万9,000円かかったといたします。その子供の補助でございますが、まず片道5キロですので、キロ2,000円で1万円が補助金で出ます。そして、定期代が9万9,000円ですので、その半額4万9,500円を補助いたします。そうしますと5万9,500円、これが補助額になります。そういたしますと、自己負担が9万9,000円からそれを引いて3万9,500円と、これが自己負担になりますけれども、3万円を9,500円超えていますので、その9,500円を追加補助という形になります。ですから補助額が合計6万9,000円、要するに自己負担額3万円と、こんなふうになります。これは具体的な例でございます。

ですから、今回の補助額の計算というのは、どちらかという非常にわかりやすい計算方式になっております。こういう補助でございますけれども、旧土肥町との比較でございますが、旧土肥町では、これも今まで何度か質問ございましたけれども、特に土肥南小の子供たちは、通学定期代を全額これは町で負担をしていました。確かにこの補助ですと、ともかく自己負担が全くありませんので、それと比べると、もちろん現状のほうが自己負担額は多い

というのが現状でございます。距離によって差がございますけれども、大体その当時から比べると七、八割の補助かなというふうに思っています。

現行の助成と比べてどの程度違うかといいますと、一番の違いは交通用具を使わない子供たち、要するにバスがなくて通っている子供たちもいますけれども、その子供たちは基本的に今までのキロ加算額がかなり多かったものですから、その子供たちは今回はかなり減額になるかなというふうな感じはしています。個々の子供たちによって全くまちまちでございますので、またそれあたりについてはもしご質問等あれば、教育委員会に来ていただければ詳しくご説明ができるだろうというふうには思っています。

それから、3点目のアスベストの使用状況についてですけれども、今まで議員の質問にありましたように、白、茶、青、この調査対象物質のアスベストがあるかどうかということで、市の教育施設一応検査もさせてもらいました。今までの検査からですとアスベスト含有はなしと、こういう結果が出ておりますけれども、一応、基本的には囲い込み工事を実施いたしました。今回それに加えて、またさらに3種類のアスベストが拡大されていますので、それらについては平成20年度に分析調査をするというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、市長。

市長（大城伸彦君） それでは、3点目のアスベストについてからお答えいたします。

アスベストにつきましては、総務省の通達により、市有建物に対するアスベストの使用及び処理状況について、平成17年度より関係施設における使用実態調査を行い、その結果を公表してきましたが、ことしの1月には、国内で使用されていないとされた3種類のアスベストにつきましては、厚生労働省が示していた分析法では解析できないため、多くの検査機関は分析対象としなかったとの報道がなされたところであります。アスベストに関するこうした動きを受け、総務省より石綿等の使用の有無の分析調査の決定や、アスベスト対策について各都道府県へ通知があり、それを受け、静岡県よりアスベストの除去及び今後の使用実態調査の予定を把握するため、2月末に市町へ調査の要請があったところであります。

伊豆市では、各部局に対し県からの通知内容や使用実態調査の予定に関する調べを通知したところであります。この調査結果を踏まえて、アスベストが使用されていると思われる施設があれば、さらに専門的な再調査を実施するため、県や関係機関等と相談し対策を講ずる予定です。

また、市民の皆様の相談窓口につきましては、平成17年度から市の環境衛生課に設置してあるアスベスト相談窓口にて、引き続き対応いたします。

次に、4点目の駅前の開発計画は測量などの調査検討を進め、駅前整備や駅周辺道路に関する整備構想の策定段階であり、設計についてはまだ実施しておりません。

次に、駅北の整備については、ゲートボール場などに利用されている駅北広場に新たに駅前広場を整備し、あわせて前面の市道新町線の整備を想定しております。また、総事業費に

については整備構想の策定段階のため、まだ算出できていません。

なお、開発効果は修善寺駅周辺地区を伊豆市の玄関口に位置づけておりますが、空き店舗が目立ってきており、このため市の玄関口にふさわしい駅前広場や駅周辺道路などの施設整備を図り、にぎわいと活力のあふれるまちづくりを目指すよう考えております。

5点目の、電子入札の実施時期については、入札に必要な情報を共同利用センターに送付し、センターにおいて初期セットアップの作業の完了が4月末のため、4月当初からの実施はできません。また、現在の準備状況は、今年度対象となる業者に平成19年11月に説明会を開催し、利用機器、ICカード等の準備をお願いしてあります。実施に当たっては再度説明会を行う予定であります。行政側の準備としては、対象業者へ登録番号の配布や関係規則等の制定、入札方法等の決定を行い、開始時期は夏以降と予定しております。

変更点としては、紙ベースで行っている指名通知書、入札書、落札決定通知書等の事務処理業務をパソコンメールにより行うことが大きな違いとなります。

次、6点目の特別養護老人ホームについては、市内の特養のベッド数は伊豆中央ケアセンター70床、土肥ホーム50床、特養中伊豆55床の合計175床が整備されており、介護保険事業計画の第3期の整備目標を達成しております。

次に、待機者は1月1日現在で伊豆中央ケアセンター124人、土肥ホーム43人、特養中伊豆43人です。今後の整備計画ですが、175床の整備目標を達成したので、現在のところ計画はありません。

次に、市内の特養以外の施設サービスの状況については、介護老人保健施設の日赤グリーンズ修善寺90床のうち、80床の入所者があります。介護療養病床は中島病院74床のうち74床、認知症に対応したグループホームは2施設で、定員合わせて27人のうち23人の入所者があります。

7点目の、新しいごみ焼却場の建設については、議員ご承知のとおり、堀切地区及び周辺地区から建設工事の白紙撤回要求陳情書等が提出されたことで、話し合いは進んでおりません。また、今後の見通しも大変厳しいと感じております。しかし、現有施設の早期整備の重要性を考えますと、この合意に向けた積極的な取り組み、また一方で今後の方向性についても検討すべき時期と考えております。

したがって、当面は合意に向け最大限の努力を行うとともに、今後の方向性については、改めて2市の準備会において検討協議したいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 休憩をとりたいと思います。

55分まで。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

森議員、再質問はありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

順番を変えさせていただいてよろしいでしょうか。

堀切の問題から入らせていただきます。

まず、堀切のごみ焼却場問題について、それを確認したいんですけども、12月2日付で堀切区ごみ焼却場特別委員会委員長、水口稔さんから、伊豆市市議会議員各位様あて、堀切区ごみ焼却場候補地白紙撤回の陳情に関する経過、これ、いろいろありまして、合計17枚ぐらいあると思いますけれども、これは議員の皆さん及び市長さん、それからこれは伊豆の国市へも行っていると思うんです。伊豆の国市の議員さんへも行っていると思います。共通の資料だと思いますが、まず確認したい。

次に、2月25日の全員協議会資料というのが3ページにわたってありますけれども、これも議員及び当局側の皆さんとしては同じ資料をお持ちだと思いますので、これをまず確認したい。

次に、伊豆市長大城伸彦さん、そう言った場合、大城伸彦さんは伊豆市の長としての立場にあると思います。まず、それを確認したい。堀切区ごみ焼却場特別委員会委員長、水口稔さん、この方は区を代表した方だと思うんです。その辺どう思いますか。以下、堀切区区長、水口ヒデノリさん、そういう名前で来ております。また、熊坂区長、ニュータウンの自治会長、瓜生野の区長という周辺の自治会の区長名でこの17部の書類は構成されていると。それぞれの地区を代表する機関の長として出したのではありませんか、それを確認したい。この全協の資料は、これは当局側から出されたものとしてよろしいですね。そういう前提に立って、質問続けさせていただきます。

まず、堀切区の方がなぜ白紙撤回してほしいと言っているのか。これはいろいろ理由はあると思うんですけども、当然、賛成、反対があると。しかし、反対の大きな理由は、私何度も言っておりますけれども、ここは非常に風光明媚、いわゆる自然環境がいい、こういうのを維持したいという声が大きかったのではないかと思うんです。そこに対して経済効果ということで、比較的国道から近い堀切が選ばれたと。経済効果だけからいくと、それはアピタの横とか宗光寺あたりなんていうのは国道の横に幾らでも農地があるわけです。そういうことからいって、なぜ堀切だけが1番バッターで拳がったのか。そういうことが十分論議されたのかどうか、伺いたいと思います。

また、東京のコンサルタントが決めたと今までのご質問にあったわけですが、このコンサルタントがなぜ堀切を選定したのか、そういう経緯は皆目説明はなかった。私は、もしこれが適正な、正当な理由があって、この選定したコンサルタントが堀切を選んだのであ

ればいいんですけども、そういう説明がない限り、このコンサルタントの技術、経験、一体どういうふうになっているんだと。要するに、結果的にこれだけ反対を食らうようなところを選定したということが、これは問題だと思うんです。その辺どうお考えでしょうか。

御存じのように、私最初からここは堀切、大沢、山田、後山、小室、熊坂ニュータウンという集落に囲まれた中にある。当然、現実には周辺集落からも反対はあると。これでこの経過説明及び今後について見ますと、堀切区とは最終合意をお考えのようですけども、では周辺の自治会との合意はどういうふうにお考えになっているのか、まず伺いたいです。

堀切区では、2007年1月25日ですから、もう既に1年前にごみ焼却場委員会の委員長、水口稔さんの名前で白紙撤回を求めている。

市長にお伺いしたいですけども、市長さんは広報いずでもって、年頭のあいさつで取り組み状況を話しておるわけです。その内容は、「関係地区との合意形成に向けて準備会において精力的に検討協議をしているところでございます」と、1月の広報いずの中でおっしゃっておるんですが、この関係地区というのは堀切だけですか。それとも熊坂とかニュータウン、山田あたりとも一緒にやっているかどうか、お伺いしたい。検討協議の内容もあわせてお伺いしたい。

それから、2月25日の全員協議会の資料では5番目でした、たしかね。第5段階で、本年度中に建設候補地としての基本合意に対する地元意向の確認をしていきたいということですけども、この地元意向というのは堀切だけなのか、それとも熊坂やニュータウン、山田、あと瓜生野も、そういうところとも地元意向の確認を続けていくのかどうか。これについてお答えいただきたいです。

それで、もし今年中「ノー」の場合は、本年度中に「ノー」が出た場合、候補地から外そうとするお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

今、ただいま森議員さんから再質問ありましたけれども、再質問したほとんどは今まで森議員さん、あるいはその他の議員さんの廃棄物処理場建設についてのご質問の中で答えてきた、あるいは全協等でご説明したものであります。したがって、再度それをお伺いしたいということであれば、市民環境部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほども市長が方針を皆様にご説明してあるとおり、その方針に向けて最大限の努力をしていくと。市長の方針は当面は合意に向け最大限の努力をしていくということと、改めて準備会で検討協議をしたいという方向性を出しております。そのとおりに私たちは進めていくつもりでございます。よろしく願いいたします。

〔「本年度中に出なかった場合、どうするんですか、教えてください」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 準備会において検討協議をしていきたいという方針の中で進めていきたいと思います。

〔「ここにそんなこと書いてないではないですか」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 再質問。

10番（森 良雄君） これは準備会の資料ですか、議長、2月25日の資料というのは、伊豆市の資料でしょう、これ。ちゃんと答えさせてください。全然違うではないか。これはどうするか。それがその時点でどう考えるか、区長名で来ているんですよ、これ。質問は2点です、ちゃんと教えてください。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） いろいろ答えてありますが、重複して申しわけないわけですが、まず1点目の関係地区代表の中で、堀切区の委員会の委員長として水口さんが代表といたしまして、白紙撤回の要求陳情等をした件につきまして、いろいろ書いてあるわけですが、もう一度、再度私のほうからご説明をいたしますと、この中で、長くなりますので1点だけ説明いたします。

理由の中で、ダイオキシンは必ず発生することが明白である。それを承知で民家の近隣に建設することは住民の感情を無視したものであると。こういうようなことの中で理由は述べられているわけですが、ダイオキシンは出るわけですが、今ここで私たちが生活している中で、寝てもさめても0.034ピコグラムのダイオキシンは吸い続けているところがございます。もし、この0.034ピコグラムを私たちが吸わないで、今現在実質ある衛生センターから出る、あの古ぼけた煙突から出てくる、地上に降ってくるダイオキシンの量だけを吸えるとするならば、0.01ピコグラムでありまして、私たちは今ここで吸い続けているダイオキシンよりまだ安全なダイオキシンだということでありまして、今の施設です。今度つくる施設は、0.0001ぐらいのピコグラムの、そういうゼロが3つもついた安全な環境になるわけでございます。こういうことはもう何回も説明してありますので、もうご存じだと思います。

そういうようなことの中で、地域の住民からは、より基本的な安全を確保できる施設を見ながら、先進地も視察したり、そういうことをしたいからお願いをしたいというような話もあるわけでございますので、すぐにこの白紙撤回をしるというようなことをしないで、私たちはそういう地域住民から出る求めに応じて、視察等も実施している中でございますので、市長の方針どおりに、説明したとおりにそういうような合意に向けて努力をしていくと、このようなことにごございます。

それともう一つ、2月25日に、皆さんに出してあるとおりでございますので、これでご理

解をいただければと、このように思います。

よろしく願いいたします。

10番(森 良雄君) 2月25日の資料は本年度中に結論が出なかったらと言っているんだけれども、どうなんだ。

議長(堀江昭二君) それでは市長。

市長(大城伸彦君) 森議員さんから最初のご質問があったところに、さっき答えているわけです。聞いていてください。したがって、当面は合意に向け最大限の努力を行うとともに、今後の方向性については改めて2市の準備会において検討、協議したいと考えていますというのは答えているんです。何回言えばいいんですか。

10番(森 良雄君) これが進行と言うの、2月25日の資料。これは、内田議員と一緒にやっているんだ。市長だけでも、市長はもうおやめになるんでしょう。

議長(堀江昭二君) それは関係ないでしょう。そういうことは関係ないでしょう、それは。再質問。

10番(森 良雄君) 要は、今までの質問の経過からいくと、2007年12月議会の後、現在に至るまで、堀切地区及び周辺地区との話し合いは何もされていないのではないんですか。していますか。確認します、まず。

それは、この議会が始まった2月25日のこの資料で、12月議会の後何をやっていたか、何も書いていないと思うんですけれども。まずそれを確認します、何をやっていたのか。

市長さんは、新年号の広報いずでは検討を進めていくということを言っているわけですから、何もやっていない。それできょうは14日で、本年度末と言ったらあと半月しかないわけです。

それで、堀切の人たちが一番心配しているのは、賛成、反対で今度の堀切地区の総会で割れるということをお心配しているんです。割れさせますか。私も初めから言っているんです、この意見は割れるであろうと。堀切の方たちは最初から心配していました、この件について。いわゆる堀切区民の賛成、反対で態度を表明しなければならない。当然、この資料で堀切区の代表的な方たちは全員ではないです、半分近い方が署名して出しているわけですから。そういう方はこれが区の機関としての決定事項でしたら反対するでしょう。しかし現実には、賛成派も一生懸命賛成派をふやそうとする活動をしているわけですから、当然割れる。僅差で割れるでしょう、そこまでやらせますか。

基本的に、12月議会のときに私も言ったと思いますけれども、こういう問題はお金で解決するということもあるわけですが、例えば堀切にいろいろ援助をする場合、伊豆市がやらなければならないわけです。人口5万人の伊豆の国市がどこまでタッチするのか。私の疑問から言わせれば、伊豆の国市はどこまでやってくれるんだということまで話し合いが進んでいるのかどうか、ぜひお聞きしたい。2点です。

堀切区を割らせるか。コミュニケーション内で対立を起こさせるか。そこまでしてやるの

かということと、もし賛成になった場合、堀切に優遇措置、なぜこういふことを言いますか
という、今度伊豆聖苑ができます。日向には1,000万円だけではないんです。あの伊豆聖
苑の建設問題が起きてから、僕は恐らく1億円ぐらいの財政導入がさているのではないかと
思うんですけども、堀切にだってやらなければいかん。そういうことを伊豆市だけでやる
つもりなのかどうなのか。できないのではないと思うんですけども、伊豆の国市はどこ
まで関与をしてくれるのか。そこまで考えているかどうかをお伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほどの打ち合わせの内容でございますけれども、議員さん
の手のほうに配付したとおりで、これがすべてでございますので、うそも隠しもなくすべて
これに書いてありますので、これで御判断願えればということで思いますので、よろしくお
願いいいたします。

それから、賛成、反対といいますが、ちょっとそこまで私たちは判断はしておりませんが、
的確な判断材料を求めている人たちもあるということを知っておりますので、その人たちが
賛成なのか、反対なのかはその人の考え方によるでしょうから、私たちはそういうような
的確な判断材料を求めている人たちについては、資料提供をしているというところでございま
すので、その方たちの判断にゆだねたいと思っております。

それから、伊豆の国市の関係でございますが、住民課の中でこれは広域のごみ処理をつく
るということの中で進めているところでございますので、ご安心願えればと思っております
でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） ご安心ということですけども、2月25日の資料からいくと、では
結論は今月中に見えるのかなというふうに展望しておいて、次に移らせていただきます。

次に、また順番変えますけれども、駅前に行きたいと思えます。

正直言いますと、駅前の開発はさっぱりわからないんです。駅前に幾らお金を投入されて
いますか、今まで。平成18年度には修善寺駅周辺整備事業で935万円使われているわけです。
まずこれは何に使ったのか、もう一度お伺いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

次に、平成19年度です。今、修善寺駅周辺整備合意形成事業3,500万円の予算が組まれて
いるわけです。それで1,953万円が繰り越されたんです。これを確認します。このまず3,500
万円は何をしようとしたんですか。この3,500万円の予算を組もうとするからには、少なく
とも何かをしようとする考えがあったんだと思うんですけども、仕様書とか業者の打ち合
わせ内容について教えてください。何をしようとしたのか。

それで、1,500万円が使われたわけです。1,500万円の成果は何かあったんですか。それを
ちゃんと説明してください。

それで、ことし平成20年度の予算として、修善寺駅周辺整備計画策定業務委託料が2,000
万円組まれたわけです。これは何をしようとしているんですか。何を求めているんですか。

当然、何か成果が欲しいから2,000万円の予算を組んだわけでしょう。合計すると私の計算が間違いなのかどうか知りませんが、6,000万円を超えているのではないかと思うんです。この駅前周辺整備計画とはどんな計画なんですか。事業規模はどんなものなんですか。例えば、あそこのゲートボールをやっているところ、あれはそっくり残すんですか。要するに、ゲートボールをやっている人はここは大変関心を持っているわけです、私たちはゲートボールを続けられるのかどうかというような。ゲートボールは保証しますとかと言ってもらいたいですけれども。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

平成18年度、19年度につきましては今ここに手持ち資料ございません。企画部長がわかっておりましたら、また答えさせます。

平成20年度の計画については企画部長から答えさせます。

もう一つ、駅前に何をしようとしているのかというご質問に対しては先ほどお答えいたしました。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、平成18年度の900万円のお話でございますが、基本的に修善寺駅前の、当時は周辺という言い方をしておったわけでございますが、その周辺において当時トンネルをつくらうとか、あるいは県道を拡幅して3車線化をしようだとか、そういうような、それと駅前の整備をしようというようなそれぞれの地域から出された案がございました。果たしてそれが可能かどうか、こういったものの調査をしたわけです。

結果的に、地域との話し合いの中で、地域とそれから我々行政のほうの判断の中で、県道敷については県の所有が当然あるわけですので、非常にこれは難しいという判断。それからトンネルについては相当の事業費と、それからかなりの時間がかかるというふうなことがございまして、これについては断念して、結果的には駅前だけに重点を置いたという計画をつくらうということになって、平成19年度にその部分の一部を発注して実施してきたわけでございます。

それは、では平成19年度はどういうことかと言いますと、駅前を開発するについてどういうことが一番可能なのか。当然、これは地主である伊豆箱根さんほかの方々の合意が必要だということから、それらの調査を進めてきたということでございます。

ですので、結果的には今現在も伊豆箱根さんとたびたび交渉しておるわけでございますが、中身としては前にもお見せした資料のとおりでございまして、駅前とそれから北口、南口をどういうふうにつないだらいいかというようなこと、それから今おっしゃられているゲートボール場は、駅前広場としての都市計画決定の段階での内容でございましたので、その駅前

広場をどういう活用ができるのかというようなことを踏まえて検討してきている。

なお、今、今回平成20年度に繰り越したという経緯がございますが、これにつきましては、平成20年度の部分についてまだ現在伊豆箱根さんの敷地内、軌道敷といいますが、その中の地質調査、それから現地測量、こういったものを行っておりますので、ちょっと時間がかかっているということでございます。

ゲートボール場の問題については、一応、地域の方々のほうには話をしてございまして、将来的にゲートボール場を何とか確保してくれというお話は聞いておりますので、その点については内々には進めております。

もう一点、なぜこうやってある程度地権者と合意がなされなければならないかという状況が実はあります。これはなぜかと言いますと、まちづくり交付金というのは5年間という決めがございます。ですから、ある程度地権者との合意が得られるという状況がないと、実際問題、事業着手して数年かかるわけですので、この5カ年の中でやるということになりますと、申請してから5カ年間という定めがありますので、できるだけこれを、45%の補助金の、まち交の交付金の確定が出ましたら事業着手をしたいということがありますので、そういった意味で極力狭めて、ある程度確実なものにしていきたいという状況がありましたものですから、こういうような状況になっているということをご理解いただければと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） はっきり言って全然わかりません。わかっているのは、南と北を結ぼうとする考えがあるんだと、それはわかった。前にも言ったように、高架にするのか、単なる歩道にするのか、そういう基本的な考えもどうも決まっていない。しかし、現実には平成18年度に935万円使われているわけです。平成19年度も1,500万円使われているわけでしょう。何も結果はわからないんです。さらに残りの2,000万円も使うわけでしょう。そして今年度また2,000万円予算を組んだわけでしょう。6,500万円近い財政が投入されるんです。何をしようとするのか。それが判然としない。ゲートボール場を残したままあそこの開発ができるんですか。何をしようとしているんですか。立体駐車場でもつくろうとしているのか、駅舎を改築しようとしているのか。

先日お伺いした市役所の調査費は600万円で、25億円の市庁舎をつくらうとしているわけでしょう。6,500万円の調査費だったら幾らのおそこは開発をするんですか。一体何を考えているんですか。お答えください。

企画部長（渡邊玉次君） 特に、鉄道の軌道敷の場合、かなり許可とかそういう問題が当然出てくるわけです。ですから想像以上の金がかかるというのは、我々も認識はしておたわけですが、いずれにしましても、それらのことを全部クリアして最終的に設計に入ると。基本設計、これに入る。その次に実施設計、一般的にはこういう流れですので、当然、今回のような場合には、もともとがでは駅前をどうするかという段階で地元からの多くの要望があ

ったわけですから、それらを整理して、最終的にはこの方向でいこうと、それが基本構想、基本設計、実施設計となるわけですから、森議員さんも非常にそういう点はお詳しいようですからおわかりだと思いますけれども、そういった部分でお金がかかっているということは事実だと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員、次へ行ってください。

10番（森 良雄君） 何もわからないまま次へ行かざるを得ないんですか、厳しいですね。議員の皆さん、駅前では何をやろうとしているのか、おわかりになりましたか。

次、虫歯について簡単にお伺いしたいんですけれども、多少フッ素洗口には有意性があるというふうに理解してよろしいでしょうか。まずそれを1点お伺いします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 私はあるというふうに思っています。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私もいろいろ資料を見た限り、フッ素洗口については有意性はあるというふうに判断してこの質問をさせてもらったわけですが、現状、中学校ではまだだというようなことですね。なぜまだかというのも、理由も大体理解はできるんですけれども、歯というのは一生の健康を左右する大きな要因であると。それと、健康を守るということは、先ほどお話いろいろ出てきたと思うんですけれども、家庭の生活環境、親のそういう意識が大変大切だと。どうも歯を守る、うがいをするだけでもいいんだというような声もあったもので、中学校でもやるようなお考えはないのでしょうかどうか。できれば、後の人に進言していきたいぐらいなことを言ってもらえたらと思うんですが。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 中学校で実施しているところは、先ほど伊豆の国市の話をしましたけれども、まだ県下で本当に10校足らずの状況でございますので、まだ伊豆市では検討段階に入っていないというふうに考えています。ですから、今後のことについてはわかりませんが、検討はしていきたい。ただ学校の状況で、学校で一斉にやらなければなりませんので、そういった面で果たして時間確保の面なんかもどうなのか。いろいろ条件がありますので、今後検討していきたいとは思っています。

議長（堀江昭二君） 次、行ってください。

森議員。

10番（森 良雄君） 虫歯の件、歯は一生健康でいるための重要課題だと思いますので、実施には困難を来すと思いますけれども、この質問の前提は成人式のときに虫歯を調べたら、フッ素洗口が非常に有意性があったというような結果が見えたようでしたので、させていただきます。ぜひお願いしたいと思います。

次に、通学費に移らせていただきます。

通学費、いつもくどくど聞いて申しわけないんですけども、これも広報いずで調べたんですけども、広報いずをよく見ると、キロメートル単位で2,000円お支払いいたしますということが、どうもこちらでは抜けていたように思いますもので、できればもう一度、再度キロメートル単位ですということを一般市民の方にお知らせしていただければと思うんです。

それと、土肥地区の方には誤解があるんじゃないかなと。将来は前に戻るというようなお考えもあるようなので、もしそういうお考えがないんだったら、これが最終案だというようなこともぜひPRしていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 2,000円のことについては一応ないようですので、またそれはちょっと広報したいと思います。

〔「書いてあるの」と言う人あり〕

教育長（室野純司君） 書いてあるそうですけれども。

土肥地区ですけれども、これは別にもとへ戻すとか、土肥地区の状況へ戻すということは私ども全く考えていません。もちろん今回のこの補助制度については、これは平成20年度から実施いたしますけれども、これを進めていく中で、また検討は今後ないとは言えない。できるだけ、財政の許す限り、私どもはやっぱり通学費補助はしていきたいというふうには考えていますので、現状では、今のところ平成20年度からは今回の方式でしばらくは進めていくと、そういうふうに考えています。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） わかりました。

ぜひ、次は市長さんもかわるようですので、子育ては子育ての社会化なんていうのが叫ばれておる時代ですので、新しい市長さんに期待して次に移りたいと思います。

次、アスベストについて1件だけ確認します。要はこの質問の趣旨なんですけれども、自治体によっては、いわゆる6種類のアスベストです、調べているところもあるようなんです。ただ、調べていないからどうのこうのという気持ちはありません。要は、伊豆市は最初にか調べていないんですねということだけ確認したいと思いますので、お願いします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんのおっしゃられるとおりでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

3分ちょっとですからまとめてください。

10番（森 良雄君） 次、では電子入札のことをやりたかったんですけども、特養についてお伺いします。

特養というのは幾らつくっても次から次へと待機者が出てくるんです。それで、現在特養を追加する気がないというお考えのようですけれども、私はいつも言うのは、待機者というのは、それなりの必要性があって待機しているんだと思うんです。今の計画が終わった後つ

くろうというような考えもないのかなのか、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 特別養護老人ホームにつきましては、市長が申しあげましたように、今現在で一応整備計画は達成しております。確かに、待機者と言われますのは、これは申込者というように理解していただければいいと思うんですけども、今現在、平成21年度からの3年間の介護保険の第4次計画を、今、国が基本構想を策定しているところでございます。これによりますと、特別養護老人ホームに入っていただく方については重度の方、介護度の4、5、これらの方を重点的に今後はしていこうと。そして軽い方については在宅、もしくはそれに近い形、一時であるとか、あるいはグループホームであるとか、そういったものを市町村の判断によって整備していこうという、そういう方針のようでございます。

したがって、国・県の求める整備計画の中では、今の時点では達成していると。ただ、特養をふやすということは、介護保険そのものに、保険料にも影響しますし、いろいろなバランスがございますので、それらのバランスを考慮しながら次の第4次計画の中で整備計画を作成していきたいという、そのように考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 市長さんもおやめになって、部長さんも何かあと1年ぐらいたとお聞きしたもので、後のこと聞くのもちょっと酷かなと思うんですけども、もし国のほうが平成21年度からということになると、今年度中にある程度の計画が出てくると思うんですけども、私は常々特養の設置率は3%は必要ではないのかなというようなふうで考えているわけですけども、もし国の方針が多少でもふえれば、伊豆市としても新設は考えなければいけないのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） そのとおりだと思います。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質問を終了します。

木 内 一 郎 君

議長（堀江昭二君） 次に、17番、木内一郎議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

1点目は、伊豆市職員の削減に伴う行政組織機構改革をどのようにお考えであるかと。

伊豆市の職員数は10年間に110人の削減計画に基づき、平成19年度までの4年間に60人が削減され、現在462人程度と思われれます。今後の職員削減計画推進に当たって、市民へのサ

ービス低下にならないよう一層行政の効率化、事務の簡素化が求められる。平成20年度はどのように機構改革を行う予定かをお伺いしたい。

2点目、伊豆市清掃センターの現状と新焼却場の早期完成を願うものですが、現在の焼却場は築後20年以上が経過し、既に耐用年数は過ぎています。それなりに市は多額の修繕費をかけている。しかしながら施設の老朽化は否めない。風向きにより、においや洗濯の汚れが出るということに悩んでいるといううちもありますが、この点については市の適切な対応、早期対応によって、それほどの不満を強調しているようなところは今のところ見られませんが、施設の老朽化については非常な懸念を持っているわけでございます。新焼却場施設を見学するたびに新施設の早期完成を願うものです。今後も新焼却場が完成するまでは十分なメンテナンスをすることとあわせて、一日でも早く新焼却場の完成を住民は願っております。この点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員削減に伴う行政組織機構改革についてですが、これは先ほど飯田正志議員のご質問にお答えしたところですが、職員数については平成25年で400人を目標にしております。

機構改革の概要を申し上げますと、少子化対策、保育園の民営化、幼保一元化の検討等のためにこども課を設置します。また、農林土木と一般土木を建設課に置き、関係の深い事業系の業務を集約しようとするものであります。いずれにいたしましても、国・県からの権限移譲により毎年業務がふえ続ける中、職員は削減していかなければなりませんので、市民にとってわかりやすく、スリムで効率的な組織を絶えず見直していくことが必要と考えております。

続きまして、2点目の伊豆市清掃センターの現状と新焼却場の早期完成についてお答えいたします。

ご指摘のにおいや洗濯物の汚れ等につきましては、直ちに改善を完了し、毎年地区区長等の立ち会いで行われる検査では問題になるような結果は出ておりません。今後ともさらに最善の維持管理をすべく努力をしているところであります。

さて、新焼却炉の早期完成につきましては、議員ご承知のとおり、これまでの取り組みにつきまして2市の準備会で精力的に検討、協議するとともに、推進に向け鋭意努力し取り組んでおります。しかし、現状は厳しい状況であり、さきのご指摘にもありますように、施設整備は喫緊の課題ですので、引き続き合意等に向け最善の努力をする考えであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

木内議員。

17番（木内一郎君） 行政組織については絶えず見直しをして、やっていきたいというよ

うなご答弁ありましたけれども、ぜひこの点は大事なことで、お願いしたいと思うわけですが、行政の一般的な傾向としては、年がたつにつれて行政は拡大していくということで、それに反比例して人数を減らすわけですから、相当に難しさもあると私は思うわけですが、私は組織を改革するということと同時に、職員の意識改革をどう図っていくかということについて考えていかなければならないと常々思うわけですが、この点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 議員おっしゃるとおりだと思います。意識改革なくして行財政改革は進まないと思います。意識改革をどうやってやるかという手法はいろいろあると思いますし、今後、ぜひ先ほど来森議員が、私はやめる、やめると、3回か4回ぐらいおっしゃられましたけれども、続けてやっていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） ぜひ、何といたっても職員の意識改革ということはもう大変重要なことですので、よろしくお願いしたいと思うんですが、最初の答弁の中に、少子化対策とか幼保一元化とか、それから農林土木の一元化とか、いろいろ大事なことが出ましたけれども、こういったことについて、行政を挙げてぜひ取り組んでいただきたいということを願って、第1問の質問を終わりたいと思います。

それから、第2点でございますが、施設の老朽化ということで、平成20年度予算を見ても施設改良工事7,000万円ぐらいの予算が組まれていると。私は地元として、こういった改良工事費を入れてくれるのはありがたいなということを思いながらも、毎年、その他のものを入れると相当な金額を使っているわけですので、これをそのまま続けていくのかということには痛しかゆしの気がするわけでございます。そんなことで、ぜひ地元としては、新施設の建設に向かって地元の理解もしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で木内一郎議員の質問を終了します。

それではここで休憩に入ります、1時まで休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

室 野 英 子 君

議長（堀江昭二君） 8番、室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

議長にお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

平成20年度予算について。

平成20年度予算は厳しい財政事情の中で、熟慮されて立てられた予算であると存じます。

福祉に係る分野で重点を置かれたものは何ですか。また、少子化対策ではどうですか。

（2）12月に日赤の病院長との面談の折に、地方に来てくれる医師の確保のために財政的支援をいただきたいという話が出ています。どのように検討されているのか、伺います。

2点目です。伊豆市の子供たちの健全育成について。

科学や技術が進歩した現代社会では、自宅にいながらにしてインターネットで、光ファイバーで世界じゅうにつながる利便性がもたらされました。しかしながら、インターネット社会は、私たち大人の知らないところで、大人を介することなく無防備な子供たちが簡単に社会とアクセスしているという状況も生んでいます。社会の変化に一般の私たちが戸惑いを覚える中で、子供たちの将来がどのようになっていくのか、不安は尽きません。

（1）テレビゲーム、携帯電話など、バーチャル社会のもたらす弊害から子供を守るために、周囲の大人のできることは何だとお考えになりますか。

（2）自分を見失わない強い子供になるために、私たち大人のできることは何だと思われ
ますか。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの室野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成20年度予算についてでございますが、平成20年度の少子化対策、子育て支援重点事業といたしましては、民営化した私立柏久保保育園の開設により、生後2カ月からの乳幼児保育や一時保育、延長保育等の特別保育をさらに充実いたします。また、妊婦健康診査の公費負担につきましても現在の2回から5回に回数をふやします。また、次世代育成行動計画の見直しのためのアンケート調査を実施し、子供の生活態度や子育て支援に関する要望、意見などを把握し、平成21年度に計画の見直しを行います。

少子化対策に決定的なものはありませんが、今後も各種施策を実行し、少子化の流れを少しでもとめられるよう努力してまいります。

次に、2番目の伊豆赤十字病院への財政支援は、産婦人科医師について議会のご協力もあり、2月に1名の産婦人科医を採用し産科外来を再開でき、ほっとしているところでありますが、内科、外科、泌尿器科の医師も不足しており、医師確保のための活動をなお続けていくところであります。伊豆赤十字病院は伊豆市に限らず伊豆中南部地域唯一の産科を有する

病院として、また健診や予防接種など行政と連携し地域医療に貢献しており、なくてはならない病院であります。だれもが身近に感ずる地域の医療機関として、地域医療に従事する医師や看護師などが働きがいのある環境の整備が求められており、医師不足対策の一つとして勤務が過剰となる勤務医師の労働環境や待遇改善が挙げられますが、伊豆市として財政支援も含めてどのような支援が必要なのか、また可能なのか、検討する必要があると考えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、2点目の伊豆市の子供たちの健全育成についてお答えをいたします。

最近多発している家族間の凶悪事件など、一時代前には考えられないことでもございました。暴力ゲーム等でぶっ殺すだとか、あるいは死ね、これなどの言葉を平気で使う子供もいるとか聞いています。主人公の役割を演じながら暴力体験、そのため暴力を振るうことになれば、その結果、現実社会で怒りを感じたとき暴力行為をとりやすくなっており、凶悪行為に対する抵抗力が弱くなっているように感じます。

バーチャル社会の出現は、児童生徒に大きな影響、それも悪影響を及ぼしていることは議員ご指摘のとおりでございます。警視庁でも、平成18年4月6日にバーチャル社会のもたらす弊害から子供を守る研究会を発足させ、ネットにはんらんする性や暴力情報、子供のゲーム依存、携帯電話のもたらす弊害、子供への性犯罪を引き起こす原因の法制化に向けて協議、問題提起と対応策を打ち出しております。

報告書は業界団体や関係者はもとより、保護者、学校を含めて、子供を守る方策についての社会的な合意づくりを早急に進めることを提言し、その上で家庭には携帯電話やゲームの使い方について、具体的で明確なルールを定めておくように提案をしております。新しいメディアの危険性の認識が深まるよう、学校、警察、地域は啓発活動を強化、促進する必要があると考えています。

これだけメディアがはんらんしてしまった社会では、もう、うちの子は大丈夫とは言えない状況に子供たちは置かれています。その点を家庭では認識をし、まずは子供と素直に話し合うことが急務であるというふうに思っております。

次に、2点目の自分を見失わない強い子になるために大人が何ができるか。こういうご質問ですが、こうすればいいという端的なお答えは私にはちょっとできません。私は、これらを含めた豊かな心の育成のため、合併以来、かかわりの力の育成を教育委員会の重点として学校現場にお願いをしてまいりました。

成長期の子供たちは、多くの人や物や事、自然などのかかわりによってたくさんの気づきを得ます。その得た気づきを友だちや教師と交流し合い、自分を形づくっていくように思います。子供たちには多くのかかわり合いを持ってほしい。こんなふうに願っています。大人の方には、子供たちのそういった活動に積極的に参加してほしいと、こうお願いをしてい

るところでございます。今、大人ができることは何かというよりも、大人がしなければならないことは子供の見本になるような生活をする、これが第一だというふうに考えております。

ささいなことをお願いをしたいことは、しかる、あるいは褒めるということを含めたあいさつ運動の声かけ運動、これをぜひ皆さん方に推進していただきたい。こうして子供たちは声をかけられることによって市民によって守られている、あるいは市民から期待されている自分を感じるようになるのではないかと、そんなふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

室野議員。

8番（室野英子君） 再質問をさせていただきます。

厳しい財政事情の中で、本当に福祉分野にだけ予算を持ってくるということは大変できないことですが、少子化対策については本当に決定的なものを打ち出すような努力をしていただかないと、女性が子供を産みたい、育てたいと思うような状況はなかなか生まれてこないと思うので、ぜひ勇気を出して、子育て支援対策のほうに決定的なものを今後打ち出してほしいと望んでいます。

日赤の医師の不足のことですが、これは本当に伊豆市だけの財政でできることではありませんけれども、ぜひ西伊豆町とか下田市とか、近隣の町村に呼びかけて、都会から、この環境のいいところでお医者さんをやってくださるような、若い気持ちのあるお医者さんを引っ張ってくるための努力をしていただきたいと思います。

その点について、ご所見をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

少子化対策について先ほど決定的なものは何があるのかと、どうやったら決定的になるのかというのはまだ模索中でありまして。何かこれをやればいいというのがあったら、ぜひご提案いただければと思います。

日赤の医師について、先般議員さん方が要請したことに対して、日赤の院長さんから、産科医の確保と同時に将来に向けて財政支援を検討してくれという、非公式ではありますがということ、お話がございました。伊豆市として財政支援、どこまでできるかということはこれから精査していかなければならないし、議員おっしゃるように、これは伊豆市だけの問題ではなくて、中南部を含めてその辺も、今お話のあった西伊豆町とか南側の市、あるいは町にもお願いをして、どれだけやっていただけるかなと、そんなことを考え始めたところでありまして。まだ具体的な行動になっておりせん。

それともう一つ、私はこの病院に対して、これは全く私の私案です。行動していませんけれども、もう少しこの部分はアメリカ社会のように民間の方のご寄附を願えないかと。この

地域の自分たちの生命を、あるいは医療を守っていただける病院として認められるならば、寄附を募って、それがどの程度集まるかわかりませんが、そういうNPOみたいな組織ができて、日赤を支援して、そして議員おっしゃるような医師に来ていただけるならば、それはいいのではないかと、そんなふうに今漠然と思っているわけでございます。意のある方が手を挙げてそういう行動をとってくれたらなど、そんな期待を込めて思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

室野議員。

8番（室野英子君） 教育長さんをお願いします。

現在、小学生の4分の1、また中学生の60%以上、高校生ではほとんど全員が携帯電話を所持していると言われております。最近ある講演会で、大人が余りに実態を知らな過ぎるという指摘がなされました。子供たちは随分私たちよりもいろいろなことを知っているということです。

例えば、スタービーチという出会い系サイトがあるということも、私は出会い系サイトも知らなかったんですけども、東京に行くと本当によくまちで大きい看板を見かけて、それがそうだったということも、そういう看板は見たことがあったけれども、そういう出会い系サイトの看板であるということも知りませんでした。

子供たちは親や、もしかしたら先生方よりもそのようなサイトとか、そういうことには詳しいのかもしれませんが。大人の媒介がなくて簡単に子供が直接アクセスできるという現代社会であり、そのような危険からいろいろ問題が発生しています。ほんの少しの興味や好奇心から、危険な目に逢っている青少年がこの伊豆市にはいないとは言い切れないと思います。

ちょうどけさ、NHKの静岡放送でも、全国webカウンセリング協会の安川雅史さんという方がネットいじめ対策についての話をしていました。全国webカウンセリング協会というところには、学校裏サイトなどの書き込みによるいじめの相談が昨年だけで1,000件もあったと言われました。簡単に学校裏サイトにアクセスできるという事実も私はそのとき始めて知りました。大人の目の届かなかったところで深刻な事態が進み、先日ネットのいじめによる生徒の自殺も報道されました。教育長さんもおっしゃっていたように、うちの子は大丈夫だと言えない時代になっています。

このような情報を大人が、特に多くの母親は知らな過ぎるという現状について、どのようにお考えになられるでしょうか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 議員が知らないとなると私はなお知りません。私は正直言って、よくブログなんて言いますが、それも自分では開いたこともないし、また見方も余りよく知らないというのが実情でございます。私自身の教育をだれがしてくれるのかと言ったら、実際には自分で勉強するしかないのかなとも思っています。前回でしたが、このことについ

てのご質問に、私答えたような気がするんですけども、こういう携帯、あるいはパソコン等がはやった中で、子供たちに使うなということはもう今の時代無理だろうと。要するに、学校での指導も使わないようにということではなくて、いかにそれを健全にいい方向に使うかの指導をこれからしていきたい。

ただ、議員が言うように、どれだけ要するに情報提供して親に知らせるかということについては、親がそれだけの興味を示さなかったら頭に入ってこないんです。要するに、例えば僕自身がどうも余り知りたくないと思うと勉強しないと同じように、親自身も本当に自分がそれに興味があれば、きっとどういうふうにしたらいいかということを考えるんでしょうけれども、今はなかなかそういう時代ではない。学校のほうでは子供たちに悪影響を及ぼさないために、学校便り等を通じて、こういうことについてはぜひ親も注意してくださいと、こういう呼びかけは現在しています。しているけれども、それより詳しい情報をどの程度出すかというのは、なかなか難しいところがあるのかなというふうに思います。

ですから、私ども考えていますのは、要するに、もう少しもとの段階で、子供たちのパソコンなり携帯等については悪い情報が流れないような、何というんですか、今そういうとめるようなことがあるんでしょうか。そんなことも聞いていますので、そういう法制化というんでしょうか、そういうものに向けて私はやらせてもらうのが一番のいい方法かなと。要するに、私ども教育委員会でやる力にはかなり限度があるかなと、正直のところ考えています。

今、議員がおっしゃいますように、伊豆市で全くそういうパソコンあるいは携帯等についての被害がないかと言ったら、そんなことはございません。実際に私どものほうにもそれに対する情報が入っていますし、この前の議会の質問にもお答えしましたけれども、書き込み、何の書き込みなんですか、パソコンでしょうか、による子供へのいじめというのは実際にございました。そういうことについても学校ではそのために指導はしていますけれども、なかなか難しい。今後学校とも相談しながら、より親への啓蒙活動というのはしていかなければいけないのではないかな、そんなふうには考えています。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

8番（室野英子君） 私も教育長さんと同じような考えなんですけれども、今出ましたフィルター機能というんでしょうか、そういうものを小学生の子供に持たせるときに、フィルター機能を上手に親が使うということとか。

子供がテレビゲームとかそういうことで、バーチャル的な殺人とかそういうことも小学生のときにもう8,000件人を、命を殺す。また、小学校で8万件で、中学を卒業するまでに10万件の命をバーチャル社会では殺しているというので、命に対するハードルが非常に低くなっているの、命に対する痛みが少ないとか、そういうような危険はどういうふうにしたら何とかなるのかなと思うんですけども。

携帯のフィルター機能とか、家庭で子供と話し合うための方法とか、そういうことを家庭、地域、学校で何とかもうちょっと徹底するようなことは大変難しいと思うんですけども、

何か親に任せておくだけではとても心もとないので、何とかならないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 教育委員会にもパソコンに詳しい人間がいますので、そこらあたりと相談して検討していきたいというふうに思います。

議長（堀江昭二君） これで室野英子議員の質問を終了します。

山 下 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、6番、山下一議員。

6番（山下 一君） 6番、山下です。

県営一般農道について市長にお伺いします。

この一般農道は平成2年着工以来、ことして17年経過いたしました。起点が中伊豆持越地区より修善寺田代地区までの基幹農道です。第1期工事は平成16年度で終わり、現在第2期工事に入っております。この期間は平成17年から22年度までの6年間で、予算額は約6億円で、すべて県単の事業となっております。

未着工の中伊豆西地区より修善寺田代地区の測量は完了し、土地交渉も一部を残し了解を得ています。しかし、工事金額の実績が、平成17年度が2,500万円、18年度3,500万円、19年度7,000万円で、20年度は1億1,000万円と聞いております。大見川にかかる橋だけでも1億7,000万円かかるそうです。

第2期工事でこの事業は打ち切りと聞いておりますが、今までの進捗状況を見たとき、平成22年度までの3年間で全線開通が可能か非常に危ぶまれます。

今後の計画をお伺いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの山下議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

県営一般農道の早期開通についてでございますが、県営一般農道中伊豆修善寺地区につきましては平成2年度に半島振興法の指定を受け、県営事業として実施をしております。全長が4,106メートルのうち、平成18年度で第1期地区が完了し、現在第2期地区の残り916メートルの工事に入っております。今後の計画は平成20年度に用地買収を完了し、平成21年度からは道路工事及び大見西川と大見川にかかる橋梁工事に入ります。平成22年度には大見西川にかかる橋梁の完成、平成23年度には全線開通する計画であると県から伺っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

山下議員。

6番（山下 一君） 計画は、今お伺いしたとおりにやってもらえれば非常に結構だと思います。

ますが、いずれにしても、全額県の予算でやる事業でございます。今までが平成2年度が着工という、今まで17年間経過しての結果が今、事業が今の西地区でとまっているわけです。私なぜこのことを質問しますかと申しますと、このままいくと、ここの計画どおりにいかないです、今までの実績からいって。6億円かかるのが、私さっき金額を言いましたね。平成20年度が例えば1億1,000万円予算がとれたとしても、2億4,000万円、残りの2年間、平成23年度までです。で3億6,000万円、本当にこれだけの予算を県が出してくれるのかどうかと、非常に危ぶまれるわけです。

なぜこうなっているかと言いますと、これは中伊豆町時代からの事業でございますが、県がやってくれるのだから、やってもらっただけでもうけものだとか、何かそんなような地元の負担がないということで、それで工事が遅々として進まなかったわけです。前に、これは伊豆市になってからですが、起点の持越の橋がかかったわけですが、あのときも2年かかりであの橋ができたわけです。そういうことを勘案しますと、これからの県への働きかけというのは非常に重要になってくるわけですが、これを本当にこの年度内に平成23年度までの中で開通させるためにこの働きかけ、今までのとおりいかないもので、どうしてもこの年度でやるんだということの、その辺が本当に計画どおりにいくのかどうなのか、お伺いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 山下議員のおっしゃるとおりかと思えます。いくか、いかないか、ここで私に答えるというのは大変難しいことですが、今後どのようにやったらいいか、その辺につきましては観光経済部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それではお答えします。

先ほどの市長の答弁のとおり、あくまでも県営事業で実施しているものですから、計画について県に伺った中身につきましては、先ほど言ったように、平成23年度で全線開通というお話を承っております。ただし、今までの経過を見ますと、確かに大分時間がかかっているという状況は山下議員のおっしゃるとおりなわけですが、そこら辺については、国の予算の関係もあるものですから、どの程度予算づけがなされてくるかによっても変わってくるかと思えますけれども、極力計画どおりにいくように、ここにつきましては一般農道の中伊豆修善寺地区の整備促進の協議会もでございます。その中でいろいろな形で要望を今後も続けて、なるべく計画どおりに完了するよう働きかけもしていく必要があるかなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 山下議員。

6番（山下 一君） 今の答弁、そのとおりだと思います。だけれども、実際の今までを見

てきて、これは県が出してくれる金だから無理を言えないとか、やってくれただけでいいというような考え方で進んできた結果が、もう最終のこの平成23年という、もう第2期工事のしまいに来てこういうことになっているわけ。これどうしても私は必要だから言っているわけです。

例えば、中伊豆の西地区というところは道が狭くて、大型の消防車が回れないと、非常に防災面でも問題を残しているところなんです。これは基幹農道ですから、初期の目的等はそういうことはなかった。西の地区の方々に私が話をするのは、そういうことだから、ぜひその道を早く開通させて安全な道にしようということで納得を得ているわけです。それがもう何年もそこまではできて、そこでもう行きどまっているわけ、行きどまっているというか、拡幅が終わっているわけです。ですから、その後、何回か検討され、路線の変更もございました。このままいくと、平成23年度で強力な力をもって、どうしてもこの道が必要だということを伊豆市として、行政として県等への働きかけをやらなかったら、これは前と同じようにまたずるずるかかると思うんです。

もう一つ、お伺いしておきますが、第2期工事でこの事業は半島振興法の、さっき市長が言いましたね、その事業でこれは打ち切りというふうなことで説明を受けているんですが、今質問をしたところ、その辺のことをお答え願います。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） とにかく、先ほど言いましたように、整備促進の協議会がございます。その中で今後も計画どおり実施されるよう要望していくわけですけれども、その半島振興法の関係ですけれども、一応、この計画につきましては先ほど言ったように、田代まで開通することが前提ですから、そこまでは当然多少期間が延びてもそれは完成まではやってくれるものと、それは考えておりますけれども。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで山下一議員の質問を終了します。

飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に、15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

発言通告書に従いまして、一般質問をいたします。

修善寺駅前周辺整備について。

修善寺駅前周辺整備につきましては、何度か質問させていただいておりますが、合併後既に4年がたち、予算の一部が戻されたり繰り越しされたり、その姿が一向に見えてきません。この事業は伊豆市の玄関口及び市の中心地域としての整備が合併協議の中でも上位にランクされ、早期の事業実現が市民からも期待されております。以下、市長に質問いたします。

1番、事業の進捗状況について伺います。

2番、どのようなまちの整備をお考えになっているのか、全く見えてきませんが、何ゆえなのでしょう。意図するところを伺いたと思います。

3番、私は、新庁舎を建設するなら市所有の駅北広場を核に建てるべきとの意見を持っておりますが、新庁舎の建設に当たっては市民調査等を実施したほうがよいと思っております。この点につきましても伺いたと思います。

次に、市内医療施設の現状について。

近来、日本の医療崩壊が始まったことや、医療機関の経営難が各地でニュースになっております。市内にも経営で苦しむ医療施設があると聞いておりますので、質問をいたします。

、市内には大きな医療施設が4つありますが、その業務及び経営内容を把握しておりますか、伺います。

2番、自治体が直接経営にかかわらない病院等にも施設経営を支えるために、補助金を出している市もあるようですが、この点、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

まず、修善寺駅前周辺整備事業についてお答えいたします。

進捗状況につきましては、測量などの調査、検討を進め、駅前整備や駅周辺道路に関する整備構想の策定をしております。

次に、まちの整備の考えについては、修善寺駅周辺地区を伊豆市の陸の玄関口に位置づけしており、駅前広場や駅周辺道路などの施設整備を図り、にぎわいと活力あふれるまちづくりを目指していきたいと考えております。

3番目に、駅北広場への新庁舎の建設については、駅北広場は都市計画道路・駅北線の駅前広場として都市計画決定を行い、土地区画整備事業により取得した用地であります。このため、駅北広場へは本来の取得目的である駅前広場の整備を前提に検討を進めており、駅北口を取り込んだ新庁舎建設の考え方もあるかと思われませんが、クリアすべき課題も多く、なかなか一朝一夕にはいかないかなと思っております。

庁舎の建設計画につきましては、本年度中に方針を立て、基本構想策定の基礎調査までを考えておまして、議員ご指摘のとおり、建設については市民懇話会などで十分に論議を重ねながら、市民と一体となって推進すべきものと考えております。

続きまして、大きな2点目の市内医療施設の現況についてお答えします。

まず初めに、市内の医療施設の業務及び経営内容についてですが、伊豆赤十字病院は日赤静岡支部の評議員会において予算・決算状況や事業報告の説明を受けておりますので、内容はある程度把握しております。平成18年度決算では県内5カ所の赤十字病院すべて赤字決算

であり、伊豆赤十字病院では3年連続の赤字となっております。産科休診の影響が大きいものと思われま。

その他の市内医療施設につきましては、民間の医療施設のため経営状況は把握しておりませんが、いずれの医療機関におきましても医師、看護師の不足に加え、医療報酬が抑制され、経営は厳しいと伺っております。

次に、2番目の補助金につきましては、飯田正志議員、室野議員にお答えしたとおりであります。伊豆赤十字病院以外の伊豆市内の中核的医療機関においても医師、看護師不足は同様であり、地域医療を支える病院への支援のあり方についてはよく検討する必要があると考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

15番（飯田宣夫君） ちょっと最初に下のほうの、先ほど来、午前中からもう市長にいろいろお答えいただいておりますので、医療のほうの話をちょっと先にしたいと思いますけれども、よろしく願います。

現状、日本の医療崩壊が始まったと言われて、ここ二、三年そういう形が言われていますし、医療だけではなくて、いろいろ年金の問題、教育の問題、日本は何か過渡期に来ているのかなと、そういった大部分は国の責任の中にあるのかなとは思いますが、我々も地域とすると、自分たちの地域は自分たちで守っていかなければいけないというふうに思いますので、自分たちのできる範囲では、やはりそれなりの努力をこれからもしていかなくてはならないのではないかということで、こういうお話をさせていただいております。

医師不足等の日赤あたりのお話は、皆さんがされておりますが、先ほど市長もちょっと述べました日赤の話の具体的な資料がありますので、皆さんにもこういうことは知っておいていただいたほうがいいのではないかと思って、ちょっとお話をさせていただきますけれども、県下5カ所ある日赤病院、本当にみんな赤字です。伊豆日赤につきましては、平成19年度の当初に予算の額でもう既に1億3,000万円の赤字、平成20年度予算になるともう1億9,000万円の赤字を予測した予算が組まれていると、大変厳しい予算編成でスタートしなければいけないという現実があるわけです。

先ほどから、市長も行政の予算出動も考えなくてはいけないのではないかということを発言なされていますが、現実に裾野市あたりは財政的にもゆとりがありますので、平成19年度で1億5,400万円、平成20年度の予算額で1億6,000万円ぐらいの、もうそういう財政出動をしているんです。それは確かに裾野市は皆さんご承知のとおり、静岡県内でもトップクラスの、財政が豊かなところがありますので、こういうことができるのかなと思いますが、できない伊豆市は幾ら金がなくても、このままほうっておいていいということにはならないと思うんです。浜松市の赤十字なんていうのは、もう本当にけたが1つ違うぐらいの赤字が

予想されているんです、平成20年度。

本当に、では地方の行政だけでこういう問題が解決できるのかなというふうに思うと、本当にどうにもならないのかなというふうに言ってしまうと、それで終わりなんですけれども、医療報酬へ多少なりともこの地域として応援をしていくということは、当然やっていかなくてはいけないのかなと思いますし、伊豆市の場合は旧田方医療のほうに現実にもうやっているわけなんですけれども、地元にある産科の問題で、日赤につきましては別な意味で地域医療の拠点の施設として、先ほど来言っている南部のほうの行政と早く協調したことで財政出動をしていかないと、恐らく、私の聞いている範囲ですと、伊豆日赤はあと3年、4年でもうこれで行き詰まってしまうのではないかなというふうなことを、ちょっと担当者の方から聞いております。だから、そういったことを考えますと、このままほうっておけないのかなと。医師が足りないとか、足りるなんていう以前の問題になってしまいますので、そういったことは、これから我々も議員としてでも地域の人間としてでも、真剣に考えていかなくてはならないのかなということで、思っております。

だから、その辺早く担当者レベルで南の地区と、そういう話し合いを早く開始していただきたいということ、その辺をぜひやっていただきたいという確認を、ちょっと1点だけさせていただきますと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員のおっしゃるとおりだと思っております。

早く南のほうと話をどうやってできるか。しかしながら、南のほうからすると、新聞等で湊病院の課題を抱えているわけです。すんなりと乗ってくれるかどうか、やや懸念を持っております。話し方についてもどういうふうにするか、検討をしたいと思っております。

それから、議員のおっしゃるように、裾野市と比べても伊豆市は到底足元にも及ばないと思っております。どこかをそれだけもう出血で切っても裾野市のようにはいきませんし、一千万円台のお金ということも相当な伊豆市だけでは苦勞があるかと思っております。いずれにいたしましても、早く近隣の市町に問いかけてみたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、前に戻りまして、修善寺駅周辺整備につきまして質問をさせていただきます。

午前中もそういう質問がありましたけれども、修善寺町時代から修善寺駅周辺、修善寺温泉のまちづくりについて、いろいろな取り組みはもう10年近くやってきておりまして、修善寺温泉は今、現実にもそういう実績は着実に成果が上がってきているというふうに思っております。夜の宿泊客がふえているかどうかという問題は別にしまして、昼間のお客さんはもう

目に見えるようにふえておりますので、そして整備も地道というか、こつこつと進んでおりますので、いい方向にいつているのかなと。そういう点、同じころと一緒にまちづくりのスタートを修善寺駅前も切っておるんです、地元のそういうまちづくりにかかわっている人たちは。

平成15年6月に、中心市街地活性化の基本計画が国によって出されて、もう既に5年目ということになるわけです。そういったことを見ると、幾らまちづくりは時間がかかると言っても、なかなか5年たって、先ほどから何も見えないではないかという、午前中にもそういう質問がありましたけれども、ここ2年も3年も、そういった問題にいろいろなところの議論をしてきた地元の人間たちにとったら、おれたちこんなに一生懸命いろいろなことを考えてやってきたのに、全く何も見えないのではないかなというのは、これは本当に素直ないら立ちみたいなものはみんな持っているんです、地元としては。ぜひこの点を、期待を裏切らないように前向きに、もっともっとスピードアップしてやっていただきたいというふうに思っております。

一番自分が心配していますのは、午前中のときに、企画部長がまち交の話をされたんですが、今、道路特定財源がどうなるかによって、まち交の交付金もなかなかどうなるのかなと。もしこれがまた駄目になったなんていう話になると、全くこの話もまたゼロになってしまうのかななんて、そういう心配もあるもので、極力早くそういう予算がとれるような計画を進めてもらいたいということを、私自身は思っております。

ともかく、私自身が何も、どういう計画があるのかもよくわかっておりませんが、地域の合意がなされない限りはこの計画は進まないと思うので、それは先ほど来、駅北広場の整備に旧の整備のときのことがいろいろあって、なかなかあそこの土地の使用については難しい問題は確かに抱えております。でも、それはどうにかなるといふふうに私は聞いておりますし、どうにかすることはできると思うんです。

そういったことで、ただ広場をつくったり整備をして、こんなことを私が言ってもおかしいんですけども、当たり前なことなんですが、ただ単純に整備をしたり、そんな道が広くなり広場がよくなったと聞いただけで、当然そんな町が活性化するわけではありませんので、ともかく地元と、よく言われる協働の形をしっかりとってもらいたいということ。それを僕はずっとお願いしているんですけども、そういった形がなかなか行政のほうにとれていないということ。その辺は何だかんだ言っても、まちづくりは行政にある程度リーダーシップをとっていただかないと、そういうノウハウ、情報は行政のほうにたくさんあるわけですので、そういった取り組みをぜひ、またこのところのいろいろな機構改革で、担当がどこになるのかよくわかりませんが、そういった形をしっかりと見据えてやっていただきたいと。

地元で、そういった形で一緒に頑張っていこうというような姿勢は、これからとるということはある程度確認できておりますので、地元の企業もここまで落ち込んでくるとなかなか、もう自分たちのことですので、それはそれなりに一生懸命やると思っていますので、ぜひそのり

ーダーシップを行政のほうでとっていただけるというふうに、一緒にやっていきたいと思いますという姿勢をもっともっと前面に出していただきたいと、この辺の確認だけ1点お願いしまして、市長の決意をひとつお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 行政がリーダーシップをとって、それからノウハウについてのご意見があったかと思いますが、修善寺町時代から見ても、まちづくりというのはなかなかうまくいっていないといいますが、進んでいないというのはおっしゃるとおりだと思います。行政サイドにまちづくりに対してリーダーシップがどれだけあるか、あるいはノウハウもあるのかないのかというと、余りないのではないのかなと私は思っています。

それから、地元のいわゆる企業さんの協力がどれだけいただけるのか、あるいはその方向について総論は賛成だけれども、各論になるといろいろあるというようなこともありまして、やや時間がかかるのかなと、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政と地元との協働というんですか、いろいろな議論をして、時間かかるかもしれませんが、議論をして合致して進めていかないことには、お互いにどっちがどっちだと言っているけれども進まない仕事ではないのかなと、そんなふうに今思っております。

私も、そんなにこういうことについてたけているわけではありませんし、職員も余りやった職員というのは伊豆市にはいないのではないかなと。むしろ、おれにやらせるというのが出てくれればいいのかと思っておりますけれども、そんな感じでございます。ぜひ一緒に、対岸で川を挟んでおまえが悪いと言っても進みませんから、ぜひもう一歩歩み寄りをやって、議論を進めていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、これで飯田宣夫議員の質問を終了します。

小 野 忠 宏 君

議長（堀江昭二君） 続いて、20番、小野忠宏議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

地産地消へのてこ入れということで、質問をするわけでございますけれども、実は、この質問書を出した後、観光経済部長さんから議案質疑の回答で、地産地消の推進部会を、3つ推進部会をつくってやっているというような、学校給食だ、病院部会ですか、それから旅館部会、一般家庭部会、こんなことでやっていますということで、大変私よくわかりました。それで、大枠はわかったわけでございますけれども、ですから、少し掘り下げまして、具体的なことで質問を続けさせていただくというようなことでやらせていただきます。

具体的でございますけれども、2つございまして、1つは予算書の農林水産業費の地産地

消推進事業です。この中でうたわれているのは大豆のことで、麦のことで、大豆と麦のことだけがうたわれていて、それで地産地消ということになっているわけですが、私も、私は食の安全という観点から地産地消が大変重要な時期に来ているんだなという認識を持っておりまして、そういう観点からしますと、地産地消の推進事業というのが大豆とか麦もさることながら、我々が日常食べております野菜、ネギだとか、大根だとか、白菜だとかといったこういう一般青物野菜、こういうものに比重がもうちょっといっても、地産地消推進ということがいってもいいのかなというようなことを私は感ずるわけですが、そんなことで、これに関してどのように今後していられるかということが1点、これを質問させていただきます。

それから第2点目は、発言の通告書にもちょっと入っておるんですけども、同じ食の安全という観点から、伊豆市の中であちらこちらで朝市というのが行われております。この朝市はかなり盛況のようございまして、私は食の安全という面から大変結構だと。地産地消というけれども、現実にはさらに進んで自給自足、そういう世の中ができるような、そんなようなことを目指す。そんなことで大変結構だと思っておるわけですが、いろいろと話、あちらこちらの話、世間の人のお話を聞きますと、朝市に朝早く6時に起きて行かないと、もうすぐに売り切れてしまって欲しいものはなくなってしまうから、早く起きて行くんだとか、大変盛況でいいなと思っております。

反面において、朝市にかかわっている、やっている方々、どちらかというとお年寄りにだんだん高齢化してきて、なかなか大変だというようなときに来ているというようなことも聞きます。ということは、先に行きますと、朝市も衰微していくのではないだろうかというような心配が私にはあるわけです。そんなことで、朝市へ少し何かてこ入れはできないのかなと、もっとこれが伊豆市全体として朝市がすばらしいものになっていったらいいな、こういう観念の質問を2つさせていただきたいと思っております。

お願いいたします。

議長（堀江昭二君） 小野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

地産地消へのてこ入れについてでございますが、昨年2月に発足しました伊豆市地産地消推進協議会において伊豆市地産地消推進計画を策定し、伊豆市における事業の進むべき方向性を決定いたしました。

また、同じく昨年1月には、農産物直売所及び朝市を運営する組織の相互交流や情報の共有化を図るとともに、農林水産業の振興、地産地消を推進することを目的として市内で活動している21の団体の協力のもと、伊豆市農産物直場所・朝市連絡会が発足しました。今までに、農産物直売所・朝市ガイドを作成し、食育推進協議会とともに地場産物を使用した料理の紹介と食育の勧めについてのパンフレットを作成中であります。

地産地消につきましては、食の安全・安心にとって欠かせない政策であります。今後は、生産者と消費者をつなぐシステムの構築や、市のホームページに地産地消に関するコーナーを設け、随時情報の提供に努めるとともに、機会あるごとにPRを行っていきたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

小野議員。

20番（小野忠宏君） ただいまの市長のお話大変結構で、さらに進めていくというようなことでやっていただきたいわけでございますけれども、さらに発展させて、食の安全ということは当然一番最優先で重要でございますけれども、何というんですか、伊豆の天城箱根山系というんですか、こういったところにシカがいっぱいいてどうしようもないだとか、イノシシがいっぱいいて、何かそういうものも食の中に取り込んでいって、それが本当に全部それで満たされるということは絶対ないんですけれども、伊豆市に來るとそういうものがいっぱいあるんだよというようなことになってきますと、私は食の安全からさらに発展させていって、伊豆市の発信というんですか、そういったようなことにつながって、伊豆市の発展にまでつながっていきやしないのかなというようなことを考えます。

ぜひ、そんなことも考えて、この地産地消、昔は自給自足なんか言いましたけれども、そういうことに行政当局も力を注いでいくというふうにしていただくと、大変結構だと思います。よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで小野議員の質問を終了します。

休憩をします、15分まで。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

通告に従いまして、3つ質問させていただきます。

最初に、有線放送の代替について。

有線放送の廃止が間近に迫り、利用者は大変不安を感じています。以前の一般質問の答弁で代替を検討しているとの答弁をいただきましたが、進捗状況を伺います。

2番、飲酒運転の懲戒処分について。

伊豆市の飲酒運転に対する懲戒処分は減給、停職から免職に至るまで幅があり過ぎ、運用が時代のニーズや世論から外れるおそれが生じます。今日の飲酒運転に対する目は非常に厳しいものがあります。処分も免職一本にすべきだと思いますが、市長の所見を伺います。

3番目、教育委員の選任について、このたびは立派な方々が選任され、喜ばしく思います。しかし、この時期の解任が適当か否か、少々疑問を感じますので、市長と教育長に答弁を求めます。市長と教育長は、責任担当部局は違っても、それぞれの価値観や政治的見識に共通性がなければ双方が所管する事業も順調に進行しないと思います。したがって、法の中でも地方公共団体の長が指名し、議会の同意を得て任命するとなっているものと理解します。ならば、4月に新市長が誕生しますので、新市長のもとで任命されることが好ましいと思いますが、お二人の所見を伺います。

よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの三須議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

まず、農協の有線放送の代替についてでございますが、有線放送施設は本年度末3月末をもって廃止されるというアナウンスがあり、その代替として市民向けのお知らせについてはJA伊豆の国において訃報情報やPTA活動、地域コミュニティを対象としたパソコンや携帯電話を使用するJA-IT回覧板システムの利活用検討が進められており、市としても普及活動への応援と内容の共同検討などを行っているところであります。また、将来的に地域公共イントラネットを活用した市内ケーブルネットワークなども、今後の地上波デジタルの切りかわりに合わせて検討していく必要があるかと思えます。

続きまして、2点目の飲酒運転の懲戒処分についてお答えいたします。

市では、職員の交通事故や交通違反をした場合の懲戒処分につきましては、国の懲戒処分の指針に準じて市の基準を定めております。飲酒運転による重大事件が続発している中、公務員による飲酒運転が後を絶たず、社会や世論などの厳しい批判を受けていることから、平成18年11月に基準の一部見直しを行い、飲酒運転については酒気帯びの場合も含め、最も重い処分として免職処分を追加し、基準を厳罰化いたしました。

飲酒運転は絶対に許されるものではなく、反社会的な行為として違反者は厳罰に処分されるべきと考えます。しかしながら、処分の決定に当たり、その違反行為に至るまでの経緯や他の自治体の処分事例等を含め、総合的に判断することとしておりますので、処分の基準には幅を設けてあります。幅があると申しましても、その運用が偏ったり、処分を軽くしたりということではありません。個別の案件ごとに、犯した罪の状態と、起こった結果を十分吟味した上で厳しく処分をまいります。免職処分も十分あると考えていただきたいと思います。

3番目は教育長に先に答えていただきます。それで、再質問がございましたら、それについてお答えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続きまして、教育長。

教育長（室野純司君） それでは教育委員の選任についてお答えをいたします。

この時期の選任についてはさまざまな考えがあろうかと存じます。今回任期満了になる教育委員は私と教育委員長の2名でございます。任期は平成20年5月11日まででございますので、新委員の任期は5月12日からになります。市長選は4月20日ですので、当選した新市長が臨時議会に提案し、議会の同意を得て、新市長が任命するのが本筋かとは存じております。

さかのぼること、昭和31年の中途までは教育委員は公選制でございました。任命制に改めるに当たりまして、教育行政を地方公共団体の長に隷属させるもとなるとの反対がありましたが、主たる要因として、公選制になると政党対立の時代、教育委員会そのものの政治的中立性が失われる危険性がある。そんなことから現行のようになった経過がございます。つまり教育委員の任命制は、教育委員会の構成や運営が直接公選によることから生じる政治的確執に災いされないように、教育行政の政治的中立性と継続性、さらには安定性を確保するとともに、人格識見のすぐれた人を得ようとする趣旨にほかなりません。

昨年までの委員についても3月議会で同意を得ていただいております。今回の委員の選任につきましては、市長選があるということでちゅうちょしたことは事実でございますけれども、これまでと同様、教育委員の選任が選挙絡みであってはならないという考え方もありました。教育委員会で候補者を選考し、市長の同意を得て議会に上程させていただきました。立派な方の選任という議員のお褒めの言葉があったように、議会において全会一致でご承認を得たことに感謝申し上げ、お答えとさせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

三須議員。

22番（三須重治君） すみません。

再質問の前に、市長のほうからも、この教育委員の選任については指名権が市長にありますので、その立場として最初の答弁として求めたいと思いますが。

議長（堀江昭二君） それでは市長、答弁をお願いします。

市長（大城伸彦君） それでは、教育委員の選任についてお答えいたします。

ただいま教育長がお答えしましたように、まず伊豆市になりまして、過去の教育委員さんの任命につきましては、直近の、前のいわゆる3月議会で承認をいただいて教育委員の任命をやってまいりました。今回についても3月議会定例会でということで上程し、先ほどお話がありましたように、満場一致で可決承認をいただいたわけでございますが、三須議員がお

っしゃるように、新しい市長のもとで教育委員の任命についての臨時議会等々はあろうかと思えます。しかしながら、それは従来のパターンとしてはやや変更になるということで、正直申し上げますと、余り意識をしなかったと。

改めて考えますと、4月20日に新市長が選任されて引き継ぎが4月25日になります。26日は土曜日でございます。それから連休があります。退任される教育長、教育委員長の2名の方は任期が5月11日でございますので、選任するまでの期間は数日、10日なかったかなと思います。詳しく数えてありません。その中で臨時議会ということをやった間に合うのかなという懸念は若干持ちました。ということで、従来どおりといいますか、毎年恒例の3月議会でご上程させていただいて、ご承認をいただいたという経過になっております。

今後のあり方については、どのようにしたらいいかということは、何年かに一遍あるかないか、そういうまたいろいろなハプニングで、こういうことがあるかと思えますけれども、そうたびたびあることではないので、そういう内規とか規定をつくってもうまく運用できるかなと、そんなことを今思っております。できますれば、定型的なパターンで進めさせていただくことをご承認いただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） 最初に、有線放送について伺います。

農協は農協で、それはパソコン、携帯を使ってという説明があったわけですがけれども、以前の一般質問のときに、市長は無線系統のようなものを使って今、電話の機能は要らないわけですから、お知らせ系統、それとあとは同報無線が災害時に大きな暴風雨のときには全く用をなさないわけです。そういうようなことも含めて無線関係のことも検討するという答弁ももらったと思うわけです。ですから、その辺のところも農協に関係なく市独自で考えているのかなと、そんな期待もあったわけですがけれども。

それで、パソコン、携帯は若い人と年寄りが同居しているところであるとかということ、年寄り世帯にはそれで通用すると思えますけれども、そういったものに弱い年寄り世帯の人たちは、それだけでカバーできるのか非常に心配があるわけですがけれども、そのあたりどのように考えているか。農協へこのまま乗っかっていったいいものかどうかということは非常に不安があるわけですがけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 以前からも、いろいろこの件についてご質問ございました。現時点では余り進んでいないということでございます。この件については総務部長からお答えいたします。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） それでは、前回お答えした市での検討というようなことで、1つ

は、FMを使った防災ラジオと申しますか、それを申し上げたかと思えます。これについても検討はさせていただいたり、それから実際にこれを使っているところは検討させていただきました。結論的にはちょっと導入は難しいのかなど、電波の関係とかそういうことを考えた場合に、これも入るところ、入らないところ、アンテナをつけなければならん問題とか、そういう問題等々ありまして、これについては少し見合わせたいということが1つでございます。

それから、同報無線の関係でございますけれども、これも現在、同報無線の放送をする範囲、内容です。この辺について実は今4庁独自で統一されていませんので、周波数を持った中でやっております。若干、旧町の流れをくんだ中で、その放送内容について若干差異があるというようなこともありまして、これらについても4庁同一した歩調でと、その取り扱い、放送内容についてはやっていこうということで検討しているところでございます。ですが、防災を主としたものでございまして、緊急放送を主としたものでございまして、その使い方にはどうしても制限があるという点がございまして、この点もあわせて、基本的に市内同一の内容での放送について現在検討しているということでございます。

それから、これは行政の助成の取り組みではございませんが、いわゆる訃報の情報と申しますか、これについては御存じかと思えますが、日日新聞、それから静岡新聞、これらで無料で掲載してくれるというようなこともございまして、こうしたものを使っていければというふうには思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） 質問とちょっと答弁の内容が違うものですから、僕は同報と言ったのは、災害時のことを、通常の連絡事項を同報で流すということではなくて、災害時では全く実際に何も聞こえなくなります、台風のときには。だから、そういうときに避難勧告であるとか、警報的なものを行政が知らせるときに全く聞こえない。だから今までは有線を頼りにして、そのうち有線で言うだろうということで、有線を聞いてそれで指示を聞くわけですけども、今度はそういうことができないという。そういうものに対してこの農協のやっているこれに乗っかるだけでいいですかと。その辺のところは質問の内容なんです。

だから、訃報のお知らせだとかほかの連絡事項、有線は大変長い時間いろいろなものを、有線があるといろいろな利用の方法があってしています。そういうのが今度はほかの代替が、だから毎日新聞で云々みたいな形になると、非常に今まで便が良かっただけに非常に不便を感じます。そんなものもここで後退するような、今までより不便になってしまうような形でいいのかと。もう少し今までに近いような形、それ以上のものになる方法を、これからも検討していてもいいんじゃないかと。

ただ、農協に乗っかって、より不便になるというだけでいいのかという、その辺のところを非常に疑問に感じますから、再質問としてお願いいたします、答弁を。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 1点目の、同報の関係でございますけれども、これは先般もお話ししたかと思いますが、いわゆるそういう電波の関係とか、うちの状況とかで聞きにくいというような場合については、いわゆる戸別受信機での対応、これをしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目のほうはこれからの、先ほどの市長の検討事項というようなことでありますでしたが、光ケーブルを使った、戸別のいわゆる有線テレビでもって情報が得られるということも、そう遠くない形で実現が可能になるのかなというのが、一方法かなというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） では、次の飲酒運転の懲戒処分についてですけれども、答弁で平成18年度には少し刑を厳しくしたという説明があったわけですが、現在の中ではここで初め質問したとおり、非常に幅があると。それで答弁の中で、近隣のいろいろな事例もというようなことで答弁ありましたけれども、1月のニュースで浜松市の消防が酒気帯び運転したね。それで懲戒処分になっているというのがニュースで流れました。こちらでも、我が市でもそういった飲酒に関しての一つのあれがあったわけですが、ではそのときの市民の声というのが行政当局の皆さん方にも届いていたと思いますが、非常に処分に対しては非難があったのは事実だと思います。ですから、その運用についても、これだけの幅はもう今の時代に合わないでしょうと。無条件で飲酒運転というのはもう弁解の余地がないという、そういう時代ではないかなと感じているわけですが、その辺の所見を再度伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） おおむね三須議員のおっしゃる方向だろうと思いますが、この処罰の分限については委員長が副市長でございますので、副市長から答えてまいります。

議長（堀江昭二君） 副市長。

副市長（児島保次君） それでは、お答えいたします。

最終的には任命権者であります市長の権限になるわけでございますが、先ほど市長が答えましたとおり、最終的には反社会的な行為ということで、違反者は懲戒処分にする傾向になっております。委員会の中でもそれは議論をされておまして、飲酒運転、それから酒気帯びについても厳罰に処すというような方向に行っております。ですから、前のところが甘いと言われると、これはやむを得ないところがありますが、現在では酒気帯び、それから飲酒運転についても免職処分というところになってございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） その免職のところを追加しても運用が下から減給であるとか、停職からそこもあるわけです、飲酒に対しても。そこがあると判断者の判断で、言葉は悪いですが、さじかげんというもので。そうではないと、もうそこにはさじかげんはないんですよと、もう一発であなた免職になりますよと。だから、それに対しては本当に慎重に、そういうことで今の時代そこではないかと思えますけれども、再度そのところを下の停職、減給は要らないというところを要求したいわけですが、そこ、再度答弁を求めます。

議長（堀江昭二君） 副市長。

副市長（児島保次君） 現在、運用としては議員さんの言われるとおりでございます、下のさじかげんについては運用しないつもりであります。規則については、またその時点で改正ができれば改正と、それから任命権者の強い命令のもとに、そのようなことが委員会の中でも確認されておりますので、さじかげんのないようにしたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） では、3番目の教育委員の選任についてですけれども、この選び出すときというのは、本当にそこに一つの選び出す作業だけなんですけれども、一番大事なのは、4年間市長と教育長が本当にタッグを組んでいい伊豆市の教育をつくってもらおうという、その4年間が一番大事なわけです。

ですから、そこで市長と教育長が政治的判断であるとか、価値観というものが本当に一緒でなければ、例えば学校の統廃合にしても、お二人の意見が違えばなかなかそれは前へは進まない。ですから、市長が、私ども前回のこと言いますが、そのときには大城市長も町長のときに、また市長をやるという意欲の中で決まっていくという、そのところは選挙ありましたけれども、選挙でどうだろうとその時点は今回とは違うと、今回はもう退任表明をされているわけですから。

ですから、その次になる市長が、私は教育に対してはこういう考えを持っているんだと。それを理解してくれる人というものが当然出て当たり前だと思います。そのところを私は非常に考えているものですから、今回このような質問をさせていただきました。その辺でもし見解がありましたら、教育長でも市長でもどちらでも結構ですから、答弁を求めます。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） まず1点、あくまでも教育長の選任は市長にありません。この前の3月定例会で提案いたしましたのも教育委員の選任でございます。ですから、例えば今、全国では公募して教育委員を選ぶところがございますけれども、何か幾分新聞報道を見ますと、教育長を公募として扱っているような感じがしますが、あれはあくまでも教育委員の公募でございます。ですから、教育委員が選ばれたときに、教育委員会でだれを教育長にするかは互選であるというふうになります。ですから、例えば市長のほうで教育委員を指名してきたときに、教育委員会で、市長が教育長にしたいなと思っている人間が、場合によって

は教育長になれないことも実際あるだろうというふうに思っています。

ただ、今回、私のほうで市長のほうに、こちらから推薦する人をぜひ議会に上げてほしいという願いをいたしましたのは、今までの経過も正直言ってございます。私が教育委員に選ばれたときには、これはあくまでも平成16年4月は暫定の教育委員を決めまして、そしてその中で互選で私に、臨時議会で新しい教育委員が選任されるまでは、おまえが教育長をとにかくやれということで4月いっぱい。それから新しい市長、大城市長が決まってこの議会に教育委員を上程するまでは、私が臨時の教育長をやっておりました。そのときに大城市長、市長に選ばれて、教育委員を5名選ぶなんていうそんな時間はとてもございません。ですからそのときには、当時の教育委員5人で、次の教育委員をだれを選考しようかということを実直言って5人で検討いたしました。そして市長のところへ、この5人を議会に教育委員会として推薦をしたいけれども、議会に上程をしてくれないかと言ったら、市長がよしそれでいこうということで、5月11日の臨時議会で私ども5名が決まったわけでございます。

この5名についても、ご承知のように、教育委員は一度に変わってはいけないという法律がございますので、1年委員が1人、2年委員が1人、3年委員1人、そして4年委員が2人ということで、今まで1名ずつ新しい委員さんを選考してきた経過がございます。

今回の場合に2名、さらに地方教育行政の組織および運営の法律が変わりまして、教育委員には必ず18歳未満の子供がいる保護者、これを必ず入れなければならない、という法律ができました。これも正直言って非常に難しいクリアでございます。と言いますのは、例えば17歳の子がいる教育委員がいた場合は2年たったらもういなくなります。そうすると、その次の教育委員には、また子供がいる要するに保護者を持ってこなければいけない。そういうこともありまして、今回の場合、教育委員会のほうで検討をして、ともかく18歳未満の子供がいる保護者を1名は入れていこうと。これは地区によっては、全く別枠で6人目の教育委員を保護者がいる、父兄として入れる地方自治体もあるようですけれども、伊豆市の場合はそこまでふやす必要もないだろう、5人の枠の中で1名はともかく子供がいる保護者をに入れていこうということで、今回入れさせてもらいました。

そういうことで、今までの私がいた旧中伊豆町でもそうでしたけれども、教育委員の選考については市長がこいつにやらせようということではなくて、そうではなくて、今教育委員会のほうでこの人でどうかということでもお願いをして、教育委員に承認をもらったという経過がございました。今回もそういう運びで市長にお願いをしてやった経過もございます。

ただ、御存じのとおり、教育委員会と市長との対立がある地区も正直言ってございます。例えば、犬山市がそうでございます。これは犬山市が今全国でただ一つ学力調査に反対している教育委員会でございます。この教育長は全く学力調査は今自分たちでやっている、犬山市でやっている学力調査で十分だと。何も国から大変なお金を使ってやる必要はないということで反対をしていますけれども、それに対して市長は先般、2人の教育委員を学力反対の

委員として送り込みました。ただし、その委員会では3対2で学力テストを否決ということで、また平成20年も実施しない。市長がそのとき何と言っているかと言ったら、その次はまた1名おれのほうで賛成の委員を入れるから、再来年からは実施できますと、こういう話をしている。私はそれに対して、何か非常に政治的なことが絡んでいるというような気がしてしょうがないんです。

そうでなくて、教育行政は法律でもそうになっていますけれども、市長部局とは一線を画しながら、市長が例えば、こういうことでおい進めていくということならば、それと議論しながら、これも教育長1人で進めるわけにはいきませんので、教育委員会の合意を得ながら、その意向に沿って進めていくというのが本筋だろうということで、今回、市長にお願いをして、3月議会に委員を上程させていただいたと、こういう経過がございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） 制度、教育面であるので、それを教育委員会で互選するというそのシステムは十分理解しています。ただもう履歴を見たときに、教育委員として選ばれる人と、教育長を想定して選ばれる人、だれもみんな議員はわかっていると思います。ですから、教育委員であるならば、教育長という言い方は僕もしているわけですけども、今回、教育委員会のほうが市長にお願いして、この人たちをとということをやったというんですけども、最初の通告の部分もここに書いてありますけれども、法の中では市長に指名権があると私は理解しています。市長が指名して、それを議会の同意を得るんだというふうに理解しています。ですから、伊豆市の今回の選び方は市長に指名権を与えなくて、教育委員会のほうで逆に市長こういうことだという提言は、市長からお願いされてそうするなら結構なことですけども、そうでない限りはちょっと権限が逆ではないかなという、そういう気がしています。

ですから、その辺も含めて少し、今回もうそうでしたら、きょうになって決まった方、ここをまたどうのこうのと言いと非常にとんでもない波風が立ちますから、今後は、教育長と市長の実務をやっていく上には、どういうふうな選び方がいいんだというところをまず第一に置いて、ぜひ選考していただきたいということをお願いして、一般質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 市長はいいですか。

22番（三須重治君） 答弁ありましたら、市長に。

議長（堀江昭二君） もしありましたら、市長、お願いします。

市長（大城伸彦君） 三須議員のお話、もっともだと思います。

しかしながら、市長も人の子であります。市民の中で一番教育長、あるいは教育委員にふさわしい方をすべて認識しているわけではございません。教育委員会から推薦、あるいはほかからも推薦がそうなりますとあるうかと思えます。そういう場合、相当な時間を要するということになります。また、先ほど午前中申し上げましたように、教育というのは、時の政権によって余り右に振れたり、左に振れたりしてはまずいという教育の法になっております。

ですから、教育委員会のほうに付託してといたしますか、お願いをして候補を出していくと。

これは、今までの教育委員さんも同じです。だれかいい人がいますかと聞いてきました。しかし、全部わかっていませんから、では教育委員のほうから逆に候補を出してみてくださいということやってきました。その辺が今回特に私が引退宣言してからの行動であって、やや普通の、おっしゃるように、普通のパターンと違うかなと思います。

これが、そういうパターンのときに、では全部当局、あるいは市長が気がつくかということ、正直言って私も気がついていなかったと言えればそれだけです。議会運営委員会等でそういうあるいはご意見を出していただけたら、あるいはそうかなと思って変えられたか変えられないか、今非常に迷っております。年間行事を通じてあるパターン化をしていかないと落ちてしまいますし、このときはこうだ、このときはこうだと、余り条件でもっているいろいろなやり方をすると、また逆のそごが出るのではないかと、そんな心配を今しているところであります。

したがって、ぜひその辺はご理解いただきまして、今後のあり方についてはぜひ、議員さんそれぞれの議会運営委員会、あるいは福祉文教委員会、そのほかの委員会等でご議論いただいて、あるべき姿を模索していただけたら大変ありがたいし、喜んで引退できるのではないかと、そんなふうに思っています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで三須議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に、19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

1、教育現場の格差、ひずみをどのように解消してきたか。

新聞によると、塾などで学ぶ子と、そうでない子の格差が広がり、クラスの中で学力の2極化が進んでいる。全国学力テストで塾に通っていない中学3年生の基本問題の正解率は68%で、塾に通う生徒より14ポイントも低かった。リクルート出身の民間人校長がいる杉並区立和田中学校では進学塾による有料授業を始めた。改革に熱心な学校とそうでない学校とでは学力差が開く一方だと報じています。渡海文科相は、学力を再生させることが最大の目的、現場とともに努力して学校への信頼を取り戻したいと言っています。

土肥地区において、塾に通うに往復2時間もかかり、親も子も大変で何とかならないかとの私の質問に、塾に通うこと自体、子供と家庭の問題、学校、教育委員会は奨励も否定もしないというような答弁でした。教育委員会は決められたことのみをお役目的に行い、責任を果たしているというのでは、余りにも消極的な気がします。

遠距離通学の問題にせよ、いろいろのことについて、子供たちの健やかな成長、保護者の負担軽減のため、地方自治体の伊豆市教育委員会は地方自治の本旨に基づき、実情に合った

対応をすべきことを怠っているのではないかと伺います。

2、新庁舎建設について。

合併後の最初の市長として、市民の期待にこたえるべく、歳入の増の問題、歳出削減の問題、環境整備の問題、下水道等、多くの問題に取り組みました。合併特例債の運用に当たり、伊豆市の将来に対する展望、また財政の関係から庁舎新築計画は進まなかったが、現状ではだれが市長でも市民の同意は得られず、建設はできないと思われまます。当初の分庁方式の不便を上げての新庁舎の意気込みと違い、計画は進まないように感じますが、進めなくなった大きな理由について伺います。

3、一般廃棄物処理場の問題。

環境整備問題において、市長が論理的にも現状でも正しいと思っても、民主主義の世の中では納得させるのに時間がかかります。法的強制力もよほどのことがなければ決行することはできません。正しいとか、正しくないかの問題でなく、賛成組と反対組に分かれさせた場合、感情の問題になり、説明により意思表示を変えさせることは至難のことで、実現しても後にしこりを残します。任期内の早期建設希望が時間がなく実現できなくても、努力されていたことを市民も十分理解していると思います。やらなければならない大きな事業として進めてきたが、引き継ぐ方にゆだねても市長としての役割を十分果たしたと思うかと、伺います。

4、やり残したと思うことについて。

地域のことは、地元がよく理解しているとの考えで、要望・提言をしてきましたが、無理な、失礼な発言が多くあったと思います。それぞれの地区の議員が伊豆市のスタートに当たり、いろいろな意見、要望を出しました。短い期間ですべての伊豆市の未来にルールが引けるものでもなく、引き継ぐ方に何を期待するのか、伺います。

よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの副議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

教育長（室野純司君） それでは、お答えをいたします。

というよりも、最初に結論から申し上げますと、私自身、そんなに自分の力量があるとは思っていませんし、力不足だという認識はしています。ただ、教育委員会として怠けているというような、そういうご質問のように感じますけれども、決してそうではないということをお最初に結論から申し上げておきたい。

今、質問をされました内容については、正直言って、私自身理解しがたいものがございました。と言いますのも、伊豆市の学校現場で格差、あるいはひずみというのがどのようにあらわれているのかということに全く触れていないという点も正直言ってございます。何かこれを見ますと、塾の問題と通学費の問題だけを挙げてありました。これがひずみを生んでいるような、そういうような質問のように私は感じ取りました。

前にも、土肥に公立の塾をというようなご質問をいただきましたけれども、土肥に大手の

進学塾がないのを格差、あるいはひずみというふうにとらえているのか、そこらあたりも正直言って私わかりません。確かに、土肥には大手の進学塾はありませんけれども、学習塾は正直言ってございますし、それに通っている子供たちもおります。もし必要ならば、今伊豆市の子供たちがどの程度塾に行っているかパーセントもございますけれども、土肥とほかの地区とでは全く学習塾に行っている子供の割合はそんなに変わりません。そして、また格差、あるいはゆがみというのを、土肥地区の子供たちが学力がないというふうにとらえているのか、これも正直言ってわかりませんけれども、決して現状はそのようなことはございません。土肥中学校の子供たちも田方の中では決して学力が劣っていないということをまず最初に申し上げておきたいというふうに思います。

また、お話しになっております杉並区立和田中学校の、これ「学校で進学塾による」と書いていますけれども、これは学校が別に進学塾を開いているわけでもございませんで、報道でもご承知と思いますけれども、ここは保護者、あるいは地域の方が主体となって、学習塾を学校を借りて開いている。こういうふうには私は理解しております。また、ここの中学校のやっているのは全く特異な例だというふうには私はとらえておまして、全くこれを真似するつもりも、任期は少ししかありませんけれども、ありません。

この学校、気に食わない点もたくさんございます。と言いますのも、ここのやっています進学塾というのは、成績上位の生徒を対象に入室テストを実施する。そして、そのテストで合格した生徒、これを1回45分、500円のお金を取って、そして言うなれば学習をする。言うなれば格差の助長かなというふうにも私、正直言って思っております。

この間、三島田方法人会で直木賞作家の浅田次郎さんが講演されています。この内容もちょうど私、新聞報道でしか見ていませんけれども、この方はこんなふうに述べています。和田中のことに触れまして、「テレビで高い授業料が不公平だと言っている人がいるけれども、全くそれ以前の問題である。義務教育である中学校の放課後に、営利企業を呼び授業を行うことがそもそも間違っているんだ」と、こういうお話もしています。営利企業にこういう公共の施設を貸し出すということ自体も私は疑問に感じております。いわゆる学力の一部であるテストであらわされる知識の量、これは要するに学習の時間にある程度比例していくかなというふうなことも、正直言って考えられますけれども、私は学力と塾という問題よりも、いかに子供たちが家庭学習に取り組むか。このほうがよほど学力との相関関係があるんじゃないかと、こんなふうに私は見ております。

今、この間の学力調査、この中で、伊豆市中で中学生が993名います。その中で、要するにほとんど家庭学習をしない、あるいは全くしないというふうに答えた子供が154名。非常にたくさんの数に上っております。全体の率で言いますと約15.5%、ここらあたりが非常に大きな課題だろうと。私はだから校長先生方には、学校として授業において学ぶ楽しさを味わいながら学習に対する意欲を高めるとともに、家庭学習への習慣化というんでしょうか、ここらあたりにもぜひ力を注いでいただきたい。こういうお願いを申し上げているところでご

ざいます。

追加質問の中で、原稿を既に用意してあるかもしれませんが、ぜひ学力のゆがみ、あるいは格差というものをどんなふうにとらえて、このご質問をなさったのか、そこらあたりをお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 2点目、3点目について、ぜひ答えさせていただきたいと思います。

2点目の新庁舎建設について、お答えいたします。

合併以来4年がたとうとしております。私は市長就任時に庁舎の建設についての言及をいたしました。それは庁舎の老朽化及び行政経費の節減のため、職員の削減による組織の統合は避けて通れず、庁舎の集約が必要であると考えたからであります。新市になって、学校施設や火葬場の建設、総合会館や体育館の耐震補強、天城北道路アクセス道路整備など、公共事業を幾つか進めてきました。また、平成17年、18年には台風による災害復旧事業と公共施設の維持管理費が大きいことに苦労いたしました。今後、廃棄物処理場の建設の課題もあり、庁舎建設はややトーンダウンをせざるを得なかったというのが実情であります。

税収が伸び悩む中、今後の事業を考えると、財政的にも非常に厳しいものがあります。庁舎は時とともに老朽化し、次の人たちに建設を任せるにしても、その財源は合併特例債事業として建設することが最も有利であると思っております。

続きまして、3点目の一般廃棄物処理場につきましては、議員ご承知のとおり、これまでの取り組みとして2市の準備会で精力的に検討協議するとともに、建設候補地の市長として、この推進に向け鋭意努力をしてきました。残された任期中努力するつもりでございます。しかし、現状は厳しい状況の中、この施設整備は喫緊の課題でありますので、引き続き最善の努力をしたいと考えております。

4番目の、やり残したと思うことについてということでございますが、やり残したことはいっぱいございまして、言い出したら切りがなくなってしまうと思います。とにかく、私としては、伊豆市始まってから安全・安心を第一義としてまいりました。安全であるから、安心に生活できるという意味で行政を進めてきましたが、台風に幾つか襲撃され、それから国道136号線土肥新田地区の崩落等がございました。残念だなと思っております。しかしながら、人的被害は平成16年に台風で1名ございました。そのほかは人的被害がなくて幸いだっただと、そんなふうにあります。

2番目が地域の活性化ということで、伊豆市の観光産業に寄与するものとして、ウエルネス産業の振興、地産地消、新エネルギー開発ということをお題目に挙げてまいりましたが、これもどこまで進められたか、自分でもやや反省しているところであります。

それから、3番目に協働のまちづくりということで進めてまいりました。道路網整備、廃棄物処理場の整備、市庁舎建設、幼保一元化等々、まだまだいっぱいございます。

この4年間で、そのほか皆様方の御協力によって実現できたものとしたしましては、火葬場、それから田方消防南署、天城北道路の第1工区、それから県道修善寺天城湯ヶ島線、136号線土肥新田地区の改修の着手、そのほか指定管理者制度の導入等ができたということに対して、議員の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

関議員。

19番（関 邦夫君） すみませんでした。

今まで、何回かこの問題を取り上げてきました。土肥地区の一部の家庭の問題ですが、親子は少しでも学力を向上させようと2時間も費やして塾に通う現実を、おろかな行為として片づけていいのか。この問題解決を教育委員会は学校の問題ではないとして意向を酌み入れてくれませんでした。土肥のような不便なところの教育について改善は見られませんでした。教育長がかわっても、同じような教員上がりでは同じように事なかれ主義なのかと心配ですが、新しい国の取り組みに期待しています。

伊豆市の遠距離通学問題において、たかが知れた予算は組めないとして、土肥での合併前の子供はただ同様の通学費に対し、合併後は5万円も6万円も支払わなければなりません。天城温泉会館、下水道事業、農業集落排水事業等に一般会計から膨大な繰り入れをし、何とかしなければと言いながら、毎年当然のように行われています。また、教育委員会もあり余る行き場のない職員を抱え、子供を育成する教育費を職員給与に費やし、肝心なところに使えないような感じがいたします。ふじみ幼稚園は入園者がなく、この地区での通学費を全額市が負担としてもその恩恵に預かる子供はいなくなります。今後の統廃合、それに関係する通学費問題に対し、あとは後でという考えのようですが、政治のわからない方々の考えで、事務的に進められているような感じがします。

教育は金だと言われているように、多くの費用を要します。不要な経費削減はできず、肝心のところに手が回らない現状では、教育に対する温かい支援は感じられませんでした。教育長の言われるように、学校は学力をつけるだけのところではないとか、塾に通うか通わないは家庭と子供の問題だとか、そんな当たり前のことの論議でなく、私の言いたいのは、塾に通うに往復2時間もかかる場所に住む子供や保護者の負担を軽くする、何か温かい手だてはないかという質問を私は繰り返しているわけです。

教育長の子供さんが塾に行かなくても十分学力はついたと言われましたが、そのような方はそれでよいでしょうが、多くの子供は面倒を見てあげなければ学力は向上しません。そのために学校があり、子供の面倒を見ていないわけではないですか。それがうまくいかないの、この問題が起きているのではないか。おくれを取り戻したい方、もっと高度のことに挑戦したい方において、子供も家庭も塾の勉強を望んでいる場合、2時間も無駄を承知で通うのでは余りにも酷ではないかと指摘しているわけです。

放課後、補習希望者に教師が補習をしてあげて、大きな効果を上げた時代もあったということも説明しました。そのようなことが解決の糸口にならないかと、提案しているわけです。教師も、授業以外のもろもろの雑務に追われている現状で、何も進んで補習をする方は少ないと思います。しかし、土肥のような不便なところは雑務に予算をつけ、教師の負担を軽減し、実情を理解できる方に来てもらうことができないのか。一部の方の問題だとしても、何か改善をしてもらわないとこの問題は解決しないと思います。

〔発言する人あり〕

19番(関 邦夫君) あとはまた次の質問は受けませんから。

議長(堀江昭二君) 答弁に対しての質問をしていただかないと。

19番(関 邦夫君) 今、通告してあるもののことを言っているわけです。答弁に答えなければならぬという決まりがありますか。

議長(堀江昭二君) 一般にはそういう。

19番(関 邦夫君) 通告してあるものに対して質問すればいいわけでしょう。

議長(堀江昭二君) 一般質問はそういうものですから、答弁に対しての質問をしていただきたいと思います。

19番(関 邦夫君) 今、大体が答弁に対しての再質問だと思います。いいですか、続けますよ。

通塾するか、塾に通うか通わないかで学力の2極化が進み、学力のおくれの解消のため退職職員等、外部人材事業が始まります。塾があるかないかで学力に差は生じないと教育長は言いますが、そのとおりだと思います。塾の存在のあるなしで学力に差はつかないのは当たり前で、塾で勉強した子供と、しない子供に差がついた2極化は、国を挙げての問題になっています。さっき教育長が言われました東京におけるリクルート出身の和田中学校の校長は、進学塾による有料授業を始めました。いいですか。手近に塾のある東京でも放課後部活等で時間がない中、子供が大変だということで、ボランティアの地域本部というのを立ち上げ、夕食もその方々が用意するそうです。少しでも子供たちの負担軽減にと取り組んでいます。

教育長は、さっき否定的な考えのようでしたけれども、この間テレビの討論会を見ましたけれども、この人の言っていることも結構みんなが賛成していました。基礎力に欠ける子供には5,000円で土曜寺子屋というのをやっているそうです。国でも多く取り上げている学力向上の問題に対して、伊豆市の教育委員会は決められたことをお役目的に処理し、役割を果たしているつもりのようなのですが、地方自治体になぜ教育委員会が設置されているのか、理解できていないように思います。事務局の考えに従い、現状を省みず、自主性に欠けた教育方針、多くの子供たち、保護者に負担を重くしていたと思います。

教育自体に振り向ける十分な予算があれば、教育長も別な答弁をしたと思います。教育委員会だけの責任でなく、予算の総額は多くても、組織運営のために多く費やされ、教育本来の目的に使用の余地がない構造に問題があると思います。

一部の要望を取り上げ、無理な願いをしてきましたが、教育長の立場と、我々外野では大きな差があるのは当然だと思います。今後も子供たちの健やかな教育支援をお願いして、再々質問はいたしません。

2番へ移ります。

議長（堀江昭二君） ここで休憩をします。

25分まで休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時25分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閣議員、再質問。

19番（関 邦夫君） 2番目の新庁舎建設についての再質問をします。

建設を進めているということで、測量委託料300万円、設計委託料300万円の予算をつけてありますが、再合併の問題を抜きに新庁舎建設を論議することはできないと思います。役職員の少しばかりの手当を削減し、こんなことまでして経費削減に努めていると市内外に宣伝する必要があったか疑問です。今の状態から交付税がなくなった場合、市民サービスを現状にとどめることなど、どなたが市長さんになってもできないと思います。歳出の削減はできる余地が多くありますが、歳入増は構造的なことで景気が向上してもできません。歳入増のため、市は何をする必要があるのかという問題の取り組みがなかったような気がします。

観光を例にした場合、観光業者が努力しなければ、素人の市ではどうにもならないという考えですが、市は専門知識のある職員を教育し、業界を支援し、業界がそれにより利益を得て市に還元するような構造を、私は築かなければならないと思います。財政の不安な状態で、この終わりに及んだときに、たった300万円の設計委託料で何をするつもりなのかわかりません。もっと早期にとりかかる問題ではなかったか。少しばかりの増築ならいいとしても、大きな新庁舎を建てかえるような大きな事業は財源の長期の見込みがなければ、私は市民の賛同は得られないと思います。伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 総務部長から答えてもらいます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） おっしゃるとおりかと思えます。

そうということで、片や行政経費の将来的なことを一例をとって挙げますと、いわゆるそれではこのまま分庁で、4庁舎の維持管理をずっと続けていくかということがあろうかと思えます。庁舎の基本方針については、また後ほど全員協議会の場でご説明申し上げる予定でありますけれども、1つには、いわゆる大体この天城湯ヶ島の支所、維持管理するのに大体

3,000万円ぐらい経費としてかかります。4つの支所を抱えておられますと、1年間で1億2,000万円。合併して4年でございます、5億円近い維持管理経費等がかかっているということで、施設自体相当もう老朽化してきているという状況等を踏まえた中で、将来的なことを考えた場合には一つの方針として、この4つの分庁機能を統一するというのが効率的であろうというご意見もあろうかと思えます。決定してこれで進むということではございませんので、財政的な観点、それから事業の優先度、いろいろなご意見を聞きながらこれから努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 3番の再質問をさせていただきます。

都会の真ん中に焼却施設があり、安全に運営されている例を説明しても、信じる人、信じることのできない人がいます。原発が安全だと言われても、事故を繰り返し、安全とは言い切れません。広い伊豆市で歓迎されないところに無理に建設する必要はないのではないかと。再合併がある場合、伊豆の国市との中間がどこかわからなくなります。戸田と土肥のところにある斎場と焼却施設も合併で状況が大きく変わり、不要になろうとしています。場所さえ決まれば設立できる施設です。2市で設立に決まるまでにはおそく、建設を急ぎ、勝手に決め、必要な施設だから同意するのが当たり前だと言われても、地元は困惑します。少しぐらい不便で運搬コストがかさんでも、皆の同意を得やすいところを選択し、早期の完成のほうがかつ一般的に割安ではないかと思えます。よい条件をつけ歓迎してもらうか、反対が少ないところを選択するか、どこに建設するにしても、今まで前向きにやられてきたことは無駄にならず、大きく進んだ形で次期市長に引き継げると私は考えております。回答は要りません。

4番目のやり残したと思うことについてを再質問します。

市長は就任当時、6つの基本方針を挙げました。そのうちの一つの創造力ある人づくりにおいて、体育館や給食センター等の建てかえを挙げましたが、初めはどうして施設をつくれれば創造力のある人づくりができるのかと腑に落ちませんでした。こんなことは言葉のあやだと思えます。地域が主体のまちづくりにおいて、すべての面において極力無駄を省き、効率のよい予算執行ができるよう職員とともに努力するとしていましたが、職員削減問題も一般会計繰出金の改善も努力された結果であり、我々は批判はできても難しい問題だったと思えます。

基本方針の多くを実行及び実現させてくれた市長の努力に深く感謝し、質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで関邦夫議員の質問を終了します。

古 見 梅 子 君

議長（堀江昭二君） 続いて、11番、古見梅子議員。

11番（古見梅子君） ただいま議長より発言許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問は空き施設の有効利用による児童館設置についてであります。

市長さんをお願いいたします。

1つ、児童館は地域の中で子供たちの楽しい活動と遊びの場であり、人間関係を深める交流の場でもあります。兄弟も少なく、地域で遊ぶ子供は少なくなっています。地域における青少年の健全育成活動の中核施設として、現在空き部屋や利用が少ない施設が合併してあるかと思います。その施設を有効利用して児童館設置ができないかを伺います。

2つ目、親の責任で遊ばせる。あるいは、NPO法人をお願いするなどをすれば、運営はできると思う。児童館の設置を積極的に早急に進められないか、伺います。

3番目、天城温泉会館に夕鶴記念館が併設されています。夕鶴記念館の一角にはただいま観光協会が入っています。観光で来る人にも利用できる児童館も中に一緒にして、夕鶴児童館を有料として、多くの人に親しまれる施設に生まれかわれるかと思うのですが、どうでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの古見梅子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 古見議員のご質問にお答えいたします。

空き施設の有効利用による児童館設置についてでございます。

地域における子供たちの活動と遊びの場として、伊豆市に児童館を設置してはどうかとのことではありますが、児童館には集会室、遊戯室、図書館及び便所を設け、母子指導員、または教諭の資格を有する者等が当たらなければならないとされております。

1番目の空き施設の利用ですが、現在児童館に利用できる空き施設はありませんが、今後、空き施設ができた場合には児童館にこだわらず有効利用を考えたいと思います。

2番目の運営につきましては、児童館の施設基準、職員資格等の問題がありますので、NPO法人をお願いするにしても、慎重に検討をしなければならないと思います。

3番目の、天城温泉会館の夕鶴記念館を児童館にとのお話ですが、天城温泉会館については市営施設運営委員会により答申が出されており、今後の方向について検討をしていくこととなりますが、議員の意見も検討の材料になると思います。

なお、夕鶴記念館は現在、観光協会、旅館組合に賃貸され運営管理をお願いしてあり、来館者もふえてきております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

古見議員。

11番（古見梅子君） ただいま、先ほど伊豆市の教育について話がありましたですけど

も、学校教育、大変素晴らしい伊豆市の教育だと大変誇りに思っている者の一人ですが、これから子供が少なくなっております、兄弟が大変少なくなっておりますので、子供に生きる力を子供が小さい時から身につけるといことで、学校、家庭、地域社会が一体となって進めるという意味で今、大変外の遊び場も危険なところも多くなっております、機械で遊んでいる子供も多くなっています。ぜひ生きる力を身につけるとい意味で、この子供の遊び場の提供をしていただければ、親の責任で遊ばせられることもできるし、NPO法人とここでありますけれども、きのうの新聞に天城こどもネットワークの、田所さんが代表しているんです。この方は子供の遊びのいろいろな資格を持っております。全部資格を持っているようであります。この方がしずおか子育て未来大賞という特別賞をもらったという記事が出ていたんですけれども、この方は15年前に市山に引っ越してきた方でして、たまたま私のうちを建築をするときに、空いているうちがあったものですから、それでこの方とご縁があったんですけれども、大変素晴らしい五感を働かせる遊び、それからこちらから見てちょっと危険ではないかと思うような遊びもさせる、非常にそれをいろいろな批判も受けながら15年続けてきて、今回、表彰になったことがきのうの新聞でありました。こういうすばらしい法人もあるわけです。こういう人たちにお願いをすればできる。

毎年、3月の春休みになると、その改善センターで2日間、チルドレンミュージアムという本当に手づくりのもので遊ぶ、余念なく遊ぶ子供たちがいっぱい、田方の子供たちが来る。そういうのもやっていたけれども、どういうわけかことしは伊豆の国市のほうでやると、ことしも3月にやるということでした。

こういう人たちがせっかく天城にいて、こういうNPOを育てることと、育ててこの人たちに委託すれば、児童館の運営もできるんじゃないか。そういうことを考えますと、今財政がないないということで、児童館の建設なんてとんでもないことでもありますけれども、空き施設を利用して、そしてこういうノウハウを持っている人たちがやれば、何も無理なくできるんじゃないかと。そういうふうになっているものですから、今、伊豆一帯にこの子供プレイパークを広めていきたいということですので、ぜひこの天城に天城プレイパークとしての場所を提供できないものか。

前に、市長さんのところへとお願いにも本人と伺ったことがあるわけですがけれども、まだご理解をいただけていないのか、今は子供、わんぱく広場というのはプールの向こうに、わんぱく広場というところ、小さな一角を借りてやっているようであります。プレイパークというのは本当にすばらしいんです。ぜひこれを育ててもらいたい。そのために施設を貸してやって、このNPO法人に任せてやってもらいたいと思っているものですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

早急に、市長さんが今市長さんのときに許可していただきたい。田所さんのことをよくご存じだと思しますので、質問させていただきます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 田所さんにつきましては、ここの何年か前にお会いしまして、子供の遊びの場についてのお話をさせていただいてきたことはよく記憶しております。議員おっしゃるように、児童館、空き施設でございますが、この児童館の目的というのが、今の体制のどこに入るのかなと。縦割り行政から見ると、お話ですと教育的な立場、健康福祉的な立場、あるいは自然と一緒に遊んで遊び、教育をするためには観光との関係等々、幾つかの部門が連携しなければいけないかなと。また空き施設も現在の施設では、それぞれの部門が担当していますので、なかなか手を挙げるところがないのではないかとか、その辺を精査して残された時間でできるかどうか、ちょっと自信はありませんけれども、引き継ぎをしっかりとやりたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

古見議員。

11番（古見梅子君） このたび、こども課というのができました。ここのところで検討してもらって、教育的なもの、それから福祉的なもの等もありますので、児童館というともうそこに何か縛りがある、こうなければならない、ああなければならないと。児童館の名前がなくなると、子供広場とか、何かそういう名目でも子供のために空き施設を利用することが大事だと思っているものですから。

それからもう一点、天城温泉会館の夕鶴記念館なんですけど、天城温泉会館がもうできて10年以上たつと思いますけれども、そのもっと五、六年も前に、建設の五、六年前に天城温泉会館のイメージ図というのがあったわけです、建設する前でした。役場の前に張られた中に、その中に花いちもんめ事業と書かれていまして、花いちもんめ、花いちもんめとはどういう意味かなと思ったときには、花いちもんめというのは、童が歌を歌って遊ぶあれであります。童と童がここで遊ぶのかなと思っていましたら、その後、しろばんばの舞台であったということ。

一昨日、しろばんばの市民劇団が子役が中心になってやりました。ここはしろばんばと花いちもんめと、本当に童が遊んでいるイメージでできた天城温泉会館だったということを感じるたびに、夕鶴記念館が非常に何も全部児童館ではなくて、児童館というのは何というんですか、歩くところに、湘南のチルドレンミュージアムに行きましたときに、本当に通路のところのこぼれ台があって、いろいろな石がありひもがあり、何か自然のものがいっぱいあって、その中で自分で手を使って、あるいは耳で聞いたりとか、いろいろなことをしながら歩いていってぐるぐるして遊ぶところなんです。

ちょうど田所さんが、夕鶴記念館というのは夕鶴児童館になったらいいねなんていう話を前にしていたんですけども、大きい広場の児童館も遊ぶ場もいいんですけども、こういう施設が余り使われていないのではないかと。いつも森閑と静かな施設になって子供の影も見

えない。このところに夕鶴という非常にいい童話も民話もあります。この夕鶴記念館を有効利用するというのでぜひいろいろ考えていただきたいと思っているわけです。

今まで夕鶴記念館、天城温泉会館のことで、いろいろなことを一般質問してきましたけれども、何とか有効利用しなければ、有効利用することを考えなければ、私たち議会も今の行政も、とにかくたくさんのお金を入れていかなければならない状態になっておりますので、早急にやっていただきたい。早急に変更していくとか、やっていただきたいと思っております。一つの目的の花いちもんめ事業として、子供たちが騒ぐしろばんばの里としてふさわしい、そういう施設とするために児童館はいい、最も最適かなというふうに考えたところであります。いかがでしょうか。市長さん、お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 夕鶴記念館は先ほどお答えしましたように、現在は観光協会、旅館組合に賃貸しているわけでありまして、その辺が観光協会、旅館組合との話し合いをまずしないと、そういう施設に使えるかどうか、一応契約してお願いしていますので、ここではちょっとできますとか、できませんとか答えられないわけですが、おっしゃるような趣旨はよく理解できましたので、何らかの方法でつないでいきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 読み聞かせというの、これをプレイパークでやっているわけですが、それを夕鶴記念館のあの小劇場でたびたびやっているんだそうですけれども、観光協会の方がぜひこういうことを続けてほしいということも言われていると。ミニ劇場というのがありますね。あそこで子供に読み聞かせもやって、大変好評でいい施設だということも、ぜひ使ってくださいと観光協会から言っているということも、そんなことで今回質問させていただいたわけです。

質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで古見梅子議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日は議事の都合により、これにて散会いたします。

次の本会議は、あす12日午前9時30分から一般質問を再開いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時47分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（堀江昭二君） 前日に引き続き、一般質問を行います。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） おはようございます。1番、杉山誠です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、過疎集落対策について伺います。

我が国は、今、かつて経験したことのない人口減少時代の入り口に立っています。今後、100年以上続くことが確実と言われているこの減少は、日本のあらゆる社会システムにさまざまな社会格差とひずみを生み始めています。その明白な短所と見られるのが、日本各地で同時発生的に誕生している過疎集落問題であります。2006年に実施された国の過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査では、将来、消滅するおそれのある集落は全国で2,643、このうち423は10年以内に消滅するおそれがあるとされており、将来的に共同体の維持が困難になるとされる過疎集落が全国的に急増しております。

自然と人が共生してきた過疎地域の集落が大量に消滅することは、自然環境、国土の保全、防災、防犯、伝統文化の保護、ふるさとコミュニティの存続などの観点から、そして何よりも、そこに暮らし続けたいと願う住民の立場からも、しっかりと対策を講ずるべきであると考えます。

これらのことを踏まえ、公明党では昨年末、地域活性化推進本部として、党所属地方議員が高齢化率が50%を超える全国各地の過疎集落に住む人々の生の声や要望と行政担当者の取り組みなどを現場に足を運んで調査をし、その集計結果をもとに、政府に対し人的交流の促進、財政的支援、インフラの整備など11項目の申し入れを行いました。

今後、2009年度末には、過疎地域自立促進法が期限切れを迎えることなど、国レベルでの課題に向けて対策が検討されていくことと思いますが、地方自治体としても取り組むべき課題が多くあると思います。伊豆市においても高齢化率が50%を超える集落がふえており、住

民は働く場所が少ないことや後継者不足、そして移動手手段の確保や医療、介護の不安など多くの悩みを抱えて生活しております。今後ますます進むことが確実な集落の過疎化について、市として、どうとらえ、その対策について考えておいででしょうか、伺います。

次に、犯罪のないまちづくりを目指しての取り組みについて伺います。

治安対策は、警察による犯罪捜査やパトロールにすべてゆだねるのではなく、行政が主体となって、警察や地域住民と連携して犯罪のない地域づくりを進める必要があります。そこで具体的に幾つか伺います。

初めに、近年、自分たちの町を自分たちの手で守ろうという自主防犯ボランティアなどの防犯活動が広がりを見せており、犯罪件数が大幅に減少したなどの報告がされています。我が市における自主防犯組織の現状と行政との連携体制、また青色回転灯や防犯パトロール中などのステッカーを装着した車の活動状況はいかがでしょうか。

次に、事件や事故に遭遇したときに、ボタンを押すと直接警察署の警察官と会話ができる緊急通報装置や、カメラなどを備えたスーパー防犯灯や、犯罪抑止効果があるとされる青色防犯灯の設置が各地で進められていますが、伊豆市での計画はいかがでしょうか。

3つ目に、伊豆市で多いと言われている悪質商法被害対策はいかがでしょうか。

4つ目に、「生活安全条例」や「安心安全まちづくり条例」等の制定についてですが、当市では、平成16年4月に伊豆市生活安全条例が施行されていることを確認しました。それでは、この市を挙げて防犯まちづくりを積極的に推進する姿勢を広くアピールするために、立て看板を設置することも効果的と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、地域住民と連携協力しやすい環境整備のために、防犯担当窓口の状況等について考えを伺います。

大きなテーマの3番目に、学校での外部人材活用事業について伺います。

教員の不足と忙しさは、全国の公立小中学校共通の問題と言われています。教師は、保護者の要求や事務作業に追われ、子供と話す時間や授業の準備が十分とれないだけでなく、余りの忙しさに体を壊してしまったり、うつ病になるなどの事例もかなりあるそうです。文部科学省は、このような教育環境を改善し、公立学校の教師が子供と向き合う時間を確保するため、2008年度に公立小中学校の教師を3年ぶりにふやすとともに、小学校を中心として7,000人の非常勤講師を配置する計画とのことです。

そして、平成20年度より、県が退職教員や経験豊かな社会人等を学校に非常勤講師として配置する退職教員等外部人材活用事業がスタートします。教員の給与と同様、報酬の3分の1を国庫負担する新規事業で、財政の厳しい自治体にとって、ありがたい制度であると思います。

さらに今、自分の仕事を持ちながら、学校で先生として授業を行っている特別非常勤講師の活用件数も増加しています。幅広い経験やすぐれた知識、技術を持つ社会人を教育現場で活用することは、学校の多様化や活性化を目指す上で非常に重要であると思います。伊豆市

においても、新たに始まるこの支援制度を積極的に活用してはいかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山誠議員のご質問にお答えいたします。

過疎集落対策についてでございますが、全国的な少子高齢化により、伊豆市においても過疎化は進みつつあります。過疎集落と申しましても、個々の集落の地形、面積といった地理的条件が異なります。また、集落を構成する人々の年齢、風土も異なりますので、その対策は、まず集落に住んでいる方々の主体性を基本とし、その土地に即した策を講じていきたいと考えます。

続きまして、2点目の犯罪のないまちづくりにつきましては、まず防犯まちづくりのために、1番目でございますけれども、市内の自主防犯関連組織として、大仁警察署管内の地域安全協議会、少年警察協助力連絡会、大仁警察署管内防犯協会、小中学校PTAなどがあり、地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪や事故を未然に防止するため、子供への防犯教室の開催や空き巣被害をなくすため、セイフティータウン運動、青色回転灯や防犯ステッカーをつけての防犯パトロール活動を実施しております。

伊豆市の青色回転灯登録車両は、現在44台、防犯ステッカーについては教育委員会から各小中学校に配布し、教職員、PTA役員等の車両につけて活動していただいています。

また、愛犬家の方にもご協力をいただき、犬の散歩の際に不審者や不審車両を見つけた場合、110番通報をお願いしているワンワンパトロールや、家庭や会社事務所、商店などをお願いしている「かけこみ子ども110番の家」が518軒登録されています。

次に、市内の犯罪発生状況は平成18年まで300件を超えていましたが、平成19年は前年に比べ100件減少いたしました。今後も、市・警察・地域住民が連携して、犯罪の起きにくいまちづくりを進めていきたいと考えます。

次に、スーパー防犯灯につきましては、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時に警察署等への通報や映像の伝送をすることができるものです。国土交通省と警察庁の安全・安心まちづくりのモデル事業の一環として、平成13年以降、犯罪の比較的多い都市部を中心に設置が進められており、県下では静岡市葵区に5基、浜松・沼津・富士駅周辺に各10基、計35基が設置されていますが、設置費用が高額であり、現状では導入の予定はありません。

次に、青色防犯灯につきましては、青色は心理的に人の副交感神経に作用して、人を落ち着かせる効果があると言われておりますが、犯罪抑止効果は科学的に十分な解明はされておらず、コスト的な問題もありますので、周辺市町の状況や駅前地区周辺の駐輪場等の状況を踏まえて検討したいと考えております。

次に、悪質商法被害対策につきましては、平成17年6月より、広報紙に「めざせ悪質商法

被害ゼロのまち」と題して、市内に事務所を構える司法書士から最新の話題を提供いただき、悪質な手口の周知と被害の事前回避に努めています。

また、各支部別の老人クラブの会合や民生委員の会合等で司法書士による出前講座を開催し、被害に遭わないための対策や被害者救済の方法等について勉強会を開催しております。

次に、生活安全条例や、安全・安心まちづくり条例等の制定や防犯まちづくりをアピールする看板の設置についてですが、平成16年4月1日に伊豆市生活安全条例が制定されておりますので、今後もこの条例に基づき、地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪や事故を未然に防止するための地域生活安全活動の推進、市民及び事業者が行う地域安全活動の支援及び犯罪事故等からの被害を未然に防止するための生活環境の整備等を進めていきたいと考えています。

次に、地域住民と協力しやすい環境整備のために、防犯担当窓口の設置等については、防災課及び支所の地域振興課で担当しており、今後も警察を初めとした関連機関、団体等と緊密な連携を図る中で、地域住民と協力しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上です。

3点目は教育長の答弁でございます。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、3点目のことについてお答えいたします。

昨年9月にも同様の意見をお伺いいたしまして、前は「教育サポーター制度」、今回「外部人材活用事業」と、表現は違いますけれども、多分同じ内容だろうというふうに思います。

伊豆市の現状を申し上げますと、現在、伊豆市では、各学年単学級の小規模校が非常に多いために、担任外教師というのは1名ないし2名というのが現状でございます。本来的な業務のほかに仕事も非常に多く、子供と向き合う時間が非常に十分確保できない、こういうことが心配されています。確かに多くの教員が多忙感を感じているというのは事実だろうというふうに思います。

私どもも県教委には、この「非常勤講師」の拡大というのは要望を続けております。しかし、思うように配置されないのが実情でございます。例を申し上げますと、昨年、全国で250億の予算で約2万1,000人、これを各学校に大体1人ぐらい配置すると、こう言われた特別支援員、これについても実際には静岡県で170人。そして、それも大規模校中心に配置をされましたので、伊豆市には小規模校が多いということでしょうか、市町割の1名だけしか配置されていない。こういうのが実情でございます。

伊豆市のほうでは、これ以外に、市のほうのご協力をいただいて、特別に支援が必要な児童生徒、あるいは不登校生徒への対応ができるように、現在14名ほどの支援員を配置していただいております。これで十分ではございませんけれども、毎年少しずつふやしていただいております。財政的なことを考えますと、急増は少し無理かなというふうにも思っています。

ちなみに、19年度におきまして、伊豆市では県費で非常勤講師をお願いしているところを申し上げますと、まず教員免許がない方の人材活用として理科支援員、これは熊坂小学校と大見小、それから狩野小、大東小に4名、これは週2日、大体1日4時間の形で、理科の特に実験補助的な形でご支援をいただいております。それから、熊坂小へは1年生支援員ということで、これは学級35名を超える1年生に、これは県のほうからの配置ですけれども、これが週5日、1日4時間という形で配置をされております。それから、情報アドバイザーということで、これは大見小学校だけですけれども、1名、これは週1日、3時間。

それから、教員免許所有者の人材活用として、理科授業のための非常勤講師。これは実際に、理科の実験補助ではなくて、理科を実際に教えてくれる方ですね、これが土肥南小に1名。これは約週3時間でございます。それから、美術と音楽授業のための非常勤講師、これは免許が要るということで、小規模の土肥中学校にそれぞれ1名。週、各3時間ということで配置をされております。

議員が言われる平成20年度からの新たに「静岡県で措置される外部人材活用事業」、この内容ですけれども、これも市で勝手に、これだけ欲しいというわけにはいきません。現在、県教委では県議会の新年度予算の議決を待っているようでございますけれども、私どもが聞いている中では、生徒指導困難校にこの人材を配置すると、こういう予定があるというふうに聞いています。ですから、今のところ実際に、では伊豆市ではどのぐらい配置されるかということ詳しく聞きますと、県全体で170名、これを配置をする。ですから、静東教育事務所といいますか、こちらの東部のほうの管内では約50名が見込まれる。そうすると、伊豆市のほうには、中学校に3名ないし4名が配置をされるというふうなことを、私どものほうでは聞いております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

最初の過疎集落対策ですけれども、それぞれの地域の主体性にゆだねるということで、市としての具体的な対策は考えていないというふうにとらえてよろしいですね。その上で、質問をさせていただきます。

過疎集落、壇上でも申し上げましたように、実態調査は私も足を運ばせていただきましたけれども、現実はその集落にお住いの方は、本当に厳しい現状を目の当たりにして、非常に将来に不安を抱いて生活しておるのが実態でありました。まず、何といたっても、やはり若い人がどんどんいなくなってしまう。その原因としては、働く場所がないということが共通の問題です。これは過疎に限らず、伊豆市全体での問題でもあると思います。あとは、やはりいろいろな交通網、道路網、その他生活関連の不便さとか、そういうものの要因がいろいろあるんですけれども、過疎化が進んだ一番の原因として、高齢化、後継者不足、それから農

林水産業の衰退、雇用の不安ということが全国でも共通してあります。これは伊豆市にも当てはまると思います。

農林水産の衰退、これが過疎地域の主な産業であった産業が衰退して、働く場所がないというようなことの一因でもあると思います。農林水産を市の力で向上をさせていくということは、なかなか難しいことであると思いますけれども、今、そういった農地の有効活用とか都市住民との交流とか、いろいろな手が打たれておりますけれども、そのような取り組み、行政としてできることが幾つかあると思います。

その一つとして、都市住民の交流とか、空き家を有効活用して移住、定住、あるいは2地域居住、そういった、今、都市の会社を退職して田舎暮らしをしたいという人の数が多いということは言われております。それらの方を受け入れるような態勢、それも市として何かできるのではないかと思います。そういうことも考えていただけるかなということも、1つ質問をさせていただきます。

そして、先日の新聞で、伊豆市の商工会の建設部会ですか、そういった空き家情報であるとか、山林あるいは農地の情報をデータバンク化して、それを活用して都市住民の受け入れ、あるいはそういったものを進めていこうという動きをしておられるということを見させていただきました。これは本来、行政がやっているところはかなり多いんですけども、伊豆市では民間でそういうことの取り組みを進めてくださっているということで、非常に心強く思ったわけですが、そういった民間の団体の方と伊豆市との連携というのはどうなっておりますでしょうか。

また、今後市として、そういった民間の力もお借りして、行政としても、またできることはやっていくべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

2回目の質問は、それだけお願いします。

議長（堀江昭二君） ご答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 過疎集落対策についての再質問、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 議員さんのご質問の中で、市としての施策があるか、ないかという部分でございますが、基本的には過疎地域というのは過疎の自立促進特別措置法というもので、過疎債の適用になる事業として基盤整備等は当然やっているわけですが、ところが議員さんおっしゃられるように、非常にハードの部分は進んでいっているというのが実情かと思えます。しかしながら、今おっしゃられているように、人的交流であるとか、そういったソフト面の部分で非常に欠けているなというのは我々も承知しております。

先ほど来言っております、市長が申し上げているように、地域の主体性というのは、地元の方々が、本当に今おっしゃられたように退職された方々の受け入れに対して本当に真剣に考えるかと。これらについては、20年度にそういった形での組織をちょっと編成して、今後

の対策を考えてみようということを今、検討しております。

具体的には、例えばこの過疎地域というのは、伊豆市の中では土肥地区がほとんどなんですが、7地区ほどございます。俗にいわゆる限界集落と言われているところなんですが、これらのところを踏まえて、実際に我々がその地域の方々と話をして、本当に何を考えているのか、どうしていくんだというようなところまで踏み込んで施策を展開するときかなというふうに考えています。

ただ、主体性というのは、地元が本当にその気があるか、ないかと、ここが非常に重要なことでして、例えば人的交流をやるといっても、空き家があるから、ここに人を入れるようになったとき、嫌だよと、嫌だよと言われるケースというのは比較のあるものでして、この辺の意識改革も、当然地域として、していかなければならないというようなことを踏まえて、我々、そういったものにこれから取り組んでいこうということを考えております。

いずれにしても、ハードは過疎自立の計画でずんずん進むわけですがけれども、今言っているソフト部分が非常に欠けているということは認識しておりますので、これらを踏まえて、その施策に今後反映していければというふうには考えております。

それから、商工会の連携については……

〔「私のほうから」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 商工会との連携ということで、先日、商工会のほうで、山梨のほうに定住促進事業の視察という形で商工会のほうで行ったわけですがけれども、その折に、市の職員も同行していただきたいということの中で、市からも観光商工部門、農業水産部門、そして企画部門、3名一応同行させていただきまして、勉強させていただいてきております。

空き家バンクという形で山梨が積極的に取り組んでいる内容について視察をしたということで、今、企画部長からも話がありましたように、空き家等も先ほどの過疎化の中で結構ふえてきている中で、その仕組みなんかを勉強しまして、実際、それではその地域として、先ほど言ったように、そういう形の受け入れが可能かどうか、これからその辺もいろいろ地域の人たちとも話をしながら進めていければと思います。

また、あわせて、遊休農地も問題も、きのうあたりもお話したかと思っておりますけれども、そこら辺についても地域の人たちに、やはりその遊休地をどうしていきたいのか、どういうふうに生かしていきたいのか、その辺の部分もあわせて今後やっていければと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問。

杉山議員。

1番（杉山 誠君） 行政として取り組む姿勢を今、伺いましたけれども、やはり根本は地元やる気があるかどうかということ、それは私も感じます。ただ、やる気があるか、ないかにかかわらず、行政としては過疎地域が進むということに対するとらえ方というか、問題

意識、それをただ、住民福祉を何とかしなければという考え方だけではなく、私はまちづくり全体を考えて、確かに今、中心市街地を活性化させようということでまちづくり三法も改正になりまして、中心地の空洞化を食い止めようということで、いろいろな施策が行われておりますけれども、それは一つの市街地、今まで大きな店舗が郊外にできて、中心地に空き店舗がふえて、高齢者が買い物に不自由しているとか、生活に不便を来しているというか、それは中心地を中心に考えることでありまして、そこへすべての住民に来ていただくということは現実、無理でありますので、中心地は中心地で活性化させていく。そして、地方は地方で、それなりに住民が暮らしやすいような、また、そういった施策を講じていく必要があると思います。

そういった意味で、住民の要望というのがどれほどとらえられているかということも大きな問題だと思うんですけれども、先ほどのアンケート調査の中に、幾つか共通している住民の意向というのがありますので、ちょっと読ませていただきますけれども、1つには、自治会の役員の不足。これが非常に重荷になっているという、この声があります。私も旧町時代ではありますけれども、幾つかの役員をさせていただきましたけれども、非常にそのころは中伊豆町でございましたけれども、役員が多い。少人数の集落ですと、その受け手がないということで、幾つも兼務する。それがこのアンケートにもありますけれども、高齢者が役員となる場合、自分の日常生活にも支障を来すというほど重荷になっているという、そういう声もありました。役員を高齢者に、こういった言い方はあれですけれども、押しつけるというか、そういう声が多く聞かれますので、そういった役員をもう少し精査していただいて、本当に必要なものなのか、この地域に必要なものなのかということ、地域に合った役員を選定する。市でやるから、市共通の役員をとということではなくて、伊豆市になって、どういうふうに改善されているかということも伺いたいですけれども、そういったことも考える必要があると思います。

この1つのアンケートの回答なんですけれども、これは京都府のA市というところの自治会の役員さんなんですけれども、若いときは消防、子供があれば育友会、そして自治会の役と、少ない若い者の負担が多過ぎる。ここで言う若い者というのは、65歳以下のことだそうでございます。そのあげく、自分の親の面倒ばかりか、自治会内の高齢者を少ない人数で面倒を見ていかななくてはならない。こうした現状では田舎に若い人が残るはずがないくらい、わからないのだろうかというようなことも、厳しいことも言われていますけれども、役員、これが1つの住民の重荷になっているということをお聞きしますので、その辺をどうとらえておいでか。

あと、行政としては、先ほどの話の続きになるんですけれども、住民の活性化をさせようという意識の盛り上がりを待つだけではなく、その地域に合った特性を生かしてあげるようなサポートというか、そういったものも一つの応援できることではないかと思えます。それぞれの地域に、例えば漬物の得意な婦人のグループがあるとか、そういったものを生かして

特産化して、非常に売り上げを伸ばしているというようなこともありますので、そういったこともできないかどうか、そんなことも伺いたいと思います。

あと、これからますます高齢化が進んでいきますと、私の訪ねたところの役員さんも、70歳を、区長さんですけれども超えていました。今はまだ車の運転ができるからいいけれども、車の運転ができなくなったら、どうして生活していこうかというようなことも漏らしておりました。そういった方たちがこれからふえてくるというのは、もう目に見えておられますので、これから高齢者の方がふえてきて、車の交通手段もなかなかとれなくなってきた場合に、福祉の担当になるかもしれませんけれども、福祉とか、また財政、そして観光経済、そういった組織が一体となって、市長もよく言われていますように、縦割りではだめだということを言われていますけれども、一体となって、そういう過疎地域の対策を講じていく必要があると思いますけれども、その辺どうお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（堀江昭二君） 再答弁願います。

企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） そうした集落においては、今おっしゃられたように、役員さんの不足であるとか、それ以外にもコミュニティ社会、そういった部分での崩壊、こういったものが進んでいるということは我々も当然考えられるわけですので、それらに対して、当然サポートをしていくという必要性はあろうかと思っています。

ただ、先ほど来言いましたように、ハード事業で農道、あるいは林道を整備しても、今おっしゃられるように、自分たちで管理できないような状況が確かに生まれていることも事実でございますので、これらについてどうしていったらいいかということ踏まえて、私どものほうでも、どういったことで困っているというようなことは過疎地域のアンケート調査である程度把握しておりますので、そういった内容を踏まえながら、地域の方々といろいろ話し合っていければというふうに思っております。その上での施策ということは、当然考えなければならないというふうに思っております。

それから、先ほど市長が言った主体性という部分の話なんですけど、実はこれ、前に商工会さん、あるいは伊豆市で講演した徳島県の上勝町というところが、これは葉っぱで2億5,000万稼ぐという町なんですけど、こういったことがこれからできていけば、かなりUターンであるとか、そういったものも当然出てくるわけです。究極は、こういった地域といいますが、上勝町の場合は人口2,100人ぐらいの町なんですけど、そこで葉っぱを売るだけで2億5,000万もうけている。要するに、お年寄りがそういった事業を展開しているわけですね。これも一つの参考例でしょうから、そんなことも踏まえながら、それぞれの地域に入って行って、サポートできるもの、それから自分たちでやってもらうもの、そういうすみ分けた中でやっていければなど、そういった今、組織といいますが、町内ワークをつくっていこうというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） あとは高齢者、福祉との連携とか、いろいろまたありますので、今、企画部長が言われましたような、そういうネットワークをしっかりと構築していただきたいと思います。

次に移ります。

防犯対策ですけれども、非常に犯罪件数が減っている。これは本当に結構なことだと思います。ただ、非常に今、電話であるとか、高齢者をねらった悪質商法であるとか、そういう表に見えないところで被害に遭われている方が多いと伺っています。そうした方たちに対して、司法書士の方に活躍していただいておりますけれども、一つには、やはりそういう町の姿勢というか、この町では犯罪者を受け付けないよという、そういうアピールをすることが非常に大事だということを司法書士から伺ったことがあります。

それは、目に見える形で、伊豆市の入り口に大きな、例えば「悪質商法被害ゼロのまち」とか、そういった看板を立てることが非常に効果があるよということを伺ったことがあるんですけども、それで今、立て看板ということを質問させていただいたんですけども、犯罪というのは、すきのあるところへ入ってくる。前に、大仁警察署の生活安全課長から伺ったこともありますけれども、手薄なところへ、手薄なところへ入り込んでくるという話も伺っております。

今、スーパー防犯灯とか青色防犯灯とか、お聞きしましたけれども、そういったものも一つには、この町は防犯対策が、犯罪者を寄せつけないという姿勢が強いよということを示すという、そういうことも一つの効果だそうでございます。青色防犯灯は確かに天気のいい日は明るいですけれども、霧の日とか雨のときは全く暗くなってしまいうということで、非常に問題もあるそうですけれども、その青色防犯灯が設置されているということは、この町は非常に目が光っているなという、犯罪者に対するガードがかたいなという、そういうことを犯罪抑止効果というそうでございます。

そういうことを踏まえて、犯罪抑止効果、立て看板とか、そういったものがあるということですけども、そんなものも検討していいかかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今、議員さんのおっしゃられる悪質商法対策といいますが、セールス、それから電話、いろいろな形があるかと思えます。実際、そういうものが実質的にふえているのかなということでございまして、そうしたものに対する相談業務体制の充実等が必要になってくるのかなというふうには思っています。

おっしゃる抑止効果、啓蒙する意味での看板等のあれでございますが、実際それがどれだ

けの効果があるのかという部分もございますので、総合的な中で検討させていただいてということで検討したいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） ぜひ行政として、犯罪者を寄せつけないという姿勢を強くアピールしていただきたいと思います。

では、最後に外部人材活用事業ですけれども、伊豆市でも、かなり多くの方の支援をいただいているということですが、結局これは市が要望するというよりも、県のほうで配置を決めるというか、そういった形になっているというふうなことなんですけれども、現状、小規模校には配置が少ない。これは現実として、小規模校というのは学校の先生は忙しいには忙しいんですけれども、大規模校に比べると、子供と触れ合う時間は大規模校に比べればとれるというふうにとらえていいんでしょうかね。

現実的に、県のほうの配置がなかなか回ってこないということは、伊豆市でそれがあ程度間に合っているというか、全国的な傾向から比べると、子供に対する触れ合う時間というのは多いというふうに 多いとは言えないんですけれども、教育長は絶対足りないよというふうにはとらえてというか、そういうことはないんでしょうかね。ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 小規模校は先生方は楽しんでいるという形では、私は決してとらえていない。これは本当に、例えば特別支援員ですね。これも県から1名しか配置がなかったんですけれども、僕らも当初としては、もう少しやはり1校1名は全部いかななくても、せめて半分ぐらいの学校へそういう形で配置をしてくれるのかなという、当初は予想もしていましたけれども、実際ふたをあけてみると、生徒数が多いところは、それなりの特別支援に係る子供も多いというとらえ方を県のほうでしますと、そうすると、学級が25学級あるところへは、例えば支援員が余分に2人ぐらい入っても、伊豆市のほうへは来なかったと、こういうのが実情でございます。

私どもは、決して小規模校へはいいよという形ではとらえていませんので、これは今後も要望し続けていかなければいけないのではないかなと。今、今度配置されると予想される生徒指導のほうにつきましても、一応、この間、県教委ともちょっと話をしましたけれども、伊豆市なんかの場合は、子供たちのどちらかというとな非行はそんなに目立ってはいないと。それゆえ県のほうで、これも配置してくれなければ困ると思ったんですけれども、県のほうでは、そうではなくて、生徒指導がそれなりに充実しているところは、ほかの活用もいいよというような幾分柔軟な姿勢も見えていますので、そこらあたりは、僕らもちょっと使い方については考えていきたいと。ただし、議員が言われているような一般のだれでもというか、子供たちの授業を直接やれるような人をということが言われていますので、やはり教員免許

がなければ配置はできないだろうなというふうにはとらえています。

ぜひ、国のほうのこういう事業を、こういう田舎の市へも大勢配置してくればなど、そんな期待はしています。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 比較的、教育環境に恵まれているなというような印象を受けました。だからといって問題がないわけではないわけでありまして、やはりそういういい面を生かしていくということで、特別非常勤講師なんですけれども、これは教員免許が要らない、教員免許のない方を非常勤の講師として学校長が推薦して、県の教育委員会で認定できるということなんですけれども、これはちょっと私もわからないんですけれども、手当てがあるんでしょうか。全くボランティアなんでしょうかね。ボランティアということになりますと、地域でそういう方が出てくださるのは非常に難しいと思うんですけれども、また、そういう方に対する働きかけというのは伊豆市では行われているんでしょうか、伺います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 国で考えている場合、国で例えば予算をつけて、静岡県へ例えば何千万だか、あるいは億の金が来るかわかりませんが、静岡県、例えばこれだけの人材をとということで来ます。そうしたら、県では国の意向と少し変わってくる面もあるのかなと。そして、私どもへ例えば非常勤としてつけてくれる場合、例えば市で3分の1持ちなさいとか、そういう条件では来ません。すべて県費で来ます。ですから、市からのそういう非常勤講師については負担はないと。ただ、単価はそんなに高くありません。ボランティアでもないという形になります。

それで各学校では、もちろんそれだけの外部人材だけには頼っていることはできませんので、これは各学区の地域、あるいは学校でとらえている人材に対しては、必要に応じてボランティアで学校のいろいろな活動についてお手伝いをしていただいている。この人数は、かなり多いだろうなというふうに思います。

きょうも中伊豆では、子供たち全員に地域の人材の方の講演会を何か開くという話も聞いていますし、もう本当に大勢の方に、市民の皆さんにご協力はいただいているというのが実情だと思います。

議長（堀江昭二君） これで杉山議員の質問を終了します。

鈴木基文君

議長（堀江昭二君） 次に、2番、鈴木基文議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。一般質問をさせていただきます。

きのうから、市長さんがもうおやめになるから、おやめになるからというような発言が大分出ていまして、私は全くそうは思っておりませんで、任期中は、その期間、市長さんの責任もありますし、やれることもまだまだあると思います。そういう前提のもとに質問させて

いただきます。

各種計画作成委託に市民、議会がどのようにかかわるかということについて、質問いたします。

20年度予算案にも、計画作成委託料がたくさん計上されています。それらがつくられる過程で、市民の意見を聞く場がどの程度持たれ、計画に反映されているのか質問します。

また、つくられた計画書がどのような内容で、市政にどう反映されるのかを議会としても検証するためにも、議会が作成にかかわる、これはオブザーバーとしてでも ことが必要だと思いますが、どのように考えますか。市の執行権と議会の権限との解釈の仕方にもかわってくると思います。4年間務められた市長の立場としてのお考えをお聞きいたします。議長（堀江昭二君） ただいまの鈴木議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

各種の計画作成委託に市民、議会がどのようにかかわるかについてでございますが、ご質問のありました各種計画が作成される過程で、市民の意見がどの程度計画に反映されているのかとのことですが、合併後に作成された計画書の策定委員のメンバーを見ますと、市民の代表はもとより、各種関係機関の代表の方も計画の策定に参加していただいております。また、住民アンケートを実施し、計画書策定の資料として活用した例もあります。

次に、計画書の策定に当たり、議会が作成にかかわるということですが、合併に際し、伊豆市設立準備会の事務調整項目の中で、各種委員等への議員の選出について分科会で協議がなされ、議会専門部会で議決機関と執行機関の分立の趣旨から参画しないと、この専決内容に基づき対応していたところであります。

いずれにいたしましても、現状では行政手続法の導入によってパブリックコメントという言葉が多く用いられておりますが、伊豆市のホームページ等を媒体として、各種計画策定の際に、広く市民の皆様からご意見や情報を提出していただく機会を設けております。

今後とも、より多くのご意見、ご提案をいただけますよう努力してまいります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 再質問いたします。

市民も参加している、アンケートもとっているというお話で、議会の参加の仕方に関しては、やはり行政、立法の二元代表制であるわけですから、分離しているというようなお話だったわけです。しかし、4年間、今まで、こうやってきまして、本当にそれで政策なり、計画なりが実のあるものとしてつくられ、実行されているのかということに疑問がありますので、そこで合併協ではそういうふう決められたかもしれないんですが、やはり少し考え直す必要があるんじゃないかというふうに思っています。

まず、計画の委託料なんかが、本当にこの計画に見合った金額のものがちゃんと支払われて、そういう計画が立てられているのかというのが、何年かやりまして、私たちに全く見えてこないというところがありました。

ほかの議員さんにも言われているわけですが、いろいろな審議会とか、いろいろな会議があって、結果は来ます。でも、その過程がどのような過程で、そういうものが結果が出てきているのかというところが一番大事なところだと思うわけで、そのあたりを知るためにも、それに議決に参加させろとは言いませんけれども、どのような形で作られたかというのを知るために、オブザーバーでも何でもやはり見ていく必要があるのではないかと、いうふうに思っていますので、それをまずひとつ計画策定のところで質問いたします。

それと、今までいろいろなことをやってきまして、政策が結果を出す一番大事なものは、市民がどのように主体的に参加できるのかという部分だと思います。今、ウェルネスの事業なんかもやっていまして、本当は医療費削減までやっていきたいんですけども、結果を出すのはなかなか難しい。では、無理かといいますと、決して無理だと思っていない。それは、住民が本当に一緒にやろうという、そういう参加の形ができれば、私は結果が出るというふうに思っています。そこのところへ持っていくための住民参加をどうするか。それと3つの柱であります行政がどうそれにかかわって、議会がそれにどうにかかわっていくかという、ちゃんとした形が必要かなというふうに思っています。

これが、体制をこれからつくっていくために、政策は次の市長さんに引き継ぐにしても、そのための何か体制づくりの第一歩を今、市長さんは、これからでもできるのではないかと、いうふうに思っていますので、そんな生きた政策をつくるための体制づくりをおやめになるまでに、何かちょっと、こう一歩踏み出してできないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 再質問にお答えします。

やはり議会制民主主義ですから、持ち場、持ち場はあると思います。議員さんは議員さんの役目、執行部は執行部の役目、市長は市長の役目が当然あると思います。それを踏み超えて、いろいろ話し合うことはいいと思うんですけども、やはり私は限界があるし、そこをいいかげんにするというと語弊がありますけれども、やや最初の段階から足を踏み入れてしまうと、結局、責任の所在がわからなくなるという懸念があると思いますので、ご提案の趣旨は一応理解しましたけれども、これはもっと議論を、検討をしていかないと、行政の根幹にかかわることだと思います。

冒頭申し上げましたように、いろいろな委員さんであるとか、それは以前から比べるといっぱい委員さんがおります。先ほど杉山議員は役員が多くて困ると言っていますけれども、そういう役員ではなくて、委員さんをいっぱいお願いしていると思います。その中で、

意見を聞きながら政策を練り上げて、議会に諮って、議会がそれがいいとか、悪いとか、ここが足りないよとかいって進むのが、私は民主主義だと思っています。その辺をやや混同してしまうと、議会制民主主義がうまく進まないだろうというふうに考えています。ぜひ、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 今、日本の中で、非常に、こう進歩的に議会がどういうふうにあるべきかということを考えているところでは、行政もそうなんですけれども、行政側としては、やはり自治基本条例というのを制定しているところがふえています。議会としても、議会の基本条例というものをつくるのが今ふえています。ふえていると言いながら、まだ日本全国見ても、多分10に足りないくらいではないかと思えますけれども、でも、本当にやる気のある、その市を、町をよくしていこうというところは、そこまで踏み込んで考えています。

その基本条例の中に、大体どこの条例にも入っているんですが、議員が政策の立案能力を強化しなければいけない。政策立案能力ですよ。ただチェック能力だけじゃないんです。それを政策提案する、提案の拡大。では、それを立案して提案したものが、ではどのように行政側が出してくる案の中に、政策の中に反映されていくのかという、そのあたりを具体的な形として考えていかなければ、もうならない時代ではないかと思うんです。

当然、地方自治法で中にいろいろなことが掲げられていまして、その中の地方自治法を逸脱してまでやることは間違いなんです。でも、解釈の範囲の中で、それを議会と行政と市民がどのような形でかかわって政策を進めていくか、市をつくっていくかということは本当に一番大事なことだというふうに思いますので、ぜひ、そのあたりは、完全にそうしろというのではないんです。そういうことを考えるまず第一歩。どういうふうな形に本当に伊豆市をよくするために必要なのかという、その第一歩を行政も、議会も、市民も考える、その第一歩をつくってもらいたいなというふうに思っております。

最後の質問にいたします。お願いいたします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 行政の主役は市民だと思っています。議員さんも、お宅へ帰れば市民です。私も、家へ帰れば市民のつもりであります。そういう市民の目線というのは双方あって、市民としての活動はいいと思います。

今おっしゃられる行政の手法というのは、やはりその辺は法でいくのではなくて、市長のポリシーの部分だと思いますね。では、ポリシーを出して当選されたら、それでその行政をやればいいと思います。私はそこまで踏み込んでいませんので、今までどおり任期まで突っ走らせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで鈴木基文議員の質問を終わります。

これで40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。発言の通告をいたしましたところ、議長より許可をいただきましたものですから、3つほど一般質問をさせていただきます。

限界集落について。

限界集落について伺います。私は昨年3月定例会で、この件について質問をしております。市長からは、区・自治会の単位を広げていくことを検討したい、企画部長さんからは現在検討している最中であるとの答弁をいただきました。

国の来年度予算案で、国交省、農林水産省を軸として限界集落の支援事業が立ち上がったようですが、本市として、市長はどのように支援事業に対応するのか伺いたい。

滞納整理事務の不適正処理について。

昨年12月の初めのことだったと思いますが、近くの市役所の滞納整理業務で公務員の方の不適正な処理が問題だなんて言っていますが、私は背任横領事件だと思っております。報道の内容を見ますと、起こるべくして起きたなという感じを私は思いました。

本市でも同じような業務があるわけですが、よその市のことだということではなくて、自分の市のこととして考えていかなければなりません。この問題をどのように考えておりますか、伺います。

がんばる地方応援プログラム事業について。

昨年6月定例会において、事業の締め切りが近かったので通告外ではありましたが、私は緊急と考え、あえて質問させていただきましたが、回答をいただけませんでした。その節は非常に失礼いたしました。

その後、追加の募集があり応募したように聞いておりますが、どうなったのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの酒井議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、限界集落についてでございますが、限界集落対策は今や全国的な問題となっております。国土交通省では限界集落対策として、過疎・高齢化集落の直接支援に乗り出し、N P

〇などと共同で集落機能を維持しようとする地域への補助金を支出することとし、初年度は、モデル事業として全国の約60の集落を対象にする方針で調整を進めているようであります。

また、農林水産省では、中山間地域等条件不利地域への支援を打ち出しました。対策のポイントとしては、小規模・高齢化集落の地域資源を保全管理するための活動を支援するというものです。

伊豆市の対応としては、このような制度を有効に活用できるよう集落の特性を把握し、また集落に住んでいる方々の主体性を重視し、地域に合った対策を進めていく方針であります。

続きまして、2点目の滞納整理業務の不適正処理につきましては、某市で市役所の徴収員が金銭の不適正処理をされたという報道がありました。このような報道がされるたびに、税務課職員には、課長より注意喚起をするよう指示をしております。

徴収業務については、収税担当1人での対応でなく、複数の職員がかかわることで、このような不祥事が起きないように注意をしております。また、研修会等で、機会あるごとに職員の資質の向上を図ってまいります。

続きまして、3点目のがんばる地方応援プログラムについてお答えいたします。

本プログラムの伊豆市の取り組み状況及び経過につきましては、伊豆市総合計画に基づき、子育てしやすいまちづくりプロジェクト、安全に暮らせるまちづくりプロジェクト、美しく負荷の少ない環境プロジェクトの3つのプロジェクトを策定し、平成19年9月5日の第2次募集に応募し、10月31日に総務省で採択されました。

採択されたプログラムについては、平成19年度から21年度までの3年間、取り組み経費に対し特別交付税措置が講ぜられることとなります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

酒井議員。

16番（酒井勲一君） 本年度の当初予算を見るに、限界集落の対策がどこで予算化されているのか、どのように市長は考えておりますか。

去年3月の質問では、これはたしか企画部長さんだっただと思いますが、本市では対象が西地区だけだと言ったように思いますが、私たちの伊豆市では、西地区だけではなく、東西南北、どの地区にも限界集落はあるように感じます。

これは集落のくくりが、考え方が違うのかなと思えば、そうかもしれませんが、この間、北地域の来年区長さんをやられる方と会いましたところ、市のほうは縦割り化されて、非常に細かく割り振り、委員が、我々それを市民としてやるについては、やはりいろいろな要求があったり、いろいろな仕事があって非常に大変だと。私の町内では20戸の戸数があるが、2軒は入院されていて、どうしようもないと。会長、副会長等を決めるについても非常に容易ではない。

1人が2つや3つ兼ねていることが多々あるということで、ぜひ市でもそこらをどうい

ふうに考えておるのかということ伺いまして、それは昨年、私は質問しておりましたもので、市長の言ったように私は答えておきましたけれども、それならば地域の住民が一番主役だから、隣の町内と考えると、いろいろ方法はあるのではないのといひましたけれども、一応そういうようなことがございました。その辺を市長はどのように考えるか伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 限界集落というのが、過疎化などによって人口の50%、65歳以上の高齢者が冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落というふうに造語的に言われております。北地区にあるか、ないかというのは、ちょっと私も、今の我々の資料によりますと、今のところないというふうに理解しております。

ただ、今おっしゃられたように、実際問題として社会的な共同生活ができないような、先ほどの杉山議員ではないんですが、役員の選任ができないような地域があるということであれば、それは我々としても把握しなければならないとは思ひます。ただ、我々の一般的な資料によりますと、土肥地区に7地区ほどございます。こういったものを、先ほども言ひましたけれども、前の質問の中には、市長も地区の自治会の統合というようなことを言ひておたわけでございますが、地区の歴史、あるいは伝統文化を考えると非常に難しいという状況はあろうかと思ひます。

しかしながら、現状としてなかなか地域として成り立っていない、地区として成り立っていないというのは我々も承知しておりますので、これら、我々のほうから、みずから出向いて、そういった、どういったことを希望していくのか、例えば隣の地区と共同でやっっていくとか、そういった問題が当然出てくると思ひます。それらを我々として、どの程度のことかサポートできるか。そういったことが最終的に、先ほど農林水産省の補助事業でも、隣の集落に出張して手助けすると。そうすると、補助制度の採択になるというようなことを言ひておりますので、それらも研究しながら、そういった集落に対してどういったサポートができるか研究していくというような組織づくりを考えていると。

先ほどの杉山議員と同じような答ひで申しわけございませんが……

杉山議員さんのお答ひと同じようになると思ひますけれども、そういった形でのサポートをしていきたいというふうに考えております。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 限界集落が西地区だけしかない、今またおっしゃいましたが、市役所に帰って、もう一回よく見ていただければわかると思ひますが、それは修善寺におきましては、温泉場地区に3町内ほどございます。あるいは南地域でもございますし、東地域に

もでございます。これは地域のほうはエリアのとらえ方が違うのかなと思って、先ほどそう言いましたんですけども、ぜひもう一回よく見ていただきたいなと思っているわけでありませぬ。

限界集落と申しますのは、先ほど部長さんがおっしゃいましたけれども、その地域が65歳以上が確かに半分以上だとかということになっているわけですが、地域が地域として生きていけなくなっていくというところはあるわけです。例えば、朝の清掃に出てこないとか、農道や農業用水の整備ができないとか、そういうのもやはり限界集落の一つだと私はとらえております。内容を見ても、やはり高齢者が多くて、30戸ある農家のうちの15軒はもうだめだとかいうことになりますと、どうしても行事や掃除が年3回やっていたのが1回になってしまふとかいう問題は現在でもあるわけです。ぜひ、そこらをもっと真剣に考えていかなければいけないなと思うわけです。

真剣に考えても、私がこの前申しましたよろず便におきまして、先ほど杉山さんですか、申しあげました商工会の農地の問題ですか、先ほどありましたが、これはぜひ、住民から持ち上がった話ですから、ぜひ住民側もひとつ考えていただくと。すぐ市が乗り出していかないということを僕はぜひお願いしたいと思います。市が乗り出していきますと、先ほどもありましたように、すぐデータベース化だとか、すぐそういう話になってしまうわけですね。そうではなくて、まず、私たちは私たちの市の身の丈に合ったことから始める。大学ノートでもいいではないですか。そんなところから始めていけば、安上がりに考えられるのではないかと考えております。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

次に、滞納の問題に移ります。

私もサラリーマンのころ、滞納ではないですが、売掛金の回収には非常に苦労した覚えがございます。これは一番、売掛金の回収とか滞納の整理とかというのは、市役所の中でも非常に嫌な仕事ではないかなと思っているわけですが、でも、やらなければなりません。

民間では、自分の給料がもらえるか、もらえないか、あるいは勤めている会社が存続するか、しないかというようなことを、仕事をするときには社長さんから言われたりしますよね。ぜひ、そういうところで市の対応を見てもみますと、どうも人間は性善説に立っているような気がするんですよ。もう役場の職員は絶対悪いことはしないんだというようなことが、性善説ね　が見られるわけです。

例えば、先ほど市長さんがおっしゃいましたが、必ず2人で行けばいいんだよというようなことをおっしゃいましたが、僕はやはりそれは担当の課長さん、部長さん等が、例えば私がさっと考えるについては、滞納の切符を朝、10枚やると。すると、10枚、夕方3時までに帰ってこいと。そのうち5枚分の現金が集金できたと。その5枚を納付書と一緒に出納入れなさいと。あとの5枚は担当の係長さんには返しなさいと。翌日、また新しく5枚を足してやるというようなスタイルをとれば、まずそんなことは3年もほうっいてわからなかったとか、そんなことがどうして起こるのかと私は思うわけですが、本当に伊豆市ではそんなこ

とをやっていないと思いますので、ぜひその点は人間は性悪説だというようなことに変更して、ぜひお願いしたいと思います。これは依頼かたがたですね。

そして、その次に地方応援プログラムですが、これも立ち上がったようですので、お金をかけないでできる方法をぜひ考えていただいて、引き続き、伊豆市のために、いいまちをつくるために、これは大命題ですので、ぜひ、みんなで頑張っていきたいなと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで酒井勲一議員の質問を終了します。

大 川 孝 君

議長（堀江昭二君） 続いて、21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 私は、通告してあります3点につきまして市長に答弁を求めるものでございます。

1つ目といたしまして、集中改革プランの進捗状況に関してでございます。

平成17年度より、総務省の主導で始まった地方公共団体における行政改革、つまり集中改革プランの推進は、組織のスリム化や徹底した支出の見直しをすることによって、自立に向かったの健全財政の確立を目指していくものだと記されております。21年度の5年間での目標の数値化や指標を明示するとうたっていますが、その進捗状況を伺います。

2つ目といたしまして、施政方針に関してでございます。

2月25日の本会議におきまして、市長は施政方針を述べられました。その中で、農業振興においては、高齢化や後継者難等で農業離れが進行し、遊休農地が増加、環境、景観の面からも憂慮すべき状況で、地域の人たちと一体となって解消に向けた取り組みをしていくとの考えですが、1つ、具体的に農地を守る取り組みの施策を伺います。

2つ目に、農地の遊休地や放棄地に対して、市のブランドを発掘し、海外に農産物を輸出する一大プロジェクトを立案し、指導していくことは、自立のできる農業の再生と美しい景観を備えたまちづくりになると思いますが、先進農業を目指す考えはないか伺います。

3つ目に、富士山静岡空港に関してでございます。

いい、悪いは別として、富士山静岡空港も来年3月に開港いたします。この空港を大いに活用、利用しなければなりません。国際交流が盛んな現在、国内はもちろんのこと、いかに外国人旅行者に来ていただけるか、本格的な集客、誘客対策に関しての考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの大川議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の集中改革プランの進捗に関してでございますが、当市の集中改革プランに

においては、行政改革大綱で示した行政改革推進における具体的な方針に基づき、年度ごとに実施項目を明記しております。これらの項目について、毎年度、関係各課の進捗状況ヒアリングを実施し、年度終了後に、その実施結果を取りまとめて広報等に掲載しています。本年度につきましても、各課の進捗状況ヒアリングを行いました。これらを年度終了後、実施結果として取りまとめ、推進本部会議及び推進委員会に諮り、広報等に公表をする予定であります。議員ご指摘の集中改革プランの進捗状況は、おおむねプランに基づいて進んでいると考えております。

続きまして、2点目の施政方針に関して、特に具体的に農地を守る取り組みに対する施策につきましても、国において、5年をめどに農業上の重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指し、取り組みを始めました。伊豆市においても、昨年10月と11月に職員による農用地の田の部分について、田んぼの部分です。ね について遊休農地等の調査を行いました。この調査におきまして、市内の農用地で約120ヘクタールの遊休・荒廃農地があることがわかりました。

これからは、この調査により取得したデータを図面化するとともに、農地所有者にアンケートを実施し、農業委員と協力しながら、農地の貸借のあっせんを行う農地銀行のような体制づくりを進めていきたいと考えております。

また、モデル地区を選定し、この地区の方々と話し合いを持ち、取り組みをしていきたいと考えております。

その他、伊豆市としましては現在、大豆の作付を奨励しておりますが、大豆のほかに米の作付にかわる作物づくりができないものか検討をしております。

2つ目の先進農業を目指す考えについてはですが、伊豆市は、ご承知のとおり中山間地域であることから、1農家当たりの経営規模が大きくありません。したがって、遊休・荒廃農地は市内に点在しているわけであります。しかも、海外への輸出を考えますと、ある程度の経営規模が必要だろうということから、周辺農地まで取り込んでの作付が求められることとなります。大きな目標を持って向かい、進むことも必要なこととは思いますが、現在の伊豆市における農業事情を考えますと、まず、「遊休・荒廃農地をこれ以上ふやさないための特産物の検討」、「減農薬・無農薬栽培の推進による安全・安心の農作物の提供や高付加価値化」を進めることが良策ではないかと思っています。

続きまして、大きな3点目の富士山静岡空港開港に関する外国人誘客対策につきましても、ご案内のとおり来年3月開港となりました。北海道、九州の国内線を初め、国際線では既にソウル便の就航が決まっております。また、経済成長が著しい中国、台湾、香港への就航に向け、県が中心となりエアポートセールスを行っております。

伊豆市といたしましても、外国人観光客の誘客と国際化への対応は基本的な事業でありますので、関係機関と協力しながら、今後は積極的に対応をすべきであると考えます。

平成17年度より、市と観光協会では、県の支援を受け「外国人観光客誘客促進事業」を実

施しております。この事業は、伊豆市の四季折々の紹介を日本語・英語・韓国語・中国語の4カ国でのDVDを制作し、国内外の観光関係機関にセールスを行い、多くの観光客の方々に伊豆市を理解していただくよう努めております。

また、国内を初め、海外からの誘客を視野に、伊豆市、静岡市、熱海市の3市で「トライアングル観光推進協議会」を組織し、観光協会、カーフェリーや関係交通機関、観光施設にも参加を呼びかけ、着地型の新しい広域周遊ルートの造成による誘客に向けて各種事業を実施しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

大川議員。

21番（大川 孝君） それでは、ひとつ再質問をさせていただきますが、集中改革プランでございます。

こういうものを達成することによって、伊豆市の総合計画、10年計画にも大いに弾みがつき、目標達成ができると思うわけでございます。そういう中、改革プランの中に記載されておりますが、5年間で9億4,000万円の財政的な効果がある等が試算されております。そうした試算をそれ以上に達成できるように、改革プランというものは、あらゆるものの財政の総洗ざらいをしていく必要があるかと思えます。

国の主導があったから始めるのではなく、自分たちで、独自のいろいろの施策について先行的な考えでしていく必要があるかと思えます。国からの指導がなければ改革に腰を上げないというのではなく、また役人気分に浸るのではなく、いつでも市民生活の向上を担い、市民サービスに徹する行動が行政にも求められているわけでございます。

そこで、先ほど進捗が順調にしているという市長さんの詳しいお話がございましたが、ここに記載されておりますように、市民で構成する行政改革推進委員会、ここにも報告して、年次報告しているということでございますが、これらを総合的にもう一度改革プランについての取り組みをスピードを上げてやっていく必要があるかと思えますが、その辺についてその見解につきまして伺いたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） この改革につきましては、議員おっしゃられるように、早急にやりたいという考えはあります。しかしながら、いきなり全面的にこうやってしまいますと、行政サービスの停滞というものも当然考えられます。それらを調整しながらやっていくという状況があります。

1つの例なんです、各種手続の届け出の電子化、こういったのをやりますと、逆に住

民サービスが停滞する場合があります。例えば、申請書をパソコンで打ち出して役場へ出します。しかしながら、とりに来ることが結果的に同じことになってしまうというような、こういったものについても見直しをちょっと図らなければならないというようなこともありまして、基本的には住民サービスが停滞しない中で、極力、行革プランに基づいて身の丈に合った行政府にしていきたいという考えは議員さんと同じだと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） ありがとうございます。

2つ目の施政方針について再質問をさせていただきます。

私が調べた中におきましては、今、市長さんのほうも、いろいろときめ細かな施策についてやられているようなこともお話しされました。

水田の台帳面積が778ヘクタールありまして、そのうちの作付面積が448ヘクタールということでございます。そういう中、主に農業に従事している方の多くは高齢者で、その方々が農地を維持しているのではないかと思います。伊豆市におきましては、耕地面積から考えて兼業農家が多く、片手間で農地を守っているのではないのでしょうか。一般的な考えでは、農業は労力を要することや、生産性の面から採算が合わない悩みもあることは、そのとおりです。しかし、考え方によって、また手法を変えただけで魅力ある農業へ脱皮できることもあると思います。

言うまでもなく、日本の食料の多くは輸入に頼っています。食の安全を考えたとき、幾ら安くても、どこでどんな農薬を使って栽培されているかわからないでは、食べるわけにはいきません。また、農産物は育つ土壌や気候により味が変わります。国土の保全と環境、治水などの面からも論じられるべきであると思います。

生産性とは別に、人の生きがい、楽しみとしての面もあります。そして、趣味で農業をする人は、高齢化に伴い増加し、農地への需要が増大していく可能性があると思います。農地は地域の保水、水田での治水などの役割があり、農地を残すことは可能であり、農地が残れば市街地も残ることになると考えます。

5日の観光経済委員会において、担当者から荒廃農地の調査票の説明や約100万円かけて耕作放棄地の地図の作成の予算化の話もありましたが、ただ統計の仕事で終わるものではなく、農地も宝であり、農業の生き残りをかけた農地の活用が急がれていると思います。

もう一度、市長にこの辺のビジョンを伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

観光経済部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） お答えしますけれども、先ほどの市長の答弁のとおりでございますけれども、繰り返しますけれども、とにかく遊休農地がふえている状況は先ほどのとおりでございます、その解消に向けた、とにかく取り組みをしていこうということで、来年度につきましては、先ほど言ったようにアンケートをとった中で所有者の意向を把握したい。そういう中で、それとあわせて農地の貸し借り、そのあっせん、それを行う農地銀行的なものをつくっていきたい。それと、先ほど言ったように、やはり地域の考え方、地域の中へ入って一緒に解消に向けた対策、取り組みを考えていきたいということを取りあえず考えております。

それともう一つ、これからやっていかなければならないというのは、営農組織といいますか、地域の集落営農といいますか、そういうものもぜひ取り組んでいかなければならないのかなと。個々でやっていくと採算性も悪いですし、それぞれの器具を持ってやっていくという形になりますと、なかなか難しい部分もあるものですから、営農組織的なものがないかな。

それとまたもう一つは、自分たちではできないものですから、作業をお願いするような作業受託的な役割を担ってくれるような組織といいますか、そういうものをつくっていかなければならないのかなと思っています。

それと、伊豆市の場合、先ほどもありましたですけれども、規模が小さい、小さな農業ということなんですけれども、そういう小さな農業というのを地域の特色といいますか、そういう特色を生かした取り組みをしていくということが一番いいのかなと。少しでも付加価値を持たせるような農業といいますか、そういう形をつくり上げていかなければならないのかなと。それには、先ほど来話がありましたように、安心・安全とか、それに伴う地産地消とか、そういう部分を推進していく。小さい農業でも、付加価値をつけることによって、地域の身近なところで使ってもらうことによって、ある程度の価格でも取引ができるような形が、そういう農業を目指していく必要があるのかなと思っています。

幸い伊豆市の場合は観光地でございますし、旅館、ホテル等いっぱいあるわけですし、そういうところともうまく連携してやっていく必要があるのかな。とにかく地産地消の話も前にしたんですけれども、異業種、いろいろな農業者、観光業者、商業者、工業、いろいろそういう人たちが常に連携してやっていくことが必要だし、例えばその地の農産物を加工とか、そういうことによって付加価値をつけることも、実際ワサビ漬けとかいろいろあるわけですが、そういうことによって付加価値をつけることもできるわけですし、そういう方向で進んでいければと思っています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） いろいろ地産地消を重点とした伊豆市の農政の取り組みということ

で、担当の皆さん方も大変ご努力しているということはよく理解いたします。しかしながら、なかなか、こうした農業も本当に自給自足、地産地消であるわけでもございまして、これを何かしら伊豆市で、もう少し先進的な農業にしていくことも一つの考え方ではないかと思ひまして、例えば山梨の巨峰、あるいは夕張のメロンとか、山形のサクランボとか、胡蝶蘭とか、静岡にもお茶とかミカンとかいろいろございまして、そうしたものもいろいろこれからの発展する農業の一助に、また考え方としてはしていただければありがたいと思ひます。

それでは、3つ目に移らせていただきます。

先ほど市長さんから、いろいろきめ細かな観光についての取り組みをしておるといふことでもございまして、やはりそういうことが大事でもございまして。

この3月5日の観光経済委員会におきまして、担当職員より、富士山静岡空港の開港に備えての「静岡満喫の旅」と称し、3市共同のパフレットですね。静岡・熱海・伊豆トライアングル観光推進協議会を立ち上げ、立派なパンフレットができ上がり、その説明がございました。まさに順調に営業の準備が進んでいるなというふうに感じました。そして、既に作成しているかどうかわかりませんが、私は海外のパフレットの作成も必要だと考えているわけですね。

そういう中、空港開港時に向けて、いかにしたら旅行者をたくさん呼び寄せることができるか、どうしたら楽しんでもらえるか、またお客様にお金をたくさん落としてもらえるかと、地域の特色を生かした誘客の議論が高まっていないと心配している方々もございまして。

そこで、利用する大多数の観光客は、海外から来る観光客さんは、富士山を一目見ようと夢の実現のために来る方も多いいと思ひます。しかし、富士山は1年のうち3分の1しか見えない事実がございまして。特に外国からの旅行者は、そう何回も来るわけにはいかないと思ひます。ここで問題なのは、雨が降った場合はどうするか。自然現象だから仕方がないでは、観光立市である伊豆半島はもとより、伊豆市におきまして、すまされないことだと思ひます。

観光立市であるならば、雨降りはこちらへの同等の価値ある周遊プランを示し、満足してもらふことがとても大事であると思ひますが、この点をどのようにお考えになっているか、所見をお伺いします。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） ちょっと思っていなかった雨天のときの富士山という質問でもございましてけれども、やはり確かに3分の1程度しか見られないというようなことがあるうかと思ひます。それにつきましては、清水からのフェリーの中から映像による富士山の画像を流すとか、そういうようなことで外国人の方にはいやしいと思ひますが、満喫していただくような努力も必要かなと思ひております。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） なかなか立派なご説明がございました。

私も非常に、富士山が見えないお客様に対して、それにかわるものをしてあげれば、満足して、いい土産話ということになるかと思います。1つの考え方といたしましては、主には観光業者の方に考えてもらうことでしょうか、例えば富士山のCDを用意するとか、会館で富士山の上映を10分、15分ぐらいしてあげるとか、そういう富士山に関するはがきとか絵はがきとか、そういうものを買っていただくと。また、伊豆市の観光資源をもう一回総ざらいに出してみる。例えば天城の連峰太鼓、文豪の井上靖さん、天城ドーム、虹の郷文化の茶室、特産物製造工程、弘法大師ゆかりの修善寺など観光資源をすべて出してみても、同じように伊豆の国、函南、沼津、箱根、南伊豆等もピックアップして、そういう中から富士山にかわる行程を何本か選びあげる。また、晴れでよし、雨でよしの見どころも調査をして、思い出に残る魅力あるプランの情報発信をしていかなければならないと思います。

空港からの連絡としては、先ほどお話がありました清水土肥港のフェリーにも、南へ行かず伊豆市に入れるような、そうしたことも大変重要なことでもありますので、そのフェリーに大いに期待するということですね。

先ほど市長さんからの話で、いろいろの観光協会と共同しての平成17年度よりのパンフレットも、外国語のパンフレットもあると、つくって、もう宣伝しているというような話もございました。私ごとですが、20年も前から中国に行きましたときにも、中国の観光誌におきましては、日本語のパンフレットが韓国語も、英語もそうですが、たくさん置いてありました。

そういう戦略が大事だと思いますが、もう一つ、国内旅行が低迷しているならば、外国に活路を見出さなくてはなりません。観光を柱としております伊豆市におきまして、このトライアングルパンフレットにつきましての外国人向けのパンフレットもつくってあるでしょうか、ないでしょうかとお聞きしたいと思います。おわかりになりましたら結構です。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） この「静岡満喫の旅」のパンフレットは、まだそこまで進んでおりません。これから検討させていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） ぜひ、伊豆市がリーダーになって、やはり国際化の時代でございますので、そうした面におきましても協議会に対して積極的に立案をして、実行させるというような指導をしていただきますことをお願いしまして、一般質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで大川孝議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 4点にわたって質問いたします。

第1に、ごみ焼却場建設の白紙撤回陳情に対して真摯に対応してきたのか質問いたします。

その第1に、市長は、ごみ焼却場建設は市の重要課題と当然位置づけられております。その重要課題に対する、堀切区や熊坂区、修善寺ニュータウン自治会など関係住民からの白紙撤回を求める陳情が出ております。一般論的な形での陳情ではなくて、堀切区ごみ焼却場建設の白紙撤回陳情に対する所見を伺います。

2点目に、市長は、陳情書の反対理由には区説明会で答えているなどとして、既に白紙撤回要求は解決済みという考えのようですが、白紙撤回の陳情書が出された時期は説明会の後です。陳情書には答えていません。したがって、白紙撤回を陳情した関係住民とひざを交えて真摯に対応すべきという宿題が私は市長に残っていると思いますので、所見を伺います。

3点目です。堀切区への市の対応、いわゆる窓口ですけれども、これはごみ焼却場の特別委員会とは別に、堀切区有志も行うということも12月議会でご答弁なされましたけれども、このことを、ごみ焼却場特別委員会や区役員は承知し、また認めているというふうに認識しているのかどうかをお尋ねします。

大きな2点目です。支所の主な役割について質問いたします。

第1点目、庁舎建設の予算が提案されました。ますます本庁と支所の役割分担が重要になってきます。支所の主な役割は市民の不便さを補うのか、それとも受付業務、いわゆる窓口業務ですね、それを主にするのか伺います。

2点目に、去年の12月議会で、支所の仕事で各部や課を補完する業務とはどういうことなのか、統括支所長が土肥支所を例に挙げられましたけれども、今回は天城及び中伊豆支所について、どういうふうに補完する内容等を考えているのか伺います。

3つ目に、事務分掌、それぞれの職員がする仕事というのは、市職員の仕事の責任分担のためにも必要なことは言うまでもありませんが、市民にとって、この事務分掌というのはどういう意味を持つと考えているのかお尋ねします。

大きな3点目です。乳幼児医療費の保護者負担500円を公費負担にするように求めた去年の12月議会の決議を市長はどのように受けとめたのでしょうか。

最後、4点目です。市民サービス向上を目的とした職員の人事評価制度を導入する計画なのかどうかということです。新年度から人事評価制度導入ということを用意しているようですが、その柱は、職員の能力・業績を重視した給与システムを実行に移すということでしょうか、お尋ねいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの木村議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、ごみ焼却場建設の白紙撤回陳情に真摯に対応してきたかについてでございますが、まず、1番目の白紙撤回の陳情に対する所見については、ごみ焼却場の建設は、両市の現有施設が経年劣化等により早急に建設を要すること、また2市で広域処理することの利点などからして、両市の重要課題と位置づけ、取り組んでいるところであります。

堀切区からの19年1月の声明文を初めとした陳情書につきましては、準備会として真摯に受けとめているからこそ、十分な説明等ができない、また、させてもらえないまま建設候補地の断念という判断はいかななものかと思っております。

次に、2番目の白紙撤回を陳情した関係住民と真摯に対応すべき点については、18年11月から翌年の2月にかけて、堀切区や周辺地区に対し、当時の建設計画の概要や推進スケジュール、また基本構想等の策定後の説明約束などについて説明をしております。

堀切区につきましては、19年1月の声明後、反対理由についての市からの質問に対し、投票結果がすべてである旨の回答があり、またその後、2市による基本構想等、区民への説明会の開催について、堀切区ごみ焼却場特別委員会を通して申し入れをしましたが、不要とのことでありました。しかし、準備会としましては、ごみ焼却場に対する正しい理解を深めていただくために、区民等に対する先進施設の見学や意見交換会の開催などに向け鋭意努力しているところであります。したがって、建設候補地であります堀切区への取り組みなどが定まらない中において、周辺地区との話し合いにつきましても今のところ進められません。

次に、3番目の堀切区有志との対応についてですが、2番目でも申し上げましたとおり、ごみ焼却場に対する正しい理解を深めていただくための区民や地権者への説明などができない中で、説明等を聞きたいという区民の方々と意見交換などを行っております。

堀切区のごみ焼却場特別委員会は、中立的な立場にある市との連絡窓口という認識で対応してまいりましたが、区民への情報伝達の不足など、区の中の組織としては疑問を感じております。

公共事業については、賛成・反対・中立的な立場の方を問わず、市及び準備会は公平・公正に対処すべきと考えています。したがって、説明を聞きたいという方と意見交換をしたり、地権者の方の考え方を聞いたりすることが重要であり、また市及び準備会の責務でもあると考えることから、これらの方々の要請に応じ、取り組みをしております。

なお、議員のおっしゃる堀切区有志が委員会や役員会に承知、または認められているかどうかについては、市また準備会ではわかりません。

続きまして、2点目の支所の主な役割についてお答えいたします。

1番目の支所の役割については、支所機能がどうあるべきで、どういう組織として残っていくのかとのお趣旨かと思います。

支所に対しては、いろいろな考えの方がおります。極端な意見からですと、支所は将来廃止してもよいのではないかという意見もありますし、戸籍等の窓口サービスだけでよいのではないか、中伊豆、天城の支所は廃止して土肥支所だけ残す本所と1支所論を提案する方もいます。逆に3支所はもっと充実して、地域振興の核としての役割を果たすべきであるという意見もあります。

私は、以前も申し上げましたように、支所機能は絞って存続すべきであると考えています。安全で安心なまちづくりと、市民にとって便利な施設、身近な行政の窓口といった総合窓口

機能を持ったものにしていきたいと考えております。

次に、事務分掌については、内部組織の役割分担を明確にしておくことと考えます。市民にとっては、事務分掌がどうであれ、その目的が達せられることが重要で、その目的とすることが身近なところで早く満たされればよいことだと思います。

事務分掌の補完という表現が漠然として明確でないというのは、ややわかる気がします。しかし、この表現で事務に支障があるとは聞いておりませんので、大きな問題はないと認識しております。

続きまして、3点目の乳幼児医療の500円を公費負担にするよう求めた議会決議の市長所見についてお答えいたします。

乳幼児医療における12月議会での議決については、重く受けとめております。また、乳幼児医療費の本人負担分について、近隣市町でも無料化を進めるところが多くなっていることは認識しております。しかしながら、医療費の無料化により、一部ではありますが、緊急性のない小児救急がふえるなどの問題が指摘されており、税の公平の面からも、全額無料化につきましては十分な検討が必要であると考えております。

続きまして、4点目の市民サービス向上を目的とした職員の人事評価導入の計画につきましては、本格的な地方分権時代の到来に対応するため、自治体には、自己決定・自己責任による独自の施策の推進、多様化・高度化する住民ニーズへの的確な対応が求められており、市政を担う個々の職員には、近年の厳しい財政状況や職員数削減の中で困難な課題に対応していく能力と高い業績遂行能力が求められております。真に住民本位の行政を推進するためには、現在の職員の意識・行動を大きく変化させ、個々の職員の能力を最大限に引き出すことが必要であり、人事評価システムはそれを実現するためのツールと認識しております。

現在構築している当市の人事評価システムの目的は、人材の育成と適正な処遇であります。人材育成が目的の一つであるため、本人評価の実施や上司との面談を通じて年間目標の設定、評価結果を職員本人にフィードバックすることにより、職員に業務に対する「気づき」を提供するとともに、自己の行動や業績に対する原因分析を促すもので、評価結果は自己の長所のさらなる強化、また欠点を補うための研修の実施や能力開発、適材適所への配置に活用してまいります。

もう一つの目的である「適正な処遇」は、業務執行において発揮された能力・態度や業績を正當に評価し、給与や昇給で適正に処遇することであり、これは職員のやりがいや意欲といったモチベーションを維持・向上させるために必要と考えております。

「頑張っても、頑張らなくても一緒」では、モチベーションは維持できません。ただし、評価結果を「適正な処遇」に反映させるためには、公平・公正なシステムとして確立すること、何よりも職員から信頼されるシステムである必要があり、これは試行と見直しが必要であります。このため、まず人材育成を主目的として制度を運用し、段階的に「適正な処遇」に反映させることを目的としております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 補完することについて、天城と中伊豆の補完する内容について伺いますと、もう出しているんだから、わからないのだったら、わからないとか、こうですよと答えてくださいよ。何のために、前に一般質問、具体的に聞いているのに、それに対する答えがない。何のために前もって丁寧にやっているのか、わからないですよ、これでは。

議長（堀江昭二君） 2番目ですね。

26番（木村建一君） 支所の役割の2番目。

議長（堀江昭二君） 2番目の2ですよ。

26番（木村建一君） そうです。

議長（堀江昭二君） 市長、答弁願います。

市長（大城伸彦君） 番目、前議会で、支所分掌の課を補完する業務、天城及び中伊豆支所の補完する内容について伺うと。ちょっと意味がよくわからないので、もう一回説明していただきたいと思います。何を補完するのか。

〔発言する人あり〕

市長（大城伸彦君） どこを補完するのか。天城及び中伊豆支所の補完ということですが、天城及び中伊豆支所が補完をするのか、文章の意味がよくわかりません。

26番（木村建一君） 正確にやらないと、論議があれです。いいですか、ちょっと。

市長（大城伸彦君） 申しわけないですけども。この意味がわからなかったので飛ばしました。また再質問をお願いします。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっとすみません。交代です。というのは、前、12月議会では統括支所長が土肥の例を補完する業務とは、こういうものですよということで具体的に挙げたんですよ。だから、同じ内容ですよ。土肥支所ではこういう例を補完するんですよという答弁をされたから、では、天城と中伊豆では補完する業務というのはどういうものがあるんですかという、そういう質問です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 理解できました、質問内容がようやく理解が。

土肥支所の説明をしましたが、現在は土肥支所、天城支所、中伊豆支所は同じ扱いでございますから、土肥支所と同じにご理解いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問をお願いします。

木村議員。

26番（木村建一君） ごみ焼却場の件からお尋ねします。

ずっと通しているのは、説明がさせてもらえないということなんですよ。何を説明させ

てもらえないかという、基本構想ができていながらも、ごみ焼却場はこういうことをやる。それに対する説明がないと、こういう答えがずっと一貫しているんですよ。

もう一つ、堀切区から説明会は不要であるということと言われたから、終わったんだよと。終わるといふか、不要であると断られたからというお話、そういう答弁でしたね。だから、正しい理解を求めますよということなんですね。

冒頭、これ全部について政治的判断を求めますから、市長がすべてお答え願いたいと思うんですけども、確認します。

1つ目、私は2年前の平成18年から、この2市広域によるごみ処理計画の説明会が開かれて、その後ずっと質問をしてきた ごめんなさい。18年、何回もやってきたんですけども、今回で計7回目ですけども。堀切区へは前、2月25日の全協で、もう一回確認する意味でお互いに論議したいものでね。日付の確認をしたいと。平成18年7月29日と18日に堀切区でやったと。熊坂区への住民説明会は同じ年の12月8日。修善寺ニュータウン住民の説明会が翌年、平成19年1月23日。そして、堀切区、熊坂区、修善寺ニュータウン自治会の連名で白紙撤回陳情書が出されたのが、それ以降です、19年6月5日なんですね。時間的経過は、これを確認しますね。全協の資料にも、そのように書いてあるんだから。

そうすると、説明会を開いた後に白紙撤回の陳情書が出ているわけですから、市長が12月議会で答弁したこと、白紙撤回を求めた内容については説明会で答えているとはならないんですよ。説明会で答えているとなっている。説明会をやった後に陳情書が出ているんですから、白紙撤回を求めます。だから、私は答えていないということ。これを確認します。そういうふう認識なのか、どうか。

だから、私は白紙撤回を求めている内容について、陳情した住民の皆さんや役員とひざを交えて、真摯に対応すべきではないですかと、まず、そこから始めるべきではないですかと、12月議会でも質問をしました。でも、全く行動していないでしょう。では、具体的にその白紙撤回についての要求がありました。それに対する具体的なやりとりというのは、全協あたりでも、議会でも1回も報告がないんですよ。常に言っているのは、基本計画の説明会をやらせてくれない、やらせてくれないと、こうなるわけですね。

そうではなくて、冒頭言ったように、白紙撤回に対する陳情書が出た。陳情書は一般的に扱ってはならないのではないかなということは、前の12月議会で市長はお話しになっていましたけれども、いろいろな陳情が来ますよ。なんだけれども、すべて並列的にその陳情を見るのではなくて、今回の件について言うと、市長がやはり重要施策だと言っていることに対する住民からの直接的な、いわゆる届けですよ。普通だったら、議会制民主主義だから、当局と我々住民代表がこういうやりとりをするんですけども、一つの方法として、議会を置いておいても、直接的に市長に求めていくという、制度的にあるわけですよ。だから、これに対してはきちっと答えるべきでしょうというような話をしているわけですよ。

その次に質問をします。わかりやすく一個一個区切っていきますね。余りにも、いつも多

くものだから、途中でわからなくなるという話ですから。

次です。

区民の多くは基本構想の説明を望んでいるんだと、市の考えはそういうことですよ。望んでいるのに、ごみ焼却場の特別委員会がそれを阻んでいるんだと。阻んでいるというか、拒絶しているんだというお話でね。だから、基本構想の説明を聞きたいという有志の方と話し合いを進めるということですよ。仮に、この逆の場合ちょっと想定しましたけれども、区の役員会、特別委員会が市の方針を受け入れる状況の中で、いいですよと受け入れる状況の中で、基本構想の説明会をやるべきでないというふうな一部の住民の方からの要請に対して、あなた方はどういう態度をとりますか。市長、どういう態度をとりますか。区の総意で決まっているんだから、その方の要請を受けられないということになるのではないですか。そうではないですかね。

繰り返して言いますよ。もう一度言います。市長の意見が受け入れられないと。だから、自分の意向に沿う人とは、公式にです。ここです。住民の皆さんは訪ねて行って、話し合うことは、僕は何もそのことは問題にしていなかったと言いました、前も。でも、公式として会議の場を持ってきたと。そうすると、堀切区への内政干渉も甚だしい行為だと私は見ているんです。

そして、ずっとやはり一貫して言っているのは、いかにも特別委員会が邪魔しているという、こういう認識のようなんですけれども、それだったら、市長が言われたように、中立的な公平・公正でないんだと、委員会は。そういうことでずっと流れてきて、もう約1年以上ですよ。そうであるという認識であるならば、ここでお尋ね。区の役員会に対して、区が選んだごみの特別委員会は、市の窓口としての機能を果たしていないということを言うべきではないですか。言いましたかね。そういう行動をとるよとということでも市長が判断して、部長や課長に指示しましたか。窓口の機能をあなたたちは公平・中立な対応をしていないんだから、きちっとやってくださいよと。区が選んだ組織なんだから、特別委員会というのは。区に申し入れたということも一切私は聞いていません。

住民が求めているのは白紙撤回を求める。それに対する応答が全くなくて、今、市長及び望月市長ですよ、責任者だけれども。その方たちが求めているもの、それを横に置いておいて、とりあえず横に置きましょうという考え方、客観的には。基本構想できたから、市の方針は説明会をやらせてください、やらせてくださいと、それをずっとやっているんですよ。だから、まずやるべきことは何ですかというところは、きちっと押さえられているのかどうか。白紙撤回に対する対応は、私はやっていないと認識していますので、教えてください。議長（堀江昭二君） 再答を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 今までの経過についての再質問だと思います。

冷静な立場で市民環境部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、1点目の基本計画についての説明のみを求めているというようなお話の中で、それだけしか説明をする気がないのかというようなお話だと思いますが、白紙撤回の内容の中で、再三にわたって申し上げては来たわけでございますけれども、それは、基本計画については当初からの区とのお約束事項でございましたので、それは説明をさせていただきたい。また、それにつけては白紙撤回の内容等についても、持ってきたときにも、私としても、また市長もそこに座って、ちょっと話し合いをしたいがどうでしょうかということも、お話を再三にわたってしたわけでございますけれども、すべて拒否をされてきたということの事実でございます。

次の2点目の区民の有志との話し合いというようなお話で言っているわけでございますが、木村議員さんは常々、市民の意見を十分に聞いてというようなお話をたびたびなさっているわけで、私たちもそのとおりになっているわけございまして、しかし本日とまた前の質問等を見ても、またほかの報道等も見ても、木村議員さんの意にかなったといいますが、いろいろな意見の中の一つを求めて、これでどうかというような話をしているわけですが、市といたしましては白紙撤回の話もあります。それから、白紙撤回のときの話もあるわけですが、それをしたけれども、公平な判断をしたいがために施設見学をさせてもらえないかというような意見もあるわけでございます。そういう意見を全く木村議員さんは無視して、一方の意見だけしか言わないわけですが、市長の方針でも、先ほども方針が示されるように、私たちとしては公平な判断をしていただきたい。それからまた、市民のそういうような一つ一つの意見も重要視しながら対応に当たってきたということで、積極的にその人たちだけを対象に話しているわけではなくて、いろいろな地域からの意見があるわけでございます。それらについて、すべて私たちは答えてきたということでありまして、その人たちだけの話し合いではありません。

それからまた、その委員会がもう少し積極的にやってもらいたいということの意見を区にしたかというようなことございましてけれども、それについても再三にわたって話しているところでございますので、ご理解をしていただければと、このように思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 最後のほうから質問します。

では、役員会は、市が今、考えているごみの焼却場特別委員会は機能を果たしていないというやりとりをして、どういう結果を得たの。

それから、私は別に、一方というか、部長からあったけれども、自分のいいところだけとってということは話していませんよ。説明会を聞きたいよという人もいるからといって、来てくれと私は話をしました。ただ、これは区の投票である堀切区もそうです。ほかの区もそう。ほかの区も、とりあえず横に置いておいてということだから、中心がないからというこ

とで、とりあえずきょうはやめますけれどもね。白紙撤回の中身について具体的に、では対話したのはこの件についてのみ、基本構想は別です。白紙撤回をあなたたちは要求してきたと言っただけけれども、それについて話し合いをしたいと、区の役員も含めて、何が問題なのか話し合いしたいということをやったのか。というのは、具体的に言うと、堀切区の最初の投票結果についての内容については、たしかにありません。ただし、それ以降の6月5日に3地区共同で提出した陳情書には具体的なことが書いてあるわけですよ。だから、それに対して対応はしてきたのかどうかは私は全く見えないんです。

市長に確認しますけれども、説明会をやった、白紙撤回を求めた内容については説明会で答えていると言っているんだけれども、今、時系列的に見ると、時間的経過を見ると、説明会をやった後に3地区共同の白紙撤回の陳情書が出ているんだから、これは違うでしょう。確認したいんですよ。そうしないと、次の市長に引き渡すときだって、このあたりがあいまいで自分たちの都合でやられたんでは、私はやはり区民との協働でまちづくりと言っているんだけれども、それは事実と違うんだから、事実は実は違うということを認めてください。議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほど、区の役員に申し入れ等をしたということで私のほうで話をしましたけれども、区長、それから委員長ということで訂正をお願いをしたいというふうに思います。

また、今の質問の中で、白紙撤回の説明の内容でございますけれども、もうこれも何回もこの議場の中で市長も答弁しているとおり、先か後かは別といたしまして、その内容についてはその説明会の中でも十分に説明をしてあると、こういうようなことで何回も説明をしてあるわけでございます。

昨日も話したわけでございますけれども、その内容について、大きな問題としてはダイオキシンというようなこともあるわけでございます。ダイオキシンが必ず発生すると言っております。発生します。するわけですが、昨日もお話ししたように、今も私たちがこれで吸っているダイオキシンより、はるかに安全なものであるわけでございます。そういうことを認識をしていただきたい、また私たちはそういうことを説明をしたいということで何回もお話をしたいわけでございます。

それから、住民の近隣に建設することは甚だいかんとは書いていないですけれども、住民の感情を無視したものであるとかということで書いてあるわけでございますけれども、私たちがこの基本計画の中で言いたいのは、その基本計画の環境アセスメントまではさせてはいただけなかったわけですが、机上の中ですと、どういうことが出ているかということを書いてあるわけでございます。それは、堀切の中ではできなかったわけですが、そのデータが消防署で持っておりますので、仮に消防署でつくった場合には、ダイオキシンの最大着地点がどこになるかというようなことも書かれてあるわけでございます。それは、その消防署から2,750メートル行ったところにダイオキシンの最大着地点が発生が

するというようなこともちゃんと説明があるわけです。

したがって、白紙撤回の中で、近隣、民家のすぐ近くにダイオキシンの最大着地点があるからだめだというような内容で書いてあるわけでございますけれども、その煙突の2,750メートル先が最大着地点になるというようなことを説明をしたいわけです。理解を得たいんです。そういうことを聞いていただきたいんです。それを木村さんは、こういう白紙撤回があるから、もうそれで真摯に対応しろというようなことでございますけれども、私たちは、そういう一つ一つのことを理解をしていただきたいということを申し入れしてあるわけでございます。

また、その地域の中では、そういう公平な判断をしたいがために、そういう新しいところを見学したいというような要望があって、それに対応したと、こういうことでございます。それが私たちが白紙撤回を無視したかどうかということは、本当に市が無視したのかどうかということ、皆さんのご判断を願いたい、このように思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 時間もちょっと過ぎております。12時過ぎていますので、ここでお昼にしたいと思います。午後1時から始めたいと思います。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

木村建一議員の再質問、2番からお願いします。

26番（木村建一君） 支所の役割について再質問いたします。

まず第1に、統括支所長は、補完する業務とはどういうことかということで、12月議会で土肥支所を例に挙げてお話しされておりました。環境衛生課所轄のし尿処理と上下水道課の上水施設が補完する業務だというふうにお話しなされておりましたけれども、そこでお尋ねします。見直した規則の番号で行きますね、31、ここに各部課を補完する事務に関するということがあります。そして、番号26にし尿処理施設に関すること、括弧して、土肥支所に限るとあるんですね。そうすると、し尿処理というのは補完する業務ではありませんね。別個に設けているんだから、補完する業務ではないんですよ。その点、確認したい。

市長は、早々に、その補完する業務ということで支障があるとは聞いていないということですが、補完する業務とは具体的に何なのか、まだ動いていないんだから、当然そのことは当たり前のことのものですからね。

2つ目に、補完する業務というのには私にこだわりますよ。なぜならば、何が補完なのか具体的に明らかにして、その具体的な中身が余りにも多過ぎて、文章化したらわかりづらくなってしまふ。各部課を補完する事務という文章にしたほうがわかりやすいだろうというこ

とになって、初めて補完する業務となるんですよ。だから、前議会でも聞いたんだけれども、補完する業務とは何ですかと聞いたわけですね。そういうことではありませんか。

3つ目です。具体的にお尋ねします。見直し前の上下水道使用料の納付書の再発行というのは、見直した規則の補完業務になりますね。なくなってしまったんだから、これは。もう一つ、比較でお尋ねします。児童生徒の住所変更に伴う通知に関することというのは、今度の新しい規則に残っているんですよ。そうすると、この児童生徒の住所変更に伴う通知に関することというのは補完する業務になるのか、ならないのか私はわからない。今、比較の2つ。いっぱい挙げるとわからなくなりますから、2つの比較をちょっと話してください。

次に、4つ目かな。事務分掌によって職員の仕事の配分を決めるということではないでしょうかね。そこがあいまいで、仕事をやろうとしても、職員は何をすればいいのかわからなくなってしまう。責任の所在もはっきりしなくなるということですね。事務分掌によって、それぞれの職員の事務分担を決める。そうすると、補完する業務となると余りにも広過ぎてしまって、では、支所で何をやるのというのがわからなくなる。だから、わかりづらいかもしれませんがということで、漠然として、明確でないという気はわかると市長は述べられておりましたので、この辺は具体的にやっていかないと職員だって困る。

支所の役割の最後の質問です。これは総務部長にお尋ねします。

事務分掌は職員が業務を進める上での一つの指針だと。地域住民に対して、支所はこういう仕事をしているというお知らせをするということは、規則の問題とは違う、こういうようなお話をなさりましたね、12月議会で。まとめて言うと、規則はあくまでも職員の業務の問題というふうに私は受けとめます。でも、職員はだれのために仕事をするのか。それは市民のため。そして、規則は市民と行政の法律である。そのほうがわかりやすいですかね。条例を具体的に実行するために規則があるんですよ。条例だけでは、なかなかできないから。だから、条例は市民のため、規則も市民のためでしょう。だから、支所の仕事はこういうことをやっていますよと、市民にわかりやすい事務分掌にすることというのは、私は当然だと思うんですけども、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員の再質問に対して、2番目、支所の役割、補完について総務部参事から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部参事。

総務部参事（鍵山光男君） 木村議員より、幾つかご質問いただきました。

私は、ベテランな木村議員に、これから支所のあり方、支所の仕事は何かということをお問うということについては、釈迦に説法という言葉があります。百も承知だと言われれば、それまでかもしれませんが、支所を設置した、また支所が何を行うかということをお先にちょっとお話をさせていただきたいと思います。

支所の設置というのは、地方自治法の第155条の中で支所を設置することができる。これは条例でそういう形で決めなさいと。それで支所については、名称、また場所、区域を条例で設けなさいということで、第155条には載っております。その中で、土肥支所、湯ヶ島支所、中伊豆支所というのが決められております。土肥支所は土肥670番地の2、合併前の土肥地区。それから天城湯ヶ島は市山550番地、合併前の天城湯ヶ島地区。それから、中伊豆については八幡500番地の1。これの合併前の中伊豆地区ということで、支所を設けるといって現在あります。

地方自治法の中で解説がございます。実例ということで、実際の例として支所は何をやるのかということがここで明文化されております。支所につきましては、当該区域の本庁の事務をつかさどる事務を行う場所だということで、すべての業務を支所でも行うことだということで書いてあります。それから、この中で出張所というのは、本庁に行かなくてもできる簡単なものを取り扱うものが出張所ということですが、現在は支所ということで私のほうは業務を進めさせていただいております。

土肥と湯ヶ島、中伊豆につきましては、当然、土肥は事業部門を持っております、遠隔だということで。ただ、中伊豆、湯ヶ島につきましては、このような本庁の部局もございますので、土肥とは業務内容は変わってきております。ただし、土肥、中伊豆、湯ヶ島も1つの事務分掌の中ですべてのことをそこで扱いなさいということになっておりますので、当然その中で土肥支所につきましては事業部門がございますので、本庁との補完ということで12月の議会でお話をしたとおりでございます。湯ヶ島、中伊豆につきましては、本庁の業務があるという中で、限られたものを市民の方が相談に来ることだと思っております。

いずれにしても、事務分掌にある、ないにかかわらず、支所に来れば、やはり市民の声にこたえていかなければならない。ただ、それが支所でできるもの、またできないものがございます。それから、前回の事務分掌の中の説明で、前段に支所でできるもの、それから後段については本庁の業務を補完するということで、この補完するということですが、条文の中で補完する前に各部課を補完するということで、主語として各部課ということがありまして、補完というのは述語で、動詞でございますので、明確に各部課を補完すると書いてあります。この各部課の業務については何だということになりますと、これは伊豆市の事務分掌、本庁のほうの事務分掌を見ていただければ、これは約500ぐらい細かく書いてございます。これは全部が全部、これは市民の方に関係するものばかりではないと思います。内部事務的なことも書いてあります。だけれども、いずれにしても支所は本課の事務分掌がありますね、これについて何でもやりなさいということですので、中伊豆、湯ヶ島が補完する業務は何だということではなくて、何でもやらなければならない。私どもは、そういう気持ちで市民に対して仕事をしているつもりでございます。

いずれにいたしましても、そのようなことで幾つか質問があった中で答えさせていただきますが、教育委員会のこの内容につきましては、補完する業務かどうかということでござい

ますが、これにつきましても、前回の議会でお話をさせていただきましたが、各部課の意見を私は聞きました。その中で、教育委員会からは、この意見の内容を見ますと、各支所で住民票の異動届けをした市民である保護者は、(39)というのは、児童生徒の住所変更に伴う通知に関する事、この通知を学校に持って行って転入届をします。したがって、この青字青字というのは今言った児童生徒の変更届は、市民に迷惑をかけることになるのも困りますと、そういうことで削除をしないでほしいという中で、私はこの中に入れさせていただきました。確かに、これらも補完すると言われればそれまでですけれども、できるだけ支所として明確にできるものはしたつもりでございます。

それから すみません、ちょっと。もうちょっとあったような気がしましたけれども。
議長(堀江昭二君) 質問がわからない。

木村議員。

26番(木村建一君) ごめんなさいね、座ったままで。

もう一回いきます。事務分掌によって職員の仕事の配分を決めるんだから、そこがあいまいだと、仕事をやる職員だって何をやるのかわからなくなるし、責任の所在も明らかでなくなる可能性があるんじゃないですか。だから、なるべくわかるようにやるべきではないですかということ。だから、補完となると、ちょっとわかりずらくなるのかなということ。

議長(堀江昭二君) 総務部参事。

総務部参事(鍵山光男君) これは木村議員さんのおっしゃることも、私はわからないでもないですけれども、いずれにしても、今言った500も本庁の業務がありますので、それを支所の業務にまた細かく書くと非常に多岐にわたりますので、私はそういう必要はないではないかと思っております。それを事務分掌を見れば、各部課を補完すると載っておりますので、それのもとには本庁のほうの事務分掌に載っておりますので、あえて二重に載せる必要はないのではないかと思います。

それから、水道の使用料の話が出たと思いますが、こちらのほうは、水道のほうに伊豆市水道事業の事務分掌規定というのがございます。別に法律というか、水道課のほうで、こちらのほうの事務分掌の規定をつくってございます。これにつきましては、木村議員が12月の議会のときに、見直しをしたほうがいいのではないかというお話があったかと思えます、一番最後に。これにつきましても水道課のほうに話をいたしまして、内容が現実と違っておりますので直してもらいたいということで、現実の事務にそぐう内容には変更してございますので、こちらのほうに使用料等の取り扱いに関する事も載っておりますので、私はそれで事が足りるのかなと思っております。

以上でございます。

議長(堀江昭二君) 総務部長。

総務部長(平田秀人君) 最後のご質問で、事務分掌、それから住民への周知とありますが、

その絡みかなと思いますし、基本的には事務分掌の持っている、今言います、その事務事業のとらえ方、この単位が大きかったり、小さかったりというようなことで、どこまでこれを表現するかというようなことも問題としてあろうかと思えます。

事務分掌については、内部組織としての役割分担を明確にしておくことということでつくられるわけですが、今度、住民側からすると、それではわかりにくいのではなからうかと。住民にとって、どういうことをどこまでやってくれるんだというふうに住民側としては知りたいわけで、そういう意味で、内部の事務分掌と、それから住民への周知の仕方の業務の案内とは違ってくと。より具体的な形でのあらわし方が住民にとってはわかりやすいという意味で申し上げたということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問、木村議員。

26番（木村建一君） 答えがなかったのが、土肥支所の具体的な補完って何ということ、これは焦点になって、今回もなんですけれども、もう一回言いますけれども、答えていないんだよね。答えていないけれども、いいですよ。

上下水道の上水道施設が補完する業務だと言っているんだけれども、土肥支所にはそれがあるでしょうと言っているんですよ。だから、ここでは補完する業務の以外のところ、それから後でまた検討してほしいんですけども、児童生徒の住所変更に伴う、これ教育委員会から、そういうふうにわかるようにしてくれと。当たり前なことなんですよね、教育委員会からすると。そうすると、今言った、では上水道使用料の納付の再発行というのもやっているんですよ。

今ちょっと気になったのは、支所は何でもやりなさいと。補完するんだから、各部課の事務分掌全部、ここの支所の機能の中へ入れると大変だから、それを読めばわかるでしょうというんだったらば、何で支所の分掌機能の具体的な事例があるのか。

それからもう一点、何でもやりなさいというような体制になっていないでしょう、今。事業課がないんだから。事業課の職員は、例えば天城支所にいますか。前はいたんだけれども、いないんですよ。いないのに、事業関係をやりなさいと言ったって無理なんですよ。だから、ずっと昔、事業課がなくなったときのまま、支所分掌がずっと六十何項目にもわたってあったから、これはできないから外しましょうと外したんですよ。そういう経過があるでしょう。だから、何でもやりなさいと、何でもできないから具体的に支所で何をやりましょうということになっているではないですか。それは全然違いますよね、お話が。その点どうなのか。

それから、総務部長、よくわからないね、内部組織の明確化って。内部組織として規則はあるわけではないでしょう。住民が見たってわかるように、ここでは支所をこういうふうに規則とかを読んだときに、ああ、ここでこういう仕事はここでやってくれるんだなということわかるようにするための規則ではないですか。

では、職員と市民と規則、その規則はつくっているんだけど、では市民がわかるような規則版というのをまたつくるんですか。そんなむちゃくちゃなことはないです。仲立ちするとか何か言っているんだけど、市民とね、規則がわからないから。僕から言うと、市民に対して失礼ですよ。読めばわかるんだから。支所分掌、それからそれぞれ部課の仕事はこういうことをやっていますよと、わかるんだから。なぜ、それをわざわざ仲立ちして、市民向けの規則ではないんだよという。それは違いますよ、全然。規則に対するとらえ方が全くなっていないです、僕から言わせると。

繰り返しますけれども、条例があって、規則があって、規則はだれのためですか。市民のためにあるのではないですか。それは内部文書です、それは内規の問題でしょう。混同してもらっては困るので、その辺の見解をもう一度求めます。

議長（堀江昭二君） 総務部参事。

総務部参事（鍵山光男君） 支所は、何でもやれといってもできないではないかという話ですけれども、確かに今いる職員で旧町のような業務というのはいけません。ただし、市民の方はいろいろな要望を支所に持ってきます。そういうところで支所のできるものは対応して、またご回答もしております。ただし、支所のできないものについては、それを本庁につないで、本庁でその業務をしてもらっておりますので、やはり市民の要望については、我々とすれば、支所のできないものは当然本庁のほうに確実につないで、その市民の方の不安、また処理をしてもらっておりますので、支所でも何でもできるか、それは現実、今の人員で私はできないと思います、確かに。

だけれども、支所である限り、出張所ではございませんので、何でもやることをやりなさいということで条例のほうでなっております。私のほうは、できるだけ身近にお年寄りの方、また車を運転できない市民の方もいらっしゃいます。そういう人方の不便にならないように職員一同が努めておりますもので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 木村議員とは、若干考え方が違うかなという感じはしております。

基本的に、その事務分掌、それはやはり組織を運営していく上で内部の役割分担を明確にしておくことだというふうに認識しておりますし、1例で、住民の方は事務分掌を確認してその仕事に行くということは基本的にないのではないかというふうに私は思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 次に移りますけれども、住民が日々見て云々ということ、それは市民に対して失礼ですよ。職員のためにやっているのではないでしょう、行政は。市長が言われるのは当然だと、そのとおりなんです。では、規則をだれのためにつくっているのか。市民のためではないですか。読む、読まないにかかわらず、これは市民のサービスをきちんと分担するために規則というものはあるんですよという認識に立たないと、おかしくなるんで

すよ、そんなのは。みんな読まないんだからいいんだという、それでは適当に規則をつくっていいということになりますよ。

それから何でもやりなさいと言っただけけれども、できないです。当然なんですよ。だから、できるもの、できないものを区分けしましょうということに分けているんでしょう。支所の支所分掌と本庁の分掌と分けているではないですか。できないから、支所の仕事はこうということですよと分けているではないですか。もしも、統括支所長が言うように何でもやりなさいというふうなことだったら、支所機能は何ができるか。各部課を補完する業務、たった1行で済むんですよ。できないから、具体的に分けているんでしょう。前の規則だって、そうではないですか。人間的にできないことは明らかですから、その辺は確認しておきます。

次へ行きます。答えてもらおうかな。

議長（堀江昭二君） 3回やったもので、次へ行ってください。

26番（木村建一君） わかった。そういう課題がありますよということです。

乳幼児の問題。医療費の500円公費負担。無料化すると、緊急性のない保護者までもが小児科へ行ってしまうよということを言っていましたけれども、では、具体的にお尋ねします。そういうことは何件ありましたか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 何件あったかということですが、伊豆市につきましては、500円徴収しておりますので、そういうことはないなと思っておりますけれども、他市の状況で、そういうことを言われているということを書かれたものがございますので、そのことを市長は答えたのだと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 他市に言われたものがあるから、そういうふうになってしまっただけで、もう市民を信頼してない。一部の人の保護者のためだけのために、すべての保護者に対してやるんだと、500円も負担してもらおうということでは、本当の少子化で大変だと言っているときに、どうなんですかね。少子化で大変だ、大変だ、具体的に手がないということであるならば、次世代育成支援事業計画なんか、もうはっきり言って委託してやる必要ないですよ。

こういう点、きちっと現場を見てください。平成19年3月、健康伊豆21計画をつくりましたが、それを読むと、妊娠、出産、育児に関する不安の中で経済上のことが約3割。一番多いんですよ。それに対して市政はどういうふうな態度をとるべきかというのは問われていると思いますので、議会で議決したということ自体の重みを受けとめておると言っているんですよ。すけれども、その辺の見方というのは、私は少子化対策をやりましようと言っているながら、

具体的事例もなく、他市でそういうふうに緊急でもないのにやられているから、よすんだということは、私は余り賛成できませんね。市民を疑っているのではないかと。そういうことがあるなら、きちっとその方に注意すればいいことです。

次に移ります。人事評価制度。

私は、評価することが問題というふうには思っていません。きちんとした基準やルールに基づかない、主観的であいまいな評価を行うと問題は起きると。1つお尋ねします。

この考え方の問題です。部長や課長は、部下を正しく評価できるという前提に立った制度を考えているのでしょうか。時間の関係で、私自身の考えを述べます。私は違うのではないかなと思っているんです。

なぜならば、具体的例を挙げますけれども、例えば建設土木の職員というのは、朝から工事現場で、夕方まで職場に戻らない場合もあります。福祉関係に携わる保育士なども同様です。上司はどうかと。会議に出かけて席にいない場合が、いわゆる一般職員も多い。部下の行動を一部しか、私は観察できないのではないだろうか。だから私は、上司や部下を正しく評価できるという建前で人事を評価をするのではなくて、上司や部下を正しく評価できないという現実を出発点にして制度を考える必要があるとように思っています。

2つ目です。人事評価について9月議会で一度取り上げましたが、そのときに市長は、優秀な職員とそうでない職員を評価して、給与にランクをつけるんだと述べられました。そうすると、人事評価制度は人材育成もあるんですけれども、第一義に考えて、評価結果を直接に反映させるということで刺激を与えるんだと。やる人間とやらない人間、何をやる人間、やらないかと、また問題になるんですけれども、そういうふうなことを中心にして考えられているのかなと。

以前、人事評価は基本的にはということで書かれたのは、総務部長からいただきましたけれども、その中の1つ……

〔発言する人あり〕

26番（木村建一君） あと2分ですね。

能力とは何かと。能力をアップするということになるんですけれども、では能力とは何と何をきちっとやはりとらえる必要があると思います。その点、能力をどのように考えているのか。自分の行動を一番よく知っているのは職員です。だから、本人評価優先の原則をというルールをつくる必要があるのではないのか。上司は何をするのかと。本人と異なる評価が出てきたときに、部下の行動をきちっと見て、説明できる場合にのみ評価を変更することができるというふうにするべきではないかと思いますが、いかがですか。

最後、ごめんなさいね。

私は、人事評価制度そのものも決してだめだというわけではないんですけれども、職員も、評価する人も、評価される人も、本当にみんなが納得できるような、こういうことだったら評価するに値すると思うまでは給料に反映しないと。市長は人材育成と言われましたけれ

ども、人材育成を中心にしてやるべき制度にとりあえずやるべきではないかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（堀江昭二君） それでは、最後に答弁してください。

市長。

市長（大城伸彦君） 人材育成を主目的として制度を運用し、段階的に適正な処遇に反映されることを目的としております。

26番（木村建一君） 能力って。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 能力というのは、その人の持っている才能、力、技量ということは辞書を引けばわかると思います。

役所では、その人の持っている潜在的な力、それからその力を発揮して職務遂行能力、それによって得られるであろう成果がこの業務における能力だと思っています。

それから、さらに言うならば、先ほど申し上げました業績に対する業績態度ですね。それらをまとめたものが能力だと思います。もちろん、その中には本人の健康管理等もあると理解しております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで木村建一議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月14日、午前9時30分から再開いたします。よって、この席より告知をいたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 1時31分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第1、諸般の報告を行います。

全国市議会議長会より、道路特定財源の確保に関する意見書の対応の要請がありました。これについては、土木水道常任委員会に審査を要請しましたので、お知らせをいたします。

次に、各協議会の議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市沼津市衛生施設組合議会報告、17番、木内一郎議員。

〔17番 木内一郎君登壇〕

17番（木内一郎君） 平成20年度第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会が2月20日、沼津市市役所において行われましたので、ご報告いたします。

出席委員は、木村議員、関議員、鍵山議員、私の4名でございます。

付議された事項は、平成20年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計予算、それから静岡県総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

予算の主なものは、歳入歳出予算の総額が2億3,500万5,000円、前年度予算よりも732万円の減になっております。

なお、項目の中で新しく変わったものが、火葬場管理費の中に運営検討委員会を設置したことでございます。これは、伊豆聖苑の供用開始に伴って、衛生施設組合の施設がどのようにいろいろ使用されてくるだろうかというようなことについて、住民の意見聴取をしていくというものでございます。

主なものは、以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、田方地区消防組合議会報告、4番、内田勝行議員。

〔4番 内田勝行君登壇〕

4番（内田勝行君） それでは、消防組合議会の報告をいたします。

去る平成20年2月28日、田方地区消防組合議会第1回が開かれ、5議案すべてを原案どお

り可決しました。

主なものとしては、議案第2号 田方消防本部の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これにつきましては、田方消防南署の完成により、伊豆市が南署の管轄に移行するものです。

議案第3号 田方地区消防組合職員の育児休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。これにつきましては、対象者は全職員数163名のうち38名です。

議案第5号 平成20年度田方地区消防組合予算について。平成20年度予算は、前年度予算額より5億1,800万円の減の15億7,445万円で、減額の主なものは、南署庁舎完成によるものです。

なお、懸案である分担金の見直しについて、以下の質問をいたしました。

昨年6月議会の中で、分担金の算出は、現行では署別配置人員を基本に計算していますが、人口や面積なども加味すべきとの意見がありますので、南署が完成した後、検討します、このような説明でしたが、考えに変わりはありませんかとの質問に、消防長は、変わりはありません。この件につきましては、我々に課せられた課題だと認識しております。今後、市町とも協議を重ね、進めていくつもりですと答弁をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会報告、16番、酒井勲一議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。それでは、報告いたします。

去る2月8日午後1時半より、三島市役所2階の市長応接室におきまして、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会の運営委員会が開かれましたので、内容についてご報告申し上げます。

1、まず事業計画案が上程されました。平成20年度は、伊豆市、伊豆の国市にシステム課が設置されたことに伴い、税システムや住民記録システムなど、基幹業務の中核部分を共同にて維持管理する。また、それぞれの市の情報化推進は、情報システム課がリードし、共同センターの役割を担ってまいります。大型コンピューターから近年のパソコン技術への移行、パッケージソフトへの切りかえや共同電算処理の委託への移行も、平成19年度には完了いたしました。平成20年度につきましては、三島市3人、伊豆市、伊豆の国市各1人、計5人の少数の電算センター職員にて、事務局を運営してまいります。

ちなみに、当市、伊豆市は、3人が1人になるということでもあります。

2つ目、予算案について。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億7,282万8,000円といたしました。前年比減少で、8,766万3,000円です。

3つ目、各市の負担金について。5億7,282万8,000円の予算が組まれましたので、内訳は、三島市3億254万3,000円、当市が1億3,328万1,000円、伊豆の国市が1億3,700万3,000円。

当市は、前年度 1 億 6,716 万 3,000 円でしたので、前年比 3,388 万 2,000 円の減少となります。合計で比較しますと、20 年の負担金が 5 億 7,282 万 7,000 円、19 年の負担金が 6 億 4,199 万円でしたので、総額で 6,916 万 3,000 円の減額ということになります。これは、大型コンピューターをサーバー系、パソコンに移すために減額になると私は思料いたします。

4 つ目に、今まで私が務めさせていただいた監査委員を磯晴雄運営委員と交代いたします。以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、諸般の報告を終わります。

議案第 1 2 号～議案第 1 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第 2、議案第 12 号 平成 19 年度伊豆市一般会計補正予算（第 6 回）から日程第 6、議案第 16 号 平成 19 年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）までの 5 議案を一括して議題といたします。

本案については、今定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第 12 号 平成 19 年度伊豆市一般会計補正予算（第 6 回）総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果を報告申し上げます。

子細につきましては、議員控室にて会議録が閲覧できますので、主なものを報告させていただきます。

初めに、市民環境部の関係であります。当局からの補足説明に続き質疑を行いました。

審議における質疑のありましたものですが、まず委員より、85 ページ、一般廃棄物収集運搬業務委託料 500 万円減額の理由は、また民間委託はいつからとの質問に対し、燃えるごみの収集運搬は、天城、中伊豆、修善寺は 18 年度まで清掃センター直営で行っていましたが、清掃センターの職員の退職等あり、欠員補充がないということで、19 年度から民間委託に移行しました。減額の理由は、収集コースの見直しによる日数等の時間的な合理化ができたことでの減額ですとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係ですが、滞納繰越に関連し、広域の滞納整理機構ができるが、進行状況はとの質問に対し、20 年 4 月 1 日から始まるということで、現在着々と進めております。予定どおり 25 件出します。25 件の内訳は、固定資産税が 61.16%、市県民税が 12.66%、軽自動車税が 0.38%、国保税が 25.80% の総計 1 億 9,558 万 4,000 円を地方税滞納整理機構へ出して、その結果、不納欠損にしたほうがいいのか、競売に入ってくるのか、来年の今ごろになってくればこの結果が出てくると思います。今回の補正で、歳入、固定資産税の滞納繰越分 3,500 万円の増額ですが、これを組んだのが二、三カ月ぐらい前でしたが、実際にはこ

の予想も通り越して、プラス200万円から300万円になっております。滞納整理機構が宣伝効果となっているような気がしますとの説明がありました。

企画部の関係については、質疑はありませんでした。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託された議案第12号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

補足説明はなく、質疑を行った結果、委員より、100ページ、療養給付費の増額補正の内容についての質問に対し、給付費の一般については大きな伸びはありませんが、退職者の中の特に入院の方で140%の伸びがありました。2カ月支払いを残していますが、もう既に1カ月分の予算しかない状況です。退職分の補正が主なものですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第13号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第3回）については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）に係る福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

委員会の概要書は議員控室にありますので、ごらんください。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、91ページ、土肥小学校管理運営事業の15 - 41、給食荷受室改修工事についての質問がありました。工事は3月にやる予定でしたが、検討した結果、少し大規模な改修になるので、3月の春休みでは間に合わないことになりまして、300万円の減額となりました。そこで、改修工事は夏休みにやりますが、その間は、従来の施設を使いますという答弁がありました。

次に、83ページ、老人保健法に基づく基本健診の受診率は何%ですかとの問いに、確定の数字ではありませんが、2月1日現在で対象者が1万4,739人、受診者は6,721人です。45.6%になりますという答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第12号は、福祉文教委員会所管科目に

については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉文教常任委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）の観光経済委員会所管科目につきましてご報告いたします。

詳細につきましては、議員控室にて会議録が閲覧できますので、質疑の主なものをご報告いたします。

65ページ、14款使用料及び手数料で、万天の湯が見込みの増により500万円増額となるが、利用者の分析、またふえた要因は何かという問いに対し、市民の利用は34%、66%が市外の方であり、地元の民宿の泊り客の方も多く利用されていますとの答弁。また、以前は中伊豆荘の宿泊者もこの万天の湯を利用していたことから混雑していましたが、現在はゆったり入ることができる。従業員の清掃も十分手が届くようになったことから、きれいになったと評判もよくなっています。そのようなことから、見込み以上に利用者がふえたと分析していますとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第12号は、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）土木水道常任委員会の所管科目及び議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、当議案の審査の主な経過と結果について報告いたします。

なお、当委員会に付託されました議案につきましても、議員控室にて閲覧できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議案第12号の主な審査の経過と結果について報告いたします。

当局からの補足説明後、質疑を行いました。

委員より、87ページ、市道整備事業の市道上和田線改良工事減額となっているが、事業そのものが縮小されたのか、事業費減の内訳の説明をしてくださいとの質疑に対し、当初、上和田線改良工事は、水路まで改良工事に含まれていました。別枠での道路と水路の県費補

助金事業割が変更になったことによる道路工事分の減ですとの答弁がありました。

委員より、また上和田線改良工事は、シダックスの負担はありますかとの質疑に対し、旧中伊豆町時代からシダックスと協議しており、基本的には県費以外の市が持つ分の半分をシダックスが持つことになっていますとの答弁がありました。

以上、審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第12号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおりを可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号について、主な審査の経過と結果について報告をいたします。

当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。議案に対する質疑はありませんでした。引き続き、討論、採決を行った結果、付託されました議案第16号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第12号、議案第16号についての委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時57分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）までの質疑、討論を行います。

これより、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について質問させていただきます。

60ページの繰越明許費、修善寺駅周辺整備合意形成事業、何度も質問して申しわけないんですけども、やはり依然としてこれは何をやる事業なのか、今後の事業見込みはどういうものなのか、どのくらいかかるものなのか、経済効果についても釈然としませんもので、どういう審議がなされたのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務常任委員会委員長。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 森議員の質問ですが、駅前整備については、質疑はございませんでしたので、お答えできません。すみません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑、森議員。

10番（森 良雄君） 私は、質疑があったかどうかを聞いているんじゃないんです。議長は、審議をするように委員会に付託しているはずなんですね。審議の内容を聞いているんです。お伺いします。

議長（堀江昭二君） 総務委員長。

総務委員長（塩谷尚司君） 質疑がないものに、私がどうのこうの言うことはできないと思いますので、答えたとおり、質疑はございませんでしたので、お答えがありません。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 議長が審議を委託したはずなんですね。審議していないんじゃないんですか、これ。

議長（堀江昭二君） 総務委員長。

総務委員長（塩谷尚司君） 審議はしましたけれども、質疑はございませんでした。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第12号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）を採決いたします。

各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 賛成多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算、総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、市民環境部の関係であります。当局からの補足説明に続き質疑を行いました。

質疑の主なものでございますが、委員より、火葬場使用料を前年よりも45万円増額した理由は、また土肥地区の方の利用数はどのくらい見込んでいるかとの質問に対し、昨年度は市内を310体、市外を10体と見込みました。20年度は、市内を310体で同じですが、市外を10体

ふやし、20体にしています。施設が少しよくなったので、市外の方もご利用いただけるのではと見込んでいます。それに加え、条例改正により市外料金を1万5,000円から3万円にしたので、体数的に10体ふえ、料金的にも増加したということで、370万円を計上いたしました。

土肥の利用数については、土肥戸田火葬場があるので、やはり利用される方は、近くにあるそちらを使うのではということで、10%、20%使うとは断定できないので、計上をいたしませんでしたとの説明がありました。

続いて、委員より、一般廃棄物処理収集処理事業と焼却処理事業の業務は、ほとんどのものが委託で行われているが、委託をすると、ちょっとした故障の場合とか、目の届かない場合がかえって出るのではないかと質問に対し、現場にはずっと焼却をやってきた職員が1人おります。リサイクルのほうも兼ねてやらせていますので、施設にふぐあいがあれば報告がありますし、その職員が出向いている施設の中を見ます。完全にふぐあいになってしまった、どうしようというのではなく、ちょっとおかしくなっているようであれば、すぐに連絡が来て、現場の職員が対応できればそれで済まし、できないときには、すぐに業者の方に連絡をとるという形でやっているのです、大きな事故とか、そういうものはないと考えておりますとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係であります、91ページ、税過誤納還付金の額が多い理由はこの質問に対し、税源移譲の関係で、年度間の所得変動に伴う調整措置があるためです。19年度の市県民税というのは、18年度中の所得でやるわけですから、税源移譲後の高い数字でやるわけです。ところが、所得税は18年度中の19年3月15日まで高い税率でもらっているわけです。市県民税は5%上がっています。その差額を返しなさいということです。その2,000万円という額は、1,000円で1人当たり2万円の還付を見込んでいますとの説明がありました。

続きまして、企画部の関係であります、36ページ、財産収入について、今現在、売り払いを予定している物件はあるかとの質疑について、遊休市有地を20年度に積極的に売り払いをしたいということで、当初予算にも土地鑑定料等のさまざまな計画をしています。面積を確定して価格が決定すれば、公募をかけたいと考えています。まだ計画がはっきりしていないので、1,000円単位を計上していますが、やる予定ではいますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第17号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第17号 平成

20年度伊豆市一般会計予算に係る福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしたしまして、これから議論しなければならない学校の統合問題、またそのための地元折衝など、ほかにもいろいろあると思いますが、その部分についての予算計上がされていませんが、どのように考えていますかとの問いに、その費用については計上していません。これに関しては、基本的に教育部門と一般行政と協調してやるしかないであろうと考えます。学校を廃止するのは教育委員会で、実際には、その後学校をどのようにしたらいいとか、統合する場合に、例えばバスの関係の予算であるとか、いろいろな予算がかかってきます。したがって、両方で協議して、必要であれば補正予算で対応したいと考えていますという答弁がありました。

次に、通学補助金について、今までの制度は、通学距離ということではいろいろな方から意見が出ていましたが、それらのことを踏まえて改正されましたかとの問いに、17年度からの基準額は、非常にわかりにくいところがありました。また、学校に遠い人、近い人の負担額が同じようになってしまうという弊害も若干ありました。それから、積算が非常にわかりにくいということもありました。20年度からは基本額を定めました。1キロ当たり2,000円の補助をします。それと、通学距離掛ける幾らというのは、大体同じような形にしました。通学定期的場合は、定期を購入した実績の半額を補助します。

補助金は年2回支払いをします。前期の支払いは10月ですが、申請をすれば、その前に概算払いができる制度にしました。率的には、大体同じような額になりますという答弁がありました。

次に、361ページ、天城給食センター事業の11 - 11、賄材料費。地産地消の話がありますが、どこからどのように仕入れていますか、また食材の管理、業者からすると、冷凍食品のほうが安く済むが、食材は教育委員会が管理しながらやっていますかとの問いに、給食の購入先は、野菜、生鮮食品については地元の業者を優先に交代制でお願いしています。乾物については、沼津を中心にやっています。牛乳、パンは静岡県給食会が地区ごとの業者を決め、配分しています。また、食材については、冷凍のものは使っていないと断言してもいいと思います。ほとんど手づくりです。

地産地消についてやっているのは、弘法芋、梅シロップ、ヤーコン、お米を使っています。

食材の管理マニフェストは各業者をお願いしていて、共通のものについては、静岡県給食会がマニフェストを持っています。

食材の発注は栄養士が行っていますとの答弁がありました。

次に、133ページ、児童福祉事業、20 - 43、乳幼児医療費助成金。当初の予算で前年度より1,200万円ほど減額になっている理由はとの問いに、対象人数が前年度に比べて100人ほど減ったことと、3歳、4歳、5歳児の3割負担が2割負担になったので、市の持ち出しが1割減ったためですとの答弁がありました。

次に、地域包括支援センターの充実とは、人的配置も含めて充実していきたいということですか、それが今年度の大きな変化ですかとの問いに、18年度は職員を支所に配置しませんでした。19年度は少し対象人数もふえたので、土肥に職員を配置しました。20年度は、土肥は土肥ホームに委託して、天城、中伊豆は保健師とケアマネジャーをそれぞれ配置します。人数的には、19年度の9名に対して、12名の確保をするということですよとの答弁がありました。

次に、こども課の事務分掌はできていますかとの問いに、事務分掌はできています。実質的には今の社会福祉課の中の児童福祉を担当する部分で、特に新しいものはありません。課長が新しくでき、一つのことに専念していくということと、いろいろな施策が作りやすい状況になると思いますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第17号、福祉文教委員会所管科目については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算の観光経済委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

質疑の主なものをご報告いたします。

195ページ、中伊豆体験農園の土地購入費1,581万6,000円が計上されているが、土地購入は当初から買収の計画があったのか、また買い取り価格の根拠は何かという問いに対して、土地については、当初から借地で考えていましたが、そのうちの法人の土地については、当初の段階で原資の回収が難しいので、市で買い取ってもらいたいとの要望でした。しかし、その当時に市になり、予算化もしていなかったことから、3年の猶予をしていただき、買収させていただく約束でしたので、今回予算を計上させていただきました。

また、買い取り価格については、農業公社から農業生産法人が買い取ったときの評価が適正で妥当という判断をして、その価格で、市で買い取るという約束でしたとの答弁でした。

219ページ、観光協会補助金は、入湯税の前々年度の45%以内としているが、入湯税が少ない不景気のときには多くの助成をし、景気のよいときは少ない助成とが考えられないかという問いに対して、観光協会が実際には支部の活動が多いことから、一本化してもらうために観光協会と協議して決定しています。そして、自主運営をしていただくために、余裕があれば、例えば積み立てや留保資金とする考えを持ってもらいたいと伝えてありますとの答弁でした。

次に、195ページ、地産地消推進事業で、事業を推進するに当たり、具体的な計画はどのようなものかとの問いに対し、まず伊豆市内でどこへ何が供給できるのか検討したい。例えば学校給食には、年間を通じてどのような食材が必要なのかを検討したい。次に、その流通

の仕組みをつくることにより、一般消費者、旅館などに供給できる形ができていくのではないかと考えています。安心・安全な食材という点では、農薬の使用方法が重要です。残留農薬等に関しては、農協さんが入ることにより農薬のチェックが非常に効きますので、農協さんに協力をいただきながら進めていきたい。また、ポジティブリストを徹底するためにも、指導を行いたいとの答弁でした。

次に、225ページ、達磨山高原管理事業、施設収入費が2,300万円、管理事業経費が1,766万9,000円でもうかっているように見えるが、職員5名の人件費が載っていないので、大赤字施設だと思うがとの問いに対して、17年度まで振興公社に委託していたときは、繰り出しが1,000万円を超えたときもあったが、経営努力で600万円か、700万円ぐらいまで下げたと思います。現在、職員が行っていますので、大きな赤字になっていますとの答弁でした。次に、この施設に限らず早急に手を打たないと、無駄な経費ばかりかかってしまうので、対策を示す必要があると思うとの質問に、これは県の施設なので、県で面倒を見てもらっています。伊豆市は10万円以下の修繕だけで、経費的には楽な施設だと思いますが、どのように採算ベースに乗せていくか課題となっていますとの答弁でした。

次に、231ページ、万天の湯・テニスコート管理事業について、お客様がこの程度ふえてきても、採算ベースに乗っていないと思う。ここの存在意義を教えてもらいたいとの問いに対し、中伊豆地区の民宿などには、テニスコートを含めてたくさんの利用客がいます。観光に対し貢献があるかと思っていますとの答弁でした。次に、万天の湯の温泉について、真光さんから温泉を買っているが、それは安定的なのか、沸かしている場合は、どのような方法なのかの問いに、月17万円で買っています。契約は1日30トン。実際には、40トン近く安定した供給をしていただいています。夏は多少加水する程度、冬は、重油で1日60リットルから120リットル使っています。行政が運営している間は、今までどおり供給してくれるということですよとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第17号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算、土木水道常任委員会の所管科目につきまして、主な審査の経過と結果につきまして報告いたします。

まず、上下水道部の関係であります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑であります。まず委員より、予算書21ページ、温泉スタンド使用料の温泉源の状況を説明してくださいとの質疑に対しましては、今のところは十分にあります。温泉スタ

ンド、山手スピュチュラルホテル、保健センター、特養中伊豆に供給しております。埋没してしまうと使えませんが、今年度ポンプの入れかえを行いましたので、あと二、三年はかえなくて済みますとの答弁がありました。

次に、委員より、予算書37ページの温泉貸付料は、天城4件、中伊豆2件と聞いていますが、内容を詳しくとの質疑に対しましては、湯ヶ島分の4件は、たつた、あせび野、浄蓮荘、双葉荘です。月に2万4,000円に消費税で、11口あります。その12カ月分で計算してありますとのことです。中伊豆分につきましては、山手スピュチュラルホテル、特養中伊豆です。山手スピュチュラルホテルは多く使っていたが、温泉使用料を多くいただいておりますが、特養中伊豆は、契約時の説明がうまく伝わらなかったのか、井戸が存続する限り供給しますと説明しましたが、たくさん使うと温泉がなくなってしまうと理解され、使用量が非常に少ない。昨年の実績から見ても、山手スピュチュラルが約126万円、特養中伊豆が12万6,000円と少ないので、使用のお願いをしていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、予算書169ページの合併処理浄化槽設置費補助金の見込みでは、例年並みかとの質疑に対しまして、19年度は37基、20年度は35基ですとの答弁がありました。

次に、土木部の関係であります。当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。まず委員より、上和田線改良工事が最終年度とのことですが、シダックスの負担金はいつごろ入るのかとの質疑に対しまして、事業が完了したときに金額を査定します。今年度は3月いっぱいには完了しますので、年度内、出納閉鎖までに入りますとの答弁がありました。

次に、委員より、予算書243ページの15 - 40から16 - 01までは、地区からの要望があった場合の項目ですが、実績からの見込みかとの質疑に対しまして、基本的には実績です。地区要望を踏まえながら、平成19年度は維持補修60件、舗装工事30件、地区要望を基本に緊急性も考えて計上していますとの答弁がありました。

さらに、委員より、地籍調査はどういうスパンで行っているのか、三、四年先はどこを行うかとの質疑に対しまして、工程的には行政区単位で行っております。3年の期間で完了、1年目は基準点の設置、2年目は地権者に集まってもらい、境界を定めていき、定めたものを測量する。3年目は、測量成果に基づき面積測定、作図、国・県の許可をもらって法務局に提出する工程です。3年ローテーションで行っていますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第17号につきましては、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第17号につきましても委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告

書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時38分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について、質疑、討論を行います。

これより、各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

まず、新庁舎建設についてですが、これも同様にどんな新庁舎が建つのか、何階建てを予想しているのか。私は、少なくとも調査費ないしは予算案をするには、どういうものを調査してほしい、どういうものをつくりたいんだという前提があるはずだというふうに考えているんですね。何もなくて調査費がつくものなのかどうなのかですね。調査費をつくるための企画書はあるのかどうなのかという、そういう観点から、新庁舎、どんなものをつくるのか、どのような審議をなされたのかお伺いしたい。

次に、同様、先ほどと同じです。駅前の整備計画、これは既に18年度に1,000万円近いお金が使われている。そして、19年度も1,500万円近いお金が使われているわけなんですね。合計2,500万円近いお金が使われているんですよ。それで、1,953万円、2,000万円近いお金が繰り越されている。それで、この平成20年度の予算案で、また2,000万円使う予算がついたと。合計約6,500万円でしょう。私の計算間違っていますか。何をつくるのか皆目わからない。何をしようとしているんですか。駅ビルでも建てようとしているんですか。その辺、どういう審議をしたんですかお聞きしたいです。

それから、新庁舎のところへ戻りますけれども、保健所を残したままということは、保健所は、あれは県ですよ。県はどのぐらいここに支援してくれるのかね。例えばあそこの土地をただで譲渡してもいいんじゃないですか、もうしそうだったら。そういうことを考えられていますかね。

それで、ちょっと質問書に書いていなかったですけども、職員互助会への支出というのが最近新聞報道でされましたけれども、これなんか、どこの予算でとられているのか、もしわかったら教えてください。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 森議員の質問でございますが、先に駅前整備につきましては、質疑がございませんでした。

また、新庁舎につきましても、議案提案時に企画部長のほうから細かく説明があったのだと私は推測しますが、委員会の中では、質疑はございませんでした。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 残念ですね。質疑がなかったと。私は、審議したかどうなのか、審査したかどうなのか、委員会というのは、質疑をするところじゃないんですよ。審査するところなんでしょう。議長は審査を委託したんでしょう。市役所建設、25億円もかかるんでしょう。まじめにやってくださいよ。

駅前整備計画、既に6,500万円の予算が使われた及び投入されようとしている。幾らの事業費を考えているんだ。駅ビルを建てるつもりなんですか。これさえ審議されていないんですね。もし駅ビルを建てるようなことになると、調査だけでさらにもっとお金がかかっていくんじゃないんですか。はっきり言わせてもらおう。まじめにやってください。

議長（堀江昭二君） それでは、次に、16番、酒井勲一議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） 委員会にお尋ねします。天城ドームの修理の件ですけれども、観光経済委員長さんに伺います。

修理代が6,195万円ですか、この件ですけれども、先日、私は休会中にちょっとどのくらいさびているかなというのを見てきましたが、確かにさびていましたが、ペンキを塗る部分というのは非常に少なく、雨漏りもあるようですが、そんなに緊急を要することではないかなと私は考えました。北京オリンピックでガスが非常に多くて、長距離選手なんぞは合宿を張るのを日本でやるとか、いろいろ言われていますが、そういうような打診があるからやるならば、私も体面を保つためにも、きれいにしなければならぬということとはよくわかりますが、今現在また新しい首長を決めることで、いろいろなことをパンフレットで言っている方が政治活動をしております。そういう方に対して、市長さんが使う部分が、非常に財政が厳しいから少なくなっているというように私は考えます。市長さんの新しい施策をよく聞くためにも、一時伸ばすとか、そういう議論はなかったのかお伺いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 233ページのことですけれども、私どもが討論したのは、

内容が外装を直すということで、これだけ銭がかかるという説明を聞きました。利用者に言わせると、人工芝を何とかしてもらいたいという、中を直してもらいたいという何か意見があるそうですけれども、人工芝を修理する計画はありますかとかいう質問が出ました。人工芝につきましては、日本ソフトボール協会がやるという話は聞いていますが、確定できていないというのが実情です。酒井さんの言うように、緊急を要するかどうかというようなことは、委員会としては、そういうことは議論しませんでした。

外装、ペンキばかりじゃないかどうか、それは私にはわかりませんが、外装を直すというので、持ち主が自分の施設の傷んでいるところを直して、そして、それを渡したばかりだから、早い時期に直してやって、そして上手に使わせてやろうというような考え方で、次の人に譲ってもいいかもしれませんが、今、渡したばかりのときに汚いのをさらしておくよりも、きれいにしてやろうというような意味で、緊急性がないといっても、緊急のような形で取り組んだと私は理解しました。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問、いいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

この平成20年度伊豆市一般会計予算書、これは私のためにつくられたような予算書ですね。新しい庁舎を建てる、駅前整備計画、私は、これは何百億円かかるのかなと思っているんですよ。皆さん、伊豆市の借金、幾らあると思っていますか。265億円ですか。企画部長は、締めてみなければわからないと言っているんですよ。今の社会で、このコンピューター時代に、締めてみなければわからない数字なんてあるんですか。会社の経営者がたくさんいらっしゃる。

〔「質問に入ろう」と言う人あり〕

10番（森 良雄君） 質問じゃないんだ、討論だよ、酒井さん。

皆さんの会社、自分のところの借金が今現在幾らあるかわからないで経営しているんですか。借金、いつまでに支払うのかわからないとも言っているんです。これが伊豆市の経営の実態なんだ。私は、借金は270億円超えているんじゃないかと思う。皆さん、一人一人70万円以上の借金をしょっているんですよ。合併、北の町と合併をしたいという方もたくさんいらっしゃるが、私たちは、旧大仁町からケッチンを食べたんではありませんか。なぜです

か。借金が多いからじゃないんですか。財務内容が悪いからなんです。私は、昨年8月に決算カードを見せてもらった。そのときの公債費比率は20%を超えているんだ。もっともすぐに森さん差しかえてくださいという意見が寄せられて、16%に直りましたが、その16%の真義の説明もない。そういう中で、新庁舎を建設したい。私がここで、駅前整備はあそこへ駅ビルを建てようとしているんだと、既に6,500万円も準備につき込まれるんだ、いかに私の言っていることの信憑性が高いかですよ。準備だけで6,500万円だ。飯田宣夫さん、何ですか。はっきり言ってください。

〔「根拠がねえだ」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) 根拠じゃない。既に6,500万円も使われようとしているんだ。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) では、なおさら6,500万円の内容は何なんですかということなんです。

〔「知らねえじゃん」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) 説明されましたか。

〔「全然知らねえ」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) 何も答えてないじゃないですか、正志さん。何も答えてない。何も決まっていないで、なぜ6,500万円も使うんですか。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) なぜ必要なんですか。私はそれを皆さんに訴えたい。いいですか。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) 飯田正志さん、しっかり聞きなさい。

伊豆市の人口は、新庁舎を建てるのに、計画のための人口は3万7,500人を予定しているんじゃないですか。10年後の伊豆市の人口は、何人になるんですか。私は、3万3,000人を割ると思っていますよ。伊豆市の財政規模の10年後は、どのぐらいになりますか。私は、限りなく100億円に近づくとと思っています。近づくであろうと思っています。下手すると100億円を割る。人口3万3,000人で幾らの税収があるか。交付金が幾ら予定されるか。何も考えられないまま人口は3万7,500人を想定して、恐らく予算規模も考えずに、たとえ特例債であろうと、3割の自己資金は必要なんだ。だれがそれを負担するんですか。私たちじゃないんだ。10年後、20年後、借金の償還は30年近くかかるんでしょう。要は、今の若い人たちが借金を負担せざるを得ないということなんですよ。

〔「みんなわかっているよ、そのことは」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) わかっているも、やるんですか、酒井さん。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) わかっているも、新庁舎をつくれますか。駅前整備に6,500万円も使いますか。何をつくるかわからないままやろうとしているんですよ。

皆さん、静岡市など5市町、公費率50%以上。伊豆市は22.5%なんです。伊豆市の人件費は、20億円超えているんじゃないかと思えますけれどもね。このうち何%が職員互助会へ支出されているのか。皆さん、わかりますか。何もわからないまま、この予算書を承認するんですか。

今いろいろな不規則発言がありましたけれども、大変おもしろい、皆さんがどういう観点に立ってご発言をしたか。じっくり今後見させていただきたい。皆さんの良識を信じて、反対討論を終わらせていただきます。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

11番、古見梅子議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 11番、古見です。

議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計の総予算は、合併して初めて140億円を切り、139億5,600万円で、前年度より12億6,100万円の減となったことや、また市債発行額を8億2,250万円とし、借入金残高を平成20年度末には147億円になる見通しとなったことは、適正財政規模に向かって予算編成された努力がうかがわれます。過去4年間、合併して各種事業が展開され、平成20年度にはさらに具体的に、「人あったか まちいきいき 自然つやつや・伊豆市」の実現に向かって改革が進められることが予算説明の中から感じられ、期待しております。

また、天城温泉会館への繰出金が5,300万円となり、初めて5,000万円を超える予算計上がされ、早急な答申を受けての検討をお願いするところです。

また、2市による広域処理施設整備事業の推進に当たって、担当課を中心に、2市による行政、市民が一体となり、協働して進め前進できるよう努めてほしいものです。

また、新庁舎建設は大賛成であります。測量設計費が600万円計上され、基本方針の概要の説明を受けました。説明資料については大変わかりやすく、職員の作成であり、積極的に職員の能力を生かし、企画、計画をし、市民に情報公開し、市民の理解を得られるよう努力を願います。建設には多額の費用を要する事業に、どう財源を捻出するか十分検討し、将来にツケを残さないよう平成20年度予算が無駄なく執行され、着実に改革が進められるようお願い、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 次に、反対討論、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について、反対討論を行います。

どのようなことを予算で反映しようとしたのか、市長の施政方針で、ある程度理解できたことといえば、農業振興対策、林業対策でした。新たなニーズにこたえてということは、このことを指しているのでしょうか。農業、林業対策は、中山間地の伊豆市にとっては重要な取

り組みですが、政策の充実ということも施政方針で述べられておりましたけれども、何を充実した予算でしょうか。さまざまなことを委員会等で聞きましたけれども、全体として聞こえてくるのは、前年対比何%削減ということです。

貧困と格差が進んで、労働者、高齢者、農民、中小企業者など、ありとあらゆる層の暮らしと営業は、さらに深刻さが日本じゅうに広がっております。伊豆市民も同様です。税源移譲や定率減税廃止がなされても、住民税が前年対比マイナスという予算について、市民の暮らしが深刻になっていると見なかったのでしょうか。その対策として、総括資料の中で、市当局は社会基盤整備というのが聞こえてきましたが、社会基盤整備も必要でしょうが、それだけでは全くわかりません。市民の暮らしをどう予測して、それにどのような対策を立てたのか、伊豆市の足元、市民の暮らしがどうなっているのか、それに対してどうするのか。市民の暮らしを正確に把握するシステムがないならば、政府発表や情報を収集している組織などへのアンテナを高くして、推測する努力を私はすべきだと思います。言うばかりで、何も私がやれやれと言うんなら、それは市当局、市長に対して失礼に当たりますので、2つ述べたいと思います。

1つは、野村證券が発表した家計と子育て費用調査によりますと、子育て関連費用が家計支出に占める割合、エンジェル係数とっておりますが、これが26.6%となって、1991年以来過去最低を記録しております。子供1人当たりの平均支出月額は、2005年と比較すると、年収1,000万円以上では6,000円増加する一方、年収300万円未満では8,000円減って、年収による格差が広がっております。

もう一つ、これは総務省が最近発表した家計調査によりますと、エンジェル係数、消費支出に占める食料費の割合は、30歳未満の世帯で0.5ポイント上昇、30歳から39歳の世帯で0.2ポイント上昇、若い世代の中での生活が苦しくなっているという状況が、私が調べた中で出てきました。

住みなれた地域で、安心して暮らし続けたいという市民の願いにこたえるために、とりわけ定率減税の廃止、医療負担の増大など、社会的弱者への経済的しわ寄せが進む中で、人間らしい尊厳のある生活を保障しようという予算が見当たりません。一つの成果として、国の通達に基づいて妊産婦健診の公費負担を2回から5回にふやしました。国の通達にまだ応じない自治体があるという意味では評価をいたします。

昨日、去年お子さんが誕生して、2人になった20歳のお母さんから、この件について情報を得たようですが、もう1年早くしてくれればよかったのにと残念がっていましたが、表情はにこやかでした。伊豆市が少しでも子育てに注目しているというふうに感じたのでしょう。ただし、なぜ子供が病気になったときに、500円を市で面倒見てくれないのでしょうか。風邪をこじらせて、下の子は入院しました。医療費が大変でしたという話も聞きました。市は、無料化すると、緊急性もないのに病院に行くからだめだということをお話ししますと、だれでも子供の健康を気にしているから病院に連れていくのに、そんなに私は病院に連れて

いく時間をつくるほど暇ではありませんという答えが返ってきました。今度は、市の考えにあきれ果てていました。

さて、1人の議員の反対もなく、500円の自己負担を公費の議決にはこたえられないとした市の言い分を市民に公表することを求めます。乳幼児の医療費の窓口負担が3割から2割になり、それによって市の負担が減った分をそちらに回せば済む程度の予算です。少子化で大変と口では言うが、子供が減ってもさほど気にしていない、市民を疑いの目で見える姿勢には、本当に私はあきれます。こども課を設置したことは評価していますが、魂が入らないような子ども課にならないように願うものです。

限界集落問題や農業後継者問題などが一般質問で取り上げられましたが、子供への財政支援は、未来の伊豆市への貴重な投資です。幾つか修善寺小学校の体育館及び天城中学校の屋内運動場の設計費が委託されて、準備が進んでおります。そういうことは評価をいたしますが、学校の消耗品がまたもや切られております。教育にとって必要なプリントが、教育現場では子供たちにわかりやすくするためにカラープリントしたいが、白黒にしているという教師の声がありました。無駄をなくさなければなりません、そこまで切り詰めていいのでしょうか。

地域を活性化するための政策の一つは、観光政策です。あるのは総合計画だけ。3カ年、5カ年計画などを立てて、それに向かってことしは何をするのかのその積み重ねで、観光立市を掲げるにふさわしい具体的な政策をことしも求めます。

地産地消、医療費対策にもつながる温泉を利用した健康づくりなど個々の予算はあるものの、部、課をまたいだ連携した予算を組んだのでしょうか。縦割り行政ではなくて、フラット化とは言うものの、4つの常任委員会を私は傍聴して、そういう説明は一切聞かれませんでした。

最後に、何度でも繰り返し要求いたします。あなたたちの説明で、市民生活がどうなるのかわかるのでしょうか。何億円、何千万円、何百万円という数字がありますが、その奥には市民の生活があることを忘れないでほしい。せめて各部、課で重要視している取り組みについては、対前年対比なぜふえたのか、減ったのか、説明をしてほしい。それが詳細説明です。ふえました、減りましただけでは、これは詳細説明ではありません。

以上で反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

9番、飯田正志議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

歳入については、地方交付税が46億7,000万円など、交付税に依存することの多い我が市において、国や県からの交付金が不安定な状況の中、予算を組むことの難しさは大変なもの

だったと思います。しかしながら、安心・安全な生活を提供するためには、必要なところには、予算をつけていかなければならないと思っております。

歳出については、後期高齢者医療特別会計が20年度から始まり、2,248万円の繰り出しがなされているほか、民生費が31億5,500万円と歳出の22%を占めていることなどを置いては、おおむね前年度を下回っている予算となっています。しかしながら、職員の努力によって前年度に変わらぬ市政運営がなされることを希望いたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論、2番、鈴木基文議員。

〔2番 鈴木基文君登壇〕

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。

平成20年度の一般会計予算に対する賛成討論を行います。

国・県とも非常に苦しい運営を余儀なくされています。伊豆市でも20年度一般会計予算は139億と、毎年毎年減少されてきている予算の中で、非常に苦労されながら立てられたなというふうに思っております。特に全国的な地方経済の疲弊や人口の減少などで、最も改善しなければならないと思われる市債も減少しております。ただ、問題としては、市民の福祉向上や産業育成など、市民が豊かな生活ができるような施策については、もっともっと進めていく必要があると思っております。しかし、各委員会でも審議が行われ、市のほうも前向きに取り組まれるというふうに理解されました。行政、議会、市民が一層頑張る伊豆市をよくしていこうという、より積極的な取り組み体制づくりを期待しながらではありますが、この予算案に賛成いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第17号 平成20年度伊豆市一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

10分休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第8、議案第18号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計

予算から日程第20、議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの13議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第18号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

当局からの補足説明に続き質疑を行った結果であります。委員より、制度の改正による高齢者に係る税の負担についての質問に対し、税の負担については、今まで国保税がかかっていましたが、今度は後期高齢者の保険料が高齢者一人一人にかかります。所得割と均等割でかかるということで、所得がある人は、限度50万円という中で納めていただくこととなりますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第20号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計予算について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

補足説明はなく、質疑を行った結果、委員より、この会計は1カ月分で終わる予算かとの質問に対し、3月診療1カ月分ですが、申請に基づいて支払いをする高額医療とか、マッサージ等の支給費は、若干申請月が変わって出てくるケースがあるので、1.5カ月とか、2カ月という余分を見てあります。また、診療分に基づいて出てきたものを私どものほうで審査するというので、時間的に若干ずれております。そのため、支給費、高額医療等については、3カ月程度の余分を見ていますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第21号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、歳入2億9,920万円は、どのようにして出た金額かとの質問に対し、この金額は、静岡県との広域連合で今年度の所得状況をもとに試算をして、市町ごとに出してきた数字

ですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第22号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第23号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計予算について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、113ページ、20 - 41、成年後見市長申立審判請求費が約169万円計上されているが、どのような活用をしているのかとの問いに、市長申し立ては、3名分予算計上しています。現在2名いて、そのうちの1名は弁護士が保佐人に、もう1名は社会福祉士が後見人になっています。あと1名は、調査官の調査が始まるので、早ければ今年度中にも後見がつくと思えますとの答弁がありました。

次に、109ページ、13 - 46、生活機能評価事業委託料。一定の年齢に達した方が、全員調査の対象になるということですかとの問いに、今年度と同じように、基本チェックリストについては、来年度も65歳以上で介護保険の認定を受けない方については、原則として全員に通知をしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第23号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） それでは、議案第27号、議案第28号の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第27号 平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

205ページ、会館使用料、市民の利用が非常にふえているということですが、どのくらいふえたのですかとの問いに、合併当時の16年度は、市民の利用率は30%台でしたが、現在では約45%となっています。

なお、ここでの市民とは、伊豆市に土地等を所有している固定資産税の納税者の方も含んでいます。

レストラン費が減ってきている要因は何かとの問いに、会館利用者のレストランの利用が以前に比べて非常に落ちています。完全な食事をされる方は減り、日中お酒を飲む場所がないので、お酒を飲まれる方の利用はありますとの答弁でした。

会館の地主から土地を買ってもらいたいという話は、その後どのようなようになったのかの問いに、これから話をしていく予定です。ただ、借地契約が平成21年3月までとなっていますので、20年度中に方向性を出したいと考えていますとの答弁でした。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第27号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算について報告いたします。

主な質疑として、一般会計からの繰出金が非常に多いこの施設ですが、具体的な計画を考えていますかとの問いに、具体的ということになると、まだ日程、スケジュール等はありませんが、規模がもう少し小さければ弾力的な運用ができると思いますが、1億円の予算の中で、5,500万円あたりを一般会計から繰り入れている状況ですので、抜本的な方策が必要であり、補助金絡みもあるので、その点を含めて検討していきたい。経営という形にするか、図書館とか、また生きプラのような位置づけをするかとの論議も含めて、特別会計をなくすであるとか、会計間の繰出金をふやさないような形をとるとか、そのあたりを決めていきたいとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号、議案第30号の6件の予算の審議結果につきまして、審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

まず初めに、議案第19号 平成20年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算について、主な審査の経過と結果について報告をいたします。

当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。質疑に対する質疑はありませんでした。引き続き、討論、採決を行った結果、付託されました議案第19号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算についてですが、当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑であります。委員より、土肥八木沢地区の計画があるようだが、現在の水道はどうなるのかとの質疑に対しまして、地下水はとめていただくということで、連合区と話し合いができていますとの答弁がありました。

次に、委員より、水源は見つかりましたかとの質疑に対しまして、八木沢地区、小下田地

区のボーリング調査を行いました。八木沢はいい水脈に当たっています。小下田は、2回の調査では水脈に当たっていません。3回目を現在の井戸の近くで試験掘削を行います。小下田にいい水脈がなかった場合は、八木沢のほうから水をポンプアップする方法もとられるとの答弁がありました。

さらに、委員より、八木沢・小下田基本実施計画業務委託料2,000万円は、内容的にどこまで委託するのかとの質疑に対しまして、現状の配管等の調査、井戸から各家庭に供給する実施設計を20年度に実施して、起債対象事業となると思いますが、財源が許されれば、21年度実施で考えていますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第24号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計予算についてであります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑であります。まず委員より、無利子貸付制度の状況についての質疑に対しまして、19年度では実績がありませんでしたので、20年度は計上を見合わせています。制度は5年間存続ですので、要望があれば補正で対応しますとの答弁がありました。

次に、委員より、料金の市内一本化は、金額のめどはとの質疑に対しまして、20年度に計画して承認をいただき、21年度に施行、下水道は一本化されると思いますが、まだ具体的な金額はありませんとの答弁がありました。

さらに、委員より、旧湯ヶ島地区の下地区、青羽根・月ヶ瀬も広域へ持っていくようになるのか、予定はとの質疑に対しまして、流域総合計画を県が持っていて、現在修善寺しか入っていません。合併当初、湯ヶ島地区を取り入れてということで、伊豆の国市、函南町には内諾を得ております。県の流域総合計画のテーブルにのらないとできませんが、来年の見直しに計画を入れるように準備を進めております。大平地区が7年かかりますし、延びますので、10年を超えますと思いますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第25号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算であります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

特に議案に対する質疑はありませんでしたが、委員より、冷川地区は、加入可能な家はすべて加入している状況ですかとの確認に対しまして、そのとおりで、加入可能な家は、すべて加入していますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第26号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成20年度伊豆市上水道事業会計予算についてであります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

まず、委員より、新八幡配水池が予算的にも多くかかりますので、説明をしてくださいとの質疑に対しましては、当初テニスコートを予定しておりましたが、テニスコートのやや上、グラウンドと山手スピュチュラルホテルの間のY字路になった空き地に計画しております。1,000トンのPC造で計画しています。1,000トンの根拠ですが、水道認可の基準、12時間、消火栓・防火水槽を考慮したボリュームが1,000トンです。接続工事は、ダクティル鑄鉄管の300ミリを予定し、各家庭に供給するのに約2,470メートルの布設をする必要があり、これらの費用を合わせて4億5,400万円を、PC造ですので、工事管理も委託800万円を予定し、新八幡配水池に合計4億6,200万円を計画しております。20年度に実施し、20年度中に供用開始ですとの答弁がありました。

次に、委員より、企業債の償還は何年ぐらいかとの質疑に対しまして、政府資金、公営企業金融公庫、5年据え置き30年償還ないし25年償還となります。充当先によって変わりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、料金統合はいつか、土肥は何年ぐらい1市2制度でいくのかとの質疑に対しましては、今、検討しております。土肥については一遍に一緒にはできませんが、3町はおおむね統一料金にできると思います。20年度に審議いただいて、21年度から実施となります。土肥は毎年上げるわけにもいきませんので、3年ごとに3回ぐらいで一緒にしたいと思っておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、八木沢・小下田地区は、移管が済んだ時点で全市統一料金にしていただかないかという意見がありました。基本的な考えは、新規の簡易水道事業ですので、市としては提案しますが、審議の過程でさまざまな意見があると思います。時期が来ましたら審議をお願いしますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第29号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算についてであります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

まず、委員より、20年度の資金計画の中で、前年度決算と当年度予算に開きがあるわけはとの質疑に対しまして、昨年は中村のポンプ施設を総入れかえたため、昨年の4条事業費は大きくなっております。今年度は通常のポンプ入れかえ、老朽管の埋設を計画しておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、石綿セメント管の取りかえは、漏水が多いため、弱いから取りかえるのかとの質疑に対しまして、弱いことと保温力でして、フジパイプですと、スケールが非常につきにくいですし、石綿セメント管を取りかえますと、内側が半分ぐらいになっていることの対策にもなります。一度にはできませんので、ことしは200メートル、来年は何百メートルと順次取りかえをしていきます。耐熱管のフジパイプは、200ミリですと、メートル当たり16万円します。200メートルで3,200万円となりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、全体で石綿セメント管は何メートルありますかとの質疑に対して、全体の5,742メートルのうち3,790メートルが石綿セメント管ですとの答弁がありました。

このほかに、委員から、組合化に向けた幾つかの意見も出され、当局から合併4年でさまざまな検討課題もあり、なかなか難しいとの見解が述べられました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第30号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号、議案第30号の6件の特別会計及び企業会計に関する審査の経過と結果につきましての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時48分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第18号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの質疑、討論を行います。

これより、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

20番、小野忠宏議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 質問を1つさせていただきます。

20番、小野でございます。

議案第30号ですね。一番最後。平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算、委員会の中で、これは、民営化とか何かというような話がなかったかどうかということを知りたいということだけでございます。何か内容的には、温泉事業はまあまあの内容になっているようでございますけれども、そういうときであればこそ、今の時代であればこそ、温泉に関しては修善寺地区でも、天城湯ヶ島地区でもどこでもあるわけでございますので、一貫した考え方で民営化のほうがいいのかなと私は思ったりする立場で、そういう議論はなかったかどうかと、こういうようなことを委員長さんに質問させていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） ただいま小野議員さんのほうから温泉事業に関するご質問があったわけですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、20年度予算とは別に、この温泉事業のことにつきましては、土木水道委員会とも合併当初から将来にわたってはやはり組合化するとか、そういう土肥地区、今は中伊豆地区に抱えている温泉事業は、やはり市が直営でやっているのは、いかななものかという意見はずっと出ておりましたけれども、今回も、先ほどの報告のとおり、一部そういう話も出ます。それは、先ほどの報告の中で、これからの検討課題ということで、当然これから議論していかなければならない問題だというふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論から行います。

反対討論、議案第22号、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第22号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算案に対して反対討論を行います。

制度そのものを議論する議案ではないことは承知しております。しかしながら、保険料を年金から天引きされる高齢者にとっては、今までどおり必要な医療を受ける権利があります。ほとんどは国の政策によるのですから、市長が悪いとか、担当が悪いとかという考えは毛頭ありません。

総括質疑の中で、市当局は、今までどおりの医療が受けられるとの答弁でした。厚生労働省の資料を読む限り、そのような答弁になるのもいたし方ないのかなというふうに思いました。担当課長から資料をいただきましたが、差別医療が始まるが、私の結論です。

糖尿病、高血圧、高脂血症などが対象の75歳以上の後期高齢者の診療料は、診察料、検査、レントゲン、処置、すべてを含んで1カ月6,000円の定額制をとっております。しかしながら、74歳以下の高齢者の医療費は、診察料は1カ月1回につき3,830円。ただし、検査、レントゲン、処置は別枠の出来高制です。具体的に違いはどうなるのか。74歳以下の方が月2回診察を受けたら7,860円になります。それだけで、75歳以上の診察料6,000円を上回ってしまいます。繰り返しますが、この6,000円には、検査、レントゲン、処置が含まれています。幾ら検査をやっても、病院に支払われる金額は6,000円です。したがって、検査やレントゲンをやればやるほど病院の持ち出しとなり、必要な医療が受けられなくなります。

宙に浮いた年金で、厚生労働省はまともに国民に払いもせず、年金からしっかりと取り

立てるだけはどんどん進めていく。差別医療制度、後期高齢者制度を中止・廃止すること。
したがって、この特別会計を認めることはできません。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

私は、議案第22号に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成20年4月施行となります後期高齢者医療保険制度につきましては、国民皆保険制度の維持のため取り組まれております一連の医療制度改革に伴うものであります。その概要は、75歳以上の高齢者に係る医療費についての公費が50%、国民負担50%として実施されるものであります。医療費の患者負担につきましては、従前の老人保健医療制度を引き継ぐものとなっております。

ご承知のように、国民医療費は年々ふえ続けておりますし、しかし医療を受けるために、医療保険制度は今後も維持していかなければなりません。国民全体で負担を分かち合うという相互扶助の考えなしには、国民皆保険制度の維持はできないものと私は思っております。今回導入の後期高齢者保険制度につきましては、国民の負担50%のうち、その10%を加入者たる高齢者に負担を求めるものであります。国民健康保険と同様に低所得者の対策が講じられておりますし、また社会保険の扶養であった加入者に対しましては、激変緩和措置として、2年間保険料を半額とするものという措置もとられたものであります。

本予算につきましては、国民皆保険制度の維持の国の施策に基づきまして、静岡県後期高齢者医療広域連合で実施される事業に伴いまして、伊豆市におきましても、事務手続に要する経費並びに保険料の徴収、支出するものを計上したものでありますので、適当であると賛成の立場で討論いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

まず、議案第18号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成20年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成20年度伊豆市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。1時に再開いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号～議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第21、議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第27、議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定についてまでの7議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

委員より、職員458名のうち、対象者はどのくらいかとの質問に対し、対象は育児にかけるといふことで、女性だけでなく男性も対象となるので、全職員と言えます。来年、育児休業に入る職員は12名ほどおります。本当にそれが養育にかけるといふ時間なのかどうかということをおわせて審査した上で、市長の承認を得てとることができるということですのでの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第32号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号 伊豆市後期高齢者医療条例の制定について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

委員より、218ページ、保険料の納期が第1期8月15日からというのはなぜかとの質問に対し、これは普通徴収としての納期で、国保と同じように前年度所得が確定するのが6月過

ぎです。それに基づいて税率を掛け算定するので、早くても7月にならないと年間の税額が決まらないということで、8月分からという形になります。特別徴収については仮徴収があり、実際には4月から2カ月に1度の年金の支給にあわせ引き落としがされる形になっていますが、普通徴収に関しては、8月からの納期の数があれば可能ということで、仮徴収の部分はない形になっていますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第37号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

当局からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員より、65歳未満、65歳から69歳、70歳から74歳、75歳以上の4段階の人口比率はどのくらいかとの質問に対し、20年1月末の数字で、65歳から74歳の区分は、一般が2,116人、退職が2,199人、合わせて4,315人です。それから、75歳以上が4,381人ですとの説明がありました。

以上のような審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第39号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第41号 伊豆市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における主なものとしまして、老人控除が廃止され、収入は同じけれども、所得がふえるために本来なら20年度から保険料が増額になるが、それでは大変だから、19年度並みにするという条例提案かとの確認がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第41号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議

長に提出をお願いいたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時10分

議長（堀江昭二君） 会議を開きます。

ただいまから議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定についてまでの質疑、討論を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

議長（堀江昭二君） 議案第36号、議案第47号。

10番（森 良雄君） 一緒にやるということですね。

10番（森 良雄君） はい。10番、森良雄です。

議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について及び議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について質問させていただきます。

議案第36号は215ページ、この条例は、そもそも何のために上程されたのか。おかしいですか。今まで2年と書いてあるわけですね。これをわざわざ3年にするんでしょう。今まで2年で契約したものがあるんですか。単年度で契約しているわけですよ、伊豆市は。それをあえてなぜ3年に契約するんですか。何を対象にして考えておるんですか、まずそれをお聞きしたいですね。

次に、議案第47号、258ページ。

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） 何の質問ですか。

〔「議案に対する質問は終わっているじゃない」と言う人あり〕

10番（森 良雄君） 何ですか、市長さん。言いたいことがあったら、ちゃんと言ってください。議長、ちゃんと言わせてよ。

議案第47号ですね。

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） 今、委員長に対する質問をしているんでしょう。

議案第47号、258ページですね。

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） 委員長さんにお聞きしているんですよ。

議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について、この計画は、そもそも何をし

ようとしているんですか。これでいくと、4年間で約450メートル、幅7メートルにするということなんですけれども、全体計画ではL = 450メートル、幅7メートルになっているんですね。これは、土木の予算書に載っているのと同じところだと思うんですけれども、たしか建設課長は退避場をつくると言っていたと思うんですがね。そうですね。するとL = 450メートルというのは、実質は、この通りは何メートルあるのか。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) 質問じゃないの山下さん。わかっているんですか、あなた、この工事、中身はわかっているんですか。わかっているんでしょう。質疑なしと言っているんですよ、総務委員長は。わかっているいで、皆さん、なぜそれを承認するんですか。その辺答えてください。

以上です。

議長(堀江昭二君) それでは、答弁を願います。

総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長(塩谷尚司君) 森議員の質問にきょうは一度も答えがないので、答えてやりたいんですけれども、議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、また上船原新田辺地総合整備計画の策定については、委員会では質疑がございませんでした。申し添えておきますが、森議員は、この間議案審議のときに、再三質問までして内容を聞いているようですので、森議員はわかっていると私は思うし、また委員の方も皆さんわかっている、この質問がなかったと解釈しております。

以上です。

議長(堀江昭二君) 森議員。

10番(森 良雄君) 私の質問、皆さん本当におわかりになっているんですか。この工事は何メートルの工事なんですか。

〔「ここじゃ関係ねえじゃねえ」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) 関係なくないでしょう、正志さん。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) この計画は何メートルの計画なんですか、総延長。何メートルの中で、何をしようとしているんですか。正志さん、わからないかな。

続いて、議案第47号について、必要性を皆さん感じているんですか、これ。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) どこに必要性があるんですか。必要性ないんですよ。今まで単年度でやっているんだから。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) 何をやっているんですか、古見さん。

〔「議事進行、委員長報告に対する質問だろう」と言う人あり〕

10番（森 良雄君） 委員長に質問しているんです、私は。何のためにこれは3年にするんですかと聞いているんですよ。

以上です。

議長（堀江昭二君） 総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

総務委員長（塩谷尚司君） 総務委員会では、質疑はございませんでした。

議長（堀江昭二君） それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論に入りますが、討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について反対討論をいたします。

皆さん、今まで単年度契約でやったものをなぜ3年度の長期継続契約をするんですか。ご承知の上で、この条例を認めるんですか。既に企画部長の説明で、この対象としているのは、ごみの収集業務ですね。今まで随意契約で行われている。よろしいですか。今どき、長期及び高額の随意契約が合法的であるというのが、ここ1年で大きく考え方が変わっているんです。国土交通省の契約をごらんください。今まで随意契約をやっていたのは、できるものからどんどん入札に変更している。自衛隊の装備品の調達でさえ、随意契約から入札に変えようとしている。時代は大きく変わっているんですよ。我が伊豆市は、これから3年の長期継続契約を随意契約でやろうとしているんだ。皆さん、そういうことを認めますか。結果をごらんください。4月になればわかる。結果はわかっているんだ。それを皆さんは、今認めようとしているんですね。

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） 何ですか、木村議員。まだ決まっていないんですか。議決するんでしょう、木村議員。

随意契約のあり方が今大きく変わろうとしているんです。それをあえて3年の長期でやろうとしているんです。そして、このごみ収集業務、よろしいですか、独占的な受注なんですよ。新規参入は不可能です。それを皆さんは、これから認めるかどうかと決めるんです。私は絶対に容認することはできません。

続いて、議案第47号、上船原新田の計画について、計画はいいですよ、道路をつくりたいなら。ただ、中身は何なんですか。説明できないんじゃないですか。審議しているんですか。不十分な審議のまま認めるんですか。説明できるようにしてからやりませんか。私は、そこを言いたい。説明できるんだったら、説明してください。何メートルの工事なんだ、この道路は。4カ所を転々と拡幅するのか。何も説明できないじゃないですか。まじめにやりまし

ようよ。

以上、終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

議案第36号について、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

我々議員は、委員会の審査についての報告だけを材料にして討論するものではありません。当局の説明及び総括質疑、それを全部ひっくるめて我々はどう判断するのか、そういう立場に立って私は討論を行います。

第2条の（2）継続的な役務の提供を受ける必要がある業務の契約期間の上限を2年以内から3年以内にするのが今回の提案の中心であると理解しました。くれぐれも我々確認する必要があるのは、2年契約を3年契約にしたいという提案ではない。以内ということやっているわけですから、状況によっては、1年で契約をする場合もあり得るでしょう。

〔「詭弁だな」と言う人あり〕

26番（木村建一君） 詭弁かどうかはあなた自身の考え方でございますが、そういうふうに見るのではなくて、今回の提案自体が、2年以内から3年にしたいところをしっかりと受けとめてやる必要があるんじゃないかなというふうに私は思います。競争原理だけを見るならば、今までどおり更新年数を短くすれば、その契約金額は安くなる可能性があります。しかしながら、私は契約金額が安ければ安いほどいいということは、一面的だと判断しております。

どういう業務がこれに当たるのか、企画部長が例に挙げたごみ収集運搬の委託契約を考えると、人件費、車両代、ガソリン代が中心なのに、前年の契約実績の範囲で予定価格を設定したとすると、毎年契約金額は下がります。そのしわ寄せは、賃金を下げない限り営業はできない。住民の税金を使う公共的事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者である伊豆市は、それを保障するための責任を負っております。したがって、契約期間の上限を2年以内から3年以内にすることに賛成します。それは、契約業者が経営努力をする機会を保障する期間が長くなることにつながると考えております。

最後に、余り多く話すと本議案審議から外れますので、詳しくはしませんが、ILO条約、公契約における労働条項に関する条約というのがあります。この条約を原点に契約の問題について、すべての契約です、幾つかの自治体で既に実施している公契約制度を検討し、取り入れることを提案して賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、賛成討論、議案第47号について、古見梅子議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 11番、古見です。

議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について、賛成の立場で討論いたします。

この事業は、農林水産業債の林道債の辺地対策事業債という辺地債を受け、80%交付税措置を受けられる事業であります。すでに平成15年に計画し、16年より19年までの4カ年にわたり既に工事が終わっております。平成20年より23年の4年間に延長450メートル、事業費4,000万円で整備計画を行うものであります。辺地に対しても交通事情をよくし、道路整備ができる方法を有利な辺地債で整備できることは、まことに結構なことであり、地元住民にとっても、企業にとっても安心・安全に通行できることは、住みやすいまちづくりにとっての道路整備と考え、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 伊豆市後期高齢者医療条例の制定について採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 伊豆市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 上船原新田辺地総合整備計画の策定について採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（堀江昭二君） 報告第2号 専決処分の報告についてから発議第5号の意見書の提出まで7件の追加案件が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、本7件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

報告第2号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 追加日程第1、報告第2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第2号 専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償額が決定したため、報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

よろしく願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、報告第2号について補足説明をいたします。

2ページをごらんいただきたいと思います。

これは、道路管理上の交通事故に対しまして、和解、損害賠償額が今会期中に決定をしたものですから、追加議案として、専決をして報告させていただくというものでございます。

まず、損害賠償の額でございます。9万円でございます。

相手方でございます。伊豆の国市の個人の方でございます。発生日時、昨年、19年11月18日午後零時30分ごろということでございます。

3ページ目をごらんいただきながらお願いしたいと思いますが、事故の発生場所でございますけれども、伊豆市小土肥の市道出口平石線でございます。船原峠から小土肥に下る市道でございます。そこを下る途中に、修善寺方面から走行中に路上に落下してしまいました枝及び落石、これに乗り上げて、車両が損傷したというものでございます。車両の全修理代30万円、これに対しまして、当方の過失割合3割、市側が3割、個人、相手方が7割ということで、損害賠償の額9万円ということで和解し、決定したものでございます。

以上、専決処分の報告でございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森良雄議員。

10番（森 良雄君） 過失割合は今ありましたけれども、そもそも原因は何なんでしょうかね、枝や石が落ちたのは。あそこは、枝や石は落ちて当然というようなものだろうと思うんですけれども、そういうところで、これはどうも伊豆の国の方ですけれども、地元の方のように見えますから、あその道路が危険だなというのは、十分承知していると思うんですけれども、自然に枝が落ちて石が落石したのか、それとも前日に雨でも降っていて落ちたのか、また今後対策や何かができるのかできないのか、その辺おわかりでしたらお答えいただ

きたい。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 前日來の何か風で落ちたと聞いておりますが、当面は、危険箇所と思われるところに落石注意の看板を既に設置をして、対応していきたいと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで質疑を終結いたします。

以上で報告は終わります。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第2、議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

萬城の滝キャンプ場に指定管理者制度を導入するため、議案を上程するものであります。

指定管理者となる団体は、中伊豆山葵漬協業組合。指定期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日までであります。

詳細につきましては、観光経済部参事に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、萬城の滝キャンプ場の指定管理の指定についての補足説明をさせていただきます。

まず、指定業者ですが、平成20年2月14日に伊豆市指定管理者審査会が開催され、適格との答申を受けました中伊豆山葵漬協業組合でございます。

中伊豆山葵漬協業組合については、議案の補足説明書に組合の概要が簡単でございますが記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。平成9年4月から組合としてワサビの普及活動や豊かな自然を守る活動を行ってきており、旧中伊豆町時代から萬城の滝キャンプ場の管理の委託を受け、現在に至っているところでございます。これらの実績を踏まえて、公募によらない候補者の選定をさせていただきました。中伊豆山葵漬協業組合と協定書を取り交し、施設の管理運営を委託いたします。

協定書の内容を説明いたしますと、管理運営を委託する施設は、管理棟を初めとしてトイレ施設、バンガロー、炊事棟、バーベキュー棟、体験棟、テントサイト、遊歩道、駐車場です。

指定期間については、平成20年4月から平成23年3月31日までとし、平成23年4月1日以降は、伊豆市指定管理者審査会による指定管理者の業務実績の評価により検討するものとしております。

業務の内容でございますが、伊豆市萬城の滝キャンプ場条例及び施行規則で規定してある範囲で行い、施設利用や申し込み方法についても違反することはできません。また、料金につきましても、今までより高く設定することもできないことになっております。仮に違反した場合には、指定の取り消しの条項を協定書の中に規定してございます。

指定期間中は、事業の計画書及び予算書の提出を義務づけており、毎年度終了後は2カ月以内に事業報告書と決算書を提出し、必要に応じて報告や現地調査の立ち会いを義務づける内容でございます。

施設の備品については、萬城の滝キャンプ場の備品を使用することとなりますが、伊豆市物品管理規則によって管理することとなります。施設の維持補修は、30万円以下の改修は指定管理者が行うこととし、施設、備品、物品を破損した場合には原状に回復して、任期満了後も原状に回復する規定が協定書に明記してございます。

帳簿の整備につきましても、業務日誌の整備のほか、利用状況や現金出納簿の整備も義務づけ、必要なときは提出させるものであります。

施設管理委託料については、例年30万円程度の管理料でございましたが、20年度以降は一切要らないとする計画です。指定管理料は、利用料金を充当する計画で、逆に収益が出た場合については、その一部を一般会計に繰り入れる内容であります。

なお、指定管理料は、利用料金をもって充当すると説明しましたけれども、この内容につきましては、利用料金の19年度の見込みでいいますと、320万円でございますが、指定管理者は、まず借地料103万6,000円、電気料45万円を初め施設運営費として約200万円が予定されております。残りの120万円につきましては、施設の受付事務及びバンガロー、テントエリア等の清掃管理2名の賃金となっております。

個人情報保護条例など伊豆市が市民や利用者にもみずから運営するのと同様か、それ以上のサービスを提供すること、条例等を遵守することを条件に付しての指定でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森良雄議員。

10番（森 良雄君） 質問というよりも確認させてもらいたいんですけども、指定管理

料は払わないんですかね。それでやっていけるのかなと。当然人件費も向こう持ちと、その辺、私の聞き違いかどうなのか確認させてください。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 先ほども言いましたとおり、20年度以降は、管理料はございません。ただし、指定管理料は、利用料金をもって充当するというので、先ほど説明したとおりでございます。

議長（堀江昭二君） よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。これで終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）を議案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第3、発議第1号 伊豆市議会委員会条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、飯田正志議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志。

発議第1号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を説明します。

本件につきましては、本定例会に上程された機構改革に伴う伊豆市事務分掌条例の一部改

正に付随して、常任委員会所轄事務の一部を変更するものであります。

変更の内容は、伊豆市議会委員会条例第2条、常任委員会の名称及び委員会定数並びにその所管と議会運営委員会の委員定数のうち第4号、土木水道委員会の所管である「土木部」の名称を「建設部」に改めるものです。

以上、機構改革に伴います条例改正理由について説明いたしましたとおりでありますので、本議案について、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

本案について、質疑、討論を省略し、採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議ありませんので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

発議第1号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第4、発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、鍵山堅一議員。

〔13番 鍵山堅一君登壇〕

13番（鍵山堅一君） 発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について。

現在、非常に厳しい状況になっていると。こういう中で、道路の特定財源の暫定税率を維持したい、こういうことをございます。

道路特定財源の確保に関する意見書。

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9

千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では直接的な影響額で2億7千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、本市道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月14日。静岡県伊豆市議会。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では、反対討論からお願いします。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 道路特定財源の確保に関する意見書について反対討論をいたします。

第1に指摘したいのは、政府は道路特定財源と暫定税率がなくなると、今提案理由の中にもありましたが、地方の道路財源がなくなって、必要な道路がつかれなくなると宣伝しています。道路特定財源の制度をなくすと、本当に必要な道路もつかれなくなるのでしょうか。特定財源制度を廃止したとしても、道路整備に税金が使えなくなるわけではありません。本当に必要で整備が急がれる道路であれば、一般財源である税金を使えばいいのです。他の用途と比較して、どちらがより重要で緊急性があるかは、住民や地方自治体が判断することです。

政府・与党がガソリン税などの道路特定財源の税率を引き上げている暫定税率を今後10年間維持する方針をとる根拠にしている道路の中期計画、素案というのがありますが、その中で、市町村の中心部から複数の高次救急医療施設への60分での移動をおおむね達成することを目標の一つに掲げております。しかし、道路はつくったとしても、今、政府がやろうとしているのは、公立病院をどんどんなくすという方針です。病院がなくなってしまったり、救急医療をやめてしまったりすれば、さらに遠くまで道路を延ばさなければならなくなります。道路に税金を使うよりも、病院の維持に使ったほうがいいと住民が判断する場合もあるでし

よう。特定財源のままでは、そういう判断が不可能なのです。

第2に、無駄な道路計画の典型例をお話しします。総額59兆円のうち24兆円、約4割を占めている国際競争力の確保というのがありますが、この中の基幹ネットワークの整備には、拠点的な空港、港湾からインターチェンジへのアクセス改善という項目が含まれております。71カ所の拠点空港、港湾から高速道路のインターチェンジに10分以内にアクセスすることができないところが22カ所あるとして、このうち15カ所について改善を図るとしております。しかし、改善の対象とされる港湾を調べると、今でも8カ所は12分から18分でアクセスは可能です。与党は、12分のところを2分縮めて国際競争力の強化だと、そういうことも含めて59兆円が必要だ。そのために暫定税率維持だと言っているのです。

特定財源のうち、通学路の歩道整備は4%、バリアフリー化も2%に過ぎません。無駄な道路建設をやめれば、通学路の歩道整備など、緊急に必要な道路整備の財源は十分に確保できます。特定財源や暫定税率を大前提にして計画を立てるのではなくて、どの道路がより緊急なのか、きちんと見直すことが必要です。

NHKの世論調査でも、中期計画について「妥当」11%に対して、「妥当でない」は51%と過半数を超えて、道路特定財源の一般財源化も「賛成」42%と、「反対」22%を上回っています。多くの国民が今の政府案についておかしいと思っているのです。

酒税は、アルコール中毒対策の目的税ではなくて、たばこ税も、肺がん対策も目的税ではない。税制は一般財源にするのが基本ではないでしょうか。福祉や教育などには、特定財源はありません。公立病院の統廃合計画や少子化に合わせて教員定数を減らす計画など、削減計画はあっても、長期の整備計画はないのが実態です。

道路財源の狭い枠の中だけで考えるのではなくて、地方財政全体の中で考えるべき問題です。これまでに地方交付税を政府は5兆円以上も減らして、地方財政を困難にしていることを仕方がないではなくて、道路だけにしか使えないという道路特定財源を廃止して、道路にも福祉にも使えるようにすべきだと私は思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について賛成討論をさせていただきます。

ご承知のように、私は、議員として登壇するのは、きょうが最後になるだろうと思います。その中で、ご承知のように、一つぐらい賛成討論をさせてもらおうかなというのが本件なんです。木村議員のおっしゃることは、まさに正論なんです。この道路特定財源、この法律、現状成立するかどうか、どういう内容になるのかどうか、これもはっきり言うと、大変不透明な部分が多いのではないかと思います。私は、ご承知のように、修善寺道路の無料化

を叫んでおります。これは幾ら叫んでも、お金がなければ無料化にできないであろうということも、また皆さんご承知のことだと思えます。この財源を利用して、実際にはいろいろなものに使われていたということには、私は活路を見出したいと思えます。このように闊達な財源がある。それを利用して、修善寺道路の無料化も図れるように、できれば希望したいと思っておりますので、本件の賛成討論をさせていただきました。ありがとうございます。

議長（堀江昭二君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号～発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第5、発議第3号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書の提出についてから追加日程第7、発議第5号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書の提出についてまでの3件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、杉山誠議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

発議第3号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書の提出について説明を申し上げます。

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがあります。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではありません。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところであります。

深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上

げに対して一段と踏み込んだ対策を講じる必要があります。

わが国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層強化をはかるよう、次の事項について強く要望します。

1．中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定。

2．各省庁所管のもと数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。

3．公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること。

4．下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

続きまして、発議第4号「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出について説明申し上げます。

昨年、IPCCが発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしています。

対策の大きな鍵をにぎる温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたCOP13で、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされました。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命があります。

そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道しるべを示すべきです。

石油脱却に向けてカギを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」（仮称）を制定すべきです。

現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望します。

この意見書について補足をさせていただきます。

バイオマスとは、家畜排せつや生ごみ、木くずなどの動植物から発生した再生可能の生物由来の有機性資源のことを言います。いずれは枯渇する石油や石炭などの有限な化石資源と違い、バイオマスは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、農山漁村活性化などの観点から期待が高まっております。温暖で多雨な日本の気象条件や技術力から見ると、バイオマス

の潜在的な資源量は高いと言えます。一方で、後継者不足などによる耕作放棄地の拡大や里山の荒廃など、地域の環境保全が大きな課題になっております。休耕地にバイオ燃料などの原料を作付し、農地を農地として保つことで、いざというときには食糧供給基地を維持できるという土地の活用や森林維持で生じる間伐材の活用は、我が国の農林水産業の新たな領域の開拓や食料安全保障にもつながるといえることが見込まれます。

そして、現在、穀物あるいは食物をバイオエタノールに加工することによって、大きな国際的な食料危機、後進国というか、食料問題を生んでおりますけれども、そのようなことにもしっかりと対策を講じるためにも、食糧供給と競合しない日本独自のバイオ燃料の生産拡大なども、この推進法に盛り込むことを計画しているというところでございます。

続きまして、3点目、発議第5号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書の提出について説明申し上げます。

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画」を策定、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階の取り組みが行われているところです。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されています。今後3年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考えます。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められています。

平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、下記事項について、政府を挙げた取り組みをしていただくよう強く求めます。

1．視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。

2．今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各県毎に整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。

3．デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡充すること。

4．都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上申し上げました3件について、意見書の提出を今回提案させていただきます。よろしく賛同のほどをお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本3意見書について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 提案者の杉山誠議員に質問いたします。

2つあるんですが、1つ目、中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書、この中に具体的な要求項目として、（仮称）中小企業資金繰り円滑化法というのがありますが、ここで言っている中小企業という範囲が、すべての零細も含まれるような法律なのか、それからもう1点は、冒頭を読みますと、いわゆる今原油高で、本当にどこの業者も大変なような状況になっているもので、それに対する対策というのが、この中に入れられるのかどうかということがちょっとわからないものですから、特に原油高対策というのが本当に中小、商店も含めて大変な状況ですから、そういう意味では、これへの支援というか、政府が支援をするということが大事なのかなと思っていますが、その点の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書についてお尋ねします。

ずっと読んでみますと、結局2011年度にやりたいんだけど、なかなか経済的な問題なんかで大変だというふうな状況はわかりました。それに対する対策だと。具体的にお尋ねしたいのは、いろいろと私も勉強してきたんですけども、2001年に電波法が改定されて、自民、民主、公明、社民の各党が賛成して、これは通って行って、それもとで今やっているわけなんですけれども、去年のいろいろな資料を読みますと、家電業界の方々、いわゆる業者自身も2011年にアナログテレビが1,400万台以上残るというふうに予測しているんですね。総務省も、去年の9月に期限までにデジタル放送が届かない世帯が、30万から60万世帯に上るだろうという試算をしているということなんです。そうすると、さまざまな対策というのは、具体的なところでのことでよくわかったんですが、そうすると、もう一つ大事なところは、アナログ放送はこのままずっと11年にすんと切ってしまうと、今言われた繰り返しません、いろいろな問題点が国民の中に出てきて、情報を得る格差が出てきてしまうんじゃないかと思うもので、アナログ放送の終了そのものをやはり終わらせるんじゃなくて、整備をきちっとやっていくということも大事なのかなと思ったものですから、その辺の意見書がこの中に含まれているのかどうかお尋ねいたします。

議長（堀江昭二君） それでは、お答えください。

杉山議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 木村議員の質問にお答えします。

まず最初の中小企業の中に、すべての小規模企業も含まれるかということでございますけれども、ここでは中小企業とうたっておりますけれども、私が見る情報のいろいろな資料の

中には、中小小規模企業とうたわれていまして、家族経営であるとか、そういった個人商店でも中小企業に含まれるということを知っております。

2つ目の原油高対策でございますけれども、これはそもそもが本文にもありますように、原油高で、下請企業であるとか、中小企業が非常に打撃をこうむっているということで、昨年末でしたか、政府に対して申し入れを行ってきておりますけれども、そういうようなことも踏まえまして、具体的な記述の中にはございませんけれども、当然、中小企業の環境整備ということで、原油高に対する取り組みも検討されているということは伺っております。

3点目の情報格差ということで、アナログ放送が終わりになるということで、情報を得られない家庭が出るのではないかとございまして、現在そういった放送機器の製造会社等ともいろいろな対策を考えておりまして、現在では5,000円を切るようなチューナーも開発されているそうでございます。そのようなものをこれから普及していくことによって、今持っているアナログテレビも活用がされていくことと思います。

また、さっきの通信格差、デジタルの電波が届かないところの問題ですけれども、これは非常に大事な問題というか、これから本当に力を入れていかなければならない問題ですので、そういったことを受信できない地域がないようにということも含めて、この意見書の中で要望しているところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑がありますか。いいですか。

それでは、続いて10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書について、質問を2つほどさせていただきます。

まず、低価格入札が横行し、中小企業が今や危機的状況にあると言っても過言ではない、これは伊豆市のことではありませんね。その辺ちょっと確認したいですね。

それから、（仮称）中小企業資金繰り円滑化法の早期策定ということがあるんですけども、これは具体的にどんなことを考えているのか。例えば今問題の新銀行東京みたいなことを考えていると、あれも石原さんに言わせれば、中小企業を救うためにやったんだとおっしゃっているけれども、金融問題というのは大変難しいということの最たる事例ではないかと思うんですけども、その辺お伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） それでは、杉山議員。

1番（杉山 誠君） 最初の低価格入札が伊豆市のことであるかということですが、これは全国的なそういう傾向を踏まえて国に対して提出するものでありまして、伊豆市でそれが行われているか、行われていないかということは、ここでうたっているものではありません。

そして、2点目の中小企業資金繰り円滑化法ですけれども、これは中小企業が多く金融会社から資金を借りて、それが、返済が多額になってやりくりがつかないという状況を打開

するために、政府が信用保証をとりまして、資金を一括してまとめて、それを信用保証協会というようなもので、長期の返済に変換するというような内容でして、そういう制度が今あるんですけども、それを法制化して、しっかりと支援がしていけるようにということになります。

以上です。

議長（堀江昭二君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより分割採決をいたします。

初めに、発議第3号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書の提出について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書の提出について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第1回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には、長時間慎重に審議いただきまして、まことにありがとうございました。
これにて閉会といたします。

閉会 午後 2時23分